

行政相談等窓口一覧



平成 31 年 3 月

総務省

群馬行政監視行政相談センター

行政相談等窓口一覧の発行にあたって

最近の経済・社会情勢は、急激な変化をしており、それに伴って、国民の意識や価値観、行政の対応も複雑・多様化してきています。

こうした中で、様々な相談を受ける側にも、これらに対応した行政機関の窓口一覧が必要と考えられたことから、本冊子「行政相談等窓口一覧」を作成することと致しました。毎年内容を更新してまいりたいと考えております。

この行政相談等窓口一覧は、行政相談委員及び行政相談担当者の参考として御活用いただくため、国、群馬県、市町村、独立行政法人、特殊法人、民間団体等における相談窓口の電話番号、所在地等を相談分野別に収録したものです。

本冊子に収録された相談窓口は、平成31年2月20日現在における、各機関のホームページ等の情報を基に、当センターが掲載したものですので、窓口における相談対応等の詳細については、各機関へ御確認願います。

平成31年3月

群馬行政監視行政相談センター所長 加藤 明雄

表紙写真：前橋地方合同庁舎

目 次

目次	相談内容	関係機関等 掲載ページ
行政手続一 般の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・国の行政への苦情や意見・要望の受付に関する事 ・行政手続、行政不服審査に関する事 ・行政機関等の保有する情報の公開に関する事 ・行政機関等における個人情報の保護に関する事 ・政策評価情報所在に関する事 ・統計、統計調査に関する事 	1
恩給、特別 給付金の相 談	<ul style="list-style-type: none"> ・恩給に関する事 ・特別給付金、特別弔慰金に関する事 	6
選挙の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙制度などに関する事 	8
電波・情報通 信・インター ネット・放送 の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地デジに関する事 ・情報通信、インターネットに関する事 ・テレビ、ラジオの放送に関する事 	9
郵便・郵便貯 金・簡易保険 の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便物・ポスト、郵便貯金、簡易保険に関する事 	15
消防の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び消防団に関する事 	18
災害被害の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、台風・水害、豪雪等の災害被害に関する事 <p>〔実際に、災害に被災されたことを想定し、制度の説明を中心に記載しています。〕</p>	19
東日本大震 災関連の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能による健康被害に関する事 ・農林水産業被害に関する事 ・中小企業等の経営維持に関する事 	42
マイナンバ ーの相談	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー（個人番号、法人番号）に関する事 	43
犯罪被害・ 非行の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団、薬物犯罪、銃器、悪質商法、ストーカー犯 罪等犯罪に関する事 ・刑務所出所者等の雇用に関する事 	45
DV、ハラス メント等に 関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内暴力（DV）に関する事 ・職場におけるハラスメントに関する事 ・ストーカー、痴漢被害に関する事 	51

目 次

目次	相談内容	関係機関等 掲載ページ
交通事故の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故に関する事 ・交通事故の損害賠償に関する事 ・交通事故の保険適用に関する事 	59
証券・金融 商品の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行及び証券取引商品に関する事 ・保険商品に関する事 ・生保、損保保険に関するトラブルに関する事 	70
税金 の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・国税：所得税、法人税、消費税、確定申告、株式等譲渡益課税、利子・配当等課税、相続税、贈与税等の税金に関する事 ・県税：たばこ税、軽油取引税、自動車税、自動車取得税、法人県民税、法人事業税、不動産所得税等の税金に関する事 	85
サラ金・ 多重債務の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・サラ金返済、クレジット返済トラブルに関する事 ・多重債務に関する事 ・貸金業者取立てに関する事 	91
消費者の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・商品先物市場における相場操縦等の不公正取引に係る情報受付、訪問販売、通信販売、電話勧誘、路上、街頭、店舗、その他のトラブルに関する事 ・製品安全、事故情報に関するお問合せに関する事 ・製品安全、事故に関する情報の提供に関する事 ・クレジット、通販、ネット詐欺、マルチ商法、架空請求、商品契約のトラブルに関する事 	98
公益法人等 設立の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人の設立に関する事 ・NPO 法人の設立に関する事 ・社会福祉法人の設立に関する事 	112
人権・いじ めの相談	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護に関する事 ・いじめに関する事 	118
妊娠・出 産・子育て の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する事 ・小児救急に関する事 	123
教育の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・登校拒否、いじめ、学校生活、勉強に関する事 ・発育、障害児童の就学に関する事 	132

目 次

目次	相談内容	関係機関等 掲載ページ
児童福祉に 関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する緊急通報 ・児童の養育、虐待、発達の遅れ、非行等に関する事 ・母子・父子家庭のさまざまな悩みに関する事 	133
健康・医療 の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する事 ・医師、看護師、医療への苦情などに関する事 ・生活環境、衛生に関する事 ・健康保険に関する事 ・精神的な健康に関する事 ・食品衛生・安全に関する事 	135
医療保険・ 年金の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険、国民健康保険に関する事 ・年金記録訂正に関する事 ・年金保険料徴収事務に関する事 ・年金の受付、支給事務手続に関する事 ・年金記録確認、年金支給、年金保険手続に関する事 ・年金基金、拠出型年金、企業年金の指導監督に関する事 	150
高齢者の相 談	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関する事 ・認知症に関する事 	156
障害者の相 談	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に関する事 ・障害者差別に関する事 	163
生活費の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付・給付制度に関する事 ・生活保護に関する事 	167
水源、上水 道・下水道、 電話、電気、 ガスの相談	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業、水道用水供給事業者への指導、監督に関する事 ・水道料金の徴収に関する事 ・水資源の確保に関する事 ・電話、電気、ガスに関する事 	175
生活環境の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物、振動、大気汚染、騒音、振動等公害、清掃等生活環境に関する事 	183
仕事の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の適用・徴収に関する事 ・労働災害・職業疾病の予防に関する事 ・男女雇用機会均等に関する事 ・育児休業・介護休業に関する事 	188
農業の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農に関する事 ・農地に関する事 	197

目 次

目次	相談内容	関係機関等 掲載ページ
中小企業経営の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営に関すること ・事業継承に関すること ・特許等に関すること 	201
土地・建物・住まいの相談	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記のトラブルに関すること ・違法建築、住宅トラブル、マンション管理トラブル、住宅、入居・契約、耐震改修、防災対策に関すること ・マンションの管理、運営全般に関すること 	204
道路の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・道路建設、道路補修、ガードレールの設置、管理・補修、道路設備全般に関すること 	214
交通規制・運送の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制に関すること ・特殊車両通行許可事務に関すること ・信号機設置、横断歩道の設置、道路規制標識の設置、交通違反の取締り、交通安全指導等に関すること ・鉄道、バス、タクシー、貨物運送に関すること ・航空、外航海運、内航海運に関すること 	218
河川の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に関すること 	222
海・港の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・海に関すること ・港湾に関すること 	224
自動車登録・整備等の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の検査登録全般に関すること ・自動車の整備に関すること ・自動車のリコール情報に関すること 	225
海外渡航・滞在、旅行、観光の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・海外安全情報に関すること ・パスポート発行に関すること ・交通機関のトラブルに関すること ・旅行業者のトラブルに関すること 	229
公務員の処遇等の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員の処遇に関すること 	247
公益通報者保護の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護に関すること 	249
外国人の一般相談	<ul style="list-style-type: none"> ・在留する外国人の管理、外国人の強制退去、難民の認定及び外国人登録に関すること ・外国人住民の支援に関すること 	261
法律の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・民事トラブル等に関すること 	270

目 次

目次	相談内容	関係機関等 掲載ページ
士（師）業 関係等の相 談	・弁護士会、司法書士会等士業団体設置の相談窓口 ・薬剤師会、看護協会、助産師会等師業団体設置の相 談窓口	271
各府省等	・各府省（本省等）の所在地、電話番号	280
関東管区行 政評価局管 内事務所等	・関東管区行政評価局、同局管内行政評価事務所・行 政監視行政相談センター等の所在地、電話番号	283
国の出先機 関一覧	・関東甲信越を管轄区域とするブロック機関及び群馬 県内を管轄区域とする府県単位機関等の所在地、電 話番号	285
独立行政法人	・独立行政法人の所在地、電話番号	316
特殊法人	・特殊法人の所在地、電話番号	333
国会	・衆議院、参議院	343
裁判所	・最高裁判所、東京高等裁判所、前橋地方裁判所等の 所在地、電話番号	345
公証役場	・群馬県内公証役場の所在地、電話番号	346
関東甲信越 の都県	・群馬県を初めとする関東甲信越の都県の所在地、電 話番号（代表）	347
群馬県地域 機関	・群馬県地域機関の所在地、電話番号（代表）	348
群馬県内 市町村等	・群馬県内市町村及び広域行政機構の所在地、電話 番号（代表）	364
群馬県警察	・群馬県警察本部及び各警察署の所在地、電話番号 （代表）	367
社会福祉協 議会	・群馬県内社会福祉協議会の所在地、電話番号（代 表）	370
消防本部及 び市町村消 防団所管課	・群馬県内消防本部及び市町村消防団所管課の所在 地、電話番号（代表）	374
〈参考〉	行政相談の対応と記録のポイント	379

行政手続一般の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
行政苦情110番	0570-090110 (全国共通番号)	お近くの総務省行政 相談センターにつな がります。(注)
<p>(相談概要)</p> <p>総務省の行政相談は、みなさんが暮らしていく中で、不便だなど 思うことや、行政の仕事に対する疑問や困りごとを受け付けて、 その解決に取り組む国の制度です。国や独立行政法人の仕事、都 道府県や市町村の仕事で法定受託事務に該当するもの、国の委任 又は補助を受けて行っているなどの国の仕事全般についての苦情 をお聴きします。担当の行政機関が不明の場合、複数の行政機関 にまたがるため、連絡や調整が必要な問題についても、お気軽に ご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとがあるがどこに相談したらよいかわからない。 ・役所の説明や事務の取扱いに納得ができない。 ・制度や仕組みがわからない。 <p>(注)群馬県で電話された場合は、群馬行政監視行政相談セン ターにつながります(受付時間 8:30~17:15(土日祝日及び年 末年始は留守番電話で受付をし、次の平日に対応))。</p>		
総務省 行政管理局行政手続 室	03-5253-5111 (内線5353)	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 5階
<p>(相談概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法第〇条の意味を教えてください。 ・行政手続法の適用範囲について知りたい。 ・意見公募手続等の詳細な内容について教えてください。 <p>など、行政手続法の考え方などについてお問合せがある場合の照 会窓口です(行政手続法、行政不服審査法等を所管)。 ※個別具体の事例については、関係行政機関にご相談ください。</p>		
情報公開・個人情報保護総合案内所		
総務省	03-5253-5175 (直通)	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 2階

行政手続一般の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東管区行政評価局	048-600-2404 (直通)	〒330-9717 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同 庁舎1号館19階
群馬行政監視行政相談センター	027-221-1648 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階
<p>(相談概要)</p> <p>国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人の情報公開や個人情報保護に関する手続きや制度などを案内しています。</p> <p>※個別具体の事例については、関係行政機関にご相談ください。</p> <p>※※行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法に基づく相談を対象としています。個人情報保護法の解釈や制度一般に関する疑問については、個人情報保護委員会にご照会ください。</p>		
個人情報保護法相談ダイヤル		
個人情報保護委員会	03-6457-9849 (直通)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート 西館32階
<p>(相談概要)</p> <p>個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うため、電話による相談窓口を設置しています。</p> <p>※行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法に基づく相談については、総務省（前ページ）にご照会ください。</p> <p>受付時間 平日9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）</p>		

行政手続一般の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
政策評価情報の所在案内窓口		
総務省行政評価局 政策評価課	03-5253-5428 (直通)	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 4階
関東管区行政評価局	048-600-2325 (直通)	〒330-9717 さいたま市中央区1-1 さいたま新都心合同庁 舎1号館19階
群馬行政監視行政相 談センター	027-221-1648 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階
<p>(相談概要)</p> <p>総務省では、「政策評価に関する情報を知りたい」、「政策評価制度について要望がある」という方々のために、身近で問い合わせのできる「政策評価情報の所在案内窓口」を本省行政評価局や各都道府県等にある管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センター（全国51か所）に設けています。</p> <p>この窓口では国が行っている政策評価に関する情報の所在案内を行うとともに、政策評価制度全般に関するお問い合わせやご意見・ご要望を受け付けています。</p> <p>※個別具体の評価結果については、関係行政機関にご相談ください。</p>		
統計相談		
総務省統計図書館	03-5273-1133 (直通)	〒162-8668 東京都新宿区 若松町19-1 総務省第2庁舎1階
<p>(相談概要)</p> <p>総務省統計図書館では、皆様の統計利用のニーズにお応えするため、公的統計データの入手先に関する相談窓口を設けています。来館しての相談はもとより、電話でもお受けしていますので、お気軽にご相談ください。</p> <p>受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:30 (祝日及び年末年始を除く)</p>		

行政手続一般の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
総務省統計局	03-5273-2020 (代表)	〒162-8668 東京都新宿区 若松町19-1 総務省第2庁舎
<p>(相談概要)</p> <p>統計局で実施している調査の結果、公表予定、引用・転載についてのお問合せ等は、こちらにお願いします(電話番号は、直通番号)。</p> <p>国勢調査の問い合わせ先 統計調査部 国勢統計課審査発表係 03-5273-1156</p> <p>国勢調査の実施等に関するお問合せ 統計調査部 国勢統計課企画係 03-5273-1152</p> <p>人口推計の問い合わせ先 統計調査部 国勢統計課人口推計係 03-5273-1009</p> <p>住民基本台帳人口移動報告の問い合わせ先 統計調査部国勢統計課人口移動調査係 03-5273-1157</p> <p>住宅・土地統計調査の実施等の問い合わせ先 統計調査部 国勢統計課住宅・土地調査第一係 03-5273-1154</p> <p>住宅・土地統計調査の結果の問い合わせ先 統計調査部 国勢統計課住宅・土地調査第二係 03-5273-1005</p> <p>家計調査結果等の問合せ先 統計調査部 消費統計課審査発表係 03-5273-1174</p> <p>労働力調査結果等の問合せ先 統計調査部 労働力人口統計室 審査発表第一係 03-5273-1162</p>		
厚生労働省 政策統括官付 参事官付普及相談室	03-5253-1111 (内線 7682・7683)	〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館19階
<p>(相談概要)</p> <p>厚生労働省の統計調査報告書などの統計資料の閲覧や相談を行っていますのでご利用下さい。</p> <p>受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)</p>		

行政手続一般の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県統計課	027-226-2401	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎11階 北側
<p>(相談概要)</p> <p>群馬県統計課では、各種統計情報をインターネットで検索できる「群馬県統計情報提供システム」を公開しています。</p> <p>県庁及び県警各課が担当している統計情報や、毎月発表している、「移動人口」、「景気動向」及び「勤労統計」等の各種速報をごらんになれます。</p>		

恩給、特別給付金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
恩給相談		
総務省 政策統括官 (恩給担当)	03-5273-1400 (恩給電話相談)	〒162-8022 東京都新宿区 若松町19-1 総務省第2庁舎1階
<p>(相談概要)</p> <p>相談電話が集中した場合、回線が限られていることからつながりにくい場合がありますので、しばらくしてからおかけ直してください。</p> <p>受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)</p> <p>※ご相談のときには、恩給証書の記号番号を伺っています。 ※※恩給受給履歴、恩給年額等の個人情報に関することは、電話・メールではお答えできません。なお、文書でご照会いただいた場合はお答えできる情報もありますので、手続きなどについて、電話等でご相談ください。</p>		
群馬県 健康福祉部 国保援護課	026-226-2678 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎15階 南側
<p>(注) 恩給の請求受付等は、364ページから365ページの市町村一覧をご確認の上、お住まいの市町村の恩給・援護担当部署にお尋ねください</p>		
<p>戦没者遺族等への援護（戦傷病者への援護、戦傷病者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給）</p>		
厚生労働省 社会・援護局 援護企画課	03-3595-2235 (直通)	〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館
群馬県 健康福祉部 国保援護課	026-226-2681 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎15階 南側

恩給、特別給付金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(注) 特別給付金、特別弔慰金の請求受付等は、364ページから365ページの市町村一覧をご確認の上、お住まいの市町村の恩給・援護担当部署にお尋ねください。</p>		

選挙の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
総務省 自治行政局選挙部 選挙課	03-5253-5566 (直通)	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 4階
群馬県選挙管理委 員会	027-226-2218 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎9階 南側
(注) 364ページから365ページの市町村一覧をご確認の上、各市町村の選挙管理委員会にお尋ねください		

電波・情報通信・インターネット・放送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
電波の安全性に関するナビダイヤル	0570-021-021	
電波の人体に影響に関するご質問にお答えします。 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~18:30 (祝日及び年末年始を除く)		
総務省 電気通信消費者相談センター	03-5253-5900	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
<p>(相談概要)</p> <p>電話や電子メール等の媒体により、コミュニケーション手段として電話会社やプロバイダーが提供するサービスを利用している際のトラブル等について、電話による御相談を受け付けています。・利用者の皆様と電気通信事業者との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、当該電気通信事業者への連絡や論点の整理等のアドバイスは行いますが、あっせん、仲介、調停を行うことはできませんので、予めご了承下さい。</p> <p>受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>		
総務省 関東総合通信局 総合通信相談所 (情報通信総合窓口)	03-6238-1940	〒102-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階
<p>(相談概要)</p> <p>関東総合通信局業務の総合相談窓口(アマチュア無線・簡易無線局の相談を除く) (電波利用、テレビ・ラジオ、無線、特定信書便事業等)</p> <p>受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>		
電波利用料	03-6238-1932	※電波利用料に関する照会
テレビ・ラジオの受信障害	03-6238-1945	
無線通信の障害申告、不法無線局の通報	03-6238-1939	※VHF波以上の混信妨害
	046-888-2183	※宇宙通信・短波帯の混信妨害

電波・情報通信・インターネット・放送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
電気通信サービスの相談 (国内・国際電話・PHF・インターネット)	03-6238-1935	※電話や電子メール等の媒体により、コミュニケーション手段として電話会社やプロバイダーが提供するサービスについての相談
アマチュア無線局申請関係	03-6238-1937 (自動対応によるテレホンサービス)	
簡易無線局 (パーソナル無線を含む)	03-6238-1785	
高周波利用設備申請関係	03-6238-1805	
総務省 信越総合通信局 総合通信相談所 (情報通信総合窓口)	026-234-9961	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎5階
<p>(相談概要) 信越総合通信局業務の総合相談窓口(アマチュア無線・簡易無線局の相談を除く) (電波利用、テレビ・ラジオ、無線、特定信書便事業等) 受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>		
電波利用料	026-234-9998	※電波利用料に関する照会
テレビ・ラジオの受信障害	026-234-9991	
無線通信の障害申告、不法無線局の通報	026-234-9976	
電気通信サービスの相談 (国内・国際電話・PHF・インターネット)	026-234-9952	※電話や電子メール等の媒体により、コミュニケーション手段として電話会社やプロバイダーが提供するサービスについての相談

電波・情報通信・インターネット・放送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
アマチュア無線 局申請関係	026-234-9988	
簡易無線局 (パーソナル無線を含む)	026-234-9983	
高周波利用設備 申請関係	026-234-9968	
独立行政法人 情報処理推進機構 情報セキュリティ 安心相談窓口	03-5978-7509	〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコート センターオフィス16階
<p>(相談概要) コンピュータウイルスや不正アクセスに関するご相談。 受付時間 平日 10:00~12:00、13:30~17:00 (年末年始・祝祭日除く)</p>		
経済産業省 消費者相談室	03-3501-4657	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関1-3-1
<p>(相談概要) 所管の法律や製品、役務(サービス)及び消費者取引に関する消費者からのご相談ご相談への回答は原則電話にてお答えします。 受付時間 平日 10:00~16:30 (祝日及び年末年始を除く)</p>		
関東経済産業局 消費者相談室	048-601-1239	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同 庁舎1号館
<p>(相談概要) 所管の法律や製品、役務(サービス)及び消費者取引に関する消費者からのご相談内容を詳細にお伺いしながら回答することとしているため、回答は電話で行っております。 受付時間 平日10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>		

電波・情報通信・インターネット・放送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東日本電信電話株式会社群馬支店		
電話サービスの 故障等に関する 相談	局番なしの113 携帯電話からは 0120-444113	〒370-0829 高崎市高松町3
<p>(概要)</p> <p>受付時間 24時間年中無休 ※17:00～翌日9:00並びに土日・祝日・年末年始の終日は、録音にて 順次対応いたします。 ※故障修理などの対応時間（NTT設備・NTT製品）は9:00～17:00 とさせていただきます。</p>		
日本放送協会		
ふれあいセン ター	0570-066-066 (全国統一番号)	
<p>(概要)</p> <p>NHKの放送に関するお問い合わせや、ご意見・ご要望の受付窓口 受付時間 9:00～22:00 (年末年始も)</p>		
受信料窓口	0570-077-077 (全国統一番号)	
<p>(概要)</p> <p>受信料関係のお問い合わせの受付窓口 受付時間 9:00～22:00 (年末年始を除く)</p>		
テレビ受信障害	0570-00-3434 (全国統一番号)	
<p>(概要)</p> <p>受信料関係のお問い合わせの受付窓口 受付時間 9:00～20:00 (年末年始を除く)</p>		
一般社団法人 日本ケーブルテレ ビ連盟	03-6228-6639 (お客様相談窓口)	〒104-0031 東京都中央区 京橋1-12-5 京橋YSビル4階
<p>ケーブルテレビの受信障害の相談に応じています。具体的な対応につ いては、ケーブルテレビ事業者に照会ください。 受付時間 平日 9:30～17:00 (祝祭日を除く)</p>		

電波・情報通信・インターネット・放送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 700MHz 利用推 進協会 テレビ受信障害対 策コールセンター	0120-70-012 (フリーダイヤル) 050-3786-0700 (IP電話等)	〒108-0075 東京都品川区 港南2-5-7 港南ビル8階
<p>携帯の700MHz帯利用に伴うテレビの受信障害の相談に応じています。携帯・スマートフォンが700MHz帯を利用している地区で、テレビアンテナと受信ブースター(旧型のもの)を設置して地上デジタル放送をご視聴のお宅が対象です。</p> <p>受付時間 9:00~22:00(年中無休)</p> <p>※対策の要不要を判断するため、お宅の中に入れていただく場合がございます。</p> <p>※※ケーブルテレビや光ケーブル等でご視聴の場合は、影響はありません。</p>		
群馬県警察本部 サイバー犯罪対策 課	080-2350-0001 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎 5階
<p>(概要)</p> <p>・ネットオークションやネットショッピングなどで、代金を振り込んだのに、商品が届かず、相手との連絡が取れない。掲示板やメールを使って脅迫されている。</p> <p>受付時間 平日 8:30~17:15</p>		
放送倫理・番組 向上機構 (BPO)	03-5212-7333	〒102-0094 東京都千代田区 紀尾井町1-1 千代田放送会館
<p>(概要)</p> <p>放送番組への意見受付窓口。ご意見には、原則として返信や回答はいたしません。特定の番組や放送局に関するご意見は、当該放送局に送られます。</p> <p>受付時間 平日10時~12時、13時~17時</p>		

電波・情報通信・インターネット・放送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般財団法人 日本データ通信 協会 迷惑メール相談 センター	03-5974-0068	〒170-8585 東京都豊島区 巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6・7階
(相談概要) 広告又は宣伝目的の「特定電子メール（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人（送信者）が、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として不特定多数へ同意を得ずに送られる送信する電子メール）」に関する相談窓口です。 受付時間 平日10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）		
一般財団法人 電気通信事業者 協会 相談窓口	03-4555-4124	〒101-0052 東京都千代田区 神田小川町1-10 興信ビル2階
(相談概要) 電気通信サービスに関する基本的知識や困った時のお問い合わせにお答えするほか、ご相談の内容に応じた会員事業者の各種窓口や適切な相談先等をご紹介したり、問題解決にあたってのアドバイスを行っています。 受付時間 平日 10:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）		
一般財団法人 日本産業協会 相談室	03-3256-3344	〒101-0047 東京都千代田区 内神田2-11-1 島田ビル3階
(相談概要) ネット上でのサービスや契約などの特定商取引法に関する消費生活相談や特定商取引法の「申出制度」についてのお問合せを受け付けています。 受付時間 平日 10:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）		

郵便・郵便貯金・簡易保険の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
総務省 郵政行政消費者 相談室	/	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
<p>(概要) 郵政行政に関するご意見、ご要望、各種情報提供を承ります。いただいたご意見等は、今後の郵政行政に活用させていただきます。 ※利用者の皆様と事業者との個別トラブルにつきましては、他機関の紹介などは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので予めご了承ください。 〔受付方法〕 メール：yusei-soudan@soumu.go.jp 郵送：総務省情報流通行政局郵政行政部郵政行政消費者相談室 宛 (注) 名称は、「相談室」であるが、郵政行政に関するご意見、ご要望の受付窓口である。</p>		
総務省情報流通 行政局郵政行政部 信書便事業課	03-5253-5976	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 11階
信書便事業者の許可申請関係		
関東通信総合局 信書便監理官	03-6238-1642	〒102-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22階
信越通信総合局 信書便監理官	026-234-9932	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎5階

郵便・郵便貯金・簡易保険の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター	0120-23-28-86 (固定電話受付) 0570-046-666 (携帯電話受付) 0570-046-111 (英語受付)	/
(相談概要) 手紙、ゆうパック、郵便番号、配達など郵便全般に関するお問い合わせ 受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00		
株式会社ゆうちょ う銀行 ゆうちょコールセンター	0120-108-420	/
(相談概要) 個人向け貯金・送金・ATM等の商品・サービスについてのご相談(苦情を含む)・お問い合わせ 受付時間 平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00		
株式会社ゆうちょ う銀行 高崎店法人サービス部	027-322-5777	〒370-8799 高崎市高松町5-6 高崎郵便局内
(相談概要) 法人・事業者向けの商品・サービスの内容・利用方法についてのご相談・お問い合わせ 受付時間 平日 9:00~17:00		

郵便・郵便貯金・簡易保険の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
株式会社かんぽ生命保険 かんぽコールセンター東京お客さま相談室	0120-552-950	〒141-0001 東京都品川区北品川 5-6-1
<p>(相談概要)</p> <p>保険商品、保険料のご案内、各種お手続き方法などのお問い合わせ 受付時間 平日 9:00~17:00 土日休日 9:00~17:00 (1/1~1/3を除く) 対象エリア：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県</p>		
独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	03-5472-7101 (代表)	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階
<p>(概要)</p> <p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、郵政民営化前（平成19（2007）年9月30日以前）にご契約された定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、簡易生命保険を、それぞれ政府保証付で承継し、管理しております。</p>		
<p>平成31年4月1日、「独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称変更</p>		

消防の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
総務省消防庁	03-5253-5111 (総務省代表)	〒100-8927 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
群馬県総務部 消防保安課	消防係 027-226-2242 ・消防行政 ・消防団 ・消防施設整備 ・消防設備、危険物 ・救急救助 防災航空隊 027-265-0200 ・防災ヘリコプター ・林野火災 ・救急救助 ・火災防御 保安係 027-226-2247 ・高圧ガス ・液化石油ガス ・火薬類 ・電気工事士 ・電気工事業	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎7階 南側
<p>(注) 地域の消防を担う、前橋市消防局及び広域消防本部については、374ページ～375ページを参照の上、お尋ねください。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
〔本項目は、災害に被災されたことを想定し、制度の説明を中心に記載しています。〕		
り災証明書の発行		
<p>◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。</p> <p>◆ 発行には、原則として、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。発行は、市町村役場が行いますが、担当課はあらかじめ定まっていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象であり、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。 ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。 ・ 農業用施設、農業用機械等に被害を受けた方に対して、別途、農業担当課が「り災証明書」を発行する場合があります。 ・ 住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。証明の名称や対象は、市町村によって異なります。 		
被災者のための住宅提供		
<p>◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を一時的な居住の場として提供する場合があります。県営住宅の場合は、群馬県県土整備部住宅政策課（TEL：027-226-3718）又は群馬県住宅供給公社（TEL：027-223-5811）、市町村営住宅の場合は、お住まいの市町村の公営住宅の係までお問い合わせください。</p>		
<p>（注）お住まいの市町村の所在地・代表電話番号については、364ページから365ページをご覧ください。なお、災害被害専用受付電話が設置される場合もあります。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
被災住宅の応急修理等		
<p>◆ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。</p> <p>◆ 1世帯当たり58万4千円が上限となります（平成30年7月現在）。</p> <p>◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと <p>※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方） <p>◆ 詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p>		
被災者生活再建支援金の支給		
<p>◆ 今回の災害で、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用を受けた地域で住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。また、対象となる世帯は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が大規模半壊した世帯 <p>支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。</p>		

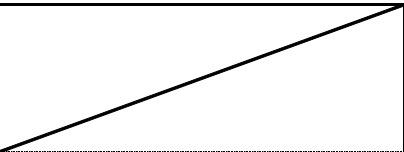
災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等	
〔基礎支援金〕			
住宅の被害の 程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊 (上記④)	
二人以上の世帯	100万円	50万円	
一人世帯	75万円	37.5万円	
〔基礎支援金〕			
住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円
(注) 金額は、平成30年7月現在			
◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。			
災害弔慰金、災害障害見舞金の支給			
<p>◆ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の適用により、災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給される場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円 ・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円 ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円 <p>(注) 金額は、平成30年7月現在</p> <p>◆ また、お住まいの市町村から、独自の制度に基づいて、災害見舞金等が支給される場合があります。</p> <p>◆ 上記の災害弔慰金、災害見舞金について、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p>			

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
災害援護資金の貸付		
<p>◆ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の適用により、災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられる場合があります。</p> <p>◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。</p> <p>◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p>		
生活福祉資金の貸付		
<p>【緊急小口資金】</p> <p>◆ 平成30年7月豪雨で被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付が行われることがあります。</p> <p>原則として、一世帯につき一回限り10万円（一定の要件を満たす場合には20万円）以内とされています。</p> <p>◆ 措置期間は貸付の日から1年以内、償還期限はその後2年以内とされています。また、無利子です。</p> <p>◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> <p>【住宅補修費・災害援護費】</p> <p>◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われることがあります。</p> <p>◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。</p> <p>◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会（370ページ～373ページ）にお問い合わせください。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
住宅の建設、補修等の融資		
<p>◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。</p>		
住宅金融支援機構お客様コールセンター	0120-086-353 (フリーダイヤル)	
受付時間 毎日9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）		
<p>◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。</p>		
労働保険		
<p>◆ 事業に雇用される労働者が「工作中」や「通勤途中」に負傷された場合、労災保険給付が受けられます。</p> <p>◆ 所属事業場が倒壊するなど、労災保険給付請求書等に事業主の証明を受けることが困難な場合には、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。</p> <p>詳細は最寄りの労働基準監督署（297ページ～298ページ）までお問い合わせください。</p>		
雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金		
<p>◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。</p> <p>◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。詳しくは、最寄りの公共職業安定所（298ページ～299ページ）または群馬労働局所業安定部職業安定課（027-210-5007）にお問い合わせください。</p> <p>◆ 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。詳しくは、事業所を管轄する公共職業安定所までお問い合わせください。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国税の特別措置		
<p>◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。</p> <p>◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。</p> <p>◆ 詳細については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「災害関連情報」をご覧ください。</p> <p>◆ 詳しくは、最寄りの税務署（294 ページ～295 ページ）にお問い合わせください。</p>		
県税の特別措置		
<p>◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。</p> <p>◆ 詳しくは、最寄りの行政県税事務所（347 ページ～351 ページ）にお問い合わせください。</p>		
市町村税の特別措置		
<p>◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。</p> <p>◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
---------------	------	------

公共料金の減免措置

◆ NHKは、災害救助法が適用された区域内において半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約を対象に、受信料を免除する場合があります。下記にお問い合わせください。

NHKふれあいセンター	0570-077-077 (ナビダイヤル) 050-3786-5003 (有料)	
-------------	--	--

受付時間 毎日9:00～20:00 (12/30 17:00～1/3を除く)

◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆ 電話、ガス、電気等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

◇ 各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長（1か月程度）等の支援措置を実施しています。

会社名	問い合わせ先	電話番号
NTT東日本	料金問い合わせセンター	0120-002-992
NTTドコモ	ドコモ携帯から	151
	一般電話などから	0120-800-000
au	au携帯から	157
	一般電話などから	0077-7-111
ソフトバンク	ソフトバンク携帯から	157
	一般電話などから	0800-919-0157

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>◇ 電力会社では、災害救助法適用市町村及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能設備の基本料金の免除等を実施しています。</p>		
会社名	問い合わせ先	電話番号
東京電力エナジーパートナー	群馬カスタマセンター	0120-99-5221 または 027-898-3406 (有料)
		停電・設備に関する 問い合わせ 0120-99-5007 (24時間)
<p>※ 対象地域において、東京電力以外の電力会社から電気の供給を受けている場合の電気料金に関するお問合せは、契約先の電力会社にお問合せください。</p>		
◇ ガス会社		
会社等名	問い合わせ先	電話番号
東京ガス	一般電話専用受付	0570-002-211
群馬県LPガス保安協会	一般電話などから	027-255-6121
<p>※ 冠水したLPガスを再使用する際、流出したLPガス容器を発見した際は、群馬県LPガス保安協会にお問合せください。</p>		
<p>年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合</p>		
<p>◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができません。</p> <p>◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。</p> <p>◆ 詳しくは、下記ねんきんダイヤルまたは最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日 8:30～17:15]（338ページページ）にお問い合わせください。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ねんきんダイヤル	0570-051-165 050で始まる電話 でおかけになる場合 は、 03-6700-1165 (一般電話)	/
<p>(概要)</p> <p>一般的な年金相談に関する問合せ・来訪相談予約</p> <p>月曜日 8:30～19:00</p> <p>火～金曜日 8:30～17:15</p> <p>第2土曜日 9:30～16:00</p> <p>※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00までご相談をお受けします。</p> <p>※祝日(第2土曜日を除く)、12/29～1/3を除く。</p>		
<p>登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合</p> <p>◆土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、①事前通知(本人確認のために登記所が郵送にて問い合わせを行うことです。不動産売却の際の登記申請において、権利証を提示できないことを説明すれば、登記所から登記名義人の住所へ事前通知が届きます。この通知は本人限定受取郵便が利用されること、実印を押印する必要があることから、本人確認が可能となっています。事前通知が発送されてから2週間以内に申出をすることで登記名義人であることを確認してもらえます。ここで注意したいのは、事前通知が“届いてから”2週間以内ではないということです。登記所が発送してから2週間以内となっているため、期日を間違えることなく申出を行うことが必要です。)、②資格者代理人による本人確認情報の提供(司法書士や土地家屋調査士などの有資格者に本人確認を行ってもらうことで登記名義人であることが証明され、権利証がなくても不動産売却が可能となります。)等の手段での本人確認となります。詳しくは、前橋地方法務局・支局等(287ページ～288ページ)にお問い合わせください。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>会社の印鑑カード、会社の実印を紛失した場合</p> <p>◆ 会社の代表者の印鑑カードを紛失された場合には、「印鑑カード廃止届書」、「印鑑カード交付申請書」をもう一度法務局に提出して再度印鑑カードを交付してもらいます（印鑑カードが汚損・破損し、読み取りができなくなってしまう場合も同様の手続きが必要となります。）。</p> <p>◆ 会社の代表者の印鑑を紛失してしまった場合は、印鑑の再登録をする必要があります。この、登記所に提出した印鑑（会社実印と呼ばれています）は、今後法務局に何か登記申請をする際に申請書や添付書類に押す必要があります。新しい会社実印をすぐに用意できないときは、とりあえず先行して印鑑の廃止届だけを提出しておいた方が良いでしょう。なお、この手続きをすることができるのは、本店所在地を管轄する法務局となります。</p> <p>また、印鑑届書を提出する際には、代表者等の印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）と実印の押印が必要となります。提出する印鑑の大きさについては、辺の長さが1センチメートルの正方形に収まるもの、又は、辺の長さが3センチメートルの正方形に収まらないものであってはならないとされ（商業登記規則第9条第3項）また、照合に適するものでなければならない（同規則第9条第4項）とされています。</p> <p>詳しくは、前橋地方法務局法人登記部門（027-221-4466（局代表））にお問い合わせください。</p>		
<p>運転免許証の再交付</p> <p>◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。また、再交付手数料が免除される場合があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。なお、即日交付を希望する場合は、総合交通センターにおける交付となり、即日交付を希望しないときは、住所地の交通安全協会（但し、渋川警察署管内の方は渋川警察署、前橋警察署管内の方は総合交通センター）となります。</p>		
<p>群馬県総合交通センター 運転免許課（免許係）</p>	<p>027-253-9300 （代表）</p>	<p>〒371-0846 前橋市元総社町 80-4</p>
<p>受付時間 平日8：30～17：15（祝日及び年末年始を除く）</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
自動車に被害を受けた場合		
<p>◆ 被災自動車の廃車手続きの際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局で手続きする必要があります。なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は軽自動車検査協会（軽自動車の場合）までお問合せ下さい。自動車検査証を紛失した場合であっても、申請者からの情報、納税証明書などにより車両番号または車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば申請を受け付けています。</p> <p>◆ 被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者は、被災者生活支援法の適用を受けた場合、自動車重量税の還付を受けることができます。必要となる書類もありますので、同様に、下記運輸支局又は軽自動車検査協会（軽自動車の場合）までお問合せ下さい。</p>		
関東運輸局 群馬運輸支局	050-5540-2021 （登録・検査手続 案内）	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
<p>（概要）</p> <p>※オペレーターに直接問い合わせる場合は、お電話いただいた後自動音声案内の際に、登録関係（名義変更、住所変更、廃車など）については「037」、検査関係（車検、点検整備、自動車の構造など）については「02181」を押して下さい。</p> <p>登録申請受付時間 平日8:45～11:45、13:00～16:00 検査申請受付時間 平日8:45～11:45、12:45～15:45 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p> <p>※手続によって受付開始時間または受付終了時間が異なる場合がありますので、お電話でお問い合わせください。</p>		
軽自動車検査協会 群馬事務所	050-3816-3109 （コールセンター）	〒371-0132 前橋市五代町 1047-2
<p>（概要）</p> <p>業務受付時間 平日8:45～11:45、13:00～16:00 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p>		
<p>（注）平成31年2月12日移転</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税の減免、被災自動車を買換えてた際の自動車取得税免除があります。自動車重量税の還付を受けることができます。納税に関する相談をご希望の場合は、各地域の行政県税事務所（348ページ～351ページ）にご連絡をお願いします。住所等を変更した場合で、車検証の変更がお済みでない場合は、運輸支局で変更の手続きを行ってください。</p> <p>郵便局の転送サービスにてお手元に納税通知書が届いた場合、または、引っ越しした場合で車検証の住所や氏名の登録変更が間に合わなかった場合は、自動車税住所変更・改姓届出書の送付、または、「自動車税納税通知書住所変更・改姓届」（ぐんま電子申請受付システム）により一時的に納税通知書の住所等が変更できますので、ご利用ください。郵便局の転送サービスは有効期間が1年間のため、有効期間経過後は納税通知書が届かない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>なお、この届は納税通知書の送付先を一時的に変更するためのものであり、車検証の内容変更又は名義変更をすることはできません。</p>		
群馬県自動車税事務所	027-263-4343 (代表)	〒371-8507 前橋市上泉町397-5
<p>(概要) 受付時間 平日8:30～17:15 (祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)</p>		
<p>◆ 大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
損害保険		
<p>◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の損害保険会社 <p>なお、ご契約の損害保険会社との間で、トラブルが生じた場合は、日本損害保険協会のADRセンターにご相談ください。</p>		
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京	0570-022808 (ナビダイヤル) 03-4332-5241 (IP電話受付)	〒101-0063 東京都千代田区 神田淡路町2-105 ワテラスアネックス 7階
(概要) 受付時間 平日9:15~17:00 (祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)		

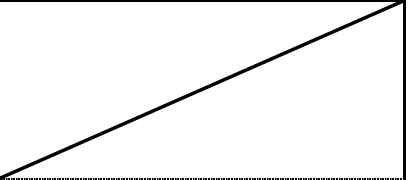
災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます		
一般社団法人 日本損害保険協会 自然災害等損保 契約照会セン ター	0120-501331 (フリーダイヤル) 03-6836-1003 (IP電話受付)	〒101-8335 東京都千代田区 神田淡路町2-9 損保会館
<p>(概要)</p> <p>災害救助法が適用された地域または金融庁国民保護計画に基づく対応要請があった地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様に関する契約照会に応じるものです。お客様から提供いただいた情報を、当協会の会員会社全社（再保険専門会社を除く）に連絡し、各社は契約の有無に関する調査を行います。原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会を受け付けます。</p> <p>該当するご契約が存在する場合は、原則としてその損害保険会社から、ご照会いただいた方へご連絡いたします。（ただし、ご契約が確認できた場合でも、個人情報保護などの観点から、ご照会いただいた方に対してはご契約の有無や内容についてお答えできない場合がございます。）</p> <p>また、いずれの損害保険会社にもご契約がない場合は、当センターからご照会いただいた方にその旨をご連絡いたします。</p> <p>なお、契約有無の調査結果が各損害保険会社から出揃うまでには一定の期間を必要とするため、受付からご連絡までには、2週間以上の時間がかかります。この点につきましては、予めご了承ください。</p> <p>受付時間 平日9:15～17:00 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>生命保険の契約内容</p> <p>◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸（最長 6か月）、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。次の窓口にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の生命保険会社 ・ご契約の株式会社かんぽ生命 <p>なお、ご契約の生命保険会社（株式会社かんぽ生命を含む）との間で、トラブルが生じた場合は、生命保険協会の生命保険相談所にご相談ください。保険業法に定める指定紛争解決機関として、苦情の解決に向けた支援を行っています。</p>		
<p>一般社団法人 生命保険協会</p> <p>生命保険相談所</p>	<p>03-3286-2648</p>	<p>〒100-0005 東京都千代田区 丸の内3-4-1 新国際ビル3階 (生命保険協会内)</p>
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>ご来訪でのご相談は、16:00までにお越し下さい。</p>		
<p>同 群馬県連絡所</p>	<p>027-223-2802</p>	<p>〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階</p>
<p>時間帯により受付できないことがありますので、来所によるご相談の場合は事前にお電話でご連絡願います</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。</p>		
一般社団法人 生命保険協会 災害地域生保契 約照会センター	0120-001731	
<p>（概要） 生命保険協会は、災害救助法が適用等された地域において被災されたお客さまについて、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会（災害地域生保契約照会制度）に応じます。ご利用対象者は、原則としてご照会対象者（被災された方）のご家族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）とさせていただきます。</p> <p>当制度を運営するため、生命保険協会内に「災害地域生保契約照会センター」を設置しております。同センターにご照会いただきますと、お知らせいただいた情報を生命保険協会加盟会社全社〔当会には我が国で営業する生命保険会社全社が加盟しています。〕に連絡し、生命保険契約の有無に関する調査依頼を行います。該当の生命保険契約がある場合は原則としてご加入の生命保険会社から連絡いたします。</p> <p>ご契約の調査を行うため、お知らせいただいた情報は各生命保険会社および生命保険協会に提供されます。</p> <p>ご契約が確認できた場合はご加入されている生命保険会社からご連絡いたします。ただし、ご契約が確認できた場合でも、ご照会いただいた方が生命保険金の受取人ではなく他に受取人に指定されている方がいる場合など、プライバシー保護の観点からご照会いただいた方にご契約の内容についてお答えできない場合がございます。また、いずれの加盟会社にもご契約がない場合は、その旨をご照会いただいた方に生命保険協会からご連絡いたします。</p> <p>契約有無の調査を全ての生命保険会社に行いますので、結果が判明するまでに相応の時間を要します。あらかじめご了承願います。 受付時間 平日9:15～17:00 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
株式会社かんぽ保険 東京お客さま相談室	0120-552-950 (かんぽコールセンター)	
<p>(概要)</p> <p>かんぽコールセンターにお問い合わせ頂いたご相談のうち、お客さまのご契約内容やお手続きに関する詳細なご質問には、お客さま相談室からお答えしています。</p> <p>対象エリア：茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・新潟・長野</p> <p>かんぽコールセンター受付時間 平日 9:00～21:00 土日休日 9:00～17:00 (1/1～1/3を除きます)</p>		
<p>預貯金通帳、印鑑を紛失した場合</p> <p>◆ 災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。なお、各金融機関の窓口で本人確認書類を持参すれば、預金通帳・キャッシュカードの再発行ができます(本人確認書類がない場合はもご相談ください。)</p> <p>・ご契約の各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口</p>		
株式会社ゆうちょ銀行 ゆうちょコールセンター	0120-108-420	
<p>(概要)</p> <p>コールセンター受付時間 平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00 (12/31～1/3は、9:00～17:00)</p>		
<p>◆ かんぽ生命では、簡易保険の保険料の払込みが困難な方に対する猶予期間の延長や保険金の非常時即時払戻し等にも応じています。ご相談は、かんぽコールセンターにお願いします。</p>		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
医療機関の受診		
<p>◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ、健康保険組合、国保は市町村、後期高齢者連合会、共済は各共済組合、船員保険は協会けんぽ船員保険部）、各医療機関にお問い合わせください。</p> <p>診療費の窓口支払いについても、従前の取り扱いでは、災害救助法の適用市町村の住民の方で、医療機関等の窓口において、次のいずれかの状況にある旨を口頭でご申告することにより、不要となっていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨 ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨 ・主たる生計維持者の行方が不明である場合 ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨 ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨 <p>なお、取り扱いは災害発生後、決められた期間（概ね6ヶ月）の間となり、後日、保険者から確認を行うこととされています。</p>		
こころの悩みや健康に関する相談		
群馬県こころの健康センター	027-263-1156	〒379-2166 前橋市野中町368
平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付		
<p>◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。</p> <p>◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10万円（返還不要））の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。</p>		
中小企業者を対象とした相談窓口		
<p>◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。</p> <p>◆ 詳しくは、次の相談窓口又はお近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。</p>		
日本政策金融公庫 前橋支店	027-223-7311 （国民生活事業） 027-243-0050 （中小企業事業）	〒371-0023 前橋市本町1-6-19 2階・・・国民生活事業 4階・・・中小企業事業
平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く） （業務区域） 国民生活事業・・・前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市のうち北橋町・赤城町、みどり市、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）、佐波郡（玉村町）、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町） 中小企業事業・・・群馬県全域		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本政策金融公庫 高崎支店	027-326-1621 (国民生活事業)	〒370-0826 高崎市連雀町81 日本生命高崎ビル5階
平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 国民生活事業・・・高崎市、渋川市(北橋町・赤城町を除く)、藤岡市、富岡市、安中市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)、吾妻郡(中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町)		
群馬県信用保証協会 本店	027-231-8816 (本店代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館 4階～6階
金融・経営窓口相談コーナー 平日 9:00～17:15 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡(中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)、佐波郡(玉村町)		
群馬県信用保証協会 高崎支店	027-362-7733 (保証第一課・二課)	〒370-0006 高崎市問屋町2-7-2
金融・経営窓口相談コーナー 平日 9:00～17:15 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)		
群馬県信用保証協会 桐生支店	0277-43-6211 (保証課)	〒376-0023 桐生市錦町3-1-25 桐生商工会議所会館 4階
金融・経営窓口相談コーナー 平日 9:00～17:15 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 桐生市、みどり市		

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県信用保証協会 太田支店	0276-48-8811 (代表)	〒373-0851 太田市飯田町1180
金融・経営窓口相談コーナー 平日 9:00~17:15 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 太田市、館林市、邑楽郡(板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)		
商工組合中央金庫 群馬支店	027-224-8151 (代表)	〒371-0023 前橋市本町1-1-11
平日 9:00~15:00 (祝日及び年末年始を除く)		
群馬県商工会連合会	027-231-9779 (代表)	〒371-0047 前橋市関根町3-8-1
群馬県中小企業団体連合会	027-232-4123 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館 3階
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 関東本部	03-5470-1509 (代表)	〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門37森ビル3階
関東経済産業局 産業部 経営支援課	048-600-0333 (直通)	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館8階
同 中小企業相談室	048-600-0334 (直通)	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階

災害被害の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
農林漁業関係の災害復興		
<p>◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等について、下記の相談窓口にお問い合わせください。また、各農業協同組合等でも、融資等に関するご相談を受け付けています。</p>		
日本政策金融公庫 前橋支店	027-243-6061 (農林水産事業等)	〒371-0023 前橋市本町1-6-19 5階・・・ 農林水産事業等
平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く) (業務区域) 農林水産事業及び農業・食品産業・・・群馬県全域		
農林中央金庫 前橋支店	027-220-2700 (代表)	〒379-2147 前橋市亀里町1310 群馬県JAビル・農協ビル2階
警察に相談したい場合		
<p>◆ 群馬県警察本部では、困りごと相談、警察活動全般についての要望、意見を受けています。</p>		
群馬県警察本部 警察安全相談室	#9110 027-224-8080	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎 1階
(相談概要) 警察本部の総合相談窓口 受付時間 24時間		

東日本大震災関連相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
復興庁	03-6328-1111 (代表)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館 10階・6階
文部科学省 研究開発局原子力損害賠償対策室・原子力損害賠償紛争解決センター	0120-377-155	[第一東京事務所] 〒105-0003 東京都港区 西新橋1-5-13 第8東洋海事ビル9階
農林水産省 農林水産業被害に関するフリーダイヤル	0120-355-567	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館
(相談概要) 受付時間 平日 9:30~18:15		
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 放射線医学総合研究所	043-290-4003 (相談専用)	〒263-8555 千葉市稲毛区 穴川4-9-1
(相談概要) 一般の方からの相談に対応 対応時間 火曜日及び金曜日(祝日を除く)の13:00~16:00		
株式会社日本 政策金融公庫 「事業資金相談ダイヤル」	0120-154-505	〒100-0004 東京都千代田区 大手町1-9-4 大手町フィナンシャル シティ ノースタワー 3階~18階
(相談概要) 被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの融資相談及び返済相談(「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に関するお問い合わせを含む。)に対応 平日9:00~19:00 小規模企業向けの小口資金(国民生活事業) 平日9:00~17:00 中小企業向けの長期事業資金(中小企業事業)、農林漁業や食品産業向けの事業資金(農林水産事業)		

東日本大震災関連相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県総務部 危機管理室	027-226-2258	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎7階 南側
【厚生労働省委託】 公益社団法人 全国衛生団体連合 会	0120-808-609 (相談専用電話) 03-5442-5934 (照会連絡用)	〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階
(対面による相談) 日本健康管理協会 北関東支部伊勢崎 健診プラザ	0270-26-7700 (予約用)	〒372-0822 伊勢崎市中町655-1
(相談概要) 緊急作業従事者(平成23年3月11日~12月15日に、東京電力福島第一原発構内での作業に従事した者)及びその家族の方からの相談に対応 受付時間 平日 9:00~17:00		

マイナンバーの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
マイナンバー総合フリーダイヤル		
地方公共団体情報 システム機構	0120-95-0178	〒102-8419 東京都千代田区 一番町25 全国町村議員会館
<p>(相談概要) 「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお応えします。 受付時間 平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分 (年未年始 12月29日～1月3日を除く。)</p>		
個人番号カードコールセンター		
地方公共団体情報 システム機構	0570-783-578 (日本語) 0570-064-738 (外国語)	〒102-8419 東京都千代田区 一番町25 全国町村議員会館
<p>(相談概要) 通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)に関するお問い合わせ、マイナンバーカード(個人番号カード)の紛失・盗難について 受付時間 平日8時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分 (年未年始 12月29日～1月3日を除く。) ※マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。最寄りの警察署及びカード発行市町村にも別途、届出が必要です。</p>		
マイナンバー苦情あっせん相談窓口		
個人情報保護 委員会	03-6457-9585 (直通)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32階
<p>(相談概要) マイナンバー(個人番号)の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うため、電話による苦情あっせん相談窓口を設置しています。 受付時間 平日9:30～17:30(土日祝日及び年未年始を除く)</p>		

マイナンバーの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
法人番号に関するお問い合わせ		
国税庁 法人番号管理室	0120-053-161	〒113-8582 東京都文京区 湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎
<p>(相談概要)</p> <p>法人番号に関するお問い合わせ 受付時間 平日8:45~18:00</p>		
マイナンバーに関して不審な電話などを受けた場合		
消費者ホットライ ン	188 (全国共通ダイヤル)	
<p>(相談概要)</p> <p>困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188にご相談ください。 地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。 ○平日バックアップ相談 消費者ホットラインが話中でつながらない場合、国民生活センターの「平日バックアップ相談」もご利用いただけます。 電話番号：03-3446-1623</p>		
<p>(注) 市町設置の消費生活センターについては、102ページから106ページをご覧ください。</p>		
群馬県警察本部 総合相談窓口	#9110 027-224-8080	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎1階
<p>(相談概要)</p> <p>詐欺(未遂)等の犯罪として、警察で捜査する場合がありますので、情報の提供をお願いします。</p>		
<p>(注) 最寄りの警察署については、367ページから369ページをご覧ください。</p>		

犯罪被害・非行の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国家公安委員会 警察庁	03-3581-0141 (代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
法務省矯正局	03-3580-4111 (代表)	〒100-8977 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館 A棟
東京矯正管区	048-600-1500 (代表)	〒330-9723 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同 庁舎2号館13階
法務少年支援セン ターぐんま	027-233-7552	〒371-0035 前橋市岩神町4-5-7 前橋少年鑑別所内
<p>(相談概要) 非行や問題行動、親子関係、学校や交友関係上のトラブルなどでお悩みの方からの心理相談を受け付けています。 相談内容に関しては、秘密を厳守します。 お電話での相談はもちろんです。当所に来所を希望される場合は、まずじっくりとお話を伺い、必要に応じ、継続して相談をお受けします。ご希望があれば、各種心理検査等を実施し、後日検査結果を分かりやすくお伝えしています。 なお、来所での相談については、電話による事前予約をお願いします。 受付時間 平日 9:30~12:15、13:00~17:00 (12/29~1/3を除く。)</p>		
群馬県性暴力被害 者サポートセン ター	027-329-6125	/
<p>(相談概要) 専門の相談員による電話や面接での相談のほか、拠点病院・協力医療機関における産婦人科医療、精神科医、心療内科医、臨床心理士のカウンセリングや弁護士による法律相談等の専門相談等 受付時間 平日 9:00~16:00 (祝祭日及び12/29~1/3を除く。) ※面接相談は、事前に電話での予約をお願いします。 ※※電話または面接相談をご利用の方には、関係機関(病院、弁護士、警察、各行政機関など)への付き添い支援を行なっています。</p>		

犯罪被害・非行の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県警察本部	027-243-0110 (代表)	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎
警察安全相談室	#9110 027-224-8080	群馬県警察本部庁舎 1階
<p>(相談概要) 警察本部の総合相談窓口 受付時間 24時間 ※最寄りの交番、警察署でも警察相談は可能です。</p>		
性犯罪被害者相談 電話	#8103 (24時間対応) 027-224-4356 (女性相談者専用電話)	群馬県警察本部庁舎内
<p>(相談概要) 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受付ける専用電話 受付時間 平日8:30~17:15は、警察安全相談係 (原則、女性が対応) 土日、祝日及び夜間は、警察本部の当直員</p>		
振り込め詐欺被害 防止ホットライン	027-224-5454	群馬県警察本部庁舎内
<p>(相談概要) 「振り込め詐欺」は、被害者の心理を巧みに突き、手口を変えながら繰り返し行われる卑劣な犯罪です。「自分だけは被害に遭わない」という思い込みを捨て、不審な電話や訪問などを受けたら、一呼吸おき、まずは最寄りの警察署または振り込め詐欺被害防止ホットラインまでご相談ください。 受付時間 24時間</p>		
公益通報専用電話	027-243-0800	群馬県警察本部庁舎内
<p>(相談概要) 群馬県警察では、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、同法に基づく公益通報（同法上の通報対象事実について、公安委員会及び警察本部が処分又は勧告等の権限を有するものに限りま す。）を受け付けます。 受付時間 平日8:30~17:15（祝祭日及び年末年始等を除く）</p>		

犯罪被害・非行の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
少年育成センター	027-221-1616	〒371-0013 前橋市西片貝町 3-341
<p>(相談概要) いじめや不登校、友達とのトラブル等、少年に関するあらゆる相談に応じています。 受付時間 平日8:30~17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く)</p>		
サイバー犯罪に関する相談	080-2350-0001 (直通)	群馬県警察本部 サイバー犯罪対策課
<p>(概要) サイバー犯罪とは、コンピューター技術や電気通信技術を悪用した犯罪で、①他人のID・パスワードを無断で利用したり、②インターネットバンキングで、他人の口座から自分の口座に預金を移す行為、③電子メールや電子掲示板を利用した脅迫、名誉棄損などが代表例です。 受付時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く)</p>		
暴力団犯罪に関する相談	027-243-0110 (代表)	群馬県警察本部 組織犯罪対策第一課
<p>(概要) 暴力団からの各種被害や債権取立て、交通事故示談、不動産に絡む問題等でお困りの方のために相談に応じています。 受付時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く) (注) 暴力団関係の相談は、群馬県の各警察署 (367ページから369ページ参照) の刑事課・刑事第二課でも常時相談を受付けています。</p>		
暴力団離脱相談 電話	027-223-9386	群馬県警察本部庁舎内
<p>(概要) 受付時間 24時間</p>		
けん銃110番	0120-10-3774 (全国共通フリーダイヤル)	群馬県警察本部庁舎内
<p>(概要) 受付時間 24時間</p>		

犯罪被害・非行の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
環境事犯相談専用 電話	027-243-3824	群馬県警察本部庁舎内
(概要) 廃棄物の不法投棄等の環境犯罪を見かけたら 受付時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く)		
国際テロ情報受付 専用電話	090-1044-5924	群馬県警察本部 国際テロリズム対策室
(概要) 受付時間 24時間		
公益財団法人 群馬県暴力追放運 動推進センター	027-254-1100	〒371-0836 前橋市江田町448-11 群馬県警察本部江田町 庁舎
(相談概要) 刑事、民事を問わず、暴力団などによる各種被害、不当要求行為、債権 取立、不動産売買、交通事故示談等民事介入問題、その他暴力団が絡む 一切の問題 受付時間 相談委員による常設相談 平日 9:00~17:00 (祝祭日及び年末年始 等を除く) 弁護士による無料相談 (事前予約が必要です。) 毎月第2木曜日 (祝日の場合は前後の木曜日に変更) 14:00~16:00		
犯罪被害者等の権利や利益の保護に関する相談・支援 -犯罪被害者等基本法関連-		
関東地方更生保護 委員会	048-600-0181 (代表)	〒330-9725 さいたま市中央区 新都心2-1
更正被害者相談	048-601-2132	さいたま新都心合同 庁舎2号館21階
(相談概要) 被害者専任のスタッフが、犯罪・非行により被害を受けたことによる悩 みや不安をお聴きし、相談に応じます。更正保護における被害者等施策 のくわしい内容 (地方更生保護委員会が行う「加害者の仮釈放・仮退 院」に対する意見等聴取など) をご説明します。また、他の行政機関や 民間団体が行う犯罪被害者支援をご紹介します、その機関等へのご連絡やご 相談をお手伝いします。		

犯罪被害・非行の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋保護観察所	027-237-5010 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎
被害者相談	027-237-5014	1階・2階
(相談概要) 関東地方更生保護委員会に同じ		
群馬県犯罪被害者等の支援に関する総合相談窓口	027-226-2906	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎25階南側 人権男女・多文化共生課
(相談概要) 犯罪等の被害に遭われてお困りの方で、対応窓口が分からない方、相談事項が複数ある方の相談窓口です。各支援機関についての情報提供等を行います。 受付時間 平日8:30~17:15(祝日及び年末年始を除く)		
群馬県性暴力被害者サポートセンター「Save ぐんま」	027-329-6125	/
(相談概要) 受付時間 平日9:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)		
群馬県警察本部犯罪被害者相談電話	027-221-7777	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎
(相談概要) 受付時間 平日8:30~17:15(祝日及び年末年始を除く)		

犯罪被害・非行の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>公益社団法人 被害者支援センター すてっぷぐんま</p>	<p>027-253-9991</p>	<p>〒371-0843 前橋市新前橋町26-7 ヤマコビル5階</p>
<p>(相談概要) 被害者支援の目的とするところは二つあります。一つは、被害者の被害回復又は軽減を図り、被害者に再び平穏な生活を取り戻していただくことです。もう一つは、刑事手続きなどに適切に関与して被害者の人権を守ることができるようにするための支援を行うことです。 被害者への支援として、病院への付き添い、行政事務所への付き添いなどの直接的支援を行っておりますが、この直接的支援は、被害者への精神的サポートをするとともに、適切な情報を提供することに重点を置いております。この直接的支援で最も大切なことは、支援員が被害者の傍らで被害者の気持ちに寄り添い、被害者が苦痛な体験を語り、耐え難い感情を表に出せる環境を作ることにあります。 受付時間 平日10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）</p>		
<p>刑務所出所者等の雇用に関する相談</p>		
<p>東京矯正管区 矯正就労支援情報センター</p>	<p>048-601-1608</p>	<p>〒330-0081 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同 庁舎2号館1階</p>
<p>(相談概要) 受刑者・在院者の雇用を希望される事業主の方に対し、雇用情報（全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報）、採用手続支援（面接日等の調整など）等サービスを提供しています。 受付時間 平日10:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
DV相談窓口		
内閣府 男女共同参画局 DV相談ナビ	0570-0-55210	/
<p>(概要) 配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています(電話番号案内サービス)。 受付時間 24時間</p>		
法務省 女性の人権 ホットライン	0570-070-810 (全国共通番号)	最寄りの法務局・地方 法務局につながります。 (注)
<p>(相談概要) 夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラメント、ストーカーなどどんなことでも相談してください。 女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。 受付時間 平日8:30～17:15(祝祭日及び年末年始除く) (注)群馬県で電話された場合は、前橋地方法務局につながります。</p>		
群馬県女性相談センター	027-261-4466	/
<p>(相談概要) パートナーからの暴力で悩んでいる方や人間関係や生活上の事などでお悩みの女性の方は、お気軽にお電話下さい。 相談は無料です(通話料は自己負担となります)。 秘密は固く守ります。 受付時間(年末年始を除く) 平日9:00～20:00 土・日・祝日 13:00～17:00 (面接相談は事前に申込みが必要です。) 弁護士によるDV法律電話相談(事前に申込みが必要です) 水曜日 13:00～14:30</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
男性DV被害者相談電話	027-263-0459	
<p>(相談概要)</p> <p>平成27年3月内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」報告書によると、これまで配偶者からの暴力被害を受けたことがあると回答した女性の割合は23.7%であるのに対し、男性も16.6%の人が配偶者からの暴力被害経験があり、少なくありません。</p> <p>「これってDVかも」と思ったら、一人で悩まずに相談してください。専門の相談員がお受けし、秘密は固く守ります。</p> <p>※女性の方は、女性相談センターの相談窓口をご利用ください。</p> <p>受付時間（年末年始を除く） 毎月第2・4水曜 14:00～16:00</p>		
前橋市DV電話相談	027-898-6524	
<p>(相談概要)</p> <p>配偶者やパートナーから暴力を受けたときは、ひとりで悩まずに、まずは相談してください。女性相談員が相談から被害者の保護・自立までをきめ細かく支援します。状況に応じて関係機関と連携し、各種支援の情報提供をします。</p> <p>相談についてはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。</p> <p>受付時間（祝日及び年末年始を除く） 平日9:00～17:00 (面接相談をご希望の場合は事前に申込みが必要です。)</p>		
高崎市DV電話相談	027-310-0256	
<p>(相談概要)</p> <p>DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても、決して許されるものではありません。</p> <p>もし、あなたがパートナーや恋人から、心ない言葉で傷つけられたり、暴力を受けるなどして恐怖を感じることもあるのなら、ひとりで我慢しないで相談してください。</p> <p>受付時間（祝日及び年末年始を除く） 平日9:00～17:00</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
安中市DV電話 相談	027-329-6646	/
<p>(相談概要) 専門の女性相談員が対応しますので安心してお電話ください。相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。 受付時間 (祝日及び年末年始を除く) 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 9:00～16:00</p>		
大泉町DV電話 相談	0276-20-3988	/
<p>(相談概要) DV (ドメスティック・バイオレンス) 被害者に対する身近な相談窓口として、専門の相談員による相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。秘密は堅く守ります。 受付時間 (国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く) 平日 9:00～12:00、13:00～17:00</p>		
ハラスメント問題の相談窓口		
群馬労働局 ハラメント対応 特別相談窓口	027-896-4739	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 群馬労働局雇用環境・ 均等室
<p>(相談概要) セクシュルハラスメントを始めとするハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください。」「私はいやです」と、あなたの意思を伝えましょう。我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うことになります。 受付時間 平日8:30～17:15 (祝祭日を除く) 開設期間 〔例年、7月～12月に設置〕</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬労働局 「総合労働相談 コーナー」	027-896-4739 (群馬労働局) ほか	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 群馬労働局雇用環境・ 均等室 ほか
<p>(相談概要)</p> <p>群馬労働局及び管内労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」では、労働条件、男女均等取扱い、いじめ・いやがらせ、職場環境等を含め、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からのご相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしております。</p> <p>どこに相談すればいいかわからないときや、相談内容が複数の分野にまたがるときなど、お困りの方は、「総合労働相談コーナー」に遠慮なくご相談ください。</p> <p>ただし、集団的労使紛争に関わる事案、裁判所で係争中または民事調停もしくは和解手続き中の事案についてはお取り扱いできません。</p> <p>受付時間 平日9:30～17:00（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）（桐生コーナー9:00～16:30、沼田コーナー9:15～16:45）</p> <p>電話番号 027-896-4677（群馬労働局総合労働相談コーナー） 027-322-4661（高崎総合労働相談コーナー） 027-896-3062（前橋総合労働相談コーナー） 0270-25-3363（伊勢崎総合労働相談コーナー） 0277-44-3523（桐生総合労働相談コーナー） 0276-45-9920（太田総合労働相談コーナー） 0278-23-0323（沼田総合労働相談コーナー） 0274-22-1418（藤岡総合労働相談コーナー） 0279-75-3034（中之条総合労働相談コーナー）</p> <p>（注）労働基準監督署の所在地・管轄区域は、297ページから298ページをご確認ください。</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬労働局 セクシュアルハ ラスメント等によ る労災請求の相談 窓口	027-896-4738 (予約受付電話)	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 群馬労働局労働基準部 労災補償課
<p>(相談概要)</p> <p>職場のセクシュアルハラメント等の相談については、他人に知られたくないと考え精神障害を発病したご本人であっても、労災請求やその相談を控えることもあると思われます。</p> <p>そこで、ご本人の心情に十分配慮した上で労災請求の相談ができるよう、群馬労働局に精神障害専門調査員(精神保健福祉士：女性)による相談窓口を設置しておりますのでご利用ください。</p> <p>ご相談は個室で対応しプライバシーは保護されますので、ご安心ください。</p> <p>相談時間 毎月第 1、2、3、4 水曜日(祝祭日を除く) 13:00 ~ 16:00</p> <p>※相談日・時間は変わる場合もあります。なお、ご相談は予約制となりますので、必ず事前にお問い合わせください(予約受付時間 平日 8:30~17:15(祝祭日を除く))。</p> <p>また、労災保険の請求書の提出先は、所属する事業場を管轄する労働基準監督署となります。</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 ぐんま県民労働 相談センター	0120-54-6010 (共通受付電話)	最寄りの県民労働相談 センターにつながりま す。(注)
<p>(相談概要)</p> <p>県民労働相談センターでは、労働条件、解雇、賃金不払いなど、労働問題に対する労働者及び使用者からの相談に応じています。センターには専門の相談員がおり、問題解決のためのアドバイスを行います。</p> <p>相談無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。</p> <p>受付時間 平日9:00~17:15(祝祭日を除く)</p> <p>(注) 3県民労働相談センター別の場所・所管区域は、次のとおりです。</p> <p>群馬県庁産業労働部労働政策課 (前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎13階南側 :027-226-3402(直通))</p> <p>〔所管区域:前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、孺恋村、中之条町、長野原町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)、佐波郡(玉村町)〕</p> <p>高崎行政県税事務所 (高崎市台町4-3 群馬県高崎合同庁舎1階 :027-322-4681(直通))</p> <p>〔所管区域:高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)〕</p> <p>太田行政県税事務所 (太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎1階 :0276-32-2215(直通))</p> <p>〔所管区域:桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)〕</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
虐待防止のための相談窓口		
群馬県 中央児童相談所	027-261-1000 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町360-1
<p>(概要) 18歳未満の子どもの相談であれば何でもお受けします。 児童福祉司による助言指導、児童心理司による心理判定のほか、相談内容に応じて、一時保護や里親委託・施設入所、心理・医学診断や言語訓練を行います。 来所相談をご希望の場合は、あらかじめ電話でご連絡ください。</p> <p>1 養護相談 事情により子どもを育てることができない、子どもが虐待を受けている、里親について</p> <p>2 障害相談 知的発達、運動発達の遅れについて、自閉症、ADHD、LDなど発達障害について、きこえ・吃音・言葉の遅れについて</p> <p>3 非行相談 嘘をつく、金品を盗む、傷害を起こした</p> <p>4 育成相談 家庭内暴力やひきこもりなど、性格行動について、登校（園）しぶり・不登校について、育児、しつけについて 〔所管区域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡（玉村町）〕 (注) 群馬県内唯一の一時収容施設を有する。</p>		
こどもホットライン24	0120-783-884 (一般電話) 027-263-1100 (携帯電話)	/
<p>(概要) 子育てでお悩みのことはありませんか？ 18歳未満の子どもに関することであれば何でもご相談ください。 24時間いつでも大丈夫！ FAX（027-261-7333）や電子メール（chuuji@pref.gunma.lg.jp）での相談も受け付けています。 ・本文には、「氏名」「お住まいの市町村」「電話番号」をなるべくご記入ください。 ・受信後、回答までに数日かかることもありますので、ご了承ください。</p>		

DV、ハラメント、虐待に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 中央児童相談所 北部支所	0279-20-1010 (代表)	〒377-0027 渋川市金井394 渋川保健福祉事務所内
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：沼田市、渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）、吾妻郡（東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町）、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）〕</p>		
群馬県 西部児童相談所	027-322-2498 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町6
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）〕</p>		
群馬県 東部児童相談所	0276-31-3721 (代表)	〒373-0033 太田市西本町41-34
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）〕</p>		

—

—

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
独立行政法人 自動車事故対策機構 交通事故被害者ホットライン	0570-000738 (ナビダイヤル) 03-6853-8002 (IP電話専用)	/
<p>(相談概要)</p> <p>交通事故に遭われ、法律、介護、重度の後遺障害、賠償などについて、どこに相談すればよいかお困りの皆様に各種相談先を無料で紹介しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の知識がないので、どうしたらよいか ・弁護士に相談したいが、無料の相談窓口を知らない ・示談が進まないので、今後どうしたらよいか ・過失の割合が示されたが、納得ができない ・ひき逃げに遭って、困っている 等 <p>受付時間 平日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>		
独立行政法人 自動車事故対策機構 介護相談ゼネラルアドバイザーによる在宅介護相談	03-5608-8610 (ファックス)	〒130-0013 東京都墨田区 錦糸3-2-1 アルカイースト19階 独立行政法人 自動車事故対策機構 介護相談ゼネラルアドバイザー 宛
<p>(相談概要)</p> <p>介護相談ゼネラルアドバイザーによる在宅介護相談業務を行っています。皆さまからの在宅介護に関する相談や各種情報の提供に対応しています。</p> <p>ご相談は、ファックス及び手紙により受付し、後日回答しています。お気軽にお問い合わせください。</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所 在宅介護相談窓口	03-3621-9941	〒130-0013 東京都墨田区 錦糸1-2-1 アルカセントラルビル 8階 独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所
<p>(相談概要)</p> <p>介護料受給資格をお持ちの方やその家族の方々からの在宅介護等に関する相談に応じるため、各主管支所に「在宅介護相談窓口」を開設しています。</p> <p>「在宅介護相談窓口」には、看護師や介護福祉士やホームヘルパーなどの専門的な知識を有する相談員を配置しています。お気軽にお問い合わせください。</p> <p>受付時間 毎週火曜日及び金曜日 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>		
独立行政法人 自動車事故対策機構 群馬支所 交通遺児等家庭に関する相談窓口	027-365-2770	〒370-0006 高崎市問屋町4-5-4 高崎トラック会館2階 独立行政法人 自動車事故対策機構 群馬支所
<p>(相談概要)</p> <p>交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に対応しているとともに、様々な情報提供を行うため、全支所に経験豊かな家庭相談員を配置しております。気軽にお問い合わせ下さい。</p> <p>相談日 毎週金曜日(予約対応)</p>		
群馬県交通事故 相談所	027-243-2511	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎23階 南側
<p>(相談概要)</p> <p>交通事故における示談の仕方、損害賠償請求、過失割合や保険金の請求方法などに関するあらゆる相談に対し、専門の相談員が相談を受け、公正、中立な立場から助言し、問題解決のお手伝いをします。相談内容についての秘密は堅く守ります。</p> <p>特定商取引法の「申出制度」についてのお問合せを受け付けています。</p> <p>受付時間 平日9:00～15:30 (祝日及び年末年始を除く)</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 交通事故紛争処 理センター 東京本部	03-3346-1756 (電話予約専用)	〒163-0925 東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル25階
<p>(相談概要)</p> <p>予約受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝祭日と12/29~1/3を除く)</p> <p>1 センターが行う業務</p> <p>(1) センターは、自動車事故の被害者(以下「申立人」といいます。)と加害者または加害者が契約する保険会社又は共済組合(以下「保険会社等」といい、加害者と保険会社等を「相手方」といいます。)との示談をめぐる紛争を解決するため、申立人と相手方との間に立って法律相談、和解あっ旋及び審査手続(以下「本手続」といいます。)を無料で行っています。</p> <p>お申込みは、申立人本人(死亡事故の場合は法定相続人)が申立てることを前提にしています。申立人本人が賠償問題の法律知識がなかったり、交渉に不慣れであっても、センターの相談担当弁護士が中立公正な立場でご理解いただけるように適切に対応しますので、申立人本人が費用をかけ別に弁護士を依頼する心配はありません。センターの弁護士費用は一切かかりませんので、安心してご利用ください。</p> <p>(2) 相談担当弁護士があっ旋不調と判断したときは、不調となったことを申立人および相手方(以下「当事者」といいます。)に通知します。当事者は、あっ旋不調の通知を受けた日から、14日以内に限り審査の申立を行うことができます。その場合は、センターでは3人の審査員から構成する審査会を開催し、審査・裁定を行っています。</p> <p>(注) 審査会の判断は裁定書で示され、保険会社等はこれにしたがうこととなっています。</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>2. センターでは行わない業務 (1) 次の紛争は、センターのご利用の対象ではありません。</p> <p>① 自転車と歩行者、自転車と自転車の事故による損害賠償に関する紛争 ② 搭乗者傷害保険や人身傷害補償保険など、自分が契約している保険会社又は共済組合との保険金、共済金の支払いに関する紛争 ③ 自賠責保険（共済）後遺障害の等級認定等に関する紛争 ④ 求償に係る紛争（保険会社等間、医療機関、社会保険等との間の求償）</p> <p>(2) 次の場合は、センターにおける本手続を行いません。ただし、相手方が同意した場合は、本手続を行う場合があります。</p> <p>① 加害者が任意自動車保険（共済）契約をしていない場合 ② 加害者が契約している任意自動車保険（共済）の約款に被害者の直接請求権の規定がない場合 ③ 加害者が契約している任意自動車共済が、JA共済連、全労済、交協連、全自共及び日火連以外である場合</p> <p>3. 和解あっ旋の停止 和解あっ旋を行うためには、損害賠償額を確定できる状態になければなりません。そのため、本手続が開始された後に次の停止事由があることが判明した場合には、相談担当弁護士が当事者に通知し、和解あっ旋を停止することができます。</p> <p>① 申立人が治療中である場合 ② 申立人申請にかかる後遺障害等級認定手続が進行中である場合 ③ 申立人による後遺障害等級認定手続に対する異議申立が進行中である場合 ④ 後遺障害等級認定について申立人による自賠責保険・共済紛争処理機構に対する調停申立手続が進行中である場合 ⑤ 申立人が上記 ②～④の申立をする旨の意向を相談担当弁護士へ申し出た場合 ⑥ その他和解あっ旋を進めることが困難であると認められる場合</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>4. 和解あっ旋を行わない場合 次の場合には、和解あっ旋を行いません。</p> <p>①和解あっ旋の予約時点で訴訟または調停が行われている場合（センター外で当事者間で示談が成立していたことが判明した場合を含む。） なお、予約受付後に相手方が裁判所に訴えを提起又は調停の申立をしたときでも、和解あっ旋を行います。</p> <p>②日弁連交通事故相談センター及び損害保険相談・紛争解決サポートセンター（そんぽADRセンター）等の他の裁判外紛争解決機関における手続が行われている場合</p> <p>③センター外で当事者間に訴訟による判決の確定又は和解が成立している等当該事案が終局的に解決している場合</p> <p>④不正請求等不当な目的で和解あっ旋の申込みがされたと認められる場合</p> <p>⑤申立人が権利又は権限を有していないと認められる場合</p> <p>⑥弁護士法第72条に違反する疑いがある場合</p> <p>⑦当事者が利用規定に反し、和解あっ旋を行うことが困難な場合</p> <p>⑧上記2.（2）の場合</p> <p>⑨本手続が終了している個別案件と同一事案である場合</p> <p>⑩その他和解あっ旋を行うことが適当でないと認められる場合</p> <p>5. 審査の対象 審査会は、次の事案につき審査し、裁定を行います。</p> <p>①センターとの合意等で裁定を尊重することとなっている保険会社等に係る事案</p> <p>②加害者の契約する自動車保険（共済）の約款において、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被害者から保険会社等に対し直接請求権が認められている事案</p> <p>③上記以外の事案の場合には、相手方が、裁定があった場合にこれに同意することを予め明示している場合</p> <p>6. 審査を行わない場合 審査会は、次の場合には、審査を行わないことがあります。</p> <p>①前記4の「和解あっ旋を行わない場合」のいずれかに該当すると認められる場合</p> <p>②物損の審査において、事案解決のために審査会が必要と認める一定の条件（下記）を満たさない場合 （このような条件例の一つとして次の場合があります。 車両相互の衝突等によって、双方に物損が発生し、かつ双方に過失が認められる場合、双方の損害に対して双方の所有者（損害賠償請求権者）があらかじめ裁定に同意することが審査、裁定を行う条件となります。）</p> <p>③その他審査に適さないと認められる場合</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
同 さいたま相談室	048-650-5271 (電話予約専用)	〒330-0844 さいたま市大宮区下町 1-8-1 大宮下町1丁目ビル7階
<p>(相談概要) 東京本部に同じ 予約受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝祭日と12/29~1/3を除く)</p>		
公益財団法人 日弁連交通事故 相談センター	0570-078325 (無料電話相談・ナビダイヤル)	/
<p>(概要) 当センターの行っている相談には、相談者と弁護士が面接の形式で行う面接相談と電話での相談の二つの方法がありますが、面接相談が基本的な方法です。電話による相談では、事故状況等を十分に把握できないおそれがありますので、簡単な相談事項について回答を行っています。電話での回答が困難な事案については、面接による相談をお勧めしています。 お近くの相談所の相談日時をお確かめのうえ、事故に関係のある以下の書類をなるべく多く、整理してお持ちください。 ※ご予約制の相談所ではご予約時にご連絡先やお名前をお伺いする場合があります。 【ご相談前にご準備いただきたいもの】 ※ご準備いただける範囲内で結構です ①交通事故証明書、事故状況を示す図面（道路状況、加害・被害車（者）の位置、事故の場所、日時、天候等）、現場・物損等の写真 ②診断書、後遺障害診断書 ③治療費明細書（入通院日数、治療費、通院費のメモなど） ④事故前の収入を証明するもの（給料明細書、休業損害証明書、源泉徴収票・確定申告書の写しなど） ⑤相手方からの提出書類や、示談交渉をしていれば、その過程 ⑥加害者の任意保険の有無と種類 ⑦その他（差額ベット代、付添日数・費用、修理費、家屋改修費、有給休暇日数、相手方加入保険内容のメモ）など</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔弁護士による無料の電話相談〕 交通事故に精通した弁護士による電話相談です。直接弁護士から具体的なアドバイスを受けることができます。相談は、お一人様10分程度となります。そのため事故や被害の状況などを詳しく伺うことができませんので、電話での回答が困難な内容、例えば、損害賠償額の算定や過失割合の判断などの場合は、面接の相談をお願いしております。</p> <p>受付時間 平日10:00～15:30 （注）全国にある相談所の弁護士が自動転送によって、受け付ける相談体制をとっている。相談者が居住する地域以外の相談所に接続されることもある。</p> <p>（相談内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 損害賠償額の算定 損害の種類や損害額算定の具体的方法など ■ 賠償責任の有無、過失の割合 損害を賠償する義務の有無、事故当事者の過失割合など ■ 賠償責任者の認定 勤務中の事故（会社所有車の事故・マイカーで会社の仕事での事故・下請け会社の起こした事故に 対する元請け会社の責任）、車の貸借中の事故、無断転貸、子名義の車の事故に対する親の責任、駐車車両の責任、盗難車の事故等 ■ 損害の請求方法 誰にどのように請求すべきかなど ■ 自賠責保険及び自動車保険関係の問題、政府保障事業 ひき逃げや無保険車による事故……「保障事業への損害のてん補請求」手続 ■ その他交通事故の民事上の法律問題 示談の仕方、時効 <p>（注）治療中であっても相談に応じてくれる。</p> <p>〔相談の拒絶〕当センターは以下の場合には相談を行いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 弁護士法第72条（非弁護士の法律事務の取扱等の禁止）違反の疑いのある者からの申込み ② 相談者がすでに弁護士である代理人を選任している時 ③ 相談回数が原則として同一事案につき5回（相談所によっては3回まで）を超える時 ④ 事故当事者本人以外の者からの申込みであるとき ただし、同居の親族、四親等内の親族及びこれらに準ずる者からの申込みであるときを除く ⑤ その他相談を行うのに適当でないと思われるとき 		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋相談所	027-234-9321 (群馬県内各相談所 電話予約)	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館内
(取扱業務内容) 面接相談 示談あっせん (相談時間) 毎週月・水曜日 13:30~16:00		
太田相談所	027-234-9321 (群馬県内各相談所 電話予約)	〒373-0852 太田市新井町516-1 GSEビル2階
(取扱業務内容) 面接相談 (相談時間) 毎月第1・第3金曜日 13:30~16:00		
高崎相談所	027-234-9321 (群馬県内各相談所 電話予約)	〒370-0828 高崎市宮元町298 勝ビル1階
(取扱業務内容) 面接相談 (相談時間) 毎週木曜日 13:30~16:00		
公益財団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセン ター東京	0570-022808 (ナビダイヤル) 03-4332-5241 (代表及びIP電話 受付)	〒101-0063 東京都千代田区 神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
<p>(概要) 専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関する ご相談等を原則として無料でお受けします。 また、そんぽADRセンターの所在地以外の地域では、出張相談を 実施しています。 受付時間 平日9:15~17:00 (祝日・休日および12/30~1/4を除く) 来訪でのご相談等をご希望の場合は、事前に代表電話番号までお電話 をいただき、ご相談等の概要をお話いただくとともに、来訪日時をご 予約の上お越しくださいますよう、お願いいたします。 (注) 保険業法(平成7年法律第105号)上の指定紛争解決機関とし て、苦情解決手続及び紛争解決手続を行う場合は、協会と手続実施基 本契約を締結した損害保険会社に限られます(平成31年2月現在。 26社)。手続利用料は無料で、人身障害補償条項等の障害条項を巡 る保険会社に対する保険契約者から苦情や紛争を解決したり、被害者 からの紛争解決手続きの申立も受け付ける。</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔紛争解決手続（ADR）の利用〕</p> <p>お客様と損害保険会社との間でトラブルが苦情解決手続等によって解決しない場合（自賠責保険の保険金の支払等に関するものを除きます。）には、紛争解決手続の申立てをすることができます。手続にかかる費用は無料です（ただし、通信費・交通費等はお客様の負担となります）。手続の相手方となる損害保険会社は、当協会との間で指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に限られます。</p> <p>紛争解決手続では、専門の知識や経験を有する紛争解決委員（弁護士など）が、中立・公正な立場からトラブルの解決支援（和解案の提示等）を行います。</p> <p>手続は非公開で行われます。</p> <p>紛争解決委員は、お申立てを受け付けた日から原則として4か月以内に、和解案を作成するよう努めます。</p> <p>（注）手続期間は、お申立ての事案や手続状況により異なります。</p> <p>自賠責保険の保険金の支払等に関するトラブル（重過失減額、後遺障害等級認定など）については、そんぽADRセンターの紛争解決手続をご利用できません。「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」をご利用ください。</p>		
<p>一般社団法人 保険オンブズマン</p>	<p>03-5425-7963 (代表)</p>	<p>〒105-0001 東京都港区 虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7階</p>
<p>（概要）</p> <p>保険オンブズマンは、その会員（外資系損害保険会社または保険仲立人）の商品、サービス、事業活動などについて、満足いただけない場合に、苦情や紛争解決の申立てを取り扱います。</p> <p>ただし、次の場合にはお取り扱いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名及び連絡先（住所・電話番号等）が提供されない場合 2. 事業者が特定できない場合 3. 契約や事故その他の苦情の対象となっている事象を特定できる情報が提供されない場合 4. この法人の会員の業務に関しない場合 <p>業務時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日・年末年始を除きます)</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(注) 会員である外資系損害保険会社または保険仲立人（保険会社から独立して、顧客から委託を受け誠実に保険契約の締結の媒介を行う者）との苦情、紛争を解決する。手続手数料は無料で、外資系損害保険会社に対する保険契約者からの苦情や紛争を処理したり、被害者からの紛争解決手続きの申立も受け付ける。</p>		
<p>一般社団法人</p> <p>日本共済協会 共済相談所</p>	<p>03-5368-5757</p>	<p>〒160-0008 東京都新宿区 四谷三栄町12-5 ライラック三栄ビル 1階</p>
<p>(概要)</p> <p>全国共済農業協同組合連合会等会員団体の共済事業に関する相談や苦情をお受けして、必要な助言等をさせていただくほか、相談等の内容に応じて関係団体窓口や適切な外部相談窓口をご案内しています。原則、電話による相談等になります（適切な対応を行うため、お電話の内容を録音させていただいております。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。）。電話での相談等に不都合のある場合には、文書での受付が可能です。（ただし、利用者様の情報を適切に取り扱うため、封書に限定し、葉書やファックスのご利用はご遠慮いただいております。また、利用者様のご連絡先をご記載ください。）</p> <p>※自動車共済・自賠責共済の賠償に関する苦情については、内容をおうかがいしたうえで、専門紛争処理機関をご案内いたします。</p> <p>受付時間 平日9:00～17:00 (祝日・年末年始を除きます)</p> <p>〔審査委員会(ADR)の利用〕 弁護士などで構成された中立・公正な第三者による審査委員会を設置し、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関する紛争について、紛争解決手続(ADR)を実施しています。なお、会員団体のうち、全国生活協同組合連合会及び全国共済生活協同組合連合会に係る案件については、協会と手続実施基本契約を締結していないため、ADRの対象となりません。</p> <p>(注) 自動車共済・自賠責共済の賠償案件については、取り扱わないから、交通事故については、傷害事項をめぐるような共済組合と被共済者等との紛争解決機関という要素が強い。</p>		

交通事故の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構	0120-159-700 ※固定電話、携帯電話及び自動車電話対応	〒101-0062 東京都千代田区 神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階
<p>(概要)</p> <p>自賠償保険・共済に関するの保険金又は共済金に関する</p> <p>①保険金・共済金の支払基準等に関すること（治療費・休業補償・慰謝料等）</p> <p>②賠償責任の有無及び重過失による減額に関すること</p> <p>③後遺障害の等級認定制度等に関すること</p> <p>④調停（紛争処理）申請の手続等に関すること</p> <p>の相談に応じています。</p> <p>受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00 （祝日・年末年始（12/28～1/4）を除きます）</p> <p>〔調停（紛争処理）事業（ADR）の利用〕</p> <p>自賠償保険・共済の保険金又は共済金の支払いで、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、適確な解決を目指して公正な調停を行います。</p> <p>○専門的な知識のある紛争処理委員が審査を行います。</p> <p>○公正中立で、専門的な知識をもっている弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が、支払い内容についての審査を行います。</p> <p>○保険会社または共済組合は、調停の結果を遵守します。調停結果を守ることにについては、自賠償普通保険約款・自賠償共済規定等に定めております。</p> <p>○紛争処理の審査には、費用はかかりません。</p> <p>○紛争当事者及び保険会社・共済組合から提出された書類などで支払い内容についての審査を行います。当事者の出席の必要はなく、費用も原則としてかかりません。</p> <p>※申請後の問い合わせ 03-5296-5033 （本部事案担当）</p> <p>（注）保険会社・共済組合が示した後遺障害の等級に納得できない場合、重過失減額に納得できない場合、事故と受傷との因果関係がないと判断された場合等に、自賠償保険会社・自賠償共済への異議申立によらずにこの機構に解決を求めることができる。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
金融庁 金融サービス利用 者相談室	0570-016811 または 03-5251-6811 （IP電話専用）	〒100-8967 東京都千代田区 霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 西館
<p>（相談概要） 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。 ※相談室においては、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただきます。 〔利用—上記番号にダイヤルし、番号を押してください。〕</p> <p>①預金・融資等に関するもの ②保険商品・保険制度等に関するもの ③投資商品・証券市場制度・取引所等に関するもの ④貸金等に関するもの ⑤仮想通貨等に関するもの ⑥その他（予算執行、ウェブサイトに関するご意見・ご要望等含む）</p> <p>受付時間 平日10:00～12:00、13:00～17:00 （祝日及び年末年始を除く）</p> <p>※「事前相談（予防的なガイド）」については、0570-016812（IP電話からは03-5251-6812）におかけください。</p>		
一般社団法人 全国銀行協会 相談室	0570-017109 （ナビダイヤル） 03-5252-3772 （IP電話受付）	〒100-0004 東京都千代田区 大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19 階（全国銀行協会内）
<p>（相談概要） 銀行法上のすべての銀行および農林中央金庫に関するご相談やご照会、ご意見・苦情を受け付けます。 加入銀行以外の金融機関に関する相談、苦情の申し出および紛争の解決の申立ては、受け付けることができません。 受付時間 平日9:00～17:00 （祝日及び銀行の休業日を除く）</p> <p>※お客さまのお申し出内容を正確に把握し、適切に対応するために、通話内容を録音させていただきます。 ※※お越しいただく場合は、お電話でご予約をお願いいたします。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(カウンセリングサービス) 全国銀行協会相談室では、住宅ローンやカードローン等を利用され、返済にお困りの個人のお客さまを対象に、「カウンセリングサービス」を実施しています。 予約受付時間 平日9:00～17:00 (祝日及び銀行の休業日を除く) 相談時間 月曜日、火曜日、木曜日 平日 10:00～12:00、13:00～17:00 水曜日、金曜日 平日 10:00～12:00、13:00～19:00 (祝日及び銀行の休業日を除く) 相談方法 電話または面談 (あっせん委員会(ADR)) 銀行とのトラブルが解決しにくいお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。 あっせんとは、お客さまと銀行(当事者)との取引などにおけるトラブルを中立公正な第三者で構成する「あっせん委員会」が、「苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程」にもとづき、当事者からの資料の提出やそれぞれの主張を聴取したうえで、あっせん案(和解案)を提示し、双方が納得したうえで、解決を図る制度です。なお、「あっせん委員会」があっせん成立の見込みがないと判断した場合等には、紛争解決手続を打切ることがあります。</p>		
一般社団法人 群馬県銀行協会 銀行とりひき相談 室	027-221-4438	〒371-0026 前橋市大手町2-10-1
<p>(概要) 全国銀行協会相談室とは別に、各地の銀行協会が運営する「銀行とりひき相談所」では、会員銀行口に関するご相談を受け付けています。ご相談・ご照会は無料で、電話をおかけいただいても、相談所に直接お越しいただいても結構です。 受付時間 平日9:00～17:00 (祝日及び銀行の休業日を除く) ※お越しいただく場合は、お電話でご予約をお願いいたします。 ※※「銀行とりひき相談所」は、受け付けた苦情がお客さまと会員銀行の間では解決できず、全国銀行協会相談室等を利用して解決を図ることが適当と判断した場合、お客さまのご希望を確認させていただいたうえで、お客さまに全国銀行協会相談室等をご紹介します。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 全国信用金庫協会 全国しんきん相談 所	03-3517-5825	〒103-0028 東京都中央区 八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィ ナンシャルビル11階
<p>(概要)</p> <p>お客さまと信用金庫との取引で生じる相談・苦情・紛争等を受け付けています。電話、手紙および来訪により受け付けています。来訪される場合は事前にご連絡のうえ時間帯をご確認ください。苦情のお申出の際のお客さまの情報は、苦情の解決にのみ利用いたしますのでご安心ください。</p> <p>受付時間 平日9:00～17:00 (祝祭日その他信用金庫の休業日は、受け付けをお休みさせていただきます。)</p> <p>〔仲裁センター(ADR)等の利用について〕 信用金庫との苦情等がなかなか解決しない場合、仲裁センター等を利用できます。紛争解決のお申し出があった場合、「信用金庫業務における苦情・紛争の解決促進等に関する規則」等に基づき、全国しんきん相談所から東京の三弁護士会の仲裁センター等へお取次ぎしています。</p> <p>また、お客さまが紛争の解決について、直接弁護士会に連絡することもできます。東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会を利用する方法もあります。</p> <p>例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。</p> <p>詳しくは東京の三弁護士会、全国しんきん相談所(電話03-3517-5825)へお尋ねください。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 関東信用金庫協会 関東地区しんきん 相談所	03-5524-5671	〒104-0031 東京都中央区 京橋3-8-1 信用金庫会館京橋別館
(概要) 関東地区しんきん相談所では、「信用金庫業務における苦情・紛争の解決促進に関する規則」等に基づき、信用金庫でお取引いただいたお客様からの相談や苦情を無料で受け付けています。 ご相談・苦情は、お電話、お手紙または来訪によっても受け付けております。 直接お越しいただく際は、事前にお電話で時間帯等を確認ください。 受付時間 平日9:00~17:00 (祝祭日その他信用金庫が休業日の日は除く)		
一般社団法人 全国信用組合中央 協会 しんくみ相談所	03-3567-2456	〒104-0031 東京都中央区 京橋1-9-1 全国信用組合会館内
(概要) 苦情やご意見ご相談などは、電話、手紙または来訪によっても受け付けています。 直接お越しいただく際は、事前に電話で日時等をご連絡ください。 なお、お客さまが反社会的勢力であることが明らかになった場合や、恫喝的または脅迫的な言動があった場合、また公序良俗や社会的公正性に反する行為等に関連する事案の場合などにおいては、苦情等に応じませんので、ご了承ください。 受付時間 平日9:00~17:00 (祝祭日その他信用組合の休業日は除く)		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔仲裁センター（ADR）等の利用について〕 しんくみ相談所は、信用組合とのトラブルが解決しないお客様については、紛争解決措置として以下の弁護士会仲裁センター等へお取次ぎしています。 また、お客様が直接、仲裁センター等へ申出ることにも可能です。 なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。 具体的内容は、仲裁センター等にご照会ください。 〈「仲裁センター等」とは〉 裁判や民事調停に比べ短期間で紛争を解決することを目的に弁護士会が設置・運営している機関です。経験豊かな弁護士が幹旋・仲裁人となり、申立人（お客様）と相手方（信用組合）の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いで解決できるよう和解の幹旋をしたり、双方の合意に基づき公平・中立な立場から仲裁判断をしたりします。</p>		
一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所	03-3286-2728	〒100-0005 東京都千代田区 丸の内3-4-1 新国際ビル3階 生命保険協会内
<p>（概要） 生命保険相談所は、生命保険に関する様々なご相談や苦情、ご照会をお受けするための窓口として、生命保険協会が運営しています。 お電話はもちろん、直接お越しいただいてもご相談いただけます。 生命保険相談所では、お申し出のあった苦情について、お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスをいたします。 相談所で解決できない場合は、生命保険会社に対し、解決の依頼や和解のあっせんなどを行い、早期解決に努めます。 受付時間 平日9:00～17:00 （祝祭日は除く）</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔裁定審査会（ADR）の利用について〕 保険会社と話し合いをしてみたけれど、それでもなかなかトラブルが解決しないときは、裁定審査会を利用することができます。生命保険会社には、裁定審査会の手続に参加・協力するとともに、裁定結果を受諾する義務（一定の場合を除く）があります。</p> <p>生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、保険契約者等から裁定審査会に申立てることができます。</p> <p>※生命保険会社が申立てることもあります。</p> <p>ただし！申立内容が次の場合には、裁定審査会の判断により、お受けできないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生命保険契約等に関するものではないとき <input type="checkbox"/> 申立人が生命保険契約等契約上の権利を有しないと認められるとき <input type="checkbox"/> 確定判決または確定判決と同じ効力を有するものとの同一の紛争であるとき <input type="checkbox"/> 申立人が保険契約者等の場合、相手方会社と知識情報力または交渉能力の格差等がないものと認められるとき <input type="checkbox"/> 不当な目的でみだりに裁定の申立てをしたと認められるとき <input type="checkbox"/> 当事者以外の第三者が重大な利害関係を有し、当該者の手続的保障（主張・立証の機会）が不可欠であると認められるとき <input type="checkbox"/> 過去に裁定審査会において判断が示された申立内容であるとき <input type="checkbox"/> 他の指定紛争解決機関において審理継続中または審理が終了したものであるとき <input type="checkbox"/> 生命保険会社の経営方針や職員個人に係る事項、事実認定が著しく困難な事項など、申立内容がその性質上裁定を行うに適當でないとき 		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所 群馬県連絡所	027-223-2802	〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階
<p>こちらでもご相談に応じています。 受付時間 平日9:00～17:00 (祝祭日は除く)</p>		
公益財団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセン ター東京	0570-022808 (ナビダイヤル) 03-4332-5241 (代表及びIP電話 受付)	〒101-0063 東京都千代田区 神田淡路町2-105 ワテラスアネックス 7階
<p>(概要) 専門の相談員が、損害保険に関するご相談等を原則として無料でお受けします。 また、そんぽADRセンターの所在地以外の地域では、出張相談を実施しています。 受付時間 平日9:15～17:00 (祝日・休日および12/30～1/4を除く) 来訪でのご相談等をご希望の場合は、事前に代表電話番号までお電話をいただき、ご相談等の概要をお話いただくとともに、来訪日時をご予約の上お越しくださいますよう、お願いいたします。 (注) 保険業法(平成7年法律第105号)上の指定紛争解決機関として、苦情解決手続及び紛争解決手続を行う場合は、協会と手続実施基本契約を締結した損害保険会社に限られます(平成31年2月現在。26社)。手続利用料は無料で、人身障害補償条項等の障害条項を巡る保険会社に対する保険契約者から苦情や紛争を解決したり、被害者からの紛争解決手続きの申立も受け付ける。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔紛争解決手続（ADR）の利用〕</p> <p>お客様と損害保険会社との間でトラブルが苦情解決手続等によって解決しない場合（自賠償保険の保険金の支払等に関するものを除きます。）には、紛争解決手続の申立てをすることができます。手続にかかる費用は無料です（ただし、通信費・交通費等はお客様の負担となります）。手続の相手方となる損害保険会社は、当協会との間で指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に限られます。</p> <p>紛争解決手続では、専門の知識や経験を有する紛争解決委員（弁護士など）が、中立・公正な立場からトラブルの解決支援（和解案の提示等）を行います。</p> <p>手続は非公開で行われます。</p> <p>紛争解決委員は、お申立てを受け付けた日から原則として4か月以内に、和解案を作成するよう努めます。</p> <p>（注）手続期間は、お申立ての事案や手続状況により異なります。</p>		
一般社団法人 保険オンブズマン	03-5425-7963 （代表）	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7階
<p>（概要）</p> <p>保険オンブズマンは、その会員（外資系損害保険会社または保険仲立人）の商品、サービス、事業活動などについて、満足いただけない場合に、苦情や紛争解決の申立てを取り扱います。</p> <p>ただし、次の場合にはお取り扱いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.氏名及び連絡先（住所・電話番号等）が提供されない場合 2.事業者が特定できない場合 3.契約や事故その他の苦情の対象となっている事象を特定できる情報が提供されない場合 4.この法人の会員の業務に関しない場合 <p>業務時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00 （祝日・年末年始を除きます）</p> <p>（注）会員である外資系損害保険会社または保険仲立人（保険会社から独立して、顧客から委託を受け誠実に保険契約の締結の媒介を行う者）との苦情、紛争を解決する。手続手数料は無料で、外資系損害保険会社に対する保険契約者からの苦情や紛争を処理したり、被害者からの紛争解決手続きの申立も受け付ける。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 日本共済協会 共済相談所	03-5368-5757	〒160-0008 東京都新宿区 四谷三栄町12-5 ライラック三栄ビル 1階
<p>(概要)</p> <p>全国共済農業協同組合連合会等会員団体の共済事業に関する相談や苦情をお受けして、必要な助言等をさせていただくほか、相談等の内容に応じて関係団体窓口や適切な外部相談窓口をご案内しています。原則、電話による相談等になります（適切な対応を行うため、お電話の内容を録音させていただいております。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。）。電話での相談等に不都合のある場合には、文書での受付が可能です。（ただし、利用者様の情報を適切に取り扱うため、封書に限定し、葉書やファックスのご利用はご遠慮いただいております。また、利用者様のご連絡先をご記載ください。）</p> <p>※自動車共済・自賠責共済の賠償に関する苦情については、内容をおうかがいしたうえで、専門紛争処理機関をご案内いたします。</p> <p>受付時間 平日9:00～17:00（祝日・年末年始を除きます）</p> <p>〔審査委員会（ADR）の利用〕</p> <p>弁護士などで構成された中立・公正な第三者による審査委員会を設置し、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関する紛争について、紛争解決手続（ADR）を実施しています。なお、会員団体のうち、全国生活協同組合連合会及び全国共済生活協同組合連合会に係る案件については、協会と手続実施基本契約を締結していないため、ADRの対象となりません。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室	0120-82-1144 (フリーダイヤル) 03-3297-0755 (FAX)	〒104-0032 東京都中央区 八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング 2階
<p>(概要)</p> <p>①少額短期保険のご契約者等が少額短期保険業者に対し、「業者」との少額短期保険契約、その提供するサービス内容もしくは営業活動等に関して不満足の表明があった事柄について、「相談室」は解決に向け適切かつ妥当な助言をいたします。</p> <p>②解決依頼 申立人より苦情についての解決・支援を求められた場合は、「業者」に対し速やかに対応を依頼します。</p> <p>③話し合い 当該苦情について、当事者に対し必要、適切な助言を行い、和解の斡旋をいたします。</p> <p>受付時間 平日平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日・年末年始を除きます)</p> <p>〔裁定委員会(ADR)の利用〕 「相談室」に苦情の申立をした日から、原則として1か月を経過しても当事者間で問題が解決しない場合等で、ご契約者等または「業者」から裁定の申立があった場合、「裁定委員会」は速やかに「裁定手続」を開始するか否かを決定します。</p> <p>裁定開始を決定した場合、「裁定委員会」は申立人から「紛争解決手続申立書」及び証拠書類等の提出を受け、双方の事情聴取等を行い当事者間の和解成立に努めますが 解決しない場合は、「裁定委員会」は和解案を作成して双方に提示し、受託勧告をいたします。</p> <p>なお、申立て内容に虚偽があった場合、裁定が取下げになった場合、「裁定委員会」の和解案にて和解が成立した場合、裁定手続きが打ち切りとなった場合、また、契約者等が参加意思を撤回した場合には裁定手続を終了いたします。</p> <p>和解成立後、契約者等より申し出がある場合は、和解内容の義務履行状況を調査し業者に義務履行を勧告いたします。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本貸金業協会 貸金業相談・ 紛争解決セン ター	0570-051-051 (ナビダイヤル) 03-5739-3861 (直通電話) 03-5739-3024 (FAX)	〒108-0074 東京都港区 高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階
<p>(相談概要)</p> <p>貸金業務に関連する借入れや返済のご相談、多重債務者救済の一環としての貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決窓口として、日本貸金業協会が運営しています。</p> <p>特に多重債務問題については、債務の原因として失業や生活費の補てん、ギャンブル・遊興費等さまざまなものがありますが、相談者の状況に応じ、債務整理の方法等についての助言や情報を提供したり、再発防止を目的としたカウンセリングや家計管理の実行支援を行っております。</p> <p>ご相談や苦情の申立て、貸付自粛制度の利用については、手数料等の費用はかかりません。</p> <p>電話受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日 12/29～1/4を除く) 来所受付時間 9:30～17:00 (土・日・祝日 12/29～1/4を除く) ※電話にて事前に来訪日時をご予約願います。</p> <p>〔紛争解決手続(ADR)の利用〕</p> <p>契約者等と貸金業者との間の紛争につき、指定紛争解決機関である日本貸金業協会の紛争解決委員(弁護士)が、中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して和解による解決を図る制度です。手続の当事者である貸金業者は、指定紛争解決機関との「手続実施基本契約」に基づき、紛争解決委員の示す特別調停案を原則として受諾し、また成立した和解を履行する義務を負います。</p> <p>(紛争解決手続の受付方法・お問合せ先)</p> <p>日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 紛争受付課 03-5739-3863(電話)、03-5739-3024(FAX) 受付時間 平日 9:00～17:00(祝日及び12/29～1/4を除く)</p>		
日本貸金業協会 群馬県支部	027-260-8582	〒371-0024 前橋市表町2-18-19 ケヤキテラス1階
<p>(概要)</p> <p>協会支部へのご来訪を希望される方は、あらかじめ当該支部にご連絡くださいますようお願い致します。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
特定非営利活動法人 証券・金融商品 あっせん相談セン ター	0120-64-5005 (フリーダイヤル) 03-3669-9833 (FAX)	〒103-0025 東京都中央区 日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
<p>(概要)</p> <p>証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMACフィンマック）は、株や投資信託、FXなど金融商品の取引に関するトラブルについて、ご相談や苦情を受け付け、公正・中立な立場で解決を図る機関です。相談・苦情処理で利用者の納得が得られない場合の制度として、弁護士による紛争解決のためのあっせん制度も運営しています。取り扱うトラブルは、次の3種類の金融商品取引業者・金融機関が行った金融商品取引です（預金、保険、商品先物などの相談・苦情には応じておりません。また、投資相談、株価等の照会には応じておりません）。</p> <p>①第1種金融商品取引業者（証券会社・FX専門業者など） ②日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の会員等 ③センターに個別利用登録をした第2種金融商品取引業者</p> <p>受付時間 平日9:00～17:00 （祝日（振替休日を含む）および年末年始（12/31～1/3）を除く）</p> <p>〔あっせん（ADR）の利用について〕</p> <p>あっせんは、金融機関とその顧客との間のトラブル（紛争）について、公正中立な弁護士（あっせん委員）が、双方から事情をお聴きしたうえで、話し合いにより、双方が納得がいく解決を目指す方法です。</p> <p>あっせんでは、あっせん委員が、それぞれの当事者から個別に事情やご主張をお聴きしたり、双方同席での話し合いの仲介をしたりする過程を積み重ねていき、和解案を提示するなどして、双方の歩み寄りによる解決を促してゆきます。</p> <p>ただし、双方の歩み寄りが見られなければ、残念ながら不調に終わる場合もあります。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>あっせんは、お住まいのある身近な全国の都道府県庁所在地で行うことができます。</p> <p>あっせんを行う範囲は、証券会社等の金融商品取引業者、金融機関等と顧客との間の紛争のうち、次に掲げる取引等に関する紛争です。</p> <p>(1) 有価証券の売買その他の取引等（日本証券業協会の協会員に関するものに限ります。）</p> <p>(2) 証券投資信託、不動産投資信託に係る資産運用業務（一般社団法人投資信託協会の正会員に関するものに限ります。）</p> <p>(3) 証券投資信託受益証券等の直接募集、解約に係る業務（一般社団法人投資信託協会の正会員に関するものに限ります。）</p> <p>(4) 投資一任業務及びファンド運用業務（一般社団法人日本投資顧問業協会の会員に関するものに限ります。）</p> <p>(5) 投資助言、投資一任契約の仲介等の業務（一般社団法人日本投資顧問業協会の会員に関するものに限ります。）</p> <p>(6) 為替証拠金取引などの金融先物取引 （一般社団法人金融先物取引業協会の会員に関するものに限ります。）</p> <p>(7) 投資ファンドの自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等 （一般社団法人第二種金融商品取引業協会の正会員に関するものに限ります。）</p> <p>(8) 第2種金融商品取引（各種投資ファンドの募集取扱いなど）</p> <p>あっせんを申し立てる際には、</p> <p>① 申立ての趣旨及び紛争の要点を明らかにした所定の申立書を原則3通提出していただきます。</p> <p>② 申立てに関する証拠書類がある場合には、その写しを提出していただきます。</p> <p>③ 申立てに費用は、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。</p> <p>あっせん手続きは、非公開となっています。また、あっせん申立ては、いつでも取り下げることができます。</p>		

証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>また、あっせん申立てを受理した場合でも、担当あっせん委員が次のいずれかに該当し、あっせん手続を行わないことが適当であると判断した場合には、あっせん手続を行わない場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>① FINMACフィンマックのあっせん手続を過去に行ったことのある事案 ② 訴訟が終了し又は訴訟中の事案、民事調停を行った事案又は民事調停中の事案 ③ 他の機関による仲裁、あっせん等の紛争解決手続を終結し、又は手続中の事案 ④ 紛争が生じた日から3年を経過した事案 ⑤ 顧客に紛争を適切に解決する能力があると認められる場合 ⑥ その他紛争解決手続を行うのに適当でない又は不当な目的のみだりにあっせんの申立てをしたと紛争解決委員が判断した場合</p>		
日本商品先物取引協会 相談センター	03-3664-6243 (直通電話)	〒103-0012 東京都中央区 日本橋堀留町1-10-7 東京商品取引所ビル 6階
<p>(相談概要)</p> <p>日本商品先物取引協会・相談センターは、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。なお、協会に加入していない業者(※)や外国為替証拠金取引等については、協会では取り扱うことができません。</p> <p>(※)但し、会員を所属先とする商品先物取引仲介業者の苦情相談は取り扱うことができます。</p> <p>お客様から商品先物取引業務に関する苦情相談の申出(電話又は書面)があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を行い、迅速な解決を図ります。なお、苦情相談は無料です。</p> <p>電話受付時間 平日 03-3664-6243(祝日を除く)</p> <p>※直接協会へご来訪の場合は事前に予約が必要です。</p>		

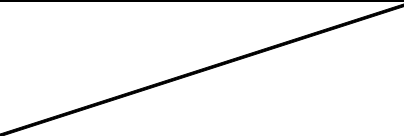
証券・金融商品の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔苦情相談又は紛争仲介の申出に当たっての留意点〕</p> <p>○苦情相談の申出のほか、商品先物取引業務等の質問にも応じています。</p> <p>○苦情相談の申出については、原則、顧客（お客様）本人となります。</p> <p>○苦情相談の申出をする際には、取引された会社から配付された「契約締結前交付書面」をもう一度お読みください。</p> <p>○苦情相談の内容については、会社から送付された売買報告書、売買計算書、残高照合通知書等でご自身の取引経過等をよく確認、整理した上で具体的にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧誘時の状況 ・ 取引の状況・経過（取引の種類（国内商品市場取引・外国商品市場取引・店頭商品デリバティブ取引）、商品名、商品取引所名、売り買いの別、数量（枚数）、取引期間等） ・ 取引会社名等（商品先物取引業者名（商品先物取引仲介業者名）、本支店名、担当外務員名及び役職名） <p>○次のいずれかに該当する場合には、苦情又は紛争仲介の申出はできませんのでご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すでに和解契約が締結された苦情又は紛争に係るものであるとき。 ・ 申出に係る取引について決済が終了した日から3年を超える期間を経過したものであるとき。 ・ 本協会においてすでに解決した苦情又はすでに処理を終了した紛争に係るものであるとき。 ・ 裁判所において、現に訴訟又は民事調停が行われ、又はそれらが終了した紛争に係るものであるとき。 ・ 弁護士会、商品取引所その他の紛争解決機関において、仲裁、あっせんその他の紛争解決手続きが現に行われ、又はすでに終了した紛争に係るものであるとき。 ・ その苦情又は紛争の性質上、本協会が処理又は仲介を行うに適當でないと認めるとき。 ・ 不当な目的で又はみだりに苦情又は紛争仲介の申出をしたと認めるとき。 <p>〔あっせん・調停（ADR）について〕</p> <p>○上記苦情処理によっても当事者間で解決に至らなかったり、当事者間の主張が著しく対立してきた場合には、紛争仲介の申出（書面のみ）ができます。その申出を受けて協会が委嘱した弁護士等が紛争仲介を行います。</p> <p>なお、苦情相談を経ずに直接、紛争仲介の申出を行うこともできます。</p> <p>○紛争仲介制度をご利用される際には、「申出手数料」及び「期日手数料」の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくこととなります。</p>		

税金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
内閣府 消費税転嫁等総合 相談センター	0570-200-123 (ナビダイヤル)	〒100-0014 東京都千代田区 永田町1-11-39 永田町合同庁舎4階
<p>(概要)</p> <p>政府共通の相談窓口として、内閣府においては「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置し、事業者・消費者の方々から、以下のような幅広い御相談に対応しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転嫁に関する問い合わせ ・広告・宣伝に関する問い合わせ ・消費税の総額表示に関する問い合わせ ・便乗値上げに関する問い合わせ ・軽減税率制度の概要に関する問い合わせ <p>受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>		
<p>(注) 総合相談センターの設置根拠となっている内閣府設置法に規定されている消費税転嫁等の相談事務の期限について平成33年3月31日に延長する法律改正がなされました。これにより、総合相談センターの業務も平成33年3月31日限りとなりました。</p>		
国税庁	03-3581-4161	〒100-8978 東京都千代田区 霞が関3-1-1
<p>〔概要〕</p> <p>国税局（国税事務所）ごとに設置する電話相談センターにおいては、集中的に配置された税務相談官が、原則として、税目別相談体制により対応するため、より質の高い、迅速な回答が可能となり、納税者の皆様の利便性のさらなる向上が図られます。</p> <p>税務署におかけになった電話は、すべて自動音声により案内しますので、用件に応じて番号を選択することになります。</p> <p>具体的には、国税（所得税、法人税、贈与税、消費税等）に関する一般的な相談の場合は、「1」番を選択することにより、電話相談センターにつながります。</p> <p>なお、税務署からの照会に対する問合せや個別的な相談等の場合は、「2」番を選択することにより、税務署につながります。</p> <p>「3」を選択していただくと消費税軽減税率電話相談センター又は各国税局の電話相談センターにおいて、消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談をお受けしております。</p>		

税金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容については、所轄の税務署において面接にて相談をお受けしております。</p> <p>面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するため、電話等で事前に相談日時等を予約いただき、十分な面接時間を設けていますので、所轄の税務署をご確認いただき、相談日時等の予約をお願いします。</p>		
<p>(注) 群馬県内の税務署の電話番号、管轄区域については、294ページから295ページを参照願います。国税庁電話相談センターにおける電話相談は、匿名による相談も可能です。</p>		
国税庁 消費税軽減税率電話相談センター	0570-030-456 (ナビダイヤル)	
<p>消費税の軽減税率制度（軽減対象品目の内容、帳簿・請求書の書き方など）に関する一般的なご質問やご相談につきまして、受け付けております。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日を除く）</p>		
関東信越国税局 納税者支援調整官	048-600-3111 (局代表電話)	〒330-9719 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
<p>(概要)</p> <p>国税庁、国税局又は税務署に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談などが寄せられることがあります。このため、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど、適切に対応しています。</p>		
前橋税務署 納税者支援調整官	027-224-4371 (代表案内)	〒371-8686 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
関東信越国税局の概要に同じ		

税金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東京税関 輸入申告に係る必要書類等の問い合わせ先	03-3529-0700	〒135-8615 東京都江東区 青海2-7-11 東京港湾合同庁舎 東京税関業務部 税関相談官
<p>輸入申告に係る必要書類等の問い合わせ等一般的なご質問やご相談につきまして、受け付けております。なお、「税番、税率」「関税評価（課税価格の決定）」「原産地認定」「知的財産（認定手続）」については、各個別相談先をご覧ください。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日を除く）</p> <p>（自社または個人で貨物の通関を検討されている方へ）</p> <p>「輸出入通関の税関手続きは原則として、貨物を蔵置している倉庫等を管轄する税関官署で行う必要があります。倉庫等を確認の上、管轄する税関官署にお問い合わせ下さい。</p> <p>（倉庫及び管轄税関官署につきましては、貨物の到着通知のあった業者にお問い合わせいただくか、お手持ちの関係書類（到着通知（ARRIVAL NOTICE等））に記載されている保税地域コードをご参照下さい。）</p>		
東京税関 税番（関税分類）・税率に関する相談・お問合せ	03-3529-0700 （税関相談官で受付の上、担当者をご案内いたします）	〒135-8615 東京都江東区 青海2-7-11 東京港湾合同庁舎3階 東京税関業務部 首席関税鑑査官
<p>製法、性状、成分割合、用途等について正確に把握した上で、照会するようにお願いいたします。照会貨物の情報が不足している等の場合には、税番を決めるために質問をさせていただくこともありますので、なるべく詳しい情報をお願いいたします。貨物情報が不確定でも、参考情報として考えられる税番を回答します。ただし、参考意見であるため、輸入申告の際に回答内容と異なる税番・税率になる場合がございますので御了承ください。</p> <p>受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00 （祝祭日及び年末年始を除く。）</p>		

税金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東京税関 関税評価（課税価格の決定）に関する相談・お問合せ	03-3599-6411	〒135-8615 東京都江東区 青海2-7-11 東京港湾合同庁舎3階 東京税関業務部 首席関税鑑査官
<p>貨物を輸入しようとするときには、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として、これに税率を掛けて、関税や消費税が課されます。関税の納税申告の一環として行う、輸入貨物の課税価格の計算に係る事項についての申告に係る相談に応じます。</p> <p>受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝祭日及び年末年始を除く。)</p>		
東京税関 原産地認定に関する相談・お問合せ	03-3599-6411	〒135-8615 東京都江東区 青海2-7-11 東京港湾合同庁舎 東京税関業務部 原産地調査官部門
<p>「文書による事前教示」とは、輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる ●輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる等のメリットがあります。原産地を回答するためには、使用材料や製造工程等の詳細が必要です。 <p>受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝祭日及び年末年始を除く。)</p>		
東京税関 知的財産（認定手続）に関する相談・お問合せ	03-3599-6369	〒135-8615 東京都江東区 青海2-7-11 東京港湾合同庁舎 東京税関業務部 知的財産調査官
<p>知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物を「侵害疑義物品」と言います。その侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続が「認定手続」です。</p> <p>受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝祭日及び年末年始を除く。)</p> <p>(注)「知的財産侵害物品」とは、いわゆるコピー商品のことです。</p>		

税金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 総務部税務課	027-226-2194	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁舎本庁舎9階北側
<p>〔概要〕 県税（不動産取得税、事業税、自動車税等）についてのご質問・ご相談は、行政県税事務所等で受け付けています（自動車税事務所（351 ページ参照）は、自動車取得税・自動車税に限られます。）。</p> <p>ただし、効率・効果的な業務を推進するため、県税の一部業務を集約していますので、各事務所の詳しい所管業務については、「行政県税事務所の所管業務・所管区域」（348 ページ～351 ページ参照）をご確認の上、お問い合わせください。</p> <p>※平日の昼間に行政県税事務所等に来庁することが出来ない方は、日曜・夜間窓口を開設していますので、是非、ご利用ください。概ね最終週の日曜日（休日窓口）、最終週の月曜日から金曜日（夜間窓口）。開催日を確認の上、ご利用ください。</p> <p><休日窓口> 8:30～17:15 <夜間窓口> 17:15～19:30</p> <p>※※太田行政県税事務所では、ポルトガル語による納税相談窓口を概ね最終週の日曜日に開設しています。開催日を確認の上、ご利用ください。</p> <p>受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>※※※伊勢崎行政県税事務所では、ポルトガル語及びスペイン語による日曜納税窓口を次のとおり開設します。自動車等・相談にご利用下さい。開催日を確認の上、ご利用ください。</p> <p>受付時間 9:00～12:00、13:00～15:30</p>		
<p>（注）市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）についてのご質問・ご相談は、市役所・町村役場で受け付けています（お住まいの市役所・町村役場（364 ページ～365 ページ参照））をご確認の上、お問い合わせください。</p> <p>受付時間 平日 8:30～17:15（通例）</p>		

税金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東信越税理士会 群馬県支部連合会	027-234-6131	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館 3階
(注) 各支部が市町村役場等の会場において無料相談を実施している場合があります。詳細は各支部又は各市町村役場(364ページ~366ページ参照)にご照会ください。		
前橋支部	(連合会に同じ)	
高崎支部	027-361-7788	〒370-0006 高崎市問屋町3-10-3 問屋町センタービル第 2ビル304号
桐生支部	0277-52-6538	〒376-0013 桐生市広沢町3-4068 石原照久税理士事務所
伊勢崎支部	0270-62-4040	〒379-2204 伊勢崎市西久保町 1-46-2 小野朝嗣税理士事務所
沼田支部	0278-22-7516	〒378-0031 沼田市薄根町4462-3 奈良光一郎税理士事務所
館林支部	0276-71-1122	〒374-0023 館林市大手町10-1 館林商工会議所内 関東信越税理士会 群馬県館林支部事務局
藤岡支部	0274-24-5324	〒375-0023 藤岡市本郷903-63 横尾国雄税理士事務所
富岡支部	0274-62-1800	〒370-2343 富岡市七日市408-1 田中和彦税理士事務所
中之条支部	0279-67-3358	〒377-0815 吾妻郡東吾妻町 大字岩下329-1 中島哲男税理士事務所

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般消費者向けの相談先		
関東財務局 財務広報相談室多重 債務相談窓口	048-600-1113	〒330-9716 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同 庁舎1号館17階
<p>(概要)</p> <p>関東財務局では、専門の相談員が丁寧にお話を伺い、解決に結びつくアドバイスや情報提供をし、必要に応じて法律専門家（弁護士等）につないでいます。ご相談は電話か面談で受け付けておりますのでお気軽にご利用ください。</p> <p>受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）</p> <p>※相談の際は、できるだけ借入の内容がわかる資料（契約書や明細書等）をご用意ください。ショッピングクレジットも相談対象です。資料ない場合は覚えている範囲でお聞きします。</p> <p>※※来所される場合は、事前に電話いただければお待たせしないよう日時を調整します。</p>		
関東財務局前橋 財務事務所 多重債務相談窓口	027-221-4495	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎10階
<p>(概要)</p> <p>前橋財務事務所では、専門の相談員が丁寧にお話を伺い、解決に結びつくアドバイスや情報提供をし、必要に応じて法律専門家（弁護士等）につないでいます。ご相談は電話か面談で受け付けておりますのでお気軽にご利用ください。</p> <p>受付時間 平日8:30～12:00、13:00～16:30（祝日を除く）</p> <p>※相談の際は、できるだけ借入の内容がわかる資料（契約書や明細書等）をご用意ください。ショッピングクレジットも相談対象です。資料ない場合は覚えている範囲でお聞きします。</p> <p>※※来所される場合は、事前に電話いただければお待たせしないよう日時を調整します。</p>		

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本司法支援センター (通称：法テラス) サポートダイヤル	0570-078374	〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー8階
(概要) 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。 受付時間 平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00 (祝日を除く)		
法テラス群馬法律事務所	0503383-5399	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階
(概要) 誰に相談したらいい？ 弁護士、司法書士の費用が心配。 こんなこと聞いていいのかな？ 犯罪の被害にあってしまった… ・収入資産が一定基準以下の方が対象です。 ・事前の電話予約をお願いしています。 ・相談時間は、30分ほどです。 ・相談回数には限りがあります。 ・相談時間 平日13:00~16:00 ・相談の内容 一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)、クレジット・サラ金相談		
群馬県消費生活センター	027-223-3001	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁昭和庁舎1階
(概要) 相談時間 月~土 9:00~17:00(祝日、年末年始は除く) (土曜日のみ、12:00~13:00は昼休みにより相談は未対応) ※市町村の消費生活センターは、109ページ~113ページ参照。なお、下記消費者ホットラインでは、お近くの市町村相談窓口を案内します。		
消費者ホットライン	188	/

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬弁護士会 無料電話相談 ガイド	027-233-9333 (専用電話番号)	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館
<p>(概要) 受付時間 平日13:00～16:00 約10分間の無料電話相談ガイドを実施 弁護士に相談するような問題なのかよく分からない、という場合などにお気軽にご利用下さい。 なお、電話での相談という性質や時間の制約から、問題解決の方向性を示すのみで、実際に問題が解決するような法的助言はできない場合が数多くあります。 あらかじめ、ご了承ください。</p>		
群馬弁護士会 法律相談センター	027-234-9321 (予約専用電話番号)	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館
<p>(相談概要) ご相談の際は、事前に電話予約をお願いしています。 30分あたり、5,400円(税込)の相談料がかかります。 ただし、 ●破産、債務整理の相談については、初回相談料を無料とさせていただきます。</p> <p>相談日 月曜日～土曜日 13:00～16:00 相談会場 群馬弁護士会館 県民法律センター ※高崎、太田、桐生、吾妻、沼田・利根、伊勢崎の各支部においても、定例相談所を開設しています。</p>		
群馬司法書士会	027-221-0150	〒371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会館
<p>(相談概要-無料電話相談) 相続をはじめ、登記や借金、成年後見についての問題 受付時間 平日10:00～16:00、第2・第4土曜日13:00～16:00 (祝日を除く)</p>		
<p>(相談概要-無料面談相談) 受付時間 第2・第4土曜日13:00～16:00 相談会場 群馬司法書士会館 受付時間 第2土曜日13:00～16:00 相談会場 太田商工会議所 (〒373-8521 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館2階)</p>		

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援 群馬ひまわりの会	0277-55-1400	〒376-0011 桐生市相生町 3-120-6
<p>(概要) ひまわりの会では、面談でクレサラ・生活再建問題のご相談をお受け しています。 ご相談は、お電話でご予約ください。 TEL.0277-55-1400 (予約受付時間：月～金 13時～17時) 【来所相談日】金曜日19:00～21:00 なお、電話においても、簡単な相談には応じますが、関係窓口や問 題解決の方向性を示すのみで、実際に問題が解決するような助言はで きない場合が数多くあります。あらかじめ、ご了承ください。</p>		
日本貸金業協会 貸金業相談・紛 争解決センター	0570-051-051 (ナビダイヤル) 03-5739-3861 (直通電話) 03-5739-3024 (FAX)	〒108-0074 東京都港区 高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階
<p>(相談概要) 貸金業務に関連する借入れや返済のご相談、多重債務者救済の一環と しての貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決 窓口として、日本貸金業協会が運営しています。 特に多重債務問題については、債務の原因として失業や生活費の補て ん、ギャンブル・遊興費等さまざまなものがありますが、相談者の状 況に応じ、債務整理の方法等についての助言や情報を提供したり、再 発防止を目的としたカウンセリングや家計管理の実行支援を行って おります。 ご相談や苦情の申立て、貸付自粛制度の利用については、手数料等の 費用はかかりません。 電話受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日 12/29～1/4を除く) 来所受付時間 9:30～17:00 (土・日・祝日 12/29～1/4を除く) ※電話にて事前に来訪日時をご予約願います。</p>		
日本貸金業協会 群馬県支部	027-260-8582	〒371-0024 前橋市表町2-18-19 ケヤキテラス1階
<p>(概要) 協会支部へのご来訪を希望される方は、あらかじめ当該支部にご連 絡くださいますようお願い致します。</p>		

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 日本クレジットカ ウンセリング協会	0570-031640 (多重債務ほっとラ イン・全国共通番)	(東京本部) 〒160-0022 東京都新宿区 新宿1-15-9 さわだビル4階
<p>(相談概要)</p> <p>1.多重債務ほっとラインにお電話ください。 ※全国どこからでも、市内への電話と同じ料金でかけられます。</p> <p>2.お困りの内容をお話してください。内容に応じてアドバイスをいたします。</p> <p>3.電話相談の結果、必要に応じてカウンセリング(面接相談)の予約を受け付けます。 ※相談日時をご予約いただいた後、必要な書類を郵送します。ご記入の上、相談日にご持参ください。</p> <p>お電話で相談に応じるほか、お近くのカウンセリングセンター・相談室でカウンセリング(面接相談)を行っています。</p> <p>電話受付時間 平日10:00～12:40、14:00～16:40 (祝日及び 12/29～1/4を除く)</p> <p>(カウンセリングの申し込みについて)</p> <p>次のような債務に関するご相談の申し込みを受けて、カウンセリングを行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.債務が消費者信用の利用により生じたものであること 2.債務が消費生活の必要から生じたものであること 3.債務の弁済意思があること 4.債務の減額、弁済条件の緩和などで弁済できる可能性があること 5.ご本人がカウンセリングセンターや相談室に来所可能なこと(身体の不自由な方はご相談ください) <p>※前橋相談室においては、公共施設の会議室などでカウンセリングを行っています。カウンセリングを行う場所をご予約の際にお知らせします。</p>		

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
事業者向けの相談先		
日本司法支援センター (通称：法テラス) サポートダイヤル	0570-078374	〒164-8721 東京都中野区 本町1-32-2 ハーモニータワー8階
(概要) 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。 受付時間 平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00 (祝日を除く)		
法テラス群馬法律事務所	0503383-5399	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階
(概要) 誰に相談したらいい？ 弁護士、司法書士の費用が心配。 こんなこと聞いていいのかな？ 犯罪の被害にあってしまった… <ul style="list-style-type: none"> ・収入資産が一定基準以下の方が対象です。 ・事前の電話予約をお願いしています。 ・相談時間は、30分ほどです。 ・相談回数には限りがあります。 ・相談時間 平日13:00~16:00 (祝日を除く) ・相談の内容 一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)、クレジット・サラ金相談 		
日本弁護士連合会 ひまわり中小企業 センター	0570-001-240 (ひまわりほっと ダイヤル)	/
(概要) 中小企業の皆様にとって弁護士がより身近で頼りがいのある存在となれるよう、皆様が利用しやすい相談態勢を整備し、法律の専門家としてのスキルアップを図り、他の中小企業関連機関と連携しながら様々な施策を立案・実行することのできる組織として、ひまわり中小企業センターを設置しました。 「ひまわりほっとダイヤル」の全国共通電話番号「0570-001-240」に電話をすると、地域の弁護士会の専用窓口でお電話をお受けし、折り返しの電話で弁護士との面談予約ができます。初回面談30分無料相談を実施中です。 受付時間 平日10:00~12:00、13:00~16:00 (祝日を除く)		

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬弁護士会 無料電話相談 ガイド	027-233-9333 (専用電話番号)	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館
(概要) 受付時間 平日13:00~16:00 約10分間の無料電話相談ガイドを実施 弁護士に相談するような問題なのかよく分からない、という場合などにお気軽にご利用下さい。 なお、電話での相談という性質や時間の制約から、問題解決の方向性を示すのみで、実際に問題が解決するような法的助言はできない場合が数多くあります。 あらかじめ、ご了承ください。		
群馬弁護士会 法律相談センター	027-234-9321 (予約専用電話番号)	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館
(相談概要) ご相談の際は、事前に電話予約をお願いしています。 30分あたり、5,400円(税込)の相談料がかかります。 ただし、 ●破産、債務整理の相談 については、初回相談料を無料とさせて頂いています。 相談日 月曜日~土曜日 13:00~16:00 相談会場 群馬弁護士会館 県民法律センター ※高崎、太田、桐生、吾妻、沼田・利根、伊勢崎の各支部においても、定例相談所を開設しています。		
群馬司法書士会	027-221-0150	〒371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会館
(相談概要-無料電話相談) 相続をはじめ、登記や借金、成年後見についての問題 受付時間 平日10:00~16:00、第2・第4土曜日13:00~16:00 (祝日を除く)		
(相談概要-無料面談相談) 受付時間 第2・第4土曜日13:00~16:00 相談会場 群馬司法書士会館 受付時間 第2土曜日13:00~16:00 相談会場 太田商工会議所(〒373-8521 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館2階)		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公正取引委員会	03-3581-5471 (代表)	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B 棟
経済取引局取引部 相談指導室	03-3581-5481	
<p>(相談概要)</p> <p>独占禁止法について、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談</p>		
経済取引局取引部 企業取引課	03-3581-3373	同上
<p>(相談概要)</p> <p>下請法について、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談</p>		
経済取引局取引部 企業取引課	03-3581-3375	同上
<p>(中小事業者専用相談窓口相談概要)</p> <p>下請事業者を始め大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者の中小事業者からの相談を受け付ける専用窓口です。</p>		
消費者庁	03-3507-8800 (代表)	〒100-8958 東京都千代田区 霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
消費者ホット ライン	188 (全国共通ダイヤル)	/
<p>(相談概要)</p> <p>困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188にご相談ください。 地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。 ○平日バックアップ相談 消費者ホットラインが話中でつながらない場合、国民生活センターの「平日バックアップ相談」もご利用いただけます。 電話番号：03-3446-1623 受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～16:00</p>		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
消費者庁 食品表示企画課	03-3507-8800 (代表)	〒100-8958 東京都千代田区 霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
<p>(相談概要) 酒類を含む食品全般の表示に関する相談については、電話にて受け付けております。</p>		
金融庁 金融サービス 利用者相談室	0570-016811	〒100-8967 東京都千代田区 霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 西館
<p>(相談概要) 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。 〔利用—上記番号にダイヤルし、番号を押してください。〕</p> <p>①預金・融資等に関するもの ②保険商品・保険制度等に関するもの ③投資商品・証券市場制度・取引所等に関するもの ④貸金等に関するもの ⑤仮想通貨等に関するもの ⑥その他（予算執行、ウェブサイトに関するご意見・ご要望等含む）</p> <p>受付時間 平日10:00～12:00、13:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>		
総務省 電気通信消費者 相談センター	03-5253-5900	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
<p>(相談概要) 電話や電子メール等の媒体により、コミュニケーション手段として電話会社やプロバイダーが提供するサービスを利用している際のトラブル等について、電話による御相談を受け付けています。・利用者の皆様と電気通信事業者との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、当該電気通信事業者への連絡や論点の整理等のアドバイスは行いますが、あっせん、仲介、調停を行うことはできませんので、予めご了承下さい。</p> <p>受付時間 平日9:30～12:00、13:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東総合通信局 電気通信消費者 相談センター	03-6238-1935	〒102-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階・23階
(相談概要) 電話や電子メール等の媒体により、コミュニケーション手段として電話会社やプロバイダーが提供するサービスを利用している際のトラブル等について、電話による御相談を受け付けています。・利用者の皆様と電気通信事業者との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、当該電気通信事業者への連絡や論点の整理等のアドバイスは行いますが、あっせん、仲介、調停を行うことはできませんので、予めご了承下さい。 受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)		
農林水産省 商品先物トラブル 110番	03-3502-8270	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館
(相談概要) 農林水産省では主に農畜産物関係の商品先物取引の、取引に関する相談や違反行為等の情報提供の窓口として「商品先物トラブル110番」を設置しております。 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)		
農林水産省 「消費者の部屋」	03-3591-6529	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館 本館1階
(相談概要) 消費者の皆様からの農林水産業、食品産業、農林水産行政、食料、食生活等についてのご相談を承っております。 受付時間 平日10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東農政局 消費者相談窓口	048-740-0358	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁 舎2号館 関東農政局 消費・安全部 消費生活 課消費者対応班
(相談概要) 消費者の皆様からの農林水産業、食品産業、農林水産行政、食料、食生活等についてのご相談を承っております。 受付時間 平日9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)		
経済産業省 商品先物トラブル 110番	03-3501-1776	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関1-3-1 経済産業省 商務流通保安グループ 商取引監督課
(相談概要) 商品先物取引に関する相談、商品先物取引業者等への苦情に係る情報、商品先物市場における相場操縦などの不公正取引の情報などをお受けしています。提供いただいた情報は、立入検査等法執行や市場監視に活用させていただきます(なお、調査・検査等の経過又は結果についてのお問い合わせにはお答えしていません)。 受付時間 平日9:30~17:00(祝日・年末年始を除く)		
経済産業省 消費者相談室	03-3501-4657	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関1-3-1 経済産業省別館1階
(相談概要) 当省所管の法律や製品、役務(サービス)及び消費者取引に関する消費者からのご相談を消費者相談室で受け付けています。いただいたご相談については相談員が原則電話にてお答えします。 相談時間 平日 10:00~16:30(祝日、年末年始は除く)		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東経済産業局 消費者相談室	048-601-1239	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁 舎1号館 関東経済産業局産業部 消費経済課消費者相談 室
<p>(相談概要)</p> <p>経済産業省所管の商品やサービス及び所管法令に関する消費者からの相談を受け付けています。相談内容を詳細にお伺いしながら回答することとしているため、回答は電話で行っております。特定の業者の信頼性に関するお問合せには応じかねます。</p> <p>相談者の皆様と事業者との間の個別トラブルにつきましてはお話しを伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできません。</p> <p>相談時間 平日 10:00~16:00 (祝日、年末年始は除く)</p>		
群馬県消費生活 センター	027-223-3001	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁昭和庁舎1階
<p>(概要)</p> <p>相談時間 月~土 9:00~17:00 (祝日、年末年始は除く) (土曜日のみ、12:00~13:00は昼休みにより相談は未対応)</p>		
<p>市町村の消費生活センター</p> <p>※市町村消費生活センター窓口の相談は、原則その地域に在住の方が対象ですので、未設置町村の住民の方は、県の消費生活センターをご活用ください。</p>		
前橋市消費生活 センター	027-230-1755	〒371-0022 前橋市千代田町 2-5-5 シーズポート2階
<p>(概要)</p> <p>相談時間 月~金 9:00~17:00 (祝日、年末年始 (12月29日~1月3日) は除く)</p>		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
高崎市消費生活センター	027-327-5155	〒370-8501 高崎市高松町35-1 高崎市役所1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:30 (祝日、年末年始は除く)		
桐生市消費生活センター	0277-40-1112	〒376-0045 桐生市末広町13-4 桐生市保健福祉会館 4階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)		
伊勢崎市消費生活センター	0270-20-7300	〒372-8501 伊勢崎市今泉町 2-410 伊勢崎市役所本館5階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)		
太田市消費生活センター	0276-30-2220	〒373-8718 太田市浜町2-35 太田市役所2階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)		
沼田市消費生活センター	0276-30-2220	〒378-0053 沼田市東原新町 1801-40 沼田市役所東原庁舎2階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く) (12:00～13:00は昼休みにより相談は未対応) ※片品村・川場村・昭和村・みなかみ町にお住まいの方もご利用ください		
(注)2019年5月7日に、市役所新庁舎(沼田市下之町字滝棚888)に移転予定		
館林市消費生活センター	0276-72-9002	〒374-0029 館林市仲町5-25 市民センター分室1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
渋川市消費生活センター	0279-22-2325	〒377-0007 渋川市石原6-1 渋川市役所第2庁舎 1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)		
藤岡市消費生活センター	0274-20-1133	〒375-8601 藤岡市中栗須327 藤岡市役所本庁舎1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く)		
富岡市消費生活センター	0274-63-6066	〒370-2316 富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階
(概要) 相談時間 月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始は除く)		
安中市消費生活センター	027-382-2228	〒379-0192 安中市安中 1-23-13 安中市役所庁舎敷地
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く) (12:00～13:00は昼休みにより相談は未対応)		
みどり市消費生活センター	0277-76-0987	〒376-0192 みどり市大間々町 大間々1511 大間々庁舎1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く) (12:00～13:00は昼休みにより相談は未対応)		
甘楽町消費生活センター	0274-74-3306	〒370-2292 甘楽郡甘楽町大字 小幡161-1 甘楽町役場西庁舎1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:30 (祝日、年末年始は除く) (12:00～13:00は昼休みにより相談は未対応)		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
吾妻郡消費生活 センター	0279-75-1166	〒377-0425 吾妻郡中之条町大字 西中之条135 中之条町文化会館2階
(概要) 相談時間 月～金 8:30～16:00 (祝日、年末年始は除く) (12:15～13:00は昼休みにより相談は未対応)		
玉村町消費生活 センター	0270-20-4020	〒370-1192 佐波郡玉村町大字 下新田227-1 勤労者センター1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)		
板倉町消費生活 相談センター	0276-82-7830	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字 板倉2682-1 板倉町役場2階
(概要) 相談時間 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始は除く) (注) 平成31年2月12日、町役場新庁舎に移転		
明和町消費生活 センター	0276-84-3299	〒370-0795 邑楽郡明和町 新里250-1 明和町役場1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く) (12:00～13:00は昼休みにより相談は未対応)		
大泉町消費生活 センター	0276-63-3511	〒370-0595 邑楽郡大泉町 日の出55-1 大泉町役場1階
(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始は除く) (12:00～13:00は昼休みにより相談は未対応)		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
邑楽町消費生活 センター	0276-47-5047	〒370-0692 邑楽郡邑楽町大字 中野2570-1 邑楽町役場1階
<p>(概要) 相談時間 月～金 9:00～16:30 (祝日、年末年始は除く)</p>		
一般財団法人 日本産業協会 相談室	03-3256-3344	〒101-0047 東京都千代田区 内神田2-11-1 島田ビル3階
<p>(概要) 一般財団法人日本産業協会 相談室では、特定商取引法の「申出制度」についてのお問合せを受付しております。(個人・事業者とも) 受付時間 平日 10:00～11:30、12:30～17:00 (年末年始・祝日を除く) 個別トラブルにかかる助言やあっせんをご希望の方は、消費者ホットライン「188」へお電話でご相談ください。 事業者の方は、所在地を管轄する経済産業局や、日本弁護士連合会の「ひまわりほっとダイヤル」へご相談ください。</p> <p><相談室で受付できる内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定商取引法の「申出制度」へのご質問 2. 申出書の記載方法や提出先のお問合せ 3. 特定商取引法に関する一般的なご質問 <p><相談室で受付できない内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別トラブル解決の助言、あっせん希望 2. 特定商取引法に該当しない取引のご相談 (例：電気通信取引、金融商品など他の法律が適用される取引／オークション、フリマサイトを通じた個人間取引など特定商取引法適用外の取引類型) 3. 個別事案が特定商取引法違反に該当するかの判断 4. 具体的な法解釈 		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	03-6434-1125 (代表)	〒150-0002 東京都渋谷区 渋谷1-17-14 全国婦人会館2階
消費者相談 (ウィークエンド・テレホン)	03-6450-6631	/
<p>(概要)</p> <p>商品やサービス、契約にかかわるトラブルや疑問などに助言や情報提供をいたします。 NACSでは自力で解決が困難な場合にはあっせんもいたします。 受付時間 日曜日11:00~16:00</p> <p>Consumer ADR (あっせん・裁定) 相談受付から調停・裁定までのADRを行っておりますが、ADRの手続き実施者は弁護士、事案に応じた専門家、NACS Consumer ADRエキスパート等から、事案に応じてADR特別委員会が選任しております。</p> <p>Consumer ADRを利用するには、まず消費者相談(ウィークエンド・テレホン)を受けていただきます(無料)。 その後斡旋等を経て裁定手続きとなりますが、ADRに移行する場合は申立には申立費用5,000円が必要となります。</p>		
一般財団法人 日本消費者協会	03-5282-5311 (代表)	〒101-0051 東京都千代田区 神田神保町1-18-1 千石屋ビル3階
消費者相談室	03-5282-5319	/
<p>消費生活に関する各種の相談に応じています。 相談員が情報提供、トラブル解決のための助言やあっせんをケースに応じておこないます。(無料) 受付時間 平日10:00~12:00、13:00~16:30 (祝日・年末年始・相談員の研修日を除く)</p>		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益社団法人 日本訪問販売協会	03-3357-6531 (代表)	〒160-0004 東京都新宿区 四谷4-1 細井ビル7階
訪問販売ホットライ ン	0120-513-506 (フリーダイヤル)	
<p>(概要)</p> <p>公益社団法人日本訪問販売協会では「訪問販売ホットライン」を設置し、訪問販売に関するご相談を受け付けています。無料（フリーダイヤル）でご相談いただけますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>消費者の方からのご相談には、消費生活アドバイザー（内閣総理大臣及び経済産業大臣事業認定資格）の資格を持つ相談員がお答えします。</p> <p>万が一、消費者の方から寄せられたトラブルが相談室で解決できない場合には、当協会のADR（裁判外紛争処理機構）に諮ることもできます。</p> <p>受付時間 平日10:00～12:00、13:00～16:30 (年末年始・祝日を除く)</p>		
公益社団法人 日本通信販売協会	03-5651-1155 (代表)	〒103-0024 東京都中央区 日本橋小舟町3-2 リブラビル2階
通販110番	03-5651-1122	
<p>(概要)</p> <p>消費者のみなさまから通信販売に関するご相談を受け付けています。</p> <p>お気軽にご相談ください。</p> <p>消費生活アドバイザーなど専門の資格を有する相談員がご相談に対処しています。</p> <p>受付時間 平日10:00～12:00、13:00～16:00 (年末年始・祝日を除く)</p>		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 自動車製造物責任相談センター	03-3502-0286 (代表)	〒100-0011 東京都千代田区 内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階
相談受付	0120-028-222	
<p>(概要)</p> <p>自動車・バイク、その部品や用品の、品質に関する相談並びに紛争解決のお手伝い（当相談センター付き弁護士による和解の斡旋、審査委員会による裁定）</p> <p>専門的な知識が必要な自動車のトラブルで困っていませんか？ メーカー・販売会社等とどのように交渉したらよいか悩んでいませんか？</p> <p>自動車製造物責任相談センターは、中立公正な紛争解決機関（ADR：Alternative Dispute Resolution）としてご相談に応じ、話し合いによる解決をサポートします。</p> <p>受付時間 平日 9:30～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）</p> <p>●対象製品</p> <p>◆乗用車、軽自動車、トラック、バイク、原動機付自転車等のナンバープレートについている車両</p> <p>※新車・中古車、国産車・輸入車を問いません</p> <p>※自転車、電動自転車、電動車いす、シニアカー等は、相談対象ではありません</p> <p>◆オーディオ、カーナビゲーション、ホイール、タイヤチェーンなどの部品、カー用品</p> <p>●対象内容</p> <p>◆車の不具合が原因で発生した事故によって生命・身体や、車以外の財産（第三者の財産を含む）に損害がある（PL案件）</p> <p>◆車の品質や不具合について、メーカー・販売会社等と原因や費用負担などでもめている など</p>		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互 助協会 消 費者相談センター	0120-034820	〒105-0003 東京都港区 西新橋1-18-12 COMS虎ノ門6階
<p>(概要)</p> <p>東京・新橋にある一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会の本部事務局内には、常設の「冠婚葬祭互助会に関する消費者相談センター」を設置しています。消費生活アドバイザーの資格を持つ専門の相談員が、電話によって互助会に関しての各種問い合わせ、相談受付などに対応しています。</p> <p>受付時間 平日10:00～12:00、13:00～16:00（祝祭日を除く）</p>		
一般財団法人 日本データ通信協 会 迷惑メール相談セン ター	03-5974-0068	〒170-8585 東京都豊島区 巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6,7階
<p>(概要)</p> <p>当センターでは、不特定多数へ同意を得ずに送られる広告宣伝目的の迷惑メールに関するご相談をお電話にて受け付けています。ご相談は無料ですが、通話料金は相談者さま負担となりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>架空請求・誹謗中傷などのトラブルに関するご相談はお受けできかねることがあります。</p> <p>間違いメールや誹謗中傷メールの情報はお受けしておりませんのでご了承ください。</p> <p>受付時間 平日10:00～12:00 13:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）</p>		

消費者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 著作権情報センター 著作権テレホンガイド	03-5333-0393	〒164-0012 東京都中野区 本町1-32-2 ハーモニータワー22階
<p>(概要)</p> <p>相談室（著作権テレホンガイド）では、専任の著作権相談員が、電話により、著作権制度全般に関する質問や、著作物の利用に関する相談に応じています。なお、電子メールやFAXによるご相談は受け付けておりません。相談は無料ですが、紛争になっている、または紛争が生じる可能性がある具体的事案についてはご相談に応じかねますので、予めご了承ください。</p> <p>受付時間 平日10：00～12：00 13：00～16：00 （祝日を除く）</p>		
<p>(注) 銀行等金融機関、保険会社、証券会社、商品先物商品についての相談は、証券・金融商品の相談（70ページ～84ページ）を参照してください。</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益法人の設立		
内閣府 公益認定等委員会 事務局	03-5403-9555 (代表) 03-5403-9669 (電話相談専用)	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階
<p>(相談概要-電話相談) 公益認定申請や公益法人の運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。 相談時間 平日 10:00~16:45 (祝祭日、年末年始(12/29~1/3)を除く)</p>		
<p>(相談概要-窓口相談) 《要事前申込》 これから公益認定の申請に着手される法人(内閣府へ公益認定申請をご予定の一般法人)を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。2ヶ月前の月末から前月上旬にかけて、当該月分の予約(11月分の場合、9月末から10月上旬)を受け付けます(土日、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)を除く)。 相談内容等： (1) 新規の公益認定等各種申請に関するご相談 (2) 定款の変更の案の内容等についてのご相談 ①初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、組織、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いすることがあります。 ②窓口相談への来訪者は必ず3名以内として下さい。(代理人の方は1名以内に限り、代理人のみの来訪は不可) ③相談事項は、定款も含めて3問程度に絞り込んで下さい。窓口相談の日時確定後、A4判用紙1~2枚に簡潔に取りまとめていただくとともに、その相談に関連する資料(例えば定款の変更の案、貸借対照表、収支予算書など)を相談日の10開庁日前(土日・祝祭日・12/29~1/3を除いた10日前) <厳守>までに送付して下さい。 ⇒「公益法人information」提供の「公益法人制度のポイント」、「申請書類の記載例」、「公益法人制度関係法令とガイドライン」といった申請に役立つコンテンツもご参照下さい。 予約・内容照会電話03-5403-9558</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>※※内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を東京、大阪、福岡等で開催しています（1法人につき1時間程度）。認定行政庁（内閣府または各都道府県）を問わずに参加いただけます。開催予定については、ご照会ください。</p> <p><問合せ先> 全国公益法人協会（株式会社全国非営利法人協会） 〒103-0027東京都中央区日本橋3-2-14 日本橋K・Nビル5階 TEL03-3278-8471</p>		
<p>（注）認定行政庁は、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣が、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。</p>		
群馬県 総務部学事法制課 公益法人係	027-226-2148 （直通）	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎9階北側
<p>〔申請様式の交付（様式ダウンロード）〕 ポータルサイト「公益法人information（外部リンク）」にアクセスし、ID及びパスワードを取得後に、電子ファイルにより申請書の作成及び提出ができます。</p> <p>※電子申請による申請書の作成及び提出を推奨しています。 ※電子申請によらない場合は、群馬県総務部学事法制課 公益法人係でも交付しています。</p> <p>〔申請の受付場所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による場合：ポータルサイト「公益法人information（外部リンク）」で申請書を作成後、送信してください。 ・電子申請によらない場合：群馬県総務部学事法制課公益法人係へ、持参又は郵送にて、提出してください。 <p>〔申請の受付場所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の場合：全日（ただし、システムメンテナンス時を除く） ・書類による申請の場合：8:30～17:15（平日のみ） 		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔添付書類〕各1部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.定款 2.登記事項証明書 3.理事等（理事、監事及び評議員）の名簿 4.理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類 5.確認書 6.許認可等を証する書類（※許認可等が必要な場合のみ） 7.滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（過去3カ年に滞納処分がないことの証明） 8.事業計画書 9.収支予算書 10.前事業年度末日の財産目録 11.前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書 12.事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類（前年度の正味財産増減計算書等） <p>〔以下は必要な場合に提出すべき添付書類〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 13.事業・組織体系図（※複数の事業又は複数の組織（施設や事業所等）がある場合のみ） 14.社員の資格の得喪に関する細則（※一般社団法人の場合であって、定款のほかに、社員の資格の得喪に関し何らかの定めを設けている場合のみ） 15.会員等の位置づけ及び会費に関する細則（※定款のほかに、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ） 16.寄附の用途の特定の内容がわかる書類（※公益目的事業以外に用途を特定した寄附がある場合のみ） 		
<h3 style="text-align: center;">特定非営利活動法人（NPO法人）の設立</h3>		
<p>内閣府 政策統括官（経済 社会システム担 当）付参事官（共 助社会づくり推進 担当）</p>	<p>03-5253-2111 （代表）</p>	<p>〒100-8914 東京都千代田区 永田町1-6-1</p>
<p>（注）所轄庁（特定非営利活動法人(NPO法人)の認証権及び監督権を持つ行政機関）は、原則として主たる事務所が所在する都道府県知事となりますが、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長となります。なお、都道府県から各市町村へ事務が移譲されている場合は、当該市町村長となります。</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 生活文化スポーツ 部県民生活課課 NPO・県民活動 推進係	027-226-2291 027-226-2290 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎12階 南側
<p>(概要)</p> <p>NPO法人設立に関する相談を次のとおり受け付けています。お待たせすることのないよう、お越しになる際は、電話等で事前の予約をお願いいたします（ご予約がない場合、窓口の混雑状況によってお待ちいただく場合もありますのでご容赦ください。）。</p> <p>受付時間：平日 8:30～12:00、13:00～17:15</p> <p>※館林市、藤岡市、玉村町、又は明和町のみに事務所を置く法人は、それぞれの市町の窓口で相談に応じています。</p>		
相談窓口	電話番号	所在地
館林市市民部市 民協働課市民協 働係	0276-72-4111 (内線 686)	〒374-8501 館林市城町1-1
藤岡市企画部自 治交流課	0274-40-2211 (直通)	〒375-8601 藤岡市中栗須327
玉村町企画課	0270-64-7711 (直通)	〒370-1132 佐波郡玉村町大字 下新田201
明和町企画財政 課企画政策係	0276-84-3111 (内線100、223)	〒370-0795 邑楽郡明和町新里 250-1
NPO・ボラン ティアサロンぐん ま	027-243-5118	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁昭和庁舎1階
<p>(相談概要)</p> <p>開館時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）…10:00～19:00 土曜日（祝日、年末年始を除く）…10:00～15:00 Email：gunma-nposalon1@kl.wind.ne.jp 相談にお越しになる場合は、電話による事前予約も受け付けています。 運営団体：群馬NPO協議会〔群馬県委託事業〕</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
社会福祉法人の設立		
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課	03-3595-2616	〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館
<p>(注) 社会福祉法人の所轄庁は、次のとおりです。</p> <p>① 市内に主たる事務所があり、当該市の区域のみで事業を行う法人は、当該市の市長</p> <p>② 都道府県内に主たる事務所があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長を含む。）及び市の所轄に該当しない法人は、当該都道府県の知事</p> <p>③ 2以上の都道府県にまたがって事業を行う法人のうち厚生労働大臣が所轄しない法人は、地方厚生（支）局長</p> <p>④ 2以上の都道府県にまたがって事業〔i）全国を単位として行う事業、ii）地域を限定しないで行う事業、iii）法令の規定に基づき指定を受けて行う事業、iv）i～iiiに準ずる事業〕を行う法人は、厚生労働大臣</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 健康福祉部 健康福祉課	027-226-2518 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎15階 北側
<p>〔添付書類〕各2部一群馬県が所轄庁の例一</p> <p>① 定款案</p> <p>② 設立当初において、当該法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類</p> <p>※ 社会福祉法人は社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、所有権を有していることが原則です（一部例外規定有り）。</p> <p>※ 設立に際して、寄附金が予定されている場合は、書面による贈与契約が必要です。また、寄附者の所得能力や資産状況等から、寄附が確実になされることを確認出来る書類も添付してください。</p> <p>③ 社会福祉事業を行うにあたって、財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類</p> <p>※ 借地を予定している場合には、土地賃貸に係る確約書等</p> <p>④ 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>※ その他財産のうちに、当該法人の年間事業費の1/12以上に相当する現金等を有していなければなりません（介護保険事業、障害福祉サービス、障害児通所支援事業、障害児入所支援に該当する事業については2/12）。</p> <p>⑤ 設立代表者及び役員予定者の履歴書、就任承諾書</p> <p>⑥ 設立代表者の権限を証する書類（委任状等）</p> <p>⑦ 評議員就任予定者の履歴書、就任承諾書</p> <p>⑧ 施設の設立を伴う場合においては、施設建設関係書類</p> <p>その他、所轄庁は必要に応じて書類の提出を求めることがあります。</p>		

人権・いじめの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
法務省 みんなの人権 110番	(全国共通番号) 0570-003-110 (前橋地方法務局) 027-221-4466	全国共通番号は、最寄りの法務局・地方法務局につながります。一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。(注)
<p>(相談概要)</p> <p>差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。秘密は厳守します。</p> <p>また、法務局・地方法務局及びその支局では、窓口において、面接による相談も受け付けています</p> <p>受付時間 平日 8:30～17:15 (祝祭日及び年末年始除く)</p> <p>(注) 群馬県で電話された場合は、前橋地方法務局につながります。</p>		
子どもの人権 110番	(全国共通・無料) 0120-007-110 (前橋地方法務局・ 有料) 027-243-0760	全国共通番号は、最寄りの法務局・地方法務局につながります。IP電話からは接続できません。(注)
<p>(相談概要)</p> <p>「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。</p> <p>受付時間 平日 8:30～17:15 (祝祭日及び年末年始除く)</p> <p>(注) 群馬県で電話された場合は、前橋地方法務局につながります。</p>		

人権・いじめの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
女性の人権ホット ライン	0570-070-810 (全国共通番号) 027-243-0008 (前橋地方法務局)	全国共通番号は、最寄りの法務局・地方法務局につながります。I P電話からは接続できません。(注)
<p>(相談概要)</p> <p>配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。</p> <p>電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。</p> <p>受付時間 平日 8:30~17:15(祝祭日及び年末年始除く)</p> <p>(注)群馬県で電話された場合は、前橋地方法務局につながります。</p>		
<p>※外国人の人権相談については、264ページ参照</p>		
前橋地方法務局 人権擁護課	027-221-4466 (局代表)	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎4階
文部科学省 24時間子供SOS ダイヤル	0570-0-78310	(注)原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続(群馬県の場合、総合教育センター子ども教育相談室)
<p>(相談概要)</p> <p>子供たちの電話相談を夜間・休日含めて24時間対応。</p> <p>なお、都道府県及び指定都市教育委員会の実状により、児童相談所・警察・いのちの電話協会・臨床心理士会等、様々な相談機関と連携協力</p> <p>いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら、一人悩まず、いつでもすぐ電話してください。</p>		

人権・いじめの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 総合教育セン ター子ども教育 相談室	0270-26-9200	〒372-0031 伊勢崎市今泉町 1-233-2
<p>(相談概要)</p> <p>学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学などで不安や心配なことはありませんか。</p> <p>子ども教育相談室では、乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談に対応します。</p> <p>◆電話相談 相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 第2・第4土曜日 9:00～15:00 (祝日・年末年始は除きます)</p> <p>◆来所相談 相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 第2・第4土曜日 9:00～15:00 (祝日・年末年始は除きます)</p> <p>※来所相談には予約が必要です。 以下の電話から予約してください。 ○電話：0270-26-9221 (予約ダイヤル)</p> <p>※※以上のほか、言語聴覚士による「ことばの発達土曜相談」、臨床心理士とともに同じ悩みを持つ保護者が話し合う「あったかスマイル相談会」を実施しています。</p>		
群馬県 こどもホットライ ン24	0120-783-884	(注) 原則として電話をかけた所在地の児童相談所に接続(群馬県の場合は、県立中央児童相談所)
<p>(概要)</p> <p>18歳未満の子どもの相談であれば、どんな内容でも、24時間お受けします。</p>		

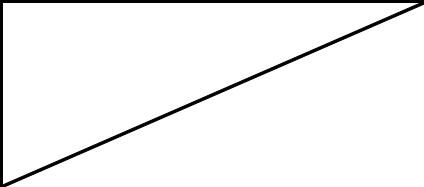
人権・いじめの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 中央児童相談所	027-261-1000 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町360-1
<p>(概要)</p> <p>18歳未満の子どもの相談であれば何でもお受けします。 児童福祉司による助言指導、児童心理司による心理判定のほか、相談内容に応じて、一時保護や里親委託・施設入所、心理・医学診断や言語訓練を行います。 来所相談をご希望の場合は、あらかじめ電話でご連絡ください。</p> <p>1 養護相談 事情により子どもを育てることができない、子どもが虐待を受けている、里親について</p> <p>2 障害相談 知的発達、運動発達の遅れについて、自閉症、ADHD、LDなど発達障害について、きこえ・吃音・言葉の遅れについて</p> <p>3 非行相談 嘘をつく、金品を盗む、傷害を起こした</p> <p>4 育成相談 家庭内暴力やひきこもりなど、性格行動について、登校（園）しぶり・不登校について、育児、しつけについて 〔所管区域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡（玉村町）〕 （注）群馬県内唯一の一時収容施設を有する。</p>		
群馬県 中央児童相談所 北部支所	0279-20-1010 (代表)	〒377-0027 渋川市金井394 渋川保健福祉事務所内
<p>(概要)</p> <p>中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：沼田市、渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）、吾妻郡（東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町）、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）〕</p>		
群馬県 西部児童相談所	027-322-2498 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町6
<p>(概要)</p> <p>中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）〕</p>		

人権・いじめの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 東部児童相談所	0276-31-3721 (代表)	〒373-0033 太田市西本町41-34
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）〕</p>		
群馬県警察本部 少年育成センター	027-221-1616	〒371-0013 前橋市西片貝町 3-341
<p>(相談概要) いじめや不登校、友達とのトラブル等、少年に関するあらゆる相談に応じています。 受付時間 平日 8:30～17:15（祝祭日及び年末年始等を除く）</p>		

妊娠・出産・子育ての相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
妊娠・出産の相談		
群馬県 「不妊専門相談 センター」	027-269-9966 (予約専用ダイヤ ル)	〒371-0024 前橋市堀之下町16-1 群馬県健康づくり財団 内
<p>(概要)</p> <p>不妊、不育症等に関する疑問や、様々な悩みに専門的な知識を有する医師がお答えします。 いろいろな相談を一緒に考え、あなた自身が選択していくためのお手伝いをしていきます。 一人で悩まずに、一度お電話ください。 予約受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>相談日 / 毎月第1・第3木曜日 (月によって変わる場合があります。 お問い合わせください) 時 間 / 10:00～15:30 相 談 / 予約制 費 用 / 無料</p>		
群馬県 「子育て・女性健 康支援センター」	0276-37-6003	
<p>(概要)</p> <p>思春期に増える女の子のからだの変化や悩み、妊娠や避妊に関する相談、女性のこころとからだの悩みのほか、妊娠中や子育て中の相談もお受けしています。 受付時間 月～土曜日 13:00～16:00 (祝日・12/29～1/3を除く) [業務委託先：公益社団法人 群馬県助産師会]</p>		

妊娠・出産・子育ての相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
NPO法人 さいたまチャイ ルドライン 円ブリオ基金セン ター	03-3239-0322	〒102-0076 東京都千代田区 五番町2-15 第一星光ビル201号
妊娠SOSほっと ライン	0120-70-8852	
<p>(概要) 思いがけない妊娠にひとりお悩みの方お電話ください。ほっと・カ ウンセラーが相談にあたります。 受付時間 火曜日及び木曜日 10:00~16:00 (祝日除く)</p>		
<h3>子育ての相談</h3>		
群馬県 中央児童相談所	027-261-1000 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町360-1
<p>(概要) 18歳未満の子どもの相談であれば何でもお受けします。 児童福祉司による助言指導、児童心理司による心理判定のほか、相 談内容に応じて、一時保護や里親委託・施設入所、心理・医学診断や 言語訓練を行います。 来所相談をご希望の場合は、あらかじめ電話でご連絡ください。</p> <p>1 養護相談 事情により子どもを育てることができない、子どもが虐待を受けてい る、里親について</p> <p>2 障害相談 知的発達、運動発達の遅れについて、自閉症、ADHD、LDなど発 達障害について、きこえ・吃音・言葉の遅れについて</p> <p>3 非行相談 嘘をつく、金品を盗む、傷害を起こした</p> <p>4 育成相談 家庭内暴力やひきこもりなど、性格行動について、登校(園)しづ り・不登校について、育児、しつけについて</p> <p>〔所管区域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡(玉村町)〕 (注) 群馬県内唯一の一時収容施設を有する。</p>		

妊娠・出産・子育ての相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
こどもホットライン24	0120-783-884 (一般電話) 027-263-1100 (携帯電話)	/
<p>(概要) 子育てでお悩みのことはありませんか？ 18歳未満の子どもに関することであれば何でもご相談ください。 24時間いつでも大丈夫！ FAX (027-261-7333) や電子メール (chuuji@pref.gunma.lg.jp) での相談も受け付けています。 ・本文には、「氏名」「お住まいの市町村」「電話番号」をなるべくご記入ください。 ・受信後、回答までに数日かかることもありますので、ご了承ください。</p>		
群馬県 中央児童相談所 北部支所	0279-20-1010 (代表)	〒377-0027 渋川市金井394 渋川保健福祉事務所内
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：沼田市、渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）、吾妻郡（東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町）、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）〕</p>		
群馬県 西部児童相談所	027-322-2498 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町6
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）〕</p>		
群馬県 東部児童相談所	0276-31-3721 (代表)	〒373-0033 太田市西本町41-34
<p>(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）〕</p>		

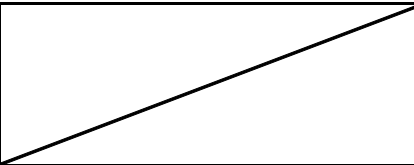
妊娠・出産・子育ての相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 健康福祉部 医務課	027-226-2534	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎14階 南側
小児救急電話相談	#(シャープ) 8000)	
<p>県は、夜間や休日におけるお子さんの病気への対処方法や、応急処置などを電話で相談できる「小児救急電話相談（#（シャープ）8000）」を実施しています。</p> <p>お子さんの急な発熱、嘔吐、腹痛などで医療機関を受診すべきか迷った時など、お気軽にお電話ください。経験豊富な看護師等が対応します（医療行為となる診断や治療を行うものではありません。）。受付時間 月～土曜日：18:00～8:00 日曜、祝日、年末年始：8:00～翌朝8:00</p> <p>対象 15才未満の子どもの保護者等</p> <p>※太田市の一部では、固定電話からの発信が栃木県の電話相談につながる地域があります。群馬県の電話相談をご利用される場合には、携帯電話からおかけいただくか、「03-5367-2330」におかけください。</p>		
群馬県発達障害者 支援センター	027-254-5380	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合セ ンター7階
<p>（概要）</p> <p>発達障害児（者）及びその家族に関する相談支援、発達支援、就労支援、普及・研修及び機関連携を行っています。</p> <p>電話で御相談いただき、来所の日をご予約ください。</p> <p>相談時間 平日 9:00～17:15（祝祭日及び年末年始等を除く）</p>		

妊娠・出産・子育ての相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県こころの健康センター	027-263-1166	〒379-2166 前橋市野中町368
相談ダイヤル	027-263-1156	/
<p>・電話でこころの健康に関する相談内容をおうかがいし、医療機関へのご案内、受診方法の助言を行います。相談内容により適切な相談機関をご紹介します。</p> <p>・相談は秘密厳守で行います。</p> <p>・継続的な相談はお受けしていません。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日および年末年始を除く）</p>		
ひきこもり支援センター	027-287-1121	/
<p>・ひきこもりに関することで、どこに相談してよいかわからなかったり、相談することをためらっているご本人やご家族を対象に、第一次相談窓口としてご相談に応じます。</p> <p>・相談内容に応じて、助言や情報提供を行うとともに他の適切な支援機関におつなぎします。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日および年末年始を除く）</p>		
群馬県 総合教育センター 子ども教育・子育て 相談	0270-26-9200	〒372-0031 伊勢崎市今泉町 1-233-2
<p>（概要）</p> <p>学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学などで不安や心配なことはありませんか。</p> <p>子ども教育相談室では、乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談に対応します。</p> <p>◆電話相談</p> <p>相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 第2・第4土曜日 9:00～15:00 （祝日・年末年始は除きます）</p> <p>◆来所相談</p> <p>相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 第2・第4土曜日 9:00～15:00 （祝日・年末年始は除きます）</p> <p>※来所相談には予約が必要です。 以下の電話から予約してください。 ○電話：0270-26-9221（予約ダイヤル）</p>		

妊娠・出産・子育ての相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
※※以上のほか、言語聴覚士による「ことばの発達土曜相談」、臨床心理士とともに同じ悩みを持つ保護者が話し合う「あったかスマイル相談会」を実施しています。		
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	
(概要) ◎ いじめに関する緊急の相談や子供のSOS全般に対応しています。 ※保護者の方も相談できます。 ※24時間、通話料無料で相談できます。		
群馬県警察本部 少年育成センター	027-221-1616	〒371-0013 前橋市西片貝町 3-341
(相談概要) いじめや不登校、友達とのトラブル等、少年に関するあらゆる相談に応じています。 受付時間 平日 8:30～17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く)		

教育の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
教育相談一般		
文部科学省	03-5253-4111 (代表)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 東館
研究振興局振興企画 課競争的資金調整室	03-6734-4018	/
文部科学省の競争的資金等に係る研究活動の不正行為（研究成果の捏造、改ざん、盗用）並びに研究費の不正使用及び不正受給に関する 告発受付窓口 受付時間 平日 9:30～18:15		
独立行政法人 国立特別支援教育 総合研究所	046-839-6803	〒239-8585 横須賀市野比5-1-1
国外に住んでいる、 また国外在住が予定 されている障害のある お子さんの保護者 および 日本人学校等 からの相談	046-839-6906 (FAX)	教育支援部
〔相談対象〕 ・ 国外に在住している障害のあるお子さんの保護者 ・ 国外在住が予定されている障害のあるお子さんの保護者 ・ 日本人学校や日本語補習授業校 等およびその教職員 〔相談内容〕 ・ 養育上の課題解決やお子さんの発達や障害のアセスメントに関する こと ・ 指導、教育活動、療育上の課題解決に関すること （例：指導法、児童・生徒のアセスメント等） ・ 機関における指導、教育活動、療育に関するシステムに関するこ と （例：指導体制、校内での支援体制、実践研究等） ・ 教材・教具等に関する情報提供 ・ 機関紹介 等 ※日本人学校への就学に関しては直接、日本人学校にご連絡くださ い。 当研究所では、日本人学校への就学の紹介や斡旋は行っておりませ ん。		

教育の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬大学教育学部 附属 学校教育臨床総合 センター	027-220-7385 (センター受付)	〒371-8510 前橋市荒牧町4-2
学校教育と多文化共生に関するご相談 受付時間 平日 9:00～15:00 (祝日・休館日を除く。)		
群馬県 総合教育センター 子ども教育相談室	0270-26-9200	〒372-0031 伊勢崎市今泉町 1-233-2
(相談概要) 学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学などで不安や心配なことはありませんか。 子ども教育相談室では、乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談に対応します。		
◆電話相談 相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 第2・第4土曜日 9:00～15:00 (祝日・年末年始は除きます)		
◆来所相談 相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 第2・第4土曜日 9:00～15:00 (祝日・年末年始は除きます)		
※来所相談には予約が必要です。 以下の電話から予約してください。 ○電話：0270-26-9221 (予約ダイヤル)		
※※以上のほか、言語聴覚士による「ことばの発達土曜相談」、臨床心理士とともに同じ悩みを持つ保護者が話し合う「あったかスマイル相談会」を実施しています。		
群馬県総合教育センター		
24時間子供SOS ダイヤル	0120-0-78310	/
※保護者の方も相談できます。 ※24時間、通話料無料で相談できます。		

教育の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 生涯学習センター	027-224-5700 (代表)	〒371-0801 前橋市文京町2-20-22
よい子のダイヤル	027-224-4152	育児相談室
<p>(概要) 育児や保育、性格や行動、しつけ、知能やことばなどの家庭教育に関する相談を行います。 子育てに関する問題や悩みごとがありましたら、お電話ください。受付時間 火曜日～土曜日（祝日・休館日を除く。）</p> <p style="padding-left: 40px;">10:30～12:30 13:30～15:30 16:30～18:30 上記以外の時間は留守番電話 来所相談の場合は、予め予約をお願いします。</p> <p>対象 子どものことで悩んでいる保護者や関係者 悩みを持つ児童・生徒</p> <p>※プライバシーが守られます 「よい子のダイヤル」は、相談内容などのプライバシーをお守りします。安心して相談ください。 ※※匿名で相談ができます</p>		
生涯学習相談	027-224-3541	
生涯学習情報の提供・相談など 受付時間 火曜日～土曜日9:00～17:00（祝日・休館日を除く。）		

教育の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
奨学金		
独立行政法人 日本学生支援機構	045-924-0371	〒226-8503 横浜市緑区 長津田町4259 S-3
貸与・給付奨学金 相談センター	0570-200-021 (ナビダイヤル)	/
貸与・給付奨学金に関する相談に対応しています。 受付時間 平日 8:30~20:00 (祝日・年末年始を除く) ※高等学校・専修学校(高等課程)の奨学金事業は、各都道府県の奨学金担当窓口にお問い合わせください。		
奨学金返還相談セン ター	0570-666-301 (ナビダイヤル)	/
奨学金の返還に関する相談に応じています。 受付時間 平日 8:30~20:00 (祝日・年末年始を除く)		
群馬県 教育委員会管理課	027-226-4543	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎24階 南側
(注) 公立高等学校向けの奨学金窓口		
群馬県総務部 学 事法制課	027-226-2142	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎9階 北側
(注) 私立高等学校向けの奨学金窓口		
公益財団法人 群馬県教育文化事 業団 奨学金課	027-224-3960 (代表)	〒371-0801 前橋市文京町2-20-22
平成17年度から、それまで日本育英会が実施していた高等学校等奨学金に関する事業を引継ぎ、親権者等の住所が群馬県内にある高校生を対象に、奨学金を貸与しています。		

児童福祉に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 中央児童相談所	027-261-1000 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町360-1
<p>(概要)</p> <p>18歳未満の子どもの相談であれば何でもお受けします。 児童福祉司による助言指導、児童心理司による心理判定のほか、相談内容に応じて、一時保護や里親委託・施設入所、心理・医学診断や言語訓練を行います。 来所相談をご希望の場合は、あらかじめ電話でご連絡ください。</p> <p>1 養護相談 事情により子どもを育てることができない、子どもが虐待を受けている、里親について</p> <p>2 障害相談 知的発達、運動発達の遅れについて、自閉症、ADHD、LDなど発達障害について、きこえ・吃音・言葉の遅れについて</p> <p>3 非行相談 嘘をつく、金品を盗む、傷害を起こした</p> <p>4 育成相談 家庭内暴力やひきこもりなど、性格行動について、登校（園）しぶり・不登校について、育児、しつけについて 〔所管区域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡（玉村町）〕 (注) 群馬県内唯一の一時収容施設を有する。</p>		
こどもホットライン24	0120-783-884 (一般電話) 027-263-1100 (携帯電話)	/
<p>(概要)</p> <p>子育てでお悩みのことはありませんか？ 18歳未満の子どもに関することであれば何でもご相談ください。 24時間いつでも大丈夫！ FAX（027-261-7333）や電子メール (chuuji@pref.gunma.lg.jp)での相談も受け付けています。 ・本文には、「氏名」「お住まいの市町村」「電話番号」をなるべくご記入ください。 ・受信後、回答までに数日かかることもありますので、ご了承ください。</p>		

児童福祉に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 中央児童相談所 北部支所	0279-20-1010 (代表)	〒377-0027 渋川市金井394 渋川保健福祉事務所内
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：沼田市、渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）、吾妻郡（東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町）、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）〕		
群馬県 西部児童相談所	027-322-2498 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町6
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）〕		
群馬県 東部児童相談所	0276-31-3721 (代表)	〒373-0033 太田市西本町41-34
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）〕		
(注) 2020年4月に移転予定		
(注) 各市町村の児童家庭相談窓口は、お住まいの市役所・町村役場（365ページ～366ページ参照）をご確認の上、お問い合わせください。 受付時間（通例） 平日 8:30～17:15		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
健康		
群馬県こころの健康センター	027-263-1166	〒379-2166 前橋市野中町368
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	/
<p>県では、自殺予防を目的とした電話相談「こころの健康相談統一ダイヤル」を実施しています。</p> <p>「生きる希望が持てない」などと自殺にこころが傾いている方、家族や知人から「死にたい」などと相談された方、家族が自殺してつらくてどうしようもない方などを対象に、相談を受けています。</p> <p>一人で悩まず電話してください。</p> <p>受付時間 平日 9:00～22:00（祝日および年末年始を除く）</p>		
相談ダイヤル	027-263-1156	/
<p>・電話でこころの健康に関する相談内容をおうかがいし、医療機関へのご案内、受診方法の助言を行います。相談内容により適切な相談機関をご紹介します。</p> <p>・相談は秘密厳守で行います。</p> <p>・継続的な相談はお受けしていません。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日および年末年始を除く）</p>		
面接相談 （精神保健福祉相談）	027-263-1156 （予約専用電話）	/
<p>・薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症全般、思春期、ひきこもり、自死遺族、うつに関する相談を行います。</p> <p>・相談は秘密厳守で行い、相談料はかかりません。</p> <p>・電話で事前に相談内容をおうかがいし、必要な方が予約相談となります。</p> <p>予約受付時間 平日 9:00～17:00 （祝日および年末年始を除く）</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ひきこもり支援センター	027-287-1121	/
<p>・ひきこもりに関することで、どこに相談してよいかわからなかったり、相談することをためらっているご本人やご家族を対象に、第一次相談窓口としてご相談に応じます。</p> <p>・相談内容に応じて、助言や情報提供を行うとともに他の適切な支援機関におつなぎします。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日および年末年始を除く）</p>		
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	03-3868-3546	〒113-0033 東京都文京区 本郷1-35-26
よりそいホットライン	0120-279-338 (フリーダイヤル)	/
<p>どんな人の、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。電話相談の専門員がお待ちしています。一人で抱え込まずに、お電話ください。</p> <p>自殺予防・DV・性暴力・セクシュアルマイノティの専用回線もあります。外国語／聞き取りが難しい方のための対応もあります。</p> <p>音声ガイダンスが流れます。相談したいことを選んでください。</p> <p>受付時間 24時間</p>		
一般社団法人 日本いのちの電話 連盟	03-3263-6165 (事務局) ※月・水・金 13:00～17:00	/
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 (フリーダイヤル)	/
<p>受付時間 毎月 10日8:00～翌日8:00</p> <p>※多くの方に公平に利用していただき、緊急性の高い電話に確実に対応するため、2018年9月から、この電話相談は原則として1日1回の利用に限らせていただくこととなりました。また、長時間あるいは多数回利用された方については、当月及び翌月の利用を制限させていただきます。相談される皆様には引き続き適正な利用をお願いいたします。</p> <p>※※IP電話でのご利用は03-6634-7830におかけください。</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬いのちの電話	027-221-1880 (事務局) ※平日 10:00~17:00	〒371-8691 前橋中央郵便局私書箱 6号
相談受付ダイヤル	027-221-0784	/
<ul style="list-style-type: none"> ・友だちもいないし誰にも話せず、ひとりで悩んでいる ・こんなこと聞くのはずかしい ・悩みをどこに相談していいかわからない ・誰かにちからになってほしい ・すべての望みを断たれて途方にくれている <p>受付時間 毎日 9:00~24:00 (ただし 第2・4金曜日 24時間)</p>		
働く人の「こころ の耳電話相談」	0120-565-455 (フリーダイヤル)	/
<p>労働者やそのご家族、企業の人事労務担当者の方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス不調のこと ・過重労働による健康障害のこと ・ストレスチェック制度のこと <p>※現在、相談件数が非常に多く、電話がつながりにくい状況にあります。あらかじめご了承ください。</p> <p>※※利用者の皆様の受電状況改善のため、平成29年4月より発信者番号を非通知とする電話をお受けしないこととしました。</p> <p>発信者番号が非通知の設定をされている場合は、お手数をおかけしますが、電話番号の前に「186」をつけて電話されるなど、発信者番号を通知した上でお掛け直し下さい。</p> <p>ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>受付時間 月曜日・火曜日 17:00~22:00 土曜日・日曜日 10:00~16:00 (祝日、年末年始はのぞく)</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 日本骨髄バンク	03-5280-8111 (代表)	〒101-0054 東京都千代田区 神田錦町3-19 廣瀬第2ビル7階
患者問い合わせ窓 口	03-3296-8699	
<p>骨髄・末梢血幹細胞移植を考えている患者さんやそのご家族は、骨髄バンクの利用法、コーディネートの進み方、治療法の選択、骨髄・末梢血幹細胞移植にかかる費用など、数多くの疑問に直面します。患者さんが様々な情報を得る機会をもつことは、治療を受けていくうえでよりよい選択をするためにも大変重要なことと思われまます。当窓口はこうした状況を改善するためにもお役に立てるものと思ひます。ご不明な点や、お困りの場合にはご遠慮なく、お問い合わせください。</p> <p>当法人は医療機関ではないため、治療法など医学的な判断に関する質問にはお答えできません。</p> <p>受付時間 平日 10:00~17:00</p>		
ドナー登録窓口	03-5280-1789	
<p>ドナー登録には、登録できる方の身体的な条件確認や、骨髄・末梢血幹細胞の提供について正しく理解していただくことが必要となります。</p> <p>※個別のコーディネートに関するお問い合わせはご遠慮ください。</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 日本中毒情報セン ター	029-856-3566 (代表)	〒305-0005 茨城県つくば市 天久保1-1-1
大阪中毒110番	072-727-2499	
<p>(概要)</p> <p>身のまわりにある洗剤、化粧品、殺虫剤、医薬品、園芸用品などはすべて、中毒事故の原因となる物質です。</p> <p>子どもは「はいはい」や「伝い歩き」をするようになると、手に触れたものを何でも口に入れるようになります。生後6ヵ月～2歳頃はもっとも中毒事故に注意が必要です。また、最近は高齢者の中毒事故も増えています。</p> <p>ここでは、中毒事故が起こったときの応急手当とともに、事故の予防方法についてもご紹介します。</p> <p>身近な中毒事故をみんなで防ぎましょう！</p> <p>中毒事故が起こり、受診の必要性や応急手当がわからないときは中毒110番にご相談ください。</p> <p>受付時間 毎日24時間</p>		
つくば中毒110番	029-852-9999	
<p>(概要)</p> <p>大阪中毒110番に同じ</p> <p>受付時間 毎日 9:00～21:00</p>		
感染症		
厚生労働省 感染症・予防接種 相談窓口	03-5276-9337	
<p>(概要)</p> <p>子宮頸がん予防（HPV）ワクチンを含む予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症全般について、相談にお応えします。</p> <p>※行政に関するご意見・ご質問は受け付けておりません。</p> <p>※※本相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間会社により運営されています。</p> <p>受付日時 平日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 健康福祉部 保健予防課 「エイズ110番」	027-223-4911	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎14階 北側
<p>エイズに関する相談 受付時間 平日 8:30~17:15（祝日、年末年始を除く） 各保健福祉事務所保健係においてもご相談に応じています。保健福祉事務所の所在地・電話番号をご確認の上（353ページ~355ページ参照）、ご照会ください。</p>		
公益財団法人 エイズ予防財団	03-5259-1811 (代表)	〒101-0064 東京都千代田区 神田猿樂町2-7-1 TOHYUビル3階
エイズ電話相談	0120-565-455 (フリーダイヤル) 03-5259-1815 (携帯電話専用受付)	/
<p>(概要) エイズに関する心配を持ちつつ、誰にも相談ができないで、一人で悩んでいる人のための相談電話です。 専門の相談員が対応しますので、安心して電話で話すことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エイズに関する相談でしたら何でも対応します。 ・名前を告げる必要はありません。 ・相談内容の秘密は守ります。相談が外に漏れることはありません。 ・相談は無料です。 ・1回の相談時間は30分以内を目安としています。 <p>受付時間 平日 10:00~13:00、14:00~17:00 (祝日を除く)</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
医療・医薬品		
群馬県 健康福祉部 保健予防課 「医療安全相談センター」	027-221-1110 027-221-1112	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎14階 南側
<p>医療に関する苦情・相談 受付時間 平日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） 各保健福祉事務所地域支援係においてもご相談に応じています。保健福祉事務所の所在地・電話番号をご確認の上（353ページ～355ページ参照）、ご照会ください。</p>		
群馬県難病相談支援センター	027-220-8069	〒371-8511 前橋市昭和町 3-39-15 群馬大学医学部 附属病院内
難病に関する相談	同上	/
<p>原因が不明で治療方法の確立していない、いわゆる「難病」に悩む患者、家族に対する相談 相談支援員2名（看護師、保健師）が難病の療養相談を受けます。相談内容によっては、他の相談窓口を紹介することがあります。</p> <p>県外にお住まいのご相談者には、地域の支援機関の情報提供、関係支援者との連携のために、お住いの地域の相談支援機関をご紹介します。</p> <p>相談内容については秘密を厳守いたします。関係機関との連携はご相談者の同意を得てから行います。</p> <p>（電話相談）</p> <p>出張や面接相談等で留守番電話で対応する場合があります。お名前、電話番号、ご用件を録音下さった場合は後日こちらから連絡いたします。</p> <p>受付時間 平日 9:00～15:30（祝日、年末年始を除く） ※相談時間は、原則として30分以内です。他にも電話相談をお待ちの方がいることを考慮し、相談時間が45分を越す場合は、後日のご相談をお願いする場合がありますのでご了承下さい。</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(面接相談)</p> <p>面接相談は、事前にお電話でご予約してください。群馬大学医学部附属病院の外来棟3階にある当センターの面接室で相談を受けます。</p> <p>受付時間 平日 9:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)</p> <p>※相談時間は、原則として初回の相談は90分以内、2回目以降の相談は45分以内です。分を越す場合は、後日のご相談をお願いする場合がありますのでご了承下さい。</p>		
群馬県神経難病医療ネットワーク	027-220-8536	/
<p>神経難病患者の療養や入院を含む医療機関の受け入れに関する相談</p> <p>群馬県では神経難病で療養している方が地域で安心して生活できるように支援しています。群馬県神経難病医療ネットワークは、神経難病で療養している方の相談窓口です。群馬県内にお住まいの方で、対象疾患の方であればどなたでも利用できます。 受付時間 平日 8:30～15:00 (祝日、年末年始を除く。その他出張等で不在にすることがあります)</p> <p>FAX (027-220-8537) では、24時間受け付けますが、お返事に時間をいただく場合があります。</p>		
群馬県高次脳機能障害支援相談窓口	027-225-5251	〒371-0811 前橋市朝倉町 389-1 前橋赤十字病院「群馬県高次脳機能障害支援拠点機関」内
<p>高次脳機能障害者の日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療的ケア・リハビリ等に関する専門的な相談</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)</p> <p>※相談は、電話でも面接でも可</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
子ども医療電話 相談	#8000	
<p>(概要)</p> <p>休日や夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのかなど判断に迷った時は、全国統一のこの番号に相談を。小児科医師や看護師に相談し、アドバイスを受けられます。(医療行為となる診断や治療を行うものではありません。)</p> <p>・太田市の一部では、固定電話からの発信が栃木県の電話相談につながる地域があります。群馬県の電話相談をご利用される場合には、携帯電話からおかけいただくか、「03-5367-2330」におかけください。</p> <p>受付時間 平日 18:00～翌朝8:00 日曜、祝日、年末年始 8:00～翌朝8:00</p> <p>対象者 15才未満の子どもの保護者等</p>		
独立行政法人 医薬品医療機器総 合機構	03-3506-9541 (代表)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-3-2 新霞が関ビル3階・4 階、6階～14階、18 階
<すり相談窓口	03-3506-9457	
<p><すりの効能効果、飲み合わせ、飲み方・使い方、<すりに関する心配ごとなどの相談に、専任の相談員がお答えします。ジェネリック医薬品については、患者・一般の方のほか、医療従事者からの品質・有効性・安全性に関する相談も受付けております。</p> <p>ただし、診断や治療など医療に関する質問等においては回答できない場合がありますので、予めご了承ください。</p> <p>また、ご自身の<すりについて心配なことがある場合は、かかりつけの薬局・薬剤師又はかかりつけの医師にもご相談ください。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日、年末・年始を除く)</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
医療機器相談窓口	03-3506-9436	/
<p>医療機器の使用目的又は効果、安全に使用するための注意事項、医療機器に関する心配ごとなどの相談に、専任の相談員がお答えします。</p> <p>なお、販売方法のトラブルや相談者と企業との紛争等に関する相談はお受けしておりません。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日、年末・年始を除く）</p>		
医薬品副作用 被害救済制度	0120-149-931	/
<p>病院・診療所で作られたお薬、薬局等で買ったお薬を正しく使ったのに重い副作用が生じ、入院したりその後に障害が残ったりした場合に、医療費や年金などが給付される公的制度です。制度の詳細及び適用はご相談ください。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00 （祝日、年末・年始を除く）</p>		
群馬県 健康福祉部薬務課 麻薬・危険薬物係	027-226-2665	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎19階 北側
<p>覚せい剤、シンナー等の薬物乱用に関する相談</p> <p>受付時間 平日 8:30～17:30（祝日、年末年始を除く）</p> <p>各保健福祉事務所衛生係においてもご相談に応じています。保健福祉事務所の所在地・電話番号をご確認の上（353ページ～355ページ参照）、ご照会ください。</p>		
一般社団法人 日本薬剤師会 消費者薬相談窓口	03-3353-2251 （相談専用）	〒160-8389 東京都新宿区 四谷3-3-1 四谷安田ビル7階
<p>（相談概要）</p> <p>受付時間 火曜日及び金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 （祝日及び年末年始を除く。）</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬県薬剤師会 薬事情報センター	027-243-6650	〒371-0013 前橋市西片貝町 5-18-36
<p>(相談概要)</p> <p>県民の皆様から、おくすりに関する一般的な質問を電話にてお受けしています。</p> <p>電話相談におきまして、業務統計のため、質問者様のお住まいの地域、年代、性別等をお伺いしております。</p> <p>※薬事情報センターでは、具体的な治療方法、診療内容、治療方針などの相談については応じかねます。</p> <p>また、治療における責任の所在を判定することはできず、医療的な判断や法的な仲裁を行う権限はありません。治療内容、おくすりの選択に関しましては、おかけの医師・薬剤師にご確認ください。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
一般社団法人 日本消費者協会	03-5282-5311 (代表)	〒101-0051 東京都千代田区 神田神保町1-18-1 千石屋ビル3階
医療機関ネット パトロール	03-3293-9225 (情報提供受付電話)	/
<p>・医療機関のウェブサイトにごそや大げさな表示がないかどうかを監視するのが『医療機関ネットパトロール』です。</p> <p>・『医療広告ガイドライン』違反の疑いがあるウェブサイトの情報をお寄せください。</p> <p>なお、受付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、ご了承ください。</p> <p>受付時間 平日 10:00～12:00、13:00～16:00 (祝日は休み。年末は12月25日まで、年始は1月8日から)</p> <p>※厚生労働省委託事業</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
給付金等		
B型肝炎		
厚生労働省相談窓口	03-3595-2252	/
<p>(国との間で和解等が成立していない方) B型肝炎特別措置法による給付金など支給の対象になると思われる方は、ご相談ください。和解要件の認定に必要な資料や給付金の制度などに関する問い合わせにお答えしています。 受付時間 平日9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>		
社会保険診療報酬 支払基金 給付金等支給相談 窓口	0120-918-027 (フリーダイヤル)	/
<p>(国との間で和解等が成立し、給付金等の請求をされる方) 当相談窓口は、裁判所で確定判決、和解、調停が成立した後の請求 手続に関する相談窓口です。 受付時間 平日9:00～17:00 (祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)</p>		
C型肝炎		
厚生労働省相談窓口	0120-509-002 (フリーダイヤル)	/
<p>平成6年(1994年)頃までに出産や手術による大量出血などの 際に、出産や手術で大量出血した方などには、止血等のために、 フィブリノゲン製剤や血液凝固第9因子製剤(ヒトの血液から作ら れた医薬品)が投与されていた可能性があり、これらの製剤の投与 により、肝炎ウイルスに感染した可能性があります。 これらの製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染した方は、国 を相手取った裁判を起し、裁判の中で、1. フィブリノゲン製 剤・血液凝固第9因子製剤が使用されたこと、2. その医薬品が使 用されたことによってC型肝炎ウイルスに感染したこと、3. 症 状、を確認することができれば、給付金の支給を受けることが可能 です。この給付金を受けるためには、2023年(平成35年)1月 16日までに国を相手取った裁判を起さなくてはなりません。 受付時間 平日 9:30～18:00 (祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
独立行政法人 環境再生保全機構	044-520-9504 (予防事業部代表)	〒212-8554 川崎市幸区 大宮町1310 ミュージア川崎セントラルタワー
ぜん息・COPDに 関する電話相談室	0120-598014 (フリーダイヤル)	
<p>今使っている薬のことやこれからの治療のことなど、ぜん息、COPD（慢性閉塞性肺疾患は、たばこの煙などに含まれる有害物質に長期間曝露されることにより肺が持続的な炎症を起し、呼吸機能の低下などを起こした状態）に関する心配ごとやお悩みごとについて、専門医と看護師が無料でお応えします。ご本人様はもちろんご家族の症状まで、どなたでもお気軽にご相談ください。 ※診療は行っておりません。</p> <p>相談時間 月曜日から土曜日 10:00～17:00 (祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)</p> <p>①専門医への相談を希望する場合、②専門医への相談が必要だと思われる場合は、専門医相談(月3回実施)を案内します。</p>		
<h3>アスベスト(石綿)健康被害の救済</h3>		
独立行政法人 環境再生保全機構	0120-389-931 (フリーダイヤル)	〒212-8554 川崎市幸区 大宮町1310 ミュージア川崎セントラルタワー
<p>受付時間 平日 9:30～17:30 (祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)</p> <p>労働者又は特別加入者でアスベスト(石綿)にさらされる業務に従事することによりアスベスト(石綿)による健康被害が生じた場合、それが業務上のものと認められると、労災保険の給付を受けることができます。</p> <p>また、労働者又は特別加入者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して石綿健康被害救済法に基づき「特別遺族給付金」が支給されます。</p> <p>これらについては、最寄の労働基準監督署に相談のうえ、請求手続きを行ってください。</p> <p>(注) お住まいの市町村を担当する労働基準監督署(297ページ～298ページ参照)をご確認の上、お問い合わせください。</p> <p>受付時間 平日 8:30～17:15</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業管理部 職員課	045-222-9567	〒231-8351 横浜市中区 本町6-50-1 横浜アイランドタワー 〇階
<p>国鉄において石綿（アスベスト）に関連した業務（以下のとおり）に従事し、「中皮種」及び「肺がん」等の発症事例が出現している方は、お早めにご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・機関区・電車区・気動車区・客貨車区・自動車営業所・船舶関連職場等の機関車、鉄道車両、自動車又は船舶を検査、点検、修理又は解体する業務を行った職場。 ・建築区、電力区等のアスベスト関連部材等に接する機会があった職場。 <p>受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00 （祝日を除く。）</p> <p>※各JRで退職された方につきましては、各々退職されたJRに連絡願います。</p>		
全国健康保険協会 船員保険部 船員保険給付グループ	0570-300-800 （一般の電話から） 03-6862-3060 （IP・PHSから）	〒102-8016 東京都千代田区 富士見2-7-2 ステージビルディング 14階
<p>過去の乗船期間中に石綿を取り扱う作業（石綿ばく露作業）を行ったことがある方が肺がんや中皮腫等を発症した場合、その病気が乗船中の作業により石綿を吸引したことが原因であると認められたときは、船員保険の職務上の給付を受けることができます。</p> <p>船員保険の職務上の給付は、平成22年1月に労災保険に統合されましたが、平成21年12月以前に発生した職務上の災害によりご申請いただく場合は船員保険が適用になります。</p> <p>乗船中にアスベスト（石綿）を取り扱う作業を行った期間が平成21年12月以前の場合は、当協会に船員保険の職務上の給付の申請を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>具体の申請は各支部で受け付けておりますので、ご加入の協会支部へお願いいたします。</p> <p>⇒全国健康保険協会群馬支部 〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4階 027-219-2100（代表）</p>		

健康・医療の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>国家公務員の場合は勤務されていた省庁等に、地方公務員の場合は、地方公務員災害補償制度地方公務員災害補償基金（各支部）にご照会ください。</p> <p>⇒地方公務員災害補償基金群馬県支部（群馬県総務部人事課内） 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 027-226-2076</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
医療保険		
関東厚生局 健康福祉部 保険課	048-740-0782	〒330-9713 さいたま中央区 新都心1-1 さいたま都心合同庁舎 1号館7階
<p>(業務) 健康保険の保険者である健康保険組合の行う業務の監督及び全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）支部に対する検査等に関する こと</p>		
全国健康保険協 会本部	027-219-2100 (代表)	〒102-8575 東京都千代田区 九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階
<p>中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険（政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなりました。この協会が運営する健康保険の愛称を「協会けんぽ」といいます。 ※各種申請・届出手続きに関する事、制度に関するお問い合わせは「申請書のご案内」、「健康保険ガイド」、「健診・保健指導のご案内」をご照会いただくか、各都道府県支部へご相談ください。</p>		
全国健康保険協 会船員保険部	0570-300-800 (ナビダイヤル) 03-6862-3060 (携帯電話・PHS・IP 電話ご利用の方)	〒102-8016 東京都千代田区 富士見2-7-2 ステージビルディング 14階
<p>申請手続きは、原則郵送でお願いしておりますので、窓口にお越し いただく必要はありません。申請書に必要な事項を記入し、必要な書 類を添付の上、船員保険部あてにお送りください。 ※都道府県支部では、船員保険業務を行っておりません。都道府県支 部で申請書を受付した場合は、船員保険部に転送されます。 受付時間 平日 8:30~17:15 (祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
協会けんぽ（全国健康保険協会）群馬支部	027-219-2100 （代表）	〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4階
<p>群馬支部におかけになった電話は、すべて自動音声により案内しますので、用件に応じて番号を選択することになります。</p> <p>受付時間 平日 8:30～17:15 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p>		
群馬県健康福祉部 国保援護課	027-897-2736	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎15階 南側
<p>国民健康保険は、職場の健康保険や共済組合などに加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人を除く全ての方が加入します。国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしていますが、これまでは市町村単位で運営していたため、小規模な市町村は財政運営が不安定になりやすいというリスクを抱えていました。</p> <p>このようなことから、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険を運営することとなりました。</p> <p>県は財政運営の責任を担うなど国保運営の中心的な役割を担い、市町村は地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。</p> <p>※各種申請・届出手続きに関することについては、お住まいの市町村国保窓口及び加入している群馬県医師国民健康保険組合等国保組合にご相談ください。</p> <p>（注）お住まいの市町村国保窓口には、市町村の所在地・電話番号をご確認の上（365ページ～366ページ参照）、ご照会ください。</p>		
群馬県後期高齢者医療広域連合	027-256-7171 （代表）	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6階
<p>後期高齢者医療制度（①75歳以上の方、②65歳以上75歳未満で一定の障がい（国民年金の障害年金1、2級を受給している方、身体障害者手帳（1～3級と4級の一部）をお持ちの方など）がある方で、申請に基づき広域連合の認定を受けた方）と当広域連合に関するご意見・ご質問は、上記の電話番号へご連絡いただきます。</p> <p>※後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなります。</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
年金		
関東信越地方年金 記録訂正審議会 <small>(関東信越厚生局年金 審査課)</small>	048-600-0730	〒330-9717 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館5階
<p>(制度概要) 年金に加入していた期間や保険料の納付状況など、国の年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。 そのため、年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を国に請求することができ、これを年金記録の「訂正請求」といいます。 請求を受けた厚生労働省（地方厚生（支）局）は、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行います。 請求が認められるときは、年金記録を訂正する決定をします。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。</p> <p>訂正請求ができる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求は年金に加入している方（過去に加入していた方を含む）ご本人が行うことができます。 ・ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方（※）が行うことができます。（※）遺族年金の受給権者であるなど一定の条件があります。 <p>訂正請求の対象となる期間</p> <p>国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間の記録のほか、厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の組合員期間の記録が対象です。</p> <p>※国民年金基金、厚生年金基金の加入員となっている国民年金、厚生年金保険の被保険者の期間についても、訂正請求の対象となります。この場合、基金の加入員記録も考慮して訂正の可否が判断されます。</p> <p>※国家公務員共済組合（旧陸軍共済組合などを含む）と地方公務員共済組合の組合員期間、日本私立学校振興・共済事業団の加入者期間は対象となりません。なお、戦時中の軍などでの無給嘱託期間については対象となる場合があります。</p> <p>訂正請求の手続先 お近くの日本年金機構年金事務所（群馬県内の年金事務所の所在地・管轄区域は338ページ～339ページ参照）</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本年金機構	03-5344-1100 (代表)	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 03-6700-1165	/
<p>(相談概要)</p> <p>年金相談に関する一般的なお問い合わせ ※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。</p> <p>受付時間</p> <p>月曜日 8:30~19:00 火曜~金曜日 8:30~17:15 第2土曜日 9:30~16:00</p> <p>※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19時まで予約をお受けします。 ※祝日(第2土曜日を除く)、12/29~1/3はご利用いただけません。</p>		
ねんきん定期便・ ねんきんネット専用ダイヤル	0570-058-555 03-6700-1144	/
<p>(相談概要)</p> <p>「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ ※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。</p> <p>受付時間</p> <p>月曜日 8:30~19:00 火曜~金曜日 8:30~17:15 第2土曜日 9:30~16:00</p> <p>※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19時まで予約をお受けします。 ※祝日(第2土曜日を除く)、12/29~1/3はご利用いただけません。</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ねんきん加入者 ダイヤル	国民年金加入者向け 0570-003-004 03-6630-2525 事業所、厚生年金加入者向け 0570-007-123 03-6837-2913	
<p>(相談概要)</p> <p>年金相談に関する一般的なお問い合わせ ※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。</p> <p>受付時間 月曜日～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00 ※祝日(第2土曜日を除く)、12/29～1/3はご利用いただけません。</p>		
年金事務所、街 角の年金相談セ ンター来訪予約	0570-05-4890 03-6631-7521 (予約電話番号)	/
<p>(概要)</p> <p>年金事務所、街角の年金相談センターの訪問予約を行います。お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。 ※混雑状況によっては、時間どおりに案内できない場合があります。 ※※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。</p> <p>受付時間 月曜日 8:30～19:00 火曜～金曜日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00</p>		
<p>群馬県内の年金事務所及び街角の年金相談センター ※年金事務所の管轄区域は、338ページ～339ページ参照</p>		

医療保険・年金の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋年金事務所	027-231-1719 (自動音声案内)	〒371-0033 前橋市国領町2-19-12
桐生年金事務所	0277-44-2311 (自動音声案内)	〒376-0023 桐生市錦町2-11-19
高崎年金事務所	027-322-4299 (自動音声案内)	〒370-8567 高崎市栄町10-1
渋川年金事務所	0279-22-1614 (自動音声案内)	〒377-8588 渋川市石原143-7
太田年金事務所	0276-49-3716 (自動音声案内)	〒373-8642 太田市小舞木町262
街角の年金相談 センター前橋	027-265-0023 (お問い合わせ電話)	〒379-2147 前橋市亀里町1310 群馬県JAビル3階
<p>(概要) 「街角の年金相談センター」は、全国社会保険労務士会連合会が運営しています。 「街角の年金相談センター」では、「対面による年金相談」のみを行っています。「お電話による年金相談」は受け付けておりません。担当者が「対面による年金相談」を行っている場合、電話に出られないことがありますので、ご了承ください。 受付時間 平日 8:30~17:15 (祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)</p>		
関東厚生局 健康福祉部 企業年金課	048-740-0782	〒330-9713 さいたま中央区 新都心1-1 さいたま都心合同庁舎 1号館7階
<p>(業務) 厚生年金基金、企業年金基金、確定拠出年金(企業型年金)、確定給付企業年金の指導監督に関すること</p>		

高齢者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
高齢者相談一般		
群馬県高齢者総合相談センター (シルバー110番)	027-255-6100	〒371-8517 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター5階 公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団内
<p>(概要)</p> <p>職員による一般的な相談（高齢者やその家族が抱えるさまざまな心配事や悩み事（家庭問題、仕事のこと、福祉施設利用のこと、ボランティアのことなど日常生活上のさまざまな相談））に対する総合的な相談のほか、弁護士による法律相談（遺産相続、金銭問題、財産、権利、家族問題など）を行っています。</p> <p>(1) 費用 無料</p> <p>(2) 相談方法 電話(027-255-6100)、来所、手紙いずれでも結構です。</p> <p>(3) 予約方法 電話で予約いただくと確実です。</p> <p>(4) 相談時間 法律相談は30分です。</p> <p>(5) 休み 土曜、日曜、祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。</p> <p>一般相談 受付時間 平日 9:00～17:00</p> <p>法律相談 受付時間 第2水曜日及び毎金曜日 14:00～16:00</p>		
高齢者医療		
群馬県後期高齢者医療広域連合	027-256-7171 (代表)	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6階
<p>後期高齢者医療制度（①75歳以上の方、②65歳以上75歳未満で一定の障がい（国民年金の障害年金1、2級を受給している方、身体障害者手帳（1～3級と4級の一部）をお持ちの方など）がある方で、申請に基づき広域連合の認定を受けた方）と当広域連合に関するご意見・ご質問は、上記の電話番号へご連絡いただきます。</p> <p>※後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなります。</p>		

高齢者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
認知症		
群馬県認知症 コールセンター	027-269-4432	〒371-0004 前橋市亀泉町1-26 (特別養護老人ホーム明 風園内)
<p>(相談概要)</p> <p>1.認知症の人やその家族、関係者からの介護に関する悩みなどについて、電話による相談に応じます。</p> <p>2.電話による相談が難しい場合や相談受付時間以外には、ファックス(027-264-3522)による相談を受け付けます。 (回答は、相談受付日の翌日以降となります。)</p> <p>3.相談内容・相談者の希望等に応じて、群馬県認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、各市町村介護保険・高齢者福祉担当課等適切な関係機関が行う支援へ適切につながります。</p> <p>受付時間 平日 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)</p>		
公益社団法人 認知症の人と家族 の会	0120-294-456 (フリーダイヤル) 075-811-8418 (携帯電話から)	〒602-8143 京都市上京区猪熊通 丸太町下る仲之町519 京都社会福祉会館本館
<p>認知症に関する知識や介護の仕方などなんでもお尋ね下さい。また、介護のグチや悩みを思う存分話して下さい。少しでも心が軽くなり、元気を出してもらえるよう、経験者が丁寧にお聞きします。</p> <p>受付時間 平日 10:00~15:00(祝日、年末年始を除く)</p>		
同 群馬県支部	027-289-2740	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合セン ター7階
<p>受付時間 平日 10:00~15:00(祝日、年末年始を除く)</p>		

高齢者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
高齢者サービス		
群馬県福祉サービス運営適正化委員会	027-255-6669 (受付専用電話)	〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階 群馬県社会福祉協議会内
<p>社会福祉法第83条等に基づいて、福祉サービスに関する苦情の解決や日常生活自立支援事業の適正な運営の確保のため、各都道府県社会福祉協議会に第三者的機関として設置が義務付けられた委員会です。</p> <p>相談は無料です。また秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。来所の場合は事前にご連絡ください。</p> <p>相談時間 平日 9:00～17:00（祝日・年末年始は除く）</p>		
群馬県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	027-290-1323 (苦情相談専用)	〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館内 群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課
<p>国保連合会は、介護保険法第176条に基づき、介護保険が目的とする円滑な運用に資するため、被保険者等からの苦情を受け付けています。</p> <p>また、国保連合会には、事業者に対する指導・助言の権限があり、指導・助言を受けた事業者は国保連合会へ報告する義務があります。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日を除く）</p> <p>(苦情の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーの対応に不満がある。 ・契約どおりサービスをしてくれない。 ・十分な説明もなく、サービスを断られた。 ・職員の態度や言葉に傷ついた。 ・約束していた時間に何度も遅れる。など <p>(申し立て方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話での相談は随時受け付けていますが、正式に苦情を申し立てる場合は、原則、書面（既定様式）でお願いします。 ・書面による申し立てが困難な場合は、電話等による申し立ても可能です。 <p>※苦情申し立てにあたっては、群馬県国保連合会が苦情についての調査、指導・助言等を行うために、個人情報を使用することに同意していただきます。</p>		

高齢者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
(対象外となる申し立て) ・既に訴訟を起こしている事案 ・訴訟が予定されている事案 ・損害賠償などの責任の確定を求める事案 ・契約の法的有効性に関する事案 ・医療に関する事案や医師の判断に関する事案 ※事業所に謝罪を求めることや損害賠償を請求するなどの内容は扱えません。		
公益財団法人 全国有料老人ホーム協会	03-3272-3781 (代表)	〒103-0027 東京都中央区 日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー
入居相談室	03-3548-1077	日本橋ビル7階
受付時間 平日 10:00～17:00 (祝、年末年始休暇を除く)		
社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	027-255-6033 (代表)	〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階
福祉施設経営相談	027-289-3344 (受付電話)	群馬県社会福祉総合センター6階
福祉施設の経営に関する相談 受付時間 平日 9:00～16:00 (祝、年末年始休暇を除く) ※相談は無料です。秘密は必ず守ります。		
群馬県福祉マンパ ワーセンター	027-255-6600	群馬県社会福祉総合センター6階
福祉関係の職場への就職を希望している方の相談などを受け付けています。予約は不要です。登録・紹介は窓口3カ所とも同様の流れで行います。 相談時間 平日 9:00～16:45 (祝、年末年始休暇を除く) 対象地域 前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡(中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)、佐波郡(玉村町)		

高齢者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
高崎市福祉人材バンク	027-324-2761	〒370-0045 高崎市東町80-1 高崎市労使会館1階
相談時間 平日 9:00~16:45（祝、年末年始を除く） 対象地域 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（下仁田町、南牧村、甘楽町）		
太田市福祉人材バンク	0276-48-9599	〒373-0817 太田市飯塚町1549 太田市福祉会館1階
相談時間 平日 9:00~16:45（祝、年末年始を除く） 対象地域 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）		
ぐんまボランティア・市民活動支援センター	027-255-6111	群馬県社会福祉総合センター4階
あなたの希望する活動が見つかるようボランティア・市民活動等の相談を行っています。情報や活動先を紹介して欲しいなど、活動したい人や必要とする人・施設とのコーディネート窓口です。 相談時間 平日 8:30~17:00（祝、年末年始を除く）		
福祉機器		
群馬県社会福祉事業団	027-280-4108	〒371-8525 前橋市新前橋町13-12
福祉用具・住宅モデルルーム展示場		群馬県社会福祉総合センター地下1階
約500点の福祉用具の展示や最新情報の発信を行っています。相談員の説明を聞きながら実際に体感することもできます。 介護機器・住宅改造等に関する相談 相談受付時間 9:00~17:00 （第1日曜日（休館日）・年末年始を除く）		

高齢者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(注) 福祉機器を適切に選ぶためには現物の試用と専門家のアドバイスが欠かせません。お近くの常設展示場などで機器を見て、さわって試すとともに地域包括支援センターなどで相談されることをお勧めします。平成30年度の介護保険制度の改正において、利用者が適切な福祉用具を選定する観点から、福祉用具専門相談員に対して、①貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均価格を貸与者に説明すること、②機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示することが義務付けられています。</p>		
<h3>高齢者就業</h3>		
<h4>群馬県内の公共職業安定所</h4>		
<p>(注) 群馬県内の公共職業安定所の所在地・電話番号、管轄区域は、298ページ～299ページ参照</p>		
<p>全国 180 カ所のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設け、再就職など目指すご本人の就業 ニーズなどに 応じて、シルバー人材センタをはじめとする関係機関の相談窓口について情報を提供しています。</p>		
<p>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齢・障害者業務課</p>	<p>027-287-1511</p>	<p>〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1 前橋公共職業安定所 3階</p>
<p>事業主の方々に対し、65歳以上への定年引上げや定年制の廃止、65歳を超えた継続雇用延長等に向けた取組や高齢者の雇用管理の改善、多様な就業機会の確保のために、専門的知識を有する65歳超雇用推進プランナー、高年齢者雇用アドバイザーが企業診断システム等の活用や企画立案サービスの提供などにより、各企業の実情に応じた専門的かつ技術的な相談・援助を行っています。</p> <p>開庁時間 平日 8:45～17:00 (祝、年末年始休暇を除く)</p>		
<p>群馬県シニア就業支援センター</p>	<p>027-381-8872 (完全予約制)</p>	<p>〒370-0052 高崎市旭町34-5 高崎駅西口旭町ビル 3階 ジョブカフェぐんま内</p>
<p>(相談概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの紹介 ・就農、起業、地域活動などに関する相談、情報提供、専門窓口へ紹介、誘導 <p>相談時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)</p>		

高齢者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
特定非営利活動法人 日本バリアフリー 観光推進機構	03-6380-0745	〒160-0004 東京都新宿区 四谷2-14-8 YPCビル7階
<p>(概要)</p> <p>北海道から沖縄までの各地バリアフリー観光地の調査情報は、旅のユニバーサルデザインを実現する『パーソナルバリアフリー基準』の調査マニュアルに沿って、同じ水準で調査されたもので、障がい者や高齢者の方をはじめとする、旅に身体的な不安を抱えるみなさんのどなたにも対応できる、全国初のユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー観光のデータベースとなりました。</p> <p>さらに、その膨大な情報を旅行者のみなさんに的確に提供するために、全国17の地域に相談センターを開設し、旅行者のみなさんの希望を叶え、安心して満足できる旅を無償でコーディネートできるシステムを構築しています。</p>		
特定非営利活動法人 高齢者・障がい 者の旅をサポートする会	03-3716-8505	〒153-0064 東京都目黒区 下目黒4-23-24
<p>(概要)</p> <p>東京都・関東近郊地域の観光宿泊施設を、パーソナルバリアフリー基準に基づき、地元の障がい者メンバーがA52:AK57中心になって調査指導するとともに、全国の障がい者高齢者のみなさんに合ったご旅行をご案内する団体です。</p> <p>相談時間 9:00～19:00（祝日、年末年始を除く）</p>		

障害者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
障害者一般		
障害者110番	027-251-1100	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター1階 (群馬県身体障害者福祉団体連合会内)
<p>障害者110番では、障害者の権利侵害や日常生活における相談に応じています。</p> <p>受付時間</p> <p>1.一般相談 平日 9:00~15:00 (休日及び年末年始を除く)</p> <p>2.弁護士による無料法律相談＝原則第1・第3火曜日 14:00~16:00 (予約が必要)</p>		
障害者差別相談窓口	027-251-1166	/
障害者差別相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談に応じています。		
群馬県心身障害者福祉センター	027-254-1010	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12群 馬県社会福祉総合センター2階
<p>障害者本人、家族、実施機関（市町村）、施設などから、障害状況の診断・評価、障害に応じた日常生活訓練やリハビリ方法等の助言、身体機能を補完・代償するための福祉用具や補装具に関する助言、福祉制度の紹介、施設等の社会資源の活用に至るまで幅広く相談に応じています。</p>		
就業及び職業適性		
群馬県内の公共職業安定所		
(注) 群馬県内の公共職業安定所の所在地・電話番号、管轄区域は、298ページ～299ページ参照		

障害者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
独立行政法人 高年齢・障害・求職者 雇用支援機構 群馬支部 高年齢・障害者業務課	027-287-1511	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1 前橋公共職業安定所 3階
当支部（高年齢・障害者業務課）では障害者雇用納付金の申告・申請や障害者雇用に関する助成金の受付、啓発等の業務を実施しています。 開庁時間 平日 8:45～17:00（祝、年末年始休暇を除く）		
独立行政法人 高年齢・障害・求職者 雇用支援機構 群馬障害者職業セン ター	027-290-2540	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1 前橋公共職業安定所 3階
群馬障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラー等を配置し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。 障害者職業カウンセラーが相談に応じます。相談は予約制になっておりますので、まずは電話やFAX（027-290-2541）でご連絡ください。 開庁時間 平日 8:45～17:00（祝、年末年始休暇を除く）		
群馬県 健康福祉部 障害政策課	027-226-2631	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎13階 南側
地域活動支援センター		
<p>（概要）</p> <p>障害者総合支援法に基づき市町村が地域生活支援事業として実施する事業で、障害のある人が通い、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。</p> <p>（注）地域活動支援センターの所在地・電話番号等について、各市町村（365ページ～366ページ参照）の福祉担当課にご照会ください。</p>		

障害者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
障害者就業・生活支援センター		
<p>(概要)</p> <p>障害者就業・生活支援センターでは、障害のある方の就業及びこれに伴う日常生活・社会生活を支援しています。また、障害のある方を雇用している、又は雇用しようと考えている事業主の方への支援も行っています。事業主の方には、障害のある方の雇入れ、雇用する障害のある方の職場適応、職場定着に関する相談等も行っています。 ※わーくさぽーと及びトータスは、曜日限定のサテライト相談室を開設しています。</p>		
障害者就業・生活支援センター エブリィ	027-361-8666	〒370-0065 高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター 1階
管轄地域 高崎市、安中市 相談時間 平日 9:00~17:00 土曜日 10:00~15:00		
障害者就業・生活支援センター わーくさぽーと	0276-57-8400	〒373-0026 太田市東本町53-20 太田公民館東別館内
管轄地域 太田市、館林市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町） 相談時間 平日 9:00~18:00 ※ サテライト相談室 館林保健福祉事務所（〒374-0066 館林市大街道1-2-25）において、水曜日9:00~16:00〔要予約〕で実施しています。		
障害者就業・生活支援センター みずさわ	0279-30-5235	〒370-3606 北群馬郡吉岡町 上野田3480-1
管轄地域 渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町） 相談時間 平日 8:30~17:30		
障害者就業・生活支援センター ワークセンターま えばし	027-231-7345	〒371-0017 前橋市日吉町2-17-10 前橋市総合福祉会館1階
管轄地域 前橋市 相談時間 平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~12:00		

障害者の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
障害者就業・生活 支援センター メルシー	0270-25-3390	〒372-0001 伊勢崎市波志江町 571-1
管轄地域 伊勢崎市、佐波郡（玉村町） 相談時間 平日 9:00～17:00		
障害者就業・生活 支援センター トータス	0274-25-8335	〒375-0014 藤岡市下栗須974-10
管轄地域 藤岡市、富岡市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村） 相談時間 平日 8:30～17:30 ※ サテライト相談室 群馬県富岡合同庁舎1階相談室（〒370-2454 富岡市田島343-1）において、水曜日10:00～16:00〔要予約〕で実施しています。		
障害者就業・生活 支援センター 「さんわ」	0277-74-6981	〒376-0121 桐生市新里町新川3743
管轄地域 桐生市、みどり市 相談時間 平日 8:30～17:30		
障害者就業・生活 支援センター コスモス	0278-25-4400	〒375-0014 沼田市東原新町 1801-40 沼田市役所東原庁舎1階
管轄地域 沼田市、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町） 相談時間 平日 8:30～17:15		
障害者就業・生活 支援センター 吾妻	0279-26-2120	〒377-0425 吾妻郡中之条町 西中之条240-3
管轄地域 吾妻郡（東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町） 相談時間 平日 8:30～17:00		

生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
生活福祉資金等貸付		
社会福祉法人 群馬県社会福祉協 議会 福祉資金課	027-255-6031	〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合セン ター4階
<p>生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付と合わせて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また、在宅福祉及び社会参加を促進し、もって安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。土</p> <p>その他、資格取得（介護福祉士、保育士）、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、児童養護施設等退所者及び入所者に対する自立支援資金の貸付制度があります。</p>		
<p>（注）具体的な手続きは、市町村社会福祉協議会を通じて行うことになります。お住まいの市町村の社会福祉協議会の所在地・電話番号については、ページ～ページを参照の上、ご照会ください。</p>		
年金担保貸付・労災年金担保貸付		
独立行政法人 福祉医療機構	03-3438-0224 （お問い合わせ 専用電話）	〒105-8486 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9階・10階
<p>年金担保融資制度は、国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として融資することが法律で唯一認められた制度です。</p> <p>保健・医療、介護・福祉、住宅改修、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。借入申込みは、年金を受け取られている銀行、信用金庫等の店舗（「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示。）にて承ります。なお、ゆうちょ銀行、農協及び労働金庫は、取扱窓口となっております。</p> <p>次の証書をお持ちで、現在、その年金の支払いを受けている方が、ご利用いただけます。</p> <p>○厚生年金保険年金証書 （厚生年金基金および企業年金連合会から支払われるものは対象となりません。）</p> <p>○国民年金・厚生年金保険年金証書</p>		

生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>○船員保険年金証書 （厚生年金保険とみなされ融資の対象となります。ただし、平成22年1月1日以降の事故による船員保険の障害・遺族年金は対象になりません。）</p> <p>○国民年金証書 （無拠出制の老齢福祉年金、特別障害給付金および国民年金基金は対象となりません。）</p> <p>○労働者災害補償保険年金証書（石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は対象となりません。）</p> <p>※各種共済年金および恩給は、対象になりません。</p> <p>ただし、次の場合はご利用いただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年12月1日以降に借入申込をされた方で、任意繰上返済され、融資決定時の完済予定日に到達していない場合 ・生活保護受給中である場合 ・年金担保融資（労災年金担保融資を含む。）を利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年間を経過していない場合（平成34年3月末の予定で借入申込受付を終了するため、たとえ生活保護廃止後5年間を経過しても融資を利用できない場合があります。） ・融資金の用途が投機性の高い場合（ギャンブル等）もしくは公序良俗に反する場合、または借入申込者ご本人の利益に明らかに反する場合 ・年金の支給が全額停止されている場合 ・同一の年金で借入金残高がある場合 ・現況届または定期報告書が、未提出または提出遅延の場合 ・特別支給の老齢厚生年金を受給していたかたで65歳時の年金決定手続き期間中の場合 ・反社会的勢力に該当する方、反社会的勢力と関係を有する方または反社会的勢力に類する行為を行う方 ・その他、独立行政法人福祉医療機構の定めによる場合 		
<p>（注）年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、平成34年3月末の予定で申込受付を終了することとされています。</p>		

生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
生活保護		
生活保護の手続・相談は、次の福祉事務所でを行っています。 また、相談は、地域の民生委員や町村役場でもを行っています。 (注) 町村役場の所在地・電話番号については、〇ページ～〇ページを参照してください。		
群馬県伊勢崎 保健福祉事務所	0270-25-5570	〒372-0024 伊勢崎市下植木町499
管轄地域 北群馬郡（榛東村、吉岡町）、佐波郡（玉村町） (注) 榛東村、吉岡町の生活保護関係事務は、伊勢崎保健福祉事務所の所管となっています。		
群馬県富岡 保健福祉事務所	0274-62-1541	〒370-2454 富岡市田島343-1
管轄地域 多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（下仁田町、南牧村、甘楽町）		
群馬県吾妻 保健福祉事務所	0279-75-3303	〒377-0425 吾妻郡中之条町 西中之条183-1
管轄地域 吾妻郡（中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町）		
群馬県利根沼田 保健福祉事務所	0278-23-2185	〒378-0031 沼田市薄根町4412
管轄地域 利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）		
群馬県館林 保健福祉事務所	0276-72-3230	〒374-0066 館林市大街道1-2-25
管轄地域 邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）		
前橋市 福祉事務所 (福祉部社会福祉課)	027-898-6142	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1 前橋市役所本庁舎1階
高崎市 福祉事務所 (福祉部社会福祉課)	027-321-1244	〒370-8501 高崎市高松町35-1 高崎市役所本庁舎1階

生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
桐生市 福祉事務所 (保健福祉部福祉課)	0277-46-1111 (内線 264)	〒376-8501 桐生市織姫町1-1 桐生市役所本庁舎1階
伊勢崎市 福祉事務所 (福祉こども部 社会福祉課)	0270-27-2749	〒372-8501 伊勢崎市今泉町2-4-10 伊勢崎市役所東館2階
太田市 福祉事務所 (福祉こども部 社会支援課)	0276-47-1827	〒373-8718 太田市浜町2-7 太田市役所南庁舎1階
沼田市 福祉事務所 (健康福祉部 社会福祉課)	0278-23-2111 (代表)	〒376-8501 沼田市東原新町 1801-40 沼田市役所東原庁舎1階
(注) 2019年5月7日に、市役所新庁舎(沼田市下之町字滝棚888)に移転予定		
館林市 福祉事務所 (保健福祉部 社会福祉課)	0276-72-4111 (内線617 ・634)	〒374-8501 館林市城町1-1 館林市役所本庁舎1階
渋川市 福祉事務所 (保健福祉部 社会福祉課)	0279-22-2111 (代表)	〒377-8501 渋川市石原80 渋川市役所本庁舎1階
藤岡市 福祉事務所 (健康福祉部福祉課)	0274-40-2393	〒375-8601 藤岡市中栗須327 藤岡市役所福社会館1階
富岡市 福祉事務所 (健康福祉部福祉課)	0274-62-1511 (代表)	〒370-2316 富岡市富岡1460-1 富岡市役所本庁舎1階
安中市 福祉事務所 (健康福祉部福祉課)	027-382-1111 (代表)	〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所本庁舎1階

生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
みどり市 福祉事務所 (健康福祉部福祉課)	027-382-1111 (代表)	〒379-2395 みどり市笠懸町 鹿2952 みどり市役所本庁舎1階
生活困窮者自立支援		
<p>～ひとりで抱えこまず、まずはご相談ください～ 働きたくても働けない、住む所がない、など、まずはお困り事をお聞かせください。 地域の相談窓口と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。</p>		
社会福祉法人 前橋市社会福祉協 議会 まえばし生活自立 相談センター	027-898-6890、 6891、6892	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1 前橋市役所1階 前橋市福祉部社会福祉課 内
開所時間 平日 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く)		
高崎市福祉部 社会福祉課 生活支援担当	027-321-1302	〒370-8501 高崎市高松町35-1 高崎市役所1階
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事が長続きせず、働くことに不安を感じている。 ・仕事を失って生活に困っている。家賃が払えない。 ・借金の返済が多く、今の収入では生活できない。 ・どこに相談したらよいのか分からない。 <p>生活支援窓口は、みなさんが安定した生活を送れるよう支援するところ です。 ご家族など周りの方からのご相談もお受けします。 まずは、お気軽にご相談ください。</p>		
開所時間 平日 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く)		
桐生市保健福祉部 福祉課社会福祉係	0277-46-1111 (内線271、285)	〒376-8501 桐生市織姫町1-1 桐生市役所新館1階
市では生活に困窮する方(生活保護受給者を除く)が抱えるさまざまな課題に関する相談窓口を設置しています。相談員が自立に向けた支援内容を一緒に考え、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。一人で悩まずに、まずはご相談ください。		

生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
伊勢崎市保健福祉部福祉課社会福祉係	0270-27-2749	〒372-8501 伊勢崎市今泉町2-410 伊勢崎市役所東館2階
<p>市内在住で失業などの経済的な理由により生活に困っている人のための、相談を受け付けます。内容により必要な支援を行います。 開所時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始を除く)</p>		
社会福祉法人 太田市社会福祉協議会 自立相談支援センター	0276-48-8177	〒373-8718 太田市浜町2-35 太田市役所南庁舎1階
<p>生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 開所時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始を除く)</p>		
沼田市保健福祉部 社会福祉課保護係	0278-23-2111 (内線77202)	〒372-8501 沼田市東原新町 1801番地40 沼田市役所東原庁舎1階
<p>市内在住で失業などの経済的な理由により生活に困っている人のための、相談を受け付けます。内容により必要な支援を行います。 開所時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始を除く)</p>		
<p>(注) 2019年5月7日に、市役所新庁舎(沼田市下之町字滝棚888)に移転予定</p>		
館林市保健福祉部 社会福祉課	0276-72-4111 (内線634、674)	〒374-8501 館林市城町1-1 館林市役所1階
渋川市保健福祉部 社会福祉課	0279-22-2250	〒377-8501 渋川市石原80 渋川市役所本庁舎1階
<p>「働きたくても働けない」、「住むところがない」、「家族のことで悩んでいる」「子どもの学習のこと」など、ひとりで抱え込まずにまずはお困りの事をお気軽にご相談ください。支援員があなたと一緒に考え、関係各機関と連携しながら、問題解決に向けて支援します。ご家族など、まわりの方からのご相談でも受付いたします。 開所時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始を除く)</p>		

生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
社会福祉法人 藤岡市社会福祉協 議会	0274-25-8456	〒375-8601 藤岡市中栗須327 藤岡市役所福祉会館1階 藤岡市健康福祉部福祉課 内
<p>生活や仕事等に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、地域において自立した生活が行えるよう、相談支援員が無料で相談に応じます。その人の抱える様々な課題の解決に向けて支援計画（プラン）を作成し、関係機関と連携を取りながら計画に沿った支援を実施します。</p> <p>対象者 ○市内在住の人 ○生活保護を受けている人以外で、生活に困窮していて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人は、どなたでも相談できます。年齢に制限はありません。</p> <p>開所時間 平日 8：30～17：15（祝祭日、年末年始を除く）</p>		
社会福祉法人 富岡市社会福祉協 議会	0274-70-2232	〒370-2316 富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ1階
<p>生活に困っている方、不安や心配のある方は、一人で悩まずに問題が深刻化する前に、お気軽にご相談ください。相談支援員、就労支援員が相談をお受けし、ご本人に必要な支援を把握し、ご本人の状況に応じた支援が行われるように関係機関等とも連携を取りながら、支援員を中心に包括的・一体的・継続的に支援を行います。</p> <p>対象者 生活に困窮していて、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方（生活保護を受けている方は除きます）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的に不安定で生活に困った ・失業して収入がなくなってしまった ・家賃が払えずに退去を求められている ・借金があり生活ができなくなってしまった ・生活に困ったがどこに相談していいのかわからない など <p>開所時間 平日 8：30～17：15（祝祭日、年末年始を除く）</p>		

生活費の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
安中市保健福祉部 福祉課 生活支援相談窓口	027-382-1111 (内線1191)	〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所本庁舎1階
<p>十分な所得が無く生活に困っている、仕事が見つからず収入が不安定、家族が引きこもって仕事をしない・・・ などの様々な生活のお悩みに対して相談支援を行います。 相談支援員がまず、お困りのことをうかがい、どのような支援が必要であるのかを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら目標（自立）に向けた支援を行います。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安中市内に居住している方。 ●十分な所得が無く、生活に困っており、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方。 <p>※経済的な問題、失業、引きこもり、ニートなど生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。 ※相談は無料です。 ※ご相談した内容の秘密は厳守いたします。 ※生活保護を受給している方は対象ではありません。</p>		
みどり市保健福祉部 社会福祉課	0277-76-0975	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952 みどり市役所本庁舎1階
みどり市総務部 大間々市民生活課	0277-76-1846	〒376-0192 みどり市大間々町 大間々1511 みどり市役所大間々庁舎 1階
みどり市 東市民生活課	0277-76-0984	〒376-0397 みどり市東町 花輪205-2 みどり市役所東支所1階
<p>※町村にお住まいの方は、お住まいの町村社会福祉協議会又は、群馬県社会福祉協議会生活支援課（027-212-0011）にご照会ください。</p> <p>（注）町村社会福祉協議会の所在地・電話番号については、○ページ～○ページを参照してください。</p>		

上水道・下水道、電話、電気、ガスの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
上水道・下水道		
厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課	03-3595-2368	〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館
<ul style="list-style-type: none"> ・水道の整備に関すること。 ・水道水源の開発に関すること。 ・水道水に係る水質基準その他水道水質の安全確保に関すること。 		
国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課	03-5253-8386	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
水の需給、水源地域対策という観点から関係省、関係部局の総合調整		
国土交通省 水管理・国土保全局 水政課	03-5253-8111 (内線35-223)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
流域における水利に関する施策のうち、水利用の合理化及び水管理の適正化に係るものの企画及び立案並びに推進		
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課	03-5253-8427	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
下水道部の所掌事務に関する総合調整に関すること。		
関東地方整備局 建政部都市整備課	048-601-3151 (局代表)	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心 合同庁舎2号館
都市整備に関する事業の助成		

上水道・下水道、電話、電気、ガスの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東地方整備局 河川部河川管理課	048-601-3151 (局代表)	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心 合同庁舎2号館
河川法に基づく河川の水使用に関する技術的な審査、水質等の調査に関する業務及び情報提供、河川環境の整備に関する調査及び業務、濁水や水質事故の対策等		
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	03-3581-3351 (内線 6865)	〒100-8975 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関する事務		
群馬県		
健康福祉部食品・ 生活衛生課 (水道担当)	027-226-2446	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎13階 北側
水道水、建物の衛生管理〔受水槽の管理〕の具体的な相談については、各保健福祉事務所〔衛生係〕（353ページ～355ページ参照）または市役所・町村役場（365ページ～366ページ参照）の〔水道担当部局〕にお問い合わせください。		
企業局水道課 (県営水道担当)	027-226-4011	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎28階 南側
同(工業用水道担当)		

上水道・下水道、電話、電気、ガスの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
県土整備部下水環境課（下水道に関する問合せ）	027-226-3681	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎22階 南側
流域下水道、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の具体的な相談については、下記にお問い合わせください。		
下水道の種類	問い合わせ先	参照ページ
流域下水道	群馬県下水道総合事務所	本ページ
公共下水道	市役所・町村役場の〔下水道担当部局〕	365ページ～366ページ
農業集落排水事業	市役所・町村役場の〔農業集落排水事業担当部局〕	
合併処理浄化槽	市役所・町村役場の〔合併処理浄化槽担当部局〕注	
（注）町村の場合は、県の各環境事務所及び土木事務所に問い合わせが必要な場合があります（環境事務所は、356ページ～357ページ参照。土木事務所は、360ページ～363ページ参照）。		
下水道総合事務所	0270-65-7557	〒370-1127 佐波郡玉村町大字 上之手1846-1
電話		
総務省 電気通信消費者相談センター	03-5253-5900	〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
<p>（相談概要）</p> <p>電話や電子メール等の媒体により、コミュニケーション手段として電話会社やプロバイダーが提供するサービスを利用している際のトラブル等について、電話による御相談を受け付けています。・利用者の皆様と電気通信事業者との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、当該電気通信事業者への連絡や論点の整理等のアドバイスは行いますが、あっせん、仲介、調停を行うことはできませんので、予めご了承下さい。</p> <p>受付時間 平日9：30～12:00、13:00～17:00 （祝日及び年末年始を除く）</p>		

上水道・下水道、電話、電気、ガスの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
総務省 関東総合通信局 総合通信相談所 (情報通信総合窓口)	03-6238-1940	〒102-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階
(相談概要) 関東総合通信局業務の総合相談窓口(アマチュア無線・簡易無線局の相談を除く) (電波利用、テレビ・ラジオ、無線、特定信書便事業等) 受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)		
電気通信サービスの相談 (国内・国際電話・P HF・インターネット)	03-6238-1935	※電話や電子メール等の媒体により、コミュニケーション手段として電話会社やプロバイダーが提供するサービスについての相談
総務省 信越総合通信局 総合通信相談所 (情報通信総合窓口)	026-234-9961	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎5階
(相談概要) 信越総合通信局業務の総合相談窓口(アマチュア無線・簡易無線局の相談を除く) (電波利用、テレビ・ラジオ、無線、特定信書便事業等) 受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)		
電気通信サービスの相談 (国内・国際電話・P HF・インターネット)	026-234-9952	※電話や電子メール等の媒体により、コミュニケーション手段として電話会社やプロバイダーが提供するサービスについての相談

上水道・下水道、電話、電気、ガスの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
NTT東日本（東日本電信電話株式会社）		
電話の故障	113	/
24時間受付（夜間は、「録音受付システム」によりお受けいたしております。） ※ 携帯電話・PHSからは「0120-444-113」にてお受けしております。番号のおかけ間違いにご注意下さい。		
電話の新設・移転・各種お申込に関するご相談	116	/
受付時間 9:00～17:00 （土日・祝日も営業（年末年始を除く））		
NTT東日本料金お問い合わせ	0800-333-0111	NTTファイナンスよりご請求のお客さま
	0120-002-992	NTT東日本よりご請求のお客さま
受付時間 平日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除きます） お客様との電話応対時においては、ご注文・ご意見・ご要望・お問い合わせ内容等の正確な把握、今後のサービス向上のために、通話を録音させていただく場合があります。		
ご意見・ご要望	0120-019000 （フリーダイヤル）	/
受付時間 平日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除きます） お客様との電話応対時においては、ご注文・ご意見・ご要望・お問い合わせ内容等の正確な把握、今後のサービス向上のために、通話を録音させていただく場合があります。 ※弊社販売代理店に関するご意見・ご要望につきましても、これまで通りお問い合わせください。		
一般財団法人 電気通信事業者協会 相談窓口	03-4555-4124	〒101-0052 東京都千代田区 神田小川町1-10 興信ビル2階
<p>（相談概要）</p> <p>電気通信サービスに関する基本的知識や困った時のお問い合わせにお答えするほか、ご相談の内容に応じた会員事業者の各種窓口や適切な相談先等をご紹介しますり、問題解決にあたってのアドバイスを行っています。</p> <p>受付時間 平日 10:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）</p>		

上水道・下水道、電話、電気、ガスの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
電気		
東京電力エナジーパートナー株式会社		
電気料金、お引越 し、ご契約内容の変 更	0120-99-5221	カスタマーセンター 群馬
その他の電気に関す るご用件	0120-99-5222	
停電・電柱・電線な ど設備に関するお問 い合わせ	0120-995-007	
<p>受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00（休祝日を除く） ※0120番号をご利用になれない場合は、027-898-3406（有 料）をお願いします。 ※月曜日（または休日明け）終日、および平日9:00～10:00はお電 話がつながりにくいことがあります。 ※カスタマーセンターにおかけいただきますと、自動音声応答サービ スにて、ご用件ごとの番号をお選びいただくようご案内いたします。 ※お客さまとの通話は、お申し出内容の正確な確認とサービス向上の ために録音させていただいております。 ※緊急のご用件について、回線障害などの予期せぬ障害で電話が切れ た時に、こちらからかけ直しをさせていただくため、全てのお客さま に発信者番号通知をお願いしております。 お手数、ご不便をおかけし誠に申し訳ございませんが、発信者番号を 非通知に設定されているお客さまは、電話番号の最初に「186」をダ イヤルしてからおかけくださいますようお願いいたします。 ※平成30年5月31日（木）をもちまして、電気料金お支払いおよび 各種相談受付窓口は閉店しました。</p>		
電気事業連合会	03-5221-1440 （広報部）	〒100-8118 東京都千代田区 大手町1-3-2 経団連会館
<p>皆さまからのご意見・お問い合わせをお待ちしております。 受付時間 平日 9:00～17:40 （年未年始（12/29～1/3）、祝日は除く）</p>		

上水道・下水道、電話、電気、ガスの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ガス		
東京ガス株式会社お客さまセンター		
総合受付	0570-002211（ナビダイヤル） 03-3344-9100 （IP電話・海外からのご利用など）	
<p>お問い合わせの電話番号をダイヤルし、音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報の番号を選択していただければ、担当のオペレーターにおつなぎいたします。</p> <p>受付時間 月曜日～土曜日 9:00～19:00 日曜日・祝日 9:00～17:00</p> <p>※上記以外の時間帯は、ガス臭い、ガスが出ない等の安全に関わる緊急のご用件のみを承っております。ご理解とご協力をお願いいたします。ガス臭いときは、ガス漏れ通報専用電話をご利用ください。24時間受付しております。</p> <p>※ガスの使用開始・中止、ガス機器修理の当日訪問をご希望のお客さまは、月～土曜日は17時、日曜日・祝日は15時までの受付分となります。</p> <p>※訪問日時などのご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。</p>		
ガス漏れ通報専用電話	0570-002299（ナビダイヤル） 03-6735-8899 （IP電話・海外からのご利用など）	
<p>※ ガス漏れ通報専用電話は、ガス臭いなど緊急のご用件のみをうけたまわっております。ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。</p>		
一般社団法人 日本ガス協会	03-3502-0111 （代表）	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門1-15-12 日本ガス協会ビル9階
<p>日本ガス協会は、都市ガス事業の健全な発達を図るとともに、天然ガスの普及拡大、エネルギーの安定供給と保安の確保、環境問題への対応を通じて社会的貢献を果たすことを目的とする、都市ガス事業者の団体です。</p> <p>営業時間 平日 9:00～17:00（年末年始、5/1を除く）</p>		

上水道・下水道、電話、電気、ガスの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 全国LPガス協会	03-3593-3500 (代表)	〒105-0004 東京都港区 新橋1-18-6 共栄火災ビル7階
一般社団法人 群馬県LPガス協会	027-255-6121 (代表)	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 6階
お客様相談室	0120-480-481 (フリーダイヤル)	
<p>消費者の皆様によりいっそう安全快適にお使いいただくために、LPガス（プロパンガス）相談所を開設しております。 どんなことでも結構です。お気軽に電話等でお訪ね下さい。 受付時間 平日 8:30～17:00 （祝日、年末年始は除く）</p>		

生活環境の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
総務省 公害等調整委員会	03-3581-9959 (公害相談ダイヤル)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 10階
<p>(相談概要)</p> <p>公害についての苦情や紛争を、迅速・適正に解決を図るための仕組みとして、公害苦情相談や公害紛争処理の制度があります。制度の対象となる「公害」は、大規模な大気汚染や土壌汚染などに限らず、身近な暮らしの中での騒音・振動や悪臭なども対象になり得ます。</p> <p>受付時間 平日 10:00～18:00 (祝日及び12月29日～1月3日は除く。)</p>		
環境省	03-3581-3351 (代表)	〒100-8975 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 本館
環境省 関東地方環境 事務所	048-600-0516 (代表)	〒330-6018 さいたま市中央区 新都心11-2 明治安田生命さいたま 新都心ビル18階
公害紛争処理制度の相談窓口		
総務省 公害等調整委員会	03-3581-9959 (公害相談ダイヤル)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 10階
<p>【公害公害紛争処理制度の対象】</p> <p>〔調停、あっせん及び仲裁〕 重大事件: 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある次の事件 (1) 生命、身体に重要な被害が生じる事件 (2) 被害の総額が5億円以上の事件</p> <p>広域処理事件: 航空機や新幹線に係る騒音事件</p> <p>県際事件: 複数の都道府県にまたがる事件</p> <p>〔裁定〕 すべての事件</p>		

生活環境の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県環境森林部 環境政策課	027-226-2815	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎16階 北側
<p>【公害公害紛争処理制度の対象】 〔調停、あっせん及び仲裁〕すべての事件 公害紛争処理制度の対象となる紛争は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる民事上の紛争とされています。 具体的には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による被害に係るものであり、環境をめぐる紛争の大部分がこれに当たります。 また、この場合の被害は、既に発生しているもののほか将来発生するおそれのあるものも含まれます。 調停は、公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。解決の基本は、あくまでも両当事者の話し合いにあります。原則、県で受け付けています。ただし、重大事件、広域処理事件に当たる場合は、公害等調整委員会で受け付けています。</p>		
廃棄物・リサイクル		
環境省 関東地方環境 事務所 廃棄物・リサイクル 課	048-600-0516 (代表)	〒330-6018 さいたま市中央区 新都心11-2 明治安田生命さいたま 新都心ビル18階
群馬県環境森林部 廃棄物・リサイクル課		〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎16階 南側
一般廃棄物係	027-226-2853	
一般廃棄物に関する相談窓口		
リサイクル係	027-226-2824	
自動車リサイクル、容器包装リサイクル、家電リサイクル、パソコンのリサイクルに関する相談窓口		
<p>(注) 一般廃棄物の処理窓口及びリサイクルに関する相談窓口については、市町村の廃棄物・リサイクル担当課です。所在地・電話番号は、365ページ～366ページを確認の上、ご照会ください。</p>		

生活環境の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
産業廃棄物係	027-226-2861	
産業廃棄物に関する相談窓口 (概要) 産業廃棄物に関する許可申請の窓口は、各環境(森林)事務所です(356ページ~357ページ参照)。なお、前橋市内又は高崎市内においては、それぞれ前橋市長又は高崎市長が、産業廃棄物等に関する事務を行っています。 前橋市環境部廃棄物対策課 027-898-5953 (課直通) 高崎市環境部産業廃棄物対策課 027-321-1325 (直通)		
不法投棄対策第一係・第二係	027-226-2865	
廃棄物の不法投棄に関する相談窓口		
群馬県警察本部	027-243-0110 (代表)	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎
環境事犯相談 専用電話	027-243-3824	群馬県警察本部庁舎内
(概要) 廃棄物の不法投棄等の環境犯罪を見かけたら 受付時間 平日 8:30~17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く)		
土壌汚染対策		
群馬県環境森林 部環境保全課	027-226-2836	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎16階 南側
(概要) 前橋市、高崎市、伊勢崎市及び太田市を除く市町村の総括窓口 前橋市環境部環境政策課 027-898-6294 (直通) 高崎市環境部環境政策課 027-321-1251 (直通) 伊勢崎市環境部環境保全課 0270-27-2733 (直通) 太田市産業環境部環境政策課 0276-47-1893 (直通)		
畜産公害相談		
群馬県 中部農業事務所 家畜保健衛生課	027-261-0314	〒379-2165 前橋市上長磯町315
(所管区域) 前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡(玉村町)、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		

生活環境の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 西部農業事務所 家畜保健衛生課	027-362-2261	〒370-0074 高崎市下小鳥町233
(所管区域) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）		
群馬県 吾妻農業事務所 家畜保健衛生課	0279-75-2240	〒377-0425 吾妻郡中之条町大字 西中之条50
(所管区域) 吾妻郡（東吾妻町、草津町、高山村、嬭恋村、中之条町、長野原町）		
群馬県 利根沼田農業事務所 家畜保健衛生課	0278-24-3888	〒378-0031 沼田市薄根町4412 群馬県利根沼田振興局 庁舎3階
(所管区域) 沼田市、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）		
群馬県 東部農業事務所 家畜保健衛生課	0276-45-2041	〒373-0855 太田市八重笠町361-3
(所管区域) 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）		
ヒアリ相談ダイヤル		
環境省自然環境 局野生生物課外 来生物対策室	0570-046-110	〒100-8975 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館
(相談概要) 主な相談対応 ヒアリと疑わしいアリを発見した場合の相談 ヒアリの特徴や発生地点等の一般的な問合せ ヒアリの健康被害の問合せ 等 受付時間 平日9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)		

生活環境の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
飼い犬・猫の苦情や被害の相談		
群馬県動物愛護 センター	0270-75-1718	〒370-1103 佐波郡玉村町樋越 305-7
<p>(概要)</p> <p>犬及び猫に関する苦情相談の窓口は、動物愛護センター本所及び支所です(355ページ参照)。なお、前橋市内又は高崎市内においては、各市が犬及び猫に関する苦情相談に対応しています。</p> <p>業務時間 平日8:30~17:15 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>前橋市保健所(衛生検査課生活衛生係) 027-220-5777 (直通) 高崎市動物愛護センター 027-330-2323 (直通)</p>		

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
厚生労働省	03-5253-1111 (代表)	〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館
労働条件相談 ほっとライン	0120-811-610	
<p>(概要)</p> <p>労働時間の管理・割増賃金の支払い・職場の安全衛生など労働基準関係法令に関するご相談に応じ、法令や判例その他の情報を提供するなどにより、悩みや不安・疑問を減らす、無くすのをお手伝いします。セクハラ・パワハラ・マタハラなど職場のいじめや嫌がらせについてのご相談には、関係情報の一部のご紹介に止め、専門の相談窓口をご案内するのが基本としています。</p> <p>月～金（祝日を含む） 17：00～22：00 土曜日・日曜日 9：00～21：00 ※年未年始（12月29日～1月3日）はお休みです。 （注）厚生労働省委託事業（公益社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託）</p>		
ハローワーク求 人ホットライン	03-6858-8609	
<p>(概要)</p> <p>公共職業安定所（ハローワーク）で公開・紹介している求人の内容が実際と違っていた場合には、「ハローワーク求人ホットライン」にお申し出ください。事実を確認の上、会社に対して是正指導を行います。ひとりで悩まず、ご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 面接に行ったら、求人票より低い賃金を提示された ◆ 求人票と違う仕事の内容だった ◆ 正社員と聞いて応募したのに、非正規雇用の形態だった ◆ 採用の直前に、求人票にはなかった勤務地を提示された ◆ 始業の30分前に出社させられている ◆ 「あり」となっていた雇用保険、社会保険に加入してい <p>毎日8：30～17：15（年未年始（12月29日～1月3日）を除く）</p>		

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
労災保険相談ダイヤル	0570-006031	/
<p>(概要) 労災保険に関するご相談に応じます！ 働く方も、事業主の方も、お気軽にお電話ください。 例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工作中にケガをしました。労災保険の請求方法を教えてください。 ● 労災で仕事を休んだとき、賃金は補償されますか？ ● パート・アルバイトでも労災の対象になりますか？ ● 通勤途中で交通事故に遭った場合はどんな手続きが必要ですか？ ● 「うつ病」や「過労死」が労災になるのはどんな場合ですか？ ● 石綿（アスベスト）による病気が労災になるのはどんな場合ですか？ ● 労災年金の支給額が変更されたのはなぜですか？ ● 労災年金の定期報告書の書き方を教えてください。 <p>受付時間 9:00～17:00（年末年始を除く） ※ 労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。 ※ ご利用の際は、通話料がかかります。 PHS等一部の電話からはご利用になれません。</p>		
群馬労働局	027-896-4732 (総務課)	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8・9階
「総合労働相談コーナー」	相談時間〔祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休み〕 平日 9時30分～17時 （桐生・沼田コーナー以外） 桐生コーナー平日 9時00分～16時30分 沼田コーナー平日 9時15分～16時45分	
「群馬労働局総合労働相談コーナー」	027-896-4677	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 雇用環境・均等室内
「高崎総合労働相談コーナー」	027-322-4661	〒370-0045 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎南棟 3階 高崎労働基準監督署内

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
「前橋総合労働 相談コーナー」	027-896-3062	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階 前橋労働基準監督署内
「伊勢崎総合労働 相談コーナー」	0270-25-3363	〒372-0024 伊勢崎市下植木町 517 前橋労働基準監督署 伊勢崎分庁舎内
「桐生総合労働 相談コーナー」	0277-44-3523	〒376-0045 桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎1階 桐生労働基準監督署内
「太田総合労働 相談コーナー」	0276-45-9920	〒373-0817 太田市飯塚町104-1 太田労働基準監督署内
「沼田総合労働 相談コーナー」	0278-23-0323	〒378-0031 沼田市薄根町 4468-4 沼田労働基準監督署内
「藤岡総合労働 相談コーナー」	0274-22-1418	〒375-0014 藤岡市下栗須 124-10 藤岡労働基準監督署内
「中之条総合労働 相談コーナー」	0279-75-3034	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字 中之条町664-1 中之条労働基準監督署 内
ハラスメント特 別対応特別相談 窓口	027-896-4739	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階雇 用環境・均等室内
<p>(相談概要)</p> <p>職場でのハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。</p> <p>相談時間 平日 8時30分～17時15分（祝祭日、年末年始を除く） 開設期間 平成30年7月2日～12月28日（例年、実施）</p>		

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
セクシャルハラスメント等による労災請求に関する相談窓口	027-896-4738 (予約電話)	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階労働基準部労災補償課
<p>(相談概要)</p> <p>職場のセクシュアルハラスメント等の相談については、他人に知られたくないと考え精神障害を発病したご本人であっても、労災請求やその相談を控えることもあると思われます。</p> <p>そこで、ご本人の心情に十分配慮した上で労災請求の相談ができるよう、群馬労働局に精神障害専門調査員(精神保健福祉士：女性)による相談窓口を設置しておりますのでご利用ください。</p> <p>ご相談は個室で対応しプライバシーは保護されますので、ご安心ください。なお、ご相談は予約制となりますので、必ず事前にお問い合わせください。</p> <p>また、労災保険の請求書の提出先は、所属する事業場を管轄する労働基準監督署となります(管轄区域は、297ページ～〇ページ参照)。</p> <p>相談時間 毎月第1、2、3、4水曜日の13時～16時 (祝祭日、年末年始を除く)</p> <p>※相談日・時間は変わる場合もあります。</p>		
	027-327-8609	〒370-0842 高崎市北双葉町5-17 高崎職業安定所庁舎 2階
<p>(相談概要)</p> <p>ぐんま新卒応援ハローワークは学生の就活を応援します! (卒業後3年以内の既卒者の就職も応援します。)</p> <p>月～金 8時30分～17時15分(祝祭日、年末年始を除く)</p>		
群馬わかものハローワーク	027-256-9321 (代表)	〒371-0854 前橋市大渡町2-3-15 ジョブセンター まえばし内
<p>相談時間 9:00～17:00(土、日、祝日、年末年始を除く)</p>		

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ぐんま若者サ ポートステー ション	027-233-2330	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階
<p>(相談概要)</p> <p>支援対象 15歳～39歳（在学中ではなくお仕事をされていない方）</p> <p>相談時間 10：00～18:00 （第1・第3・第5土、日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>※職業あっせんは行っていません。〔厚生労働省委託事業〕</p>		
ぐんま若者サ ポートステー ション 東毛常設サテテ ライト	0276-57-8222	〒371-0022 太田市下浜田町 1088-2 学校教育センター2階
<p>(相談概要)</p> <p>支援対象 15歳～39歳（在学中ではなくお仕事をされていない方）</p> <p>相談時間 10：00～18:00（土曜日 10：00～17:00） （水、木、金及び第2・第4土のみ開設）</p> <p>※職業あっせんは行っていません。〔厚生労働省委託事業〕</p>		

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>群馬県 ぐんま県民労働相談センター</p>	<p>0120-54-6010 (共通フリーダイヤル)</p>	
<p>(相談概要) 県民労働相談センターでは、労働条件、解雇、賃金不払いなど、労働問題に対する労働者及び使用者からの相談に応じています。 センターには専門の相談員がおり、問題解決のためのアドバイスを行います。 相談時間 9:00～17:15 (祝祭日を除く) (注) 3県民労働相談センター別の場所・所管区域は、次のとおりです。</p> <p>群馬県庁産業労働部労働政策課 (前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎13階南側 :027-226-3402 (直通)) [所管区域: 前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)、佐波郡(玉村町)]</p> <p>高崎行政県税事務所 (高崎市台町4-3 群馬県高崎合同庁舎1階 :027-322-4681 (直通)) [所管区域: 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)]</p> <p>太田行政県税事務所 (太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎1階 :0276-32-2215 (直通)) [所管区域: 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)]</p>		

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県産業経済 部労働政策課 「働く人のメン タルヘルス相 談」	027-226-3402 (直通・予約電話)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎13階 南側
<p>(相談概要)</p> <p>職場での人間関係に少し疲れ気味の人、職場に行くのが最近つらくなってきたと感じている人、メンタルヘルスに詳しい産業カウンセラーが面接して、働くあなたのご相談に応じます。</p> <p>ひとりで悩まず、お気軽にお電話・ご相談ください。</p> <p>相談日 毎月第2・第4火曜日の13:00~16:00(祝日を除く) (相談時間はひとり約50分)</p> <p>電話で事前に予約してください(平日 9:00~12:00、13:00~17:15 (年末年始、祝日を除く。))。</p> <p>当日でも事前予約が入っていない場合は相談を受け付けています。その際、お名前、連絡先電話番号、おおまかな相談内容をお知らせ下さい。</p>		
群馬県労働委員 会事務局	027-226-2783 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎26階 南側
<p>(相談概要)</p> <p>労使間の諸問題については、労働者と使用者が対等の立場で自由に話し合い、自主的に解決していくことが基本ですが、現実には話合いがうまくいかなかったり、こじれてしまったりして、自主解決が困難になってしまう場合があります。</p> <p>労働委員会は、労働者と使用者との間の争いを解決するための専門的な行政機関で、公正な立場で労使紛争の解決を図り、将来にしこりを残さないよう労使関係の安定に努めます。利用は無料です。</p>		

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県若者就職 支援センター 【ジョブカフェ ぐんま】 高崎センター	027-330-4510	〒370-0052 高崎市旭町34-5 高崎駅西口旭町ビル 3階
<p>(相談概要) 若者の就職を支援するため「群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）」を設置しています。就職のお悩みに関するカウンセリングから職業紹介、就職後のフォローアップまで一貫して支援しています。 相談時間 9:00~18:00（日、祝日、年末年始を除く）</p>		
群馬県若者就職 支援センター 【ジョブカフェ ぐんま】 東毛サテライト	0277-20-8228	〒376-0031 桐生市本町6-372-2 本町六丁目団地1階
<p>(相談概要) 相談時間 9:00~18:00（水、日、祝日、年末年始を除く）</p>		
群馬県若者就職 支援センター 【ジョブカフェ ぐんま】 北毛サテライト	0278-20-1155	〒378-0031 沼田市薄根町4412 利根沼田振興局庁舎 4階
<p>(相談概要) 相談時間 8:30~17:15（火、木、土日、祝日、年末年始を除く）</p>		

仕事の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ジョブカフェぐんま・マザーズ	027-330-4510 (完全予約制)	〒370-0052 高崎市旭町34-5 高崎駅西口旭町ビル 3階 ジョブカフェぐんま内
<p>(相談概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て中の女性を中心とした方の仕事探しをサポートするためにジョブカフェぐんま高崎センター内にオープンしました。求人情報だけでなく、保育情報等も提供しています。対象年齢はありませんので、お気軽にお越しください。子育てしながら働きたい男性も対象です。 <p>※カウンセリングは予約制です。お電話でのご予約も受けつけております。</p> <p>相談時間 10:00～19:00 (日、祝日、年末年始を除く)</p>		
群馬県シニア就業支援センター	027-381-8872 (完全予約制)	〒370-0052 高崎市旭町34-5 高崎駅西口旭町ビル 3階 ジョブカフェぐんま内
<p>(相談概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターの紹介 就農、起業、地域活動などに関する相談、情報提供、専門窓口へ紹介、誘導 <p>相談時間 9:00～18:00 (日、祝日、年末年始を除く)</p>		
独立行政法人労働者健康安全機構群馬産業保健総合支援センター	027-233-0026	〒371-0022 前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンター2階
<p>(相談概要)</p> <p>産業保健に関する様々の問題について、専門スタッフが相談に応じ、問題解決について助言します。また、職場巡視等の実践的活動については、専門スタッフが現地に赴いて相談に応じ、具体的方法を助言します。</p> <p>相談日及び受付時間は、月ごとに異なりますのでご照会ください。</p>		

農業の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
新規就農相談		
農林水産省 経営局就農・女性課 就農促進グループ	03-3501-1962	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館
受付時間 平日 10:00~12:00、13:00~18:00 (祝祭日を除く)		
関東農政局 経営・事業支援部 経営支援課	048-740-0394 (直通) または 048-600-0600 (内線3834)	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁 舎2号館
受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (祝祭日を除く)		
群馬県農政部 農業構造政策課	027-226-3064	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎19階 南側
就農相談窓口では、農業に興味がある方から本気で農業を目指す方まで様々な相談を受けています。ぜひ、ご相談ください。最寄りの農業事務所普及指導課・地区農業指導センターでも相談を受けています。 (注) 農業事務所普及指導課・地区農業指導センターの所管区域は、 ○ページ~○ページ参照		
一般社団法人 全国農業会議所 全国新規就農相談 センター	03-6910-1133	〒102-0084 東京都千代田区 二番町9-8 中央労働基準協会ビル 2階 全国農業会議所
(概要) 「農業を始めるには何をすればいいのか?」「どのようにしたら農地を取得できるのか?」「活用できる補助金・支援制度はないか?」などの相談を受け、また各都道府県にある相談センターとのネットワークを活かした地域ごとの情報を提供しています。 受付時間 平日 10:00~17:00 (相談開始は基本、10:00・13:00・15:00の3枠) ※事前の電話予約要。専門の相談員が対応。		

農業の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬県農業会議	027-280-6171 (代表)	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 5階南側
公益財団法人 群馬県農業公社	027-251-1220	〒371-0852 前橋市総社町総社 2326-2 (群馬県蚕糸技術セン ター内)
<p>県青年農業者等育成センターとして、就農を希望する青年等に対して就農啓発や就農相談等の支援活動を行うとともに、無料職業紹介活動にも取り組みます。</p>		
移住・交流情報 ガーデン ワンストップ移住支 援窓口	03-3548-8192 (案内のみ)	〒104-0031 東京都中央区 京橋1-1-6 越前屋ビル1階
<p>(概要) 地方への移住・交流についての一般的な相談、お問い合わせに相談員が対応します。 また、しごと情報や就農支援情報などは専門の相談員が対応します。 お気軽にご利用ください。 受付時間 平日11:00~21:00 土日祝11:00~18:00 [休館日] 月曜</p>		
農地転用・農地あっせん		
群馬県 農政部農業構造政策 課	027-226-3021	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎19階 南側
<p>群馬県知事の権限に属する4ヘクタール以下の農地転用許可に係る事務・権限について、12市1町（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、甘楽町）に移譲しています。そのため、権限移譲を受けている市町の農地（4ヘクタール以下で市町の区域外にわたらないもの）を転用する場合には、農業委員会の許可になります。</p> <p>4ヘクタール超の農地について、知事が転用許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています</p> <p>具体的な相談は、各市町村の農業委員会にお願いします。</p> <p>(注) 市町村役場は、364 ページ~365ページ参照</p>		

農業の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 群馬県農業公社	027-251-1220	〒371-0852 前橋市総社町総社 2326-2 (群馬県蚕糸技術セン ター内)
農業技術・経営相談		
群馬県 農政部技術支援課 普及指導室経営技 術係	027-226-3068	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎19階 南側
最寄りの農業事務所普及指導課・地区農業指導センターでも相談を受けています。 (注) 農業事務所普及指導課・地区農業指導センターの所管区域は、356ページ～360ページ参照		
農業者のための労働災害補償保険特別加入制度		
労災保険相談ダイ ヤル	0570-006031	/
申請書の記載方法、支給要件、給付内容等、一般的な制度についてのお問い合わせ		
群馬労働局 労働基準部	027-896-4738 (労災補償課)	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
<p>労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。①特定農作業従事者、②指定農業機械作業従事者、③中小事業主特定農作業従事者または、指定農業機械作業従事者の方は、JA等の特別加入団体を通じて加入申請してください。また、中小事業主の方は、労働保険事務組合を通じて加入申請をお願いします。</p> <p>(注) 特定作業従事者が特別加入をする場合、特別加入をしようとする者が構成員となる団体に加盟することが必要になります。農業であれば通常、各農協が事務組合又は特別加入団体となっているところが多いと思いますので、加入の際は群馬労働局、各労働基準監督署、農協にお問い合わせみて下さい。</p>		

農業の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>個人では労災保険に加入できないので、農協が事務組合又は特別加入団体となっていない場合は、できるだけ15人以上の加入者をまとめて、団体を作る必要があります。農協が地区を一円とする労災保険加入団体を設置するか、農協の部会を特別加入団体として承認を求めるかを選択することとなります。</p>		

中小企業経営の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
金融庁 金融円滑化ホット ライン	0570-067755 (ナビダイヤル) 03-5251-7755 (IP電話受付)	〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
<p>(概要)</p> <p>銀行、信用金庫、信用組合の融資に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として設置。本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただきます。</p> <p>受付時間 平日 10:00~17:00</p> <p>※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。</p>		
関東財務局 中小企業等金融円 滑化相談窓口	048-615-1779	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
<p>(概要)</p> <p>中小企業・住宅ローンなどの借り手の皆様からのご質問・ご相談等に対応いたします。ご相談内容に応じ、論点の整理などの助言等(注1)や専門の機関(注2)の紹介を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと ・経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容 <p>(注1) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。</p> <p>(注2) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会・商工会議所、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構等。</p> <p>受付時間 平日 10:00~17:00</p> <p>※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※※文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。</p>		
中小企業庁 広報相談室	03-3501-4667	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館
<p>(相談概要)</p> <p>中小企業者からの経営上の諸問題に関する相談や中小企業施策の活用に関する相談</p> <p>受付時間 平日 9:00~17:30</p>		
関東経済産業局 中小企業相談室	048-600-0334	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階
<p>(相談概要)</p> <p>経済産業省の中小企業施策の御案内、契約等に関する一般的な御相談(相談者と契約相手方との個別トラブルについてお話を伺い、他機関の紹介等のアドバイスを行ってまいります。ただし、あっせん・仲裁、調停を行うことはできませんので、予め御了承下さい。)</p> <p>受付時間 平日9:00~17:00、13:00~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)</p>		

中小企業経営の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
独立行政法人 中小企業基盤整備機構		
経営相談ホットライン（電話経営相談）	0570-009111 （全国统一番号） もしくは 03-5470-1637 （関東本部）	※全国统一番号は、最寄りの機構事務所につながります
関東本部 経営アドバイス	03-5470-1620 （事前予約制）	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル 3階
<p>（相談概要） 中小企業の経営に関する様々な課題やお悩みに、各分野の専門家が無料で何度でも対面・電話・メールとご希望の方法でお応えします。</p>		
群馬県よろず支援拠点	027-265-5016	〒379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階
<p>（相談概要） 売上げを伸ばしたいというものから商品開発、後継者がいないという悩みまで多岐にわたります。 「よろず支援拠点」は中小企業、小規模事業者の皆様からの、経営上のあらゆるご相談にお応えするために、国が全国に設置した無料の経営相談所です。 受付時間 平日8:30～17:15 （土日祝日及び年末年始を除く） 定例相談所 群馬県よろず支援拠点 月～金曜日 8:30～17:15 東毛サテライト（〒373-0019 太田市吉沢町1058番地 東毛産業技術センター1階） 木・金曜日 9:00～17:00 よろず高崎サロン（〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル3階） 第3土曜日 10:00～17:00 出張相談会 ※商工会議所及び信用金庫店舗を会場として、実施しています。</p>		
群馬県立産業技術センター技術相談	027-290-3030	〒379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階
<p>（相談概要） 中小企業の皆様の技術改善や生産性向上のため技術開発支援、研究開発、電子・計測、機械、材料・食品技術など幅広く産業技術に関する相談を無料で行っています。</p>		
公益財団法人 群馬県産業支援機構	027-265-5013	〒379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階
<p>（相談概要） 経営や金融、経営改善、技術、特許、またISO取得、海外展開、事業継承など幅広い相談に対して、マネージャーがアドバイスをを行います。</p>		

中小企業経営の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
独立行政法人 工業所有権情報・研修館		
産業財産権相談窓 口	03-3581-1101 (内線2121~2123)	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎2階
<p>(相談概要) 主に産業財産権の制度や出願手続きに関するご相談をお受けします。 受付時間 平日8:30~18:15 (土日祝日及び年末年始を除く)</p>		
知財総合支援窓口	0570-082100 (全国統一番号)	※全国統一番号は、最寄りの機構事務所に繋がります
<p>(相談概要) 特許や商標など知的財産に関する様々な悩み・課題について、アイデア段階から出願支援、海外展開まで、幅広く相談を受け付ける。</p>		
群馬県知財総合支 援窓口	027-290-3070	〒379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階
<p>(相談概要) ○前橋本所 平日8:30~12:00、13:00~17:15 ○太田支所 (〒373-0019 太田市吉沢町1058番地 東毛産業技術センター1階) 火曜、木曜、金曜 9:00~12:00、13:00~17:00 〔業務委託者：一般社団法人群馬県発明協会〕</p>		
下請かけこみ寺	0120-418-618	※全国統一番号は、最寄りの機構事務所に繋がります。 〔中小企業庁委託事業〕
公益財団法人 全国中小企業取引 振興協会	03-5541-6688 (代表)	〒104-0033 東京都中央区新川2-1-9 石川ビル2階・3階
公益財団法人 群馬県産業支援機 構	027-265-5013 (代表)	〒379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階
<p>(相談概要) 中小企業の取引上の悩みの相談に企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が無料で相談に応じています。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。紛争の相手先への連絡も当然いたしません。 ※取引あつせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は、お受けできません。 受付時間 平日 9:00~12:00/13:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等																													
不動産登記等の相談																															
前橋地方法務局	登記相談サービス予約制のご案内																														
<p>(概要)</p> <p>前橋地方法務局では、お客様の待ち時間の解消を図り、より効率的な行政サービスを提供するため、群馬県内全ての登記所において登記相談の予約サービスを実施しています。</p> <p>ご相談を希望する登記所の窓口またはお電話にて、ご希望の日時をお知らせください。</p> <p>○相談時間は20分以内とさせていただきます。</p> <p>○窓口備付けの「登記相談票」に必要事項をご記入して、担当者の案内があるまでお待ちください。</p> <p>○相談では、登記申請書の書き方や必要とする書類についての説明をさせていただきます。登記申請書の審査は行いません。</p> <p>○相談の際は、現在の登記事項が確認できる書類をご持参願います。例：登記事項証明書又は登記事項要約書等</p> <p>○登記申請書は、ご自身で作成することになります。</p> <p>〔予約及びお問合せ先〕</p> <p>☆不動産登記の相談☆</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">前橋地方法務局</td> <td style="width: 40%;">027-221-4428</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>高崎支局</td> <td>027-322-6315</td> <td>(音声ガイダンス1番)</td> </tr> <tr> <td>桐生支局</td> <td>0277-44-3526</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊勢崎支局</td> <td>0270-25-0758</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太田支局</td> <td>0276-32-6100</td> <td>(音声ガイダンス2番)</td> </tr> <tr> <td>沼田支局</td> <td>0278-22-2518</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富岡支局</td> <td>0274-62-0404</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中之条支局</td> <td>0279-75-3037</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渋川出張所</td> <td>0279-22-0242</td> <td></td> </tr> </table> <p>☆会社・法人登記の相談☆</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">前橋地方法務局</td> <td style="width: 70%;">027-221-8106</td> </tr> </table> <p>(注) 不動産登記の相談にあたっては、283ページから285ページの地方法務局の所在地及び管轄区域をご確認の上、予約等をお願いします。</p>			前橋地方法務局	027-221-4428		高崎支局	027-322-6315	(音声ガイダンス1番)	桐生支局	0277-44-3526		伊勢崎支局	0270-25-0758		太田支局	0276-32-6100	(音声ガイダンス2番)	沼田支局	0278-22-2518		富岡支局	0274-62-0404		中之条支局	0279-75-3037		渋川出張所	0279-22-0242		前橋地方法務局	027-221-8106
前橋地方法務局	027-221-4428																														
高崎支局	027-322-6315	(音声ガイダンス1番)																													
桐生支局	0277-44-3526																														
伊勢崎支局	0270-25-0758																														
太田支局	0276-32-6100	(音声ガイダンス2番)																													
沼田支局	0278-22-2518																														
富岡支局	0274-62-0404																														
中之条支局	0279-75-3037																														
渋川出張所	0279-22-0242																														
前橋地方法務局	027-221-8106																														

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬土地家屋調査士会 境界問題相談センターぐんま	027-289-9866	〒379-2141 前橋市鶴光路町19-2
<p>(概要) 境界紛争が発生してしまったとき、境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力し、これまで培ったノウハウをいかして話し合いによる穏やかな解決を目指します。</p>		
<h3>建設工事の請負契約の相談</h3>		
国土交通省 建設業フォローアップ相談ダイヤル	0570-004976 (ナビダイヤル)	
<p>(相談概要) 元請・下請事業者問わず、現場で働く仲間の皆さんの建設関係の様ざまな相談を受け付けています。 特に、公共工事設計労務単価引上げや、「品確法改正」に関する質問、請負契約で法令違反と思われる事例など、現場の生の声や情報を寄せましょう。 相談時間 平日 10:00~12:00、13:30~17:00 (祝日、12/29~1/3を除く)</p>		
群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室	027-226-3520	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎21階 南側
<p>(相談概要) 建設工事の請負契約の当事者（発注者、元請業者、下請業者等）間のトラブル 建設工事の請負契約に係わるトラブルが起こったときに解決方法を知りたいといった場合には、相談員が相談に応じ、必要があれば建設工事紛争審査会や適切な相談窓口を御案内しています。 相談時間 平日 10:00~11:30、13:00~16:30 (水曜日午後は、13:00~15:30) (祝日、12/29~1/3を除く)</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 建設業適正取引 推進機構 建設業取引適正 化センター東京	03-3239-5095	〒102-0076 東京都千代田区 五番町12-3 五番町YSビル3階
<p>(相談概要)</p> <p>元請・下請間の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。</p> <p>受付時間 9：30～17：00 (土日、祝日、12/29～1/3を除く)</p> <p>※相談を受けた場合には、アドバイス、紹介紛争の解決や、以後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。</p> <p>建設業法の説明や関係法令を所管している行政機関(厚生労働省・中小企業庁等)をご紹介します。</p> <p>あっせん、調停、仲裁等の紛争解決手続きは行うことはできませんが、あっせん、調停、仲裁等を希望する方には建設工事紛争審査会等の紛争処理機関をご紹介します。</p> <p>また、申請する際の手続き書類作成等のアドバイスを行います。</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
住まいの相談		
群馬県 住宅供給公社 すまいの相談セ ンター	027-210-6634	〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル1階
<p>(相談概要)</p> <p>新築・リフォーム等のアドバイス、契約のトラブル、資金や税金など、住まいに関するさまざまなご相談をお受けしています。</p> <p>○一般相談（電話相談・窓口相談） 住まいの相談センタースタッフによる電話や窓口での住まいに関する日常相談を行っています。窓口相談をご希望の方は、電話での事前予約をお願いいたします。</p> <p>受付時間 8:30~17:15（祝日（ただし土・日曜日にあたる場合は、営業いたします。）、年末年始を除く）。</p> <p>○無料住宅専門相談会 ※住宅に関する各種ご相談（法律・不動産・建築）に専門家がお答えします。相談を希望される方はホームページの日程表をご覧ください。</p> <p>なお、ご相談は、予約制になっておりますので、ぐんま住まいの相談センターへ電話でご連絡ください。</p> <p>（相談時間は13:00~15:00）</p> <p>法律相談（群馬弁護士会）・・・・・・・・・・概ね毎月第1・2・3金曜日</p> <p>不動産相談（群馬県宅地建物取引業協会）・・・・概ね年5回・第2土曜日 売買、賃貸など不動産取引についての相談</p> <p>建築相談（群馬県建築士事務所協会）・・・・概ね毎月・第4土曜日 住宅建築の間取り等の相談</p>		
公益社団法人 日本建築家協会関 東甲信越支部 建築相談室	03-3408-8291 （支部代表） 03-3408-8294 （FAX）	〒150-0001 東京都渋谷区 神宮前2-3-18 JIA館4階

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(概要)</p> <p>日本建築家協会（The Japan Institute of Architects）は、建築の設計監理を行う建築家の団体として、1987年に結成されました。相談は無料で、全て予約制です。電話相談は行っておりません。相談時間は1回50分です。相談を申し込まれる方は、下記の注記事項をご了承の上お申し込み下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般の消費者を対象にしております。一般の方であっても営利を目的（貸家など）にしている住宅のオーナーや建築の業務に携わる方からの相談は受付できません。 2. 相談は無料で予約制です。 相談時間は1回50分で、口頭による対面相談です。2回まで相談を受ける事ができますが、弁護士が同席の相談は1回に限らせて頂きます。 3. 相談内容は建築基準法などの法規制、設計や施工に関する相談、技術的問題、工事費の問題などについてです。 4. 相談の上、さらに現地調査を希望される場合は有料となります。担当の建築家と契約をしてください。また、現地調査実施後の無料相談はお受けできませんので予めご了承ください。 5. 相談に必要なと思われる契約書や図面、見積書、写真、打ち合わせ記録、その他資料を御持参下さい。 6. 業務上の専門家（弁護士、設計・監理者等）及び専門業者（施工業者、不動産業者等）の同席は、ご遠慮願います。 <p>開催場所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JIA館（東京都渋谷区神宮前2-3-18） 毎週火曜日・金曜日13:00～16:00 ○ LIXILショールーム東京（東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー7階受付） 土曜日（不定期） 13:00～16:00 ○ AGC Studio（東京都中央区京橋2-5-18 京橋創生館） 土曜日（不定期） 13:00～16:00 		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬県建築士事務所協会	027-255-1333 (代表)	〒371-0846 前橋市元総社町 2-23-7
<p>(概要)</p> <p>場所及び時間</p> <p>第2土曜日 13:00~15:00 太田商工会議所 1階ロビー (住所：太田市浜町3-6)</p> <p>第4土曜日 13:00~15:00 ぐんま住まいの相談センター (住所：前橋市紅雲町1-17-12)</p> <p>※太田商工会議所の相談会のお問い合わせは、群馬県建築士事務所協会 太田支部 小林 (TEL0276-45-1008) (株)北村建築設計事務所内)まで</p>		
公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	0570-016-100 (ナビダイヤル) 03-3556-5147 (PHSほか)	〒102-0073 東京都千代田区 九段北4-1-7 九段センタービル3階
<p>(住まいるダイヤラー相談概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新築した住宅で雨漏りがしてきたのに、直してくれない 2. 住宅の不具合について、事業者との話し合いがまとまらない 3. リフォームをしたいけれど、いくらくらいかかるのかわからない 4. リフォーム工事を始めた後に、追加の工事費用が必要だといわれた 5. 住宅を新築する契約を結ぶとき、どんなことに気をつければいいのだろう <p>など、住宅に関するあらゆる相談にお答えします。 経験豊富な建築士が、直接電話で相談をお受けします。 相談員は、各種の研修会や勉強会などを通じて住宅相談に関する最新情報を常にキャッチし、技術的な相談から法律的な相談まで適切に対応できるように努めています。 なお、常駐弁護士を配置し、必要に応じて法律的な助言をうけられる体制を整えています。</p> <p>受付時間 平日 10:00~17:00 (祝休日、年末年始を除く)</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 マンション管理 センター本部	管理組合運営、管理 規約等のご相談 03-3222-1517 建物・設備の維持管 理のご相談 03-3222-1519	〒101-0003 東京都千代田区 一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 7階
(相談概要) ・ 日常の管理組合運営や建物・設備の維持管理等に関して困ったこと、分からないこと等について電話、面談、メール等によりご相談をお受けし、マンション標準管理規約やマンション管理に関する法令等を参考にして、公平・中立的な立場でアドバイスさせていただきます。 ・ 当センターは、た「マンション管理適正化法」に基づき、「マンション管理適正化推進センター」の指定を受けている唯一の団体として、常に公平・中立的な立場でご相談をお受けしております。 ・ なお、個別のトラブル等を解決するために、当事者間の仲裁に立つことや、特定の弁護士あるいは企業等を紹介すること等はいたしません。 受付時間 平日 9:30~17:00 (祝休日、年末年始を除く)		
住まいの相談 (不動産取引)		
関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 不動産業第一、二係 (宅建) 不動産業第三、四係 (マンション管理) 住宅宿泊管理業係 (民泊管理) 賃貸住宅管理業係 (賃貸管理)	048-601-3151 (代表)	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心 合同庁舎2号館
宅地建物取引業免許 (大臣免許)、マンション管理業登録、住宅宿泊管理業登録、賃貸住宅管理業登録に関する各種申請等の相談窓口		
群馬県 県土整備部 住宅政策課 宅建業係	027-226-3525	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎22階 北側
宅地建物取引業免許 (知事免許) に関する相談窓口		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 不動産流通経営協 会	03-5733-2271	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門3-25-2 虎ノ門E Sビル5階
受付時間 平日 9:00~17:00 (祝祭日を除く)		
公益社団法人 全日本不動産協会 不動産相談セン ター	03-5338-0370	〒102-0094 東京都千代田区 紀尾井町3-30 全日会館3階
<p>(概要)</p> <p>全日不動産相談センターは、経験豊富な相談員が安心安全な不動産取引を目指して、電話による会員等からの不動産実務相談に応じます。</p> <p>受付時間</p> <p>月曜・木曜 10:00~12:00 13:00~16:00 火曜・水曜・金曜 13:00~16:00 (祝祭日・年末年始・お盆期間・GWを除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話による不動産実務相談です。FAX・メール・面談による質問は受け付けません。 2. 書類(契約書等)の作成及び全文点検は行いません。 3. 弁護士・税理士・建築士等のあっ旋は行いません。 4. 同一案件でのご相談は原則1回です。 5. 裁判所の訴訟、調停その他の手続きが係争中の事案はお受けできません。 6. 宅地建物取引業法64条の5第1項の規定により、保証協会が取り扱うことを相当とする苦情はお受けできません。 7. 企業内の事件(雇用関係等)、営業上の相談はお受けできません。 8. 長時間の相談には応じかねます。要点よく相談をお願いいたします。 <p>(注意事項)</p> <p>#相談・助言にあたり、はじめにご氏名・所属会社・連絡先をお伺いします。これは相談後に連絡を取る必要が生じた場合など回答の正確性を期すためです。</p> <p>##回答は担当者の私見を参考意見として述べるものです。回答に従うか否かは、相談者の責任においてお決めください。協会及び担当者は、その結果に責任を負いかねます。</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益社団法人 全日本不動産協会群馬県本部	027-255-6280 (代表)	〒371-0843 前橋市新前橋町 19-2 全日群馬会館
<p>(概要)</p> <p>不動産知識の普及、適正な取引の推進を目的とした不動産に関する無料相談会を開催しております。不動産に関する疑問やトラブルがございましたら、何でも結構ですのでお気軽にご相談ください。当協会の相談員がご相談に応じます。</p> <p>受付時間 毎月第2・4水曜日 13:30~15:00 (祝日、年末年始、夏季休業期間などを除く)</p>		
一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会	027-243-3388 (代表)	〒379-2154 前橋市天川大島町 1-4-37 群馬県不動産会館
<p>(概要)</p> <p>不動産知識の普及、適正な取引の推進を目的とした不動産に関する無料相談会を開催しております。不動産に関する疑問やトラブルがございましたら、何でも結構ですのでお気軽にご相談ください。当協会の相談員がご相談に応じます。</p> <p>受付時間 火曜日及び木曜日 10:00~12:00、13:00~17:00 (祝日、年末年始、お盆期間、ゴールデンウィークは休みとなります。また、協会行事等で休みになることもあります。)</p> <p>※関係書類持参の上、直接来訪ください(電話にて、予約をいただいた方優先となります。) 電話による相談も可能です。</p>		

土地・建物・住まいの相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 不動産流通推進 センター	03-5843-2081	〒100-0014 東京都千代田区 永田町1-11-30 サウスヒル永田町 8階
<p>(相談概要)</p> <p>不動産取引に関するご相談を電話にて無料で受け付けています（消費者、不動産業者等のご相談に応じます。）。</p> <p>受付時間 平日 9:30～16:00（祝休日、年末年始を除く）</p>		

道路の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土交通省	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
道路緊急ダイヤル	#9910	
<p>(概要) 道路利用者が幹線道路の異状等を発見した場合に、直接道路管理者に緊急通報できるようにするとともに、それを受けた道路管理者は迅速に道路の異状への対応を図ることによって、安全を確保します。道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状が対象〔24時間受付〕</p> <p>〔留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異状箇所特定のため、道路名、進行方向、キロポスト、周辺の施設等をご確認いただきますようお願い致します。 ・都道府県等が管理する道路については、夜間・土・日・祭日は早急に対応出来ない場合もあります。 ・事故情報は、警察（110番）へ連絡してください。 ・道路交通情報については、（公財）日本道路交通情報センターへお問い合わせください。 <p>全国共通ダイヤル：050-3369-6666 携帯電話短縮ダイヤル：#8011</p>		
関東地方整備局	048-601-3151 (代表)	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同 庁舎2号館
道の相談室	048-600-4970	
<p>(概要) 受付時間 平日 9:30～17:00 なお、ファックス（048-600-3737）による受付は、24時間受け付けています（対応は翌日又は休日明けの9時30分～17時00分になりますのでご了承ください。）。 ※国土交通省、地方自治体、高速道路会社等の道路管理者が密接に連携して対応するため、相談いただいた内容、情報は関係する機関に提供することがあります。</p> <p>※国道を管理する河川国道事務所等の管轄区域は、306ページ～307ページ参照</p>		

道路の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東日本高速道路株式会社 (略称： NEXCO東日本)	03-3506-0111 (代表)	〒100-8979 東京都千代田区 霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング 14階～16階 (総合受付15階)
お客さまセンター	0570-024-024 (ナビダイヤル) または 03-5338-7524	
<p>(概要) 24時間365日、お客さまの声をお聞きしています。 高速料金やETC割引、交通情報などお気軽にお問い合わせください。 お客さまからのお電話は、対応に正確を期すため、録音させていただいております。あらかじめご了承ください。</p>		
関東支社	048-631-0001	〒330-0854 さいたま市大宮区 桜木町1-11-20 大宮JPビルディング (総合受付 17階)
<p>(概要) 東京都(一部)、神奈川県(一部)、埼玉、千葉、栃木、茨城、群馬(一部)、長野県(一部)の高速道路の管理と建設を担当しています。 ※関東支社の業務区域については、341ページ参照</p>		

道路の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 県土整備部道路管 理課	048-601-3151	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎20階 南側
ぐんま道の相談室	048-600-3195・ 3600	
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日 8:30~17:15 (祝日を除く)</p> <p>群馬県が管理している道路は約3,300kmあり、その道路を安全な状態に維持するために、日々、土木事務所などでパトロールを行っています。</p> <p>パトロールにより落石・倒木・路面の穴などの多くの「危険」が発見されますが道路を利用される皆さまからの情報提供が、より早い発見と安全の確保につながると考えます。</p> <p>道路に「危険」を発見したら、お近くの「ぐんま道の相談室」(「各土木事務所」または「県庁道路管理課」)にご連絡ください。</p> <p>ふるさとの道の安全のために、皆さまのご協力をお願いします。また、交通事故でガードレールなどを損傷してしまった場合にも、安全のためにお近くの土木事務所または警察署にお知らせください。</p> <p>(注) 担当土木事務所に相談される場合は、土木事務所の所在地及び管轄区域(360ページ~363ページ参照)をご確認の上、お願いしま</p>		
<p>(注) 市町村道についての相談は、365ページ~366ページを参照の上、市町村役場にご連絡ください。</p>		

道路の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 日本道路交通情報センター	(下記参照)	〒102-0072 東京都千代田区 飯田橋1-5-10 教販九段ビル7階・8階 ほか
<p>全国のセンターで現状の道路情報のほか、様々な道路交通に関する情報をお伝えします。なお、担当者による直接応答を主体としていますが、問い合わせが集中するときなどは、自動応答により情報をお伝えします。</p> <p>〔全国〕 (全国共通ダイヤル(ガイダンス番号による案内)) 050-3369-6666 (全国高速ダイヤル(自動応答専用)) 050-3369-6700 (携帯短縮ダイヤル(携帯電話・PHS専用)) #8011 〔関東地方〕(抄) (全国・関東甲信越情報) 050-3369-6600 (東北・常磐・関越道・東関道・京葉道路・アクアライン情報) 050-3369-6762 (群馬情報) 050-3369-6610</p>		

交通規制・運送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
交通規制		
群馬県 県土整備部道路管理 課道路管理係	027-226-3595	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎20階 南側
道路占用許可、通行規制 (注) 道路法許可申請窓口は、土木事務所の施設管理係です。担当土木事務所に相談される場合は、所在地及び管轄区域(359ページ～363ページ参照)をご確認の上、お願いします。		
群馬県警本部 交通部交通規制課	027-243-0110 (内線5173、 5174)	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎
<p>道路は、人や車が通行する目的で作られたものであり、通行という本来の使用行為は基本的に自由に認められています。本来の使用目的以外の道路の使用は、道路の効用を害し交通の妨害となり、危険があるため一般的に禁止されています。</p> <p>しかし、道路工事、作業、工作物の設置、露店等の出店、祭礼行事等の道路使用に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき ・許可に付された条件に従って行われることにより、交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき ・現に交通の妨害となるおそれがあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるとき <p>について総合的に検討し、警察署長が許可をしています。</p> <p>(注) 道路交通法許可申請窓口は、各警察署の交通課です。担当警察署に相談される場合は、所在地及び管轄区域(367ページ～369ページ参照)をご確認の上、お願いします。</p>		
特殊車両の通行許可		
関東地方整備局 道路部交通対策課 特殊車両第一係	048-601-3146	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁 舎2号館19階
<p>一定の大きさや重さを超える車両(特殊車両)の通行には、あらかじめ道路管理者の許可が必要となります。</p> <p>※当窓口では、国道に関する許可申請のうち、車両諸元において総重量45t、高さ4.5m、長さ25.0m、幅4.0mの何れかを超過する場合のみ取り扱っております。</p>		

交通規制・運送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
高崎河川国道事務所 道路管理第一課特殊 車両係	027-345-6042	〒370-0841 高崎市栄町6-41
(注) 国道に係る申請窓口です。		
東日本高速道路株 式会社関東支社 (略称： NEXCO東日本) 管理事業部 交通管理課	048-757-5169	〒339-0056 さいたま市岩槻区 加倉260
高速道路(株)へ申請書を提出される場合、申請書の提出方法等については最寄りの窓口へ直接お問い合わせください。(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う特殊車両通行許可の手続きにつきましては、道路整備特別措置法により各高速道路会社を経由して行うこととされております。		
群馬県 県土整備部 道路管理課 道路管理係	027-226-3595	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎20階 南側
(注) 群馬県道に係る申請窓口です。		
運送		
国土交通省	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3中央合同庁舎第 3号館
総合政策局物流政 策課参事官(物流 産業)室	03-5253-8300	/
貨物利用運送業(鉄道、内航海運)に関する相談窓口		
総合政策局国際物 流課	03-5253-8302	/
貨物利用運送業(国際航空、国内航空、外航海運)に関する相談窓口		

交通規制・運送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東運輸局	045-211-7204 (総務部総務課)	〒231-8433 横浜市中区 北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
自動車交通部 旅客第一課	045-211-7245	/
バス事業（乗合・貸切）の手続き		
自動車交通部 旅客第二課	045-211-7246	/
タクシー事業（法人・個人・介護等）の手続き		
自動車交通部 貨物課	045-211-7248	/
トラック事業の手続き、貨物利用運送事業の手続き		
海事振興部 旅客課	045-211-7214	/
旅客航路事業の手続き		
海事振興部 貨物課	045-211-7272	/
内航海運業の手続き		
海事振興部 港湾課	045-211-7215	/
港湾運送事業の手続き		
海事振興部 船員労働環境・海技 資格課	045-211-7232	/
船員の雇入止届・船員手帳交付・各種資格認定等の手続き		
鉄道部 監理課	045-211-7239	/
鉄道事業等の手続き		
交通政策部 環境・物流課	045-211-7210	/
倉庫業の手続き		

交通規制・運送の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬陸運支局 輸送担当	027-263-4440 (代表)	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
(注) 運送自動車関係申請窓口は、陸運支局の輸送担当です。		
東京航空局	03-5275-9292 (総務部総務課)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
無人航空機ヘルプデスク	03-4588-6457	/
<p>無人航空機の飛行に関するお問い合わせ窓口として、「無人航空機ヘルプデスク」を開設しました。</p> <p>制度一般及び許可・承認の申請方法等については、下記までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">受</p> <p>付時間 平日 9:00~17:00 (祝</p> <p>日・年末年始(12/29~1/3)を除く)。</p>		
群馬県 県土整備部 交通政策課 地域交通係	027-226-2382	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎23階 南側
自動車運転代行業に関する窓口		

河川の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土交通省	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
かわまちづくりよろ ず相談窓口「かわよ ろず」	/	水管理・国土保全局河 川環境課河川環境調整 係（中央合同庁舎第3 号館1階）
<p>(概要)</p> <p>「かわよろず」は、次に関連する相談を承ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かわまちづくり」支援制度に関する事 ・ミズベリングに関する事 ・河川空間のオープン化（河川敷地占用許可準則の特例）に関する事 ・川の水を利用した発電に関する事 ・その他、河川の空間及び流水の利活用、河川改修にあわせたまちづくりに関する事など <p>※来省によるご相談を希望される方は、可能な限り事前連絡をお願いいたします。</p>		
関東地方整備局	048-601-3151 (代表)	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同 庁舎2号館
「山から海をつなぐ かわまちづくり域支 援PT」窓口	048-600-1336	河川部河川環境課
	048-600-1903	河川部地域河川課
都道府県等管理の区間		
<p>「かわまちづくり」とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組です。</p>		
<p>(注) 河川法許可申請窓口は、国道工事事務所等の河川管理課、出張所です。担当工事事務所等に相談される場合は、所在地及び管轄区域（305ページ～309ページ参照）をご確認の上、お願いいたします。</p>		

河川の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 県土整備部河川課	027-226-3612	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎20階 北側
<p>県で管理する河川に接して住宅や店舗、工場等を建築したいなど、河川との境界を確定したい場合には、所定の書式で申請をお願いします。申請や現地測量等に係る費用は全額申請者負担です。</p> <p>なお、河川区域内や河川保全区域内では、たとえ自己の所有地であっても、工作物を設置するなどの行為には一定の制限があります。事前に、ご相談ください。</p> <p>(注) 河川法許可申請窓口は、土木事務所の施設管理係です。担当土木事務所に相談される場合は、所在地及び管轄区域(360ページ～363ページ参照)をご確認の上、お願いします。</p>		

海・港の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土交通省 港湾局環境整備計 画室 「海とみなとの相談 窓口」	0120-497-370 (全国共通番号)	※ 発信地最寄りの各地方整備局 港湾空港部及び各港湾関係事務所 等（群馬県の場合は、関東地方整 備局港湾空港部もしくは東京港湾 事務所）の相談室につながりま す。
<p>(概要) 「海とみなとの相談窓口」は海とみなとに関する総合的な相談窓口として、以下の ような相談に応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海やみなとの利用に関する相談 ・「総合的な学習の時間」に関する相談 ・みなとの構想や計画に関する相談 ・みなとまちの活性化やウォーターフロントに関する相談 ・海やみなとでの自然再生や緑地の維持管理に関する相談 ・海での自然体験、環境学習に関する相談 ・海洋土木技術に関する相談 ・みなとの防災に関する相談 ・その他海とみなとに関する相談 <p>受付時間（標準）平日 9:00～12:00、13:00～17:00</p>		
関東地方整備局 港湾空港部広報 室	045-211-7404	〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎14階
関東地方整備局 東京港湾事務所	03-5534-1360 (代表)	〒136-0082 東京都江東区新木場1-6-25
海の相談室		
海上保安庁 海洋情報部	03-5500-7155	〒135-0064 東京都江東区青海2-5-18 海上保安庁青海庁舎
第三管区海上保 安本部海洋情報 部	045-211-1118 (内線 2511)	〒231-8818 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎20階
<p>(概要) 潮汐、海流、水温、水深といった海に関するデータや、海図や水路書誌に関する相 談をお受けしております。</p> <p>受付時間 (海上保安庁) 日曜日、月曜日、水曜日、金曜日10:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く) (第三海上保安庁) 平日 9:30～18:15 (祝日及び年末年始を除く)</p>		

自動車登録・整備等の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土交通省	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
指定自動車整備事業者における不正車検通報窓口	03-5253-8111 (内線42-423) 問い合わせ電話番号	国土交通省自動車局整備課
<p>(概要)</p> <p>指定自動車整備事業者（いわゆる民間車検場）の不正行為（ペーパー車検、不正改造車の車検等）に関する情報をお持ちの場合、情報をお寄せください。</p> <p>※ 通報者の個人情報 を 厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。</p> <p>※ お寄せいただいた情報は、国土交通省において、指定自動車整備事業者における不正行為に関する調査等の参考として活用させていただきます。</p> <p>※ 通報内容欄には、できる限り詳細情報を記入してください。</p> <p>※ 指定自動車整備事業者における不正行為と直接関係ない、車両の不具合等に関する連絡はご遠慮願います。</p> <p>※ ご記入いただいた内容についての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。</p> <p>※ ご記入いただいた内容についての確認のためにご連絡させていただく場合がございます。</p>		
自動車の不具合情報 ホットライン	0120-744-9625	国土交通省自動車局審査・リコール課
<p>(概要)</p> <p>自動車やタイヤ、チャイルドシートに異常を感じられたら、自動車不具合情報ホットラインにご連絡頂きますようお願いいたします。</p> <p>※ 車両情報を正確に把握するため、不具合情報を提供して頂く際には、お手元に車検証などの車両情報が分かるものをご用意の上でご連絡ください。</p> <p>オペレータ受付時間 平日9:30～12:00、13:00～17:30 (年内無休：時間外は留守番電話対応)</p>		

自動車登録・整備等の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東運輸局	045-211-7204	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
指定自動車整備事業者における不正車検通報窓口	045-211-7254	自動車技術安全部 整備課
国土交通省に同じ		
不正改造車・黒煙 110番	045-211-7254	自動車技術安全部 整備課
不正改造・迷惑黒煙を発見された方は、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報を上記までご一報下さい。 受付時間 平日8:30～17:15（祝日・年末年始は休み）		
群馬運輸支局	050-5540- 2021	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
<p>一般の自動車登録手続きに関するお問い合わせはテレホンサービスによるご案内をいたします。</p> <p>※登録・検査手続き案内の電話番号は「050」から始まるIP電話の番号となります。</p> <p>お電話の際は、かならず「050」からすべての番号をダイヤルして下さい。</p> <p>間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもおかけ間違いのないようご注意願います。</p> <p>※オペレーターに直接問い合わせる場合は、お電話いただいた後自動音声案内の際に、登録関係（名義変更、住所変更、廃車など）については「037」、検査関係（車検、点検整備、自動車の構造など）については「02181」を押して下さい。</p> <p>登録申請受付時間 平日8:45～11:45、13:00～16:00 検査申請受付時間 平日8:45～11:45、12:45～15:45 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p> <p>※手順によって受付開始時間または受付終了時間が異なる場合がありますので、お電話でお問い合わせください。</p>		
指定自動車整備事業者における不正車検通報窓口	027-263-4422	整備部門
国土交通省に同じ		

自動車登録・整備等の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
不正改造車・黒煙 110番	027-263-4422	整備部門
関東運輸局に同じ		
独立行政法人 自動車技術総合 機構 群馬事務所	027-290-2222	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
<p>自動車検査において、保安基準適合性審査を担っています。相談等について、①検査担当者等から場所や日時などを指定された場合には、その指示に従うこと、②他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないことの遵守をお願いします。</p> <p>審査時間 1ラウンド 9:00～10:15 2ラウンド 10:30～12:00 3ラウンド 13:00～14:15 4ラウンド 14:30～16:00</p> <p>※ただし、審査前に受付が必要となりますので、国土交通省群馬運輸支局で受付時間を確認してください。</p>		
特別民間法人 軽自動車検査協会 群馬事務所	050-3816-3109 (コールセンター) 050-3818-8625 (検査予約電話)	〒371-0132 前橋市五代町1047-2
<p>軽自動車の名義変更、住所変更、廃車、継続検査（車検）などのお手続きに必要な書類についてご案内いたします。ご質問に回答していただき必要書類等をご案内しています。</p> <p>必ず自動車検査証（車検証）をお手元にご用意の上、ご利用ください。</p> <p>窓口受付時間 平日8:45～11:45、13:00～16:00 （祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）</p> <p>※来所後、申請書類等を記入いただきますので、お時間に余裕を持ってお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>（注）平成31年2月12日、新事務所に移転</p>		

自動車登録・整備等の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬自動車整備振 興会	.027-261-0221	〒371-0007 前橋市上泉町 397-1
<p>(概要) 会員事業者が行った自動車の点検、整備に対する、ユーザーからのご相談に応じます。</p>		
一般社団法人 自動車公正取引協 議会 消費者相談室	.03-5511-2115	〒100-0014 東京都千代田区 永田町1-11-30
<p>(概要) 車・バイク購入のトラブルご相談は、自動車公正取引協議会「消費者相談室」へお電話ください。自動車公取協「会員店」と消費者との間でトラブルが発生した場合は、トラブルを解決するためのアドバイスをを行っています。 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～17:00 (祝日、夏期、年末年始などは受付けておりません。)</p>		
一般社団法人 日本中古自動車販 売協会連合会 中古車相談室	.03-5333-5881 (連合会代表)	〒151-0013 東京都渋谷区 代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和 損保新宿ビル10階
<p>(概要) 中古車に関する質問など、お気軽にご利用ください。JU加盟店で購入された場合は、加盟店所属の販売協会にご相談ください。 〔JU中販連自動音声相談サービス〕03-5333-3328 このサービスは、24時間体制で中古車に関するご相談に応じるものです。ご都合のよい時間にアクセスし、ご活用ください。</p>		
中販連関東甲信越 連絡協議会 中古車相談室	03-3271-9311 (代表)	〒103-0027 東京都中央区 日本橋2-3-18 石黒ビル 3階
日本中古自動車販売協会連合会に同じ		
群馬県中古自動車 販売協会 中古車相談室	027-350-1200 (代表)	〒370-0033 高崎市中大類町118-1
日本中古自動車販売協会連合会に同じ		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
海外渡航・滞在、外国旅行		
外務省	03-3580-3311 (代表)	〒100-8919 東京都千代田区 霞が関2-2-1
領事サービスセンター 海外安全情報に関すること	03-3580-3311 (内線2902、 2903)	外務省南庁舎1階 外務省領事局 領事サービスセンター 海外安全相談班
<p>〔海外安全情報〕 海外安全に関する様々な相談や、海外安全対策パンフレットを入手することができます。</p> <p>相談受付時間 平日 9:00～12:30、13:30～17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航先の国では暴動・テロ事件などが発生していないか。 ・外務省では、治安情勢の悪化などにより、渡航にあたって特別な注意が必要な国・地域、あるいは渡航を控えることが望ましい国・地域に海外安全情報（危険情報、スポット情報）を発出しており、センターを通じて同情報の周知を図っています。 ・日本人が被害にあっている強盗や窃盗などの犯罪には、どんな手口があるのか。また、被害者とならないためにはどうすればよいのか。 ・クーデターなどで治安が悪化していると聞いたが、渡航することに問題はないか。 ・渡航する場合、どんな注意が必要か。 ・外貨申告漏れなど、日本人がよくトラブルに巻き込まれている問題にはどんなものがあるのか。 		
領事サービスセンター 公的証明に関すること	03-3580-3311 (内線2308)	外務省南庁舎1階 外務省領事局 領事サービスセンター 証明班
<p>〔外務省（日本国内）における証明（公印確認・アポステューユ）〕 （公印確認）</p> <p>日本にある外国の大使館・（総）領事館の領事による認証（＝領事認証）を取得するために事前に必要となる外務省の証明のことです。外務省では公文書上に押印されている公印についてその公文書上に証明を行っています。外務省で公印確認を受けた後は必ず日本にある外国の大使館・（総）領事館の領事認証を取得して下さい。</p> <p>外務省における公印確認は、その後の駐日外国大使館・（総）領事館での領事認証が必要となる証明ですので、必ず駐日外国領事による認証を受けてから提出国関係機関へ提出して下さい。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>提出先機関の意向で日本外務省の公印確認証明ではなく、現地にある日本大使館や総領事館の証明が求められている場合があります。外務省で公印確認証明を受けた書類は、現地日本大使館や総領事館で重ねて証明することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>(アポステューユ)</p> <p>「外国公文書の認証を不要とする条約（略称：認証不要条約）」（1961年10月5日のハーグ条約）に基づく付箋（ニアポステューユ）による外務省の証明の事です。提出先国はハーグ条約締約国のみです。アポステューユを取得すると日本にある大使館・（総）領事館の領事認証があるものと同等のものとして、提出先国で使用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出先国がハーグ条約（認証不要条約）の締約国であっても、領事認証が必要となり、公印確認を求められる場合があります。事前に提出先または日本にある提出先国の大使館・（総）領事館にご確認ください。 ・ハーグ条約に加入していない国へ提出する公文書の証明は全て公印確認となります。 <p>相談受付時間（公印確認・アポステューユ） （代表電話番号にかけますと、オペレーターが電話に出ますので、内線「2308」に転送するようお願い下さい。） 平日 9:00～12:30、13:30～17:00（祝日を除く）</p> <p>申請受付時間（公印確認・アポステューユ） 平日 9:15～12:15、13:30～16:00（祝日を除く）</p> <p>受取時間（公印確認・アポステューユ） 平日 9:00～12:30、13:30～17:00 （申請日の翌日（祝日を除く）午前9時からのお渡しです） （注）午前の開始時は混雑緩和のため、申請受付時間と受取時間に15分の時間差を設けておりますので、ご注意ください。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
領事サービスセンター ビザに関すること	03-3580-3311 (代表)	外務省南庁舎1階 外務省領事局 領事サービスセンター 査証相談班
<p>領事サービスセンター（査証相談班）では、ビザ申請に必要な書類についての案内、その他ビザに関する各種相談などを行っております。</p> <p>日本国籍の方が海外へ渡航する際のビザについては、渡航先国・渡航目的・滞在期間等によってビザの要否・種類が異なり、また、国によっては事前通告なしに手続きが変更される場合もありますので、詳細は日本国内にある渡航先国の大使館・総領事館に確認し、最新の情報を入手してください。なお、各国の一般的な出入国審査等については、外務省 海外安全ホームページの安全対策基礎データでも参照できます。</p> <p>相談受付時間 平日9:00～12:30、13:30～17:00（祝日を除く）</p> <p>〔電話サービス（自動応答電話システム）〕</p> <p>本サービスを利用するには、まず次の番号をダイヤルし、つながりましたら音声ガイダンスに従い、ご利用目的の番号を押してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">03-5501-8431</p> <p>サービス内容一覧</p> <p>（1）音声自動応答サービス（24時間）</p> <p>a.外務省情報FAXサービス（ビザ関係）による資料請求方法のご案内</p> <p>b.郵便による資料請求方法のご案内</p> <p>c.領事サービスセンター（査証相談班）のご案内</p> <p>d.外務省ホームページアドレスのご案内</p> <p>（2）ビザ審査状況のご照会（注：日本国外にある日本大使館・総領事館から外務省に申請書類が送付されたケースについてのみ）</p> <p style="padding-left: 2em;">（平日10:00～12:00、14:00～16:00）</p> <p>（3）その他、ビザに関する各種ご照会</p> <p style="padding-left: 2em;">（平日 9:00～12:30、13:30～17:00）</p>		
<p>〔外務省情報FAXサービス（ビザ関係）（24時間）〕</p> <p>FAX付の電話機からビザの申請手続きや日本側で用意する書類についての案内を入手できるサービスです。</p> <p>ご利用方法は、まずFAX番号（03-5501-8490）をダイヤルし、続いてご希望の案内のID番号をダイヤルして頂きます。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
領事サービスセンター パスポートに関する こと	03-3580-3311 (内線2325)	外務省領事局旅券課
<p>個別の事情による申請に必要な書類を含め、パスポートについての詳細なお問い合わせは、日本国内での申請の場合は各都道府県の申請窓口、海外での申請の場合は各在外公館までお問い合わせください。</p>		
NGO海外テロ・誘拐対策相談	03-3580-3311 (内線3043)	外務省領事局邦人テロ対策室
<p>海外の危険地域他のサイトへ（危険情報「退避勧告」又は「渡航延期勧告」が発出されている地域。）で現に支援活動を行っているか、又は活動することを念頭に渡航を予定しているNGOの日本人職員の方（これからNGOに参加して活動しようと考えている方を含む。）が、海外におけるテロその他の重大犯罪（誘拐等）対策について情報収集できるよう、電話にて相談を受け付けるものです。</p>		
東京税関	03-3599-6214 (総務課)	〒135-8615 東京都江東区 青海2-7-11 東京港湾合同庁舎
輸出入通関手続等に関する「お問い合わせ・ご相談」	03-3529-0700	税関相談官
<p>輸入手続等に関する相談・苦情を処理することにより、相談等の依頼者に対し正しい知識を供与し、あるいはこれらの者の誤解を解き、更には、必要に応じ手続等の是正、改善措置を講ずることを目的としています。 受付時間：平日8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）</p>		
知的財産（認定手続）に関する相談 ・お問合せ	03-3599-6369	業務部知的財産調査官
<p>知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物を「侵害疑義物品」と言います。その侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続が「認定手続」です。 受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00 (祝祭日及び年末年始を除く。) (注)「知的財産侵害物品」とは、いわゆるコピー商品のことで</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
経済産業省	03-3501-1511 (代表)	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関2-1-3
政府模倣品・海賊版 対策総合窓口	03-3501-1701	製造産業局 模倣品対策室 (経済産業省本館5階東8)
<p>(概要)</p> <p>知的財産権は、人の幅広い知的創造活動について、その創作者に独占的に創作を利用する権利などを与えるものですが、そうした権利を無視して無断で創作を利用し、作成されたものが模倣品・海賊版と言われるものです。このように模倣品・海賊版を作成する行為、無断で創作を利用する行為が権利侵害です。</p> <p>模倣品とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を侵害する製品のことを言います。例えば、有名ブランドのマークを真似したマークを付けたバッグなどがあります。</p> <p>海賊版とは、著作権、著作隣接権を侵害する製品のことを言います。例えば、日本のアニメーションが海外で無断で複製され、販売されていることなどがあります。</p> <p>相談受付時間 平日9:30～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）</p> <p>※ 来訪による相談には事前の予約が必要です。</p> <p>※ 必ず氏名、連絡先と、以下の事項についても可能な限りお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 模倣品等による被害が生じている国・地域名 2. 被害の実態 3. 特許、意匠、商標などの権利取得の有無 4. 侵害されている権利：特許、実用新案、意匠、商標、著作権、育成者権、不正競争（類似商品、著名表示模倣、デッドコピー、営業秘密の不正取得、技術的制限手段回避装置（コピーガードキャンセラー等）） 		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県生活文化 スポーツ部県民 センター	027-226-3860	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎2階 南側
パスポートの申請を受け付けるのは、住民票のある市町村のパスポート窓口です。県庁内では、手続きはできません。		
群馬県健康福祉 部保健予防課	027-226-3384	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎11階 南側
海外渡航時の予防接種。保健福祉事務所（352ページ～354ページ参照）でも相談に応じています。		
特定非営利活動法人 海外渡航者安全事 業共済会	03-6380-0745	〒102-0076 東京都千代田区 五番町12-7 ドミール五番町4階
<p>（概要）</p> <p>格安な掛金と充実した内容で、かつ渡航者の皆様が簡便に利用できる保障制度を提供することを目的としております。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 日本旅行業協会 消費者相談室	03-3592-1266	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階
<p>(概要)</p> <p>1 苦情解決業務</p> <p>(1) 相談業務 お客様から苦情の内容をお伺いし、旅行会社と交渉するうえで必要なことをアドバイスします。</p> <p>(2) 斡旋(あっせん)業務 お客様が旅行会社と交渉しても話し合いが進まない場合に、旅行会社とお客様の間に入り、双方の話し合いを促進します。</p> <p>以上のようにJATAの苦情解決業務はお客様と旅行会社の話し合いを促進するもので、JATAがお客様の代理人として旅行会社と交渉したり、旅行会社に対して一定の行為を命令したりするものではありません。現実的な解決が図られるよう、当事者間の歩み寄りの精神が求められます。</p> <p>受付時間 平日10:00~17:00 (祝日・年末年始はお休みさせていただきます) ※日本語に限らせていただきます。(外国語による申出は承りません)</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>2 取り扱わない</p> <p>(1) 苦情次のような場合は申出を受け付けないことがあります。</p> <p>① 氏名、住所、電話番号等、お客様の特定に必要な事項、もしくはJATAからお客様に連絡するために必要な事項、または旅行のコース名、出発日等、取引の内容を特定するのに必要な事項を明らかにしていただけないとき</p> <p>② 契約者本人以外の方からお申出があったとき（未成年者の親権者、その他の法定代理人を除く）</p> <p>③ 団体グループ契約において、契約責任者以外の方からお申出があったとき</p> <p>④ JATAが申出の方法を指定した場合に、その方法でお申出いただかなかったとき</p> <p>⑤ 苦情の内容がお客様の法令違反、または公序良俗に反する行為によるものであるとき</p> <p>⑥ 他の消費者相談機関に申出を行っているとき</p> <p>⑦ その旅行会社に訴訟、民事調停を提起しているとき、またはそれらの予定があることが明らかであるとき</p> <p>⑧ お客様と旅行会社との間で民事調停、和解、示談が成立しているとき、または判決が確定しているとき</p> <p>⑨ お客様が斡旋（あっせん）を希望する場合に、申出前にお客様と旅行会社の間で話し合いが行われていないとき</p> <p>⑩ お客様と旅行会社との間で合意が成立したもの、または一度苦情解決業務を終了したものについて再度の申出のとき</p> <p>⑪ 旅行業法に基づいて営業している旅行会社（観光庁長官または都道府県知事による登録を受けた旅行者・旅行者代理業者・旅行サービス手配業者）以外に対する苦情</p> <p>【例】</p> <p>ア) お客様が旅行会社を通さずに直接契約を締結した旅館、ホテル等の宿泊施設、航空会社、鉄道会社等の運送機関に対する苦情</p> <p>イ) お客様との間で直接契約を締結しない価格比較サイト、場貸しサイトに対する苦情</p> <p>ウ) 住宅宿泊仲介業者（民泊の仲介を行う会社）に対する苦情</p> <p>エ) 外国の旅行会社に対する苦情</p> <p>⑫ 旅行会社の旅行業務等（旅行業法第2条第1項各号に掲げる行為、同条第6項に定める行為）以外についての苦情</p> <p>【例】</p> <p>ア) 旅行券、旅行積立、旅行保険、土産サービス等についての苦情</p> <p>イ) 旅行業務を伴わない個人情報管理、漏洩等についての苦情</p> <p>ウ) 旅行会社のスタッフの待遇、接客についての苦情</p> <p>上記以外にも申出を受付できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(2) 次のような場合は苦情解決業務を終了させていただくことがあります。</p> <p>① お客様の希望する解決の内容がJATAの権限が及ばないもの、またはお客様の損害の回復以外のものであるとき</p> <p>② お客様の申出の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ お客様が、JATAが求める説明や資料の提出にご協力いただけないとき</p> <p>④ お客様に相談員に対する恫喝的、脅迫的または侮辱的な言動があったとき</p> <p>⑤ お客様と旅行会社との間の意見の乖離が埋まらず、解決の見込みがないとJATAが判断したとき</p> <p>⑥ 旅行会社が、JATAが求める説明や資料の提出に応じないとき</p> <p>⑦ お客様が苦情解決業務の内容をインターネット等で公表したとき</p> <p>上記以外にも業務を終了させていただく場合がありますので、詳しくはお問い合わせください</p>		
<p>一般社団法人 全国旅行業協会 本部事務局</p>	<p>03-6277-8310</p>	<p>〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目 2-19 赤坂シャスタ イーストビル3階</p>
<p>(概要)</p> <p>旅行会社の「旅行業協会への所属の有無」、協会所属の場合は「所属する旅行業協会（ANTAまたはJATA）」により苦情相談の問合せ先が異なります。旅行業協会に所属していない旅行会社の場合、当該旅行会社が登録を受けている都道府県観光主管課、消費生活センターでご相談ください。</p> <p>なお、全国旅行業協会（ANTA）が受付できる苦情は、「旅行会社」を利用した場合に限ります。（ホテル・旅館等の宿泊機関や航空会社・鉄道等の運送機関に直接申し込んだ場合や、旅行会社による旅行業務以外の取引については受付できません。）</p> <p>また、全国旅行業協会（ANTA）が行う苦情相談業務とは「中立的立場で事実関係を解明し、適切な助言を行い、苦情解決を側面から支援する」ことにあります。</p>		
<p>一般社団法人 全国旅行業協会 群馬県支部</p>	<p>027-280-3366</p>	<p>〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 6階</p>
<p>本部事務局に同じ</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
外国人観光客誘致及び受入、国内旅行		
経済産業省	03-3501-1511 (代表)	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関2-1-3
外国人旅行者向け消費 税免税相談窓口	03-3501-1708	商務流通保安グループ 流通政策課
免税制度の普及啓発、許可申請の促進、PRに関する助言及び免税店シンボルマークに関するショッピング相談を受け付けています。		
観光庁	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
安心・安全対応相談 窓口	03-5253-8972	観光地域振興部外客受 入参事官室
<p>(概要)</p> <p>外国人旅行者の増加に伴い、地域における不慮のケガ・病気などのトラブル事例が増加、又は増加していくことが想定される中、観光庁及び地方運輸局観光部等に自治体向け「安心・安全対応相談窓口」を設置します。</p>		
外国人旅行者向け消費 税免税相談窓口	03-5253-8322	観光戦略課
免税制度の普及啓発、許可申請の促進、PRに関する助言及び免税店シンボルマークに関するショッピング相談を受け付けています。		
観光地域づくり相談 窓口	03-5253-8111 (内線27-709)	観光地域振興部観光地 域振興課
<p>(概要)</p> <p>観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、観光庁内に「観光地域づくり相談窓口」を開設しています。相談内容に応じ、事例集などによるアドバイスや、農林水産省農村振興局や中小企業庁経営支援部など、観光庁にとどまらず他省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介を行い、関係省庁や部局へ橋渡しをします。その後も、状況に応じて適切なフォローを行います。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本版DMO相談窓口	03-5253-8328	DMO支援室 日本版DMO担当
<p>(概要)</p> <p>日本版DMOは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。</p> <p>このため、日本版DMOが必ず実施する基礎的な役割・機能（観光地域マーケティング・マネジメント）としては、</p> <p>(1) 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成</p> <p>(2) 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立</p> <p>(3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションが挙げられます。</p> <p>また、地域の官民の関係者との効果的な役割分担をした上で、例えば、着地型旅行商品の造成・販売やランドオペレーター業務の実施など地域の実情に応じて、日本版DMOが観光地域づくりの一主体として個別事業を実施することも考えられます。</p>		
民泊制度コールセンター	0570-041-389 (フリーダイヤル)	
<p>(概要)</p> <p>民泊制度コールセンターでは、「住宅宿泊事業法」「住宅宿泊事業の届出」に関することや、その他民泊の制度等に関するご質問・ご意見・苦情等を受け付けています。</p> <p>特定の行政庁に判断が委ねられる個別事案等に関するお問い合わせについては、内容によりお答えできない場合もありますので、予めご承知おきください。</p> <p>各自治体が制定する条例や独自ルール等の内容に関するお問い合わせ先は各自治体となりますが、それらに関するご意見・ご要望等については民泊制度コールセンターで受け付けています。</p> <p>受付時間 9:00～22:00</p> <p>※日本語のみのご案内となります。</p> <p>※コールセンターは平日の日中（概ね11時台・15時台～16時台）が混み合い、つながりにくい傾向にありますので、なるべくその時間帯を避けてご連絡いただきますよう、お願いいたします。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東経済産業局	048-600-0213 (代表)	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁 舎1号館8階～11階
外国人旅行者向け消 費税免税相談窓口	048-600-0286	産業部 流通・サービス 産業課 商業振興室
関東運輸局	045-211-7204 (総務課)	〒231-8433 横浜市中区 北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
安心・安全対応相談 窓口	045-211-7265	観光部観光地域振興課
観光庁に同じ		
外国人旅行者向け消 費税免税相談窓口	045-211-7273	観光部国際観光課
観光庁に同じ		
観光地域づくり相談 窓口	045-211-7265	観光部観光地域振興課
観光庁に同じ		
観光部 観光企画課	045-211-7245	観
ホテル及び旅館の登録、旅行業の指導監査		
群馬県産業経済部観光局観光物産課		
国際観光係	027-226-3384	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎11階 南側
外国人観光客誘致及び受入体制整備		
観光政策係	027-226-3381	
旅行者		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
特定非営利活動法人 日本バリアフリー 観光推進機構	03-6380-0745	〒160-0004 東京都新宿区 四谷2-14-8 YPCビル7階
(概要) 海外からの身体の不自由な旅行者が増加することを見据えて、日本国内のバリアフリー観光地を結ぶ多言語化情報サイトを公開し、国内旅行のアドバイスおよび手配を行う一元的な相談センターです。		
公益財団法人 日本道路交通情報センター	(下記参照)	〒102-0072 東京都千代田区 飯田橋1-5-10 教販九段ビル7階・8階 ほか
全国のセンターで現状の道路情報のほか、様々な道路交通に関する情報をお伝えします。なお、担当者による直接応答を主体としていますが、問い合わせが集中するときなどは、自動応答により情報をお伝えします。 〔全国〕 (全国共通ダイヤル (ガイダンス番号による案内)) 050-3369-6666 (全国高速ダイヤル (自動応答専用)) 050-3369-6700 (携帯短縮ダイヤル (携帯電話・PHS専用)) #8011 〔関東地方〕 (抄) (全国・関東甲信越情報) 050-3369-6600 (東北・常磐・関越道・東関道・京葉道路・アクアライン情報) 050-3369-6762 (群馬情報) 050-3369-6610		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土交通省	03-5253-8111 (代表)	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
道路緊急ダイヤル	#9910	/
<p>(概要)</p> <p>道路利用者が幹線道路の異状等を発見した場合に、直接道路管理者に緊急通報できるようにするとともに、それを受けた道路管理者は迅速に道路の異状への対応を図ることによって、安全を確保します。道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状が対象〔24時間受付〕</p>		
関東地方整備局	048-601-3151	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
道の相談室	048-600-4970	/
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日 9:30~17:00 なお、ファックス(048-600-3737)による受付は、24時間受け付けています(対応は翌日又は休日明けの9時30分~17時00分になりますのでご了承ください。) ※国土交通省、地方自治体、高速道路会社等の道路管理者が密接に連携して対応するため、相談いただいた内容、情報は関係する機関に提供することがあります。</p> <p>※群馬県内における河川国道事務所等の管轄区域は、307ページ参照</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東日本高速道路 株式会社 (略称： NEXCO東日本)	03-3506-0111 (代表)	〒100-8979 東京都千代田区 霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング 14階～16階 (総合受付15階)
お客さまセンター	0570-024-024 (ナビダイヤル) または 03-5338-7524	/
<p>(概要) 24時間365日、お客さまの声をお聞きしています。 高速料金やETC割引、交通情報などお気軽にお問い合わせください。 お客さまからのお電話は、対応に正確を期すため、録音させていただいております。あらかじめご了承ください。</p>		
関東支社	048-631-0001	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木 町1-11-20 大宮JPビルディング (総合受付 17階)
<p>(概要) 東京都（一部）、神奈川県（一部）、埼玉、千葉、栃木、茨城、群馬（一部）、長野県（一部）の高速道路の管理と建設を担当しています。 ※関東支社の業務区域については、341ページ参照</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県県土整備 部道路管理課	048-601-3151	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎20階 南側
ぐんま道の相談室	048-600-3195・ 3600	
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日 8:30~17:15 (祝日を除く)</p> <p>群馬県が管理している道路は約3,300kmあり、その道路を安全な状態に維持するために、日々、土木事務所などでパトロールを行っています。</p> <p>パトロールにより落石・倒木・路面の穴などの多くの「危険」が発見されますが道路を利用される皆さまからの情報提供が、より早い発見と安全の確保につながると考えます。</p> <p>道路に「危険」を発見したら、お近くの「ぐんま道の相談室」(「各土木事務所」または「県庁道路管理課」)にご連絡ください。</p> <p>ふるさとの道の安全のために、皆さまのご協力をお願いします。また、交通事故でガードレールなどを損傷してしまった場合にも、安全のためにお近くの土木事務所または警察署にお知らせください。</p> <p>(注) 土木事務所の管轄区域は、360ページ~363ページ参照</p>		
<p>(注) 市町村道についての相談は、364ページ~365ページを参照の上、市町村役場にご連絡ください。</p>		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東日本旅客鉄道株式会社 (略称： JR東日本)	03-5334-1111 (代表)	〒371-8570 東京都渋谷区 代々木2-2-2
お問い合わせセンター	(下記参照)	/
JR東日本の列車時刻や運賃・料金、お忘れ物などのお問い合わせにご利用になれます。 〔列車時刻、運賃・料金、空席情報案内〕		
ご意見承りセンター	050-3369-6666	/
JR東日本に関するご意見・ご要望を承っています。		
東武鉄道株式会社	03-5962-2065 (総務部庶務担当)	〒131-0045 東京都墨田区 押上2-18-2
お客さまセンター	03-5962-0102	/
受付時間 8:30～19:00 年中無休（ただし年末年始を除く） ガイダンスにしたがって、下記の4つのうちからお問い合わせ内容の番号を選択してください。 1.特急券のご予約・空席照会 2.お忘れ物のお問い合わせ 3.列車時刻や運賃、沿線観光情報、その他のお問い合わせ 4.ご意見・ご要望 コミュニケーター（お客さまセンター担当者）が出ますので、お話しください。 ※お客さまからいただいたお電話は、内容を正確にうけたまわるため、録音させていただいております。 ※お客さまの個人情報につきましては、責任を持って管理をし、他の目的では使用いたしません。		
わたらせ渓谷鐵道株式会社	0277-73-2110 (代表)	376-0101 群馬県みどり市 大間々町大間々 1603-1
ご意見、ご要望 受付時間 9:00～17:00		

海外渡航・滞在、旅行、観光の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
上毛電気鉄道株式会社	027-231-3597 (代表)	〒371-0016 前橋市城東4-1-1
総務部 お客様窓口 ご意見、ご要望	同上	/
上信電鉄株式会社	027-323-8066 (総務部総務・経 理)	〒370-0848 高崎市鶴見町51
鉄道部	027-323-8073	/
運行時刻・運賃等に関するお問合せ先		
自動車部	027-325-2410	/
バスの運行時刻・運賃等に関するお問合せ先		
一般社団法人 群馬県バス協会	027-231-3597 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町588
群馬県タクシー協 会	027-261-2071 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町588
受付時間 平日9:00~17:00		

公務員の処遇等

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
勤務条件や勤務環境等		
人事院 公平審査局 職員相談課	03-3581-3486	〒100-8913 東京都千代田区 霞が関 1-2-3 中央合同庁舎第5号館別 館
<p>(概要) 一般職の国家公務員（非常勤職員を含みます。行政執行法人の職員は対象となっていません。）からの勤務条件や勤務環境等に関する悩みについて、広く相談に応じています。なお、職場内の問題は、その組織内で相談することにより迅速な解決につながる場合が少なくありませんので、所属府省内の職員相談窓口も活用しましょう。 受付時間 平日9：00～18：00（祝日及び年末年始を除く）</p>		
人事院 関東事務局 第一課 公平勤務係	048-740-2005	〒330-9712 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館6階
<p>(概要) 受付時間 平日9：00～17：00（祝日及び年末年始を除く）</p>		
群馬県 人事委員会事務局 総務・審査係	027-226-2743	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎26階 南側
<p>(注) 群馬県職員の勤務条件や勤務環境等に関する悩み</p>		
<p>市町村職員の処遇等の相談は、各市町村（364ページ～365ページ参照）の公平委員会にご照会ください。</p>		

公務員の処遇等

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
心の悩み		
人事院 こころの健康相談室	03-3581-5311 (内線2569)	〒100-8913 東京都千代田区 霞が関 1-2-3 中央合同庁舎第5号館 別館2階打合室
(概要) 一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）及びその家族。職場の上司・同僚・健康管理担当者も相談対象者となります。 メンタルヘルスの専門医による面談（相談所要時間は1回当たり45～60分程度程度、相談費用は無料）。毎月3回15：00～18：00の間で開設しております。 相談受付は事前予約制です。原則として、相談日の前の週の金曜日（午前中）までに電話又はメールにより予約を行ってください。 受付時間 平日9：00～18：00（祝日及び年末年始を除く）		
人事院関東事務局 こころの健康相談室	048-740-2005	〒330-9712 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館6階
(概要) 関東甲信越管内に勤務する一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）及びその家族。職場の上司・同僚・健康管理担当者も相談対象者となります。 メンタルヘルスの専門医による面談（相談所要時間は1回当たり40分程度、相談費用は無料）。毎月1回月曜日13：00～15：00の間で開設しております。 相談受付は事前予約制です。相談日の10日前までに電話又はメールにより予約を行ってください。 受付時間 平日9：00～17：00（祝日及び年末年始を除く）		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益通報者保護制度相談ダイヤル	03-3507-9262	〒100-8958 東京都千代田区 霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 消費者庁消費者制度課
<p>(相談概要)</p> <p>公益通報者保護制度相談ダイヤルでは、企業の従業員、事業者、行政機関職員等から寄せられる各種相談を受け付けます。</p> <p>相談の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公益通報者保護法に関する相談 ○各種ガイドラインに関する相談 ○通報先（処分権限を有する行政機関）に関する相談など <p>受付時間 平日9:30～12:30、13:30～17:30 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 個別具体の相談については、関係府省等の窓口（外部通報・相談窓口を表記）にご相談ください。なお、関係府省等の相談窓口と実際の通報窓口は異なる場合があります。</p>		
内閣府本府 相談窓口	03-5253-2111 (代表)	〒100-8914 東京都千代田区 永田町1-6-1 総理大臣官房総務課
<p>(注) 内閣府が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、内閣府が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。なお、法律別に、通報窓口が異なります。</p>		
公正取引委員会相談窓口	/	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟
独占禁止法関係	03-3581-5471 (代表)	官房総務課
下請法関係	03-3581-3373	経済取引局取引部 企業取引課
<p>(注) 公正取引委員会が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、公正取引委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国家公安委員会通 報・相談窓口	03-3581-0141 (警察庁代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
(概要) 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く) ※ 警察庁代表電話の担当者に、国家公安委員会に対する公益通報である旨、お申し付けください。 ※※ 国家公安委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、国家公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		
警察庁 通報・相談窓口	03-3581-0141 (代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
(概要) 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く) ※ 警察庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、警察庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		
個人情報保護委員 会受付窓口	03-3581-0141 (代表)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32階 個人情報保護委員会事務
(注) 個人情報保護委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、個人情報保護委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
金融庁相談窓口	0570-016811 (ナビダイヤル)	〒100-8967 東京都千代田区 霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 西館
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 金融庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、金融庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
証券取引等監視委員会公益通報窓口	03-3581-9854	〒100-8967 東京都千代田区 霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 西館 事務局市場分析審査課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日9:30~18:15 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>※ 証券取引等監視委員会が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、証券取引等監視委員会が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
消費者庁窓口	03-3507-8800 (代表)	〒100-8958 東京都千代田区 霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 消費者庁総務課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日9:30~12:00、13:00~18:00 (祝日及び年末年始を除く)</p> <p>※ 消費者庁が所管している法令(消費者庁が事業者等に対して処分又は勧告等の権限を有するもの)の違反行為及び違反の疑いのある行為に該当するものについて、消費者庁に通報することができます。</p>		
復興庁 お問い合わせ窓口	03-6328-0283	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 復興庁総括班 (法令遵守担当)

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
総務省 受付窓口 (コンプライアンス 室)	FAX 03-5253-5285 03-5253-5111 (代表)	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 総務省大臣官房政策評価 広報課内公益通報受付 窓口
(注1) 総務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、総務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。 (注2) 総合通信局が窓口となっている業務(下記参照)は、本省では受け付けていません。		
関東総合通信局 受付窓口	FAX 03-6238-1629 03-6238-1600 (代表)	〒102-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 関東総合通信局内公益 通報受付窓口
(注1) 関東総合通信局が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、関東総合通信局が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。 (注2) 総合通信局が窓口となっている下記対象法律に係る公益通報は、本省では受け付けていません。 ○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号) ○電波法(昭和25年法律第131号)(コミュニティ放送に関する部分に限る) ○放送法(昭和25年法律第132号)(コミュニティ放送及び有線一般放送に関する部分に限る) ○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(特定信書便事業(その提供する信書便役務のうち2以上の総合通信局等の長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。))に関する部分に限る。 ○放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第2条による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
法務省 通報・相談窓口	03-3580-4111 (代表)	〒100-8977 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 法務省大臣官房人事課内 公益通報通報・相談窓口
<p>(概要) 受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く) (注) 法務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、法務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
東京矯正管区 通報・相談窓口	048-600-1500 (代表)	〒330-9723 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館13階 東 京矯正管区総務課内 公 益通報通報・相談窓口
関東地方更生保護 委員会 通報・相談窓口	048-600-0181 (代表)	〒330-9725 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館21階 関 東地方更生保護委員会総 務課内 公益通報通報・ 相談窓口
東京法務局 通報・相談窓口	03-5213-1234 (代表)	〒102-8225 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局職員課内 公益通報通報・相談窓口
前橋地方法務局 通報・相談窓口	027-221-4466 (代表)	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎5階 前橋地方法務局総務課内 公益通報通報・相談窓口
東京入国管理局 通報・相談窓口	03-5796-7111 (代表)	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京入国管理局職員課内 公益通報通報・相談窓口

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋保護観察所 通報・相談窓口	027-237-5010 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎 前橋保護観察所 企画調整課内 公益通報通報・相談窓口
前橋刑務所 通報・相談窓口	027-221-4247 (代表)	〒371-0805 前橋市南町1-23-7 前橋刑務所庶務課内 公益通報通報・相談窓口
赤城少年院 通報・相談窓口	027-283-2020 (代表)	〒371-0222 前橋市上大屋町60 赤城少年院庶務課内 公益通報通報・相談窓口
榛名女子学園 通報・相談窓口	0279-54-3232 (代表)	〒370-3503 北群馬郡榛東村 新井1027-1 榛名女子学園庶務課内 公益通報通報・相談窓口
前橋少年鑑別所 通報・相談窓口	027-233-3183 (代表)	〒371-0035 前橋市岩神町4-5-7 前橋少年鑑別所庶務課内 公益通報通報・相談窓口
最高検察庁 通報・相談窓口	03-3592-5611 (代表)	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 最高検察庁総務課内 公益通報相談窓口

(概要)

最高検察庁の公益通報窓口では、検察庁又はその職員についての法令等の違反行為に関する通報・相談を受け付けております。

受付時間 平日9:30~12:00、13:00~17:00（祝日及び年末年始を除く）

（注）最高検察庁が受け付ける公益通報（外部通報）は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、検察庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東京高等検察庁	03-3592-5611 (代表)	〒100-8904 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館 A棟
前橋地方検察庁	027-235-7800 (代表)	〒371-8550 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎
公安調査庁 通報窓口	03-3592-5711 (代表)	〒100-8987 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟 公安調査庁内 公益通報窓口
<p>(注) 公安調査庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、公安調査庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
関東公安調査局 通報窓口	03-3261-8585 (代表)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-10 九段合同庁舎 関東公安調査局内 公益通報窓口
外務省 相談窓口	03-3580-3311 (内線5540)	〒100-8919 東京都千代田区 霞が関2-2-1 外務省 監察査察室内
<p>(概要) ※公益通報であることを明示の上、御連絡願います。 (注) 外務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、外務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
財務省 お問い合わせ 窓口	03-3581-4111 (内線2975)	〒100-8940 東京都千代田区 霞が関3-1-1 財務省大臣官房文書課 行政相談係
<p>(注) 財務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、財務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。なお、法律別に、通報・相談窓口が異なります。</p>		
関東財務局 お問い合わせ 窓口	048-600-1092	〒330-9716 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 関東財務局総務部 財務広報相談室
<p>(概要) 公益通報の対象となる法律により担当課が異なります。 また、関東財務局における公益通報窓口の受付対象は当局の管轄区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)に限られます。 (注) 財務省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、財務省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
国税庁 受付・相談窓口	03-3581-4161 (代表)	〒100-8978 東京都千代田区 霞が関3-1-1 国税庁長官官房総務課 情報公開・個人情報保護 室
<p>(概要) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)においては、公益通報の対象となる法律に関して処分又は勧告等を行う権限を有する省庁が公益通報を受け付ける仕組みとなっております。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東信越国税局 受付・相談窓口	048-600-3111 (代表)	〒330-9719 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館20階 関東信越国税局総務部 総務課情報公開・個人情報 保護窓口
文部科学省 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線2172)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 東館 文部科学省大臣官房総務 課広報室公益通報者保護 専門官
<p>(注) 文部科学省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、文部科学省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
スポーツ庁 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線3019)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 東館 スポーツ庁政策課
<p>(注) スポーツ庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、スポーツ庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
文化庁 公益通報窓口	03-5253-4111 (内線2808)	〒100-8959 東京都千代田区 霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 (文化庁庁舎) 文化庁庁長官官房政策課 人事係
<p>(注) 文化庁が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、文化庁が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
農林水産省 公益通報受付窓口	03-3591-6529	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館 農林水産省本省消費者の 部屋
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00(祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 農林水産省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、農林水産省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。</p>		
関東農政局 公益通報受付窓口	048-740-0358	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 消費者の部屋
経済産業省 公益通報窓口	03-3501-1657	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関1-3-1本館10階 経済産業省大臣官房広報 室公益通報窓口
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00(祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 経済産業省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、経済産業省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。経済産業省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は経済産業本省大臣官房広報室で一元的に相談・受付となります。</p>		
国土交通省 公益通報相談 窓口	03-5253-8124	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00(祝日及び年末年始を除く)</p> <p>(注) 国土交通省が受け付ける公益通報(外部通報)は、公益通報者保護法上の通報対象事実について、国土交通省が処分又は勧告等の権限を有するものがその対象となります。国土交通省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は国土交通省本省で一元的に相談・受付となります。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
環境省 公益通報窓口・相談窓口	03-3581-3351 (代表)	〒100-8975 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館 環境省大臣官房総務課
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日10:00～17:00（祝日及び年末年始を除く） 環境省が処分等の権限を有する事業者の法令違反について、通報・相談を受け付けます。 （注）環境省に対する公益通報者保護法に基づく公益通報は環境省大臣官房総務課で一元的に相談・受付となります。</p>		
防衛省本省 公益通報窓口	03-3268-3111 (内線) 20499	〒162-8801 東京都新宿区 市谷本村町5-1 防衛省大臣官房文書課
<p>(概要)</p> <p>①防衛省本省が処分や勧告等をする法的な権限を有していること、②事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（証拠資料等）があること、③不正な目的でないことの要件を満たしているものについては、防衛省本省に公益通報ができます。防衛省本省とは、防衛装備庁以外の機関等を指し、内部部局、防衛大、防衛医大、防衛研究所、各幕僚監部、各自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局の機関等が含まれます。</p>		
防衛装備庁 公益通報窓口	03-3268-3111 (内線) 35843、35844	〒162-8801 東京都新宿区 市谷本村町5-1 防衛装備庁長官官房監察 監査・評価官
<p>(概要)</p> <p>①防衛装備庁が処分や勧告等をする法的な権限を有していること、②事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（証拠資料等）があること、③不正な目的でないことの要件を満たしているものについては、防衛装備庁に公益通報ができます。</p>		

公益通報者保護に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 公益通報 受付・相談窓口	027-226-2277	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎2階 県民センター
<p>(概要)</p> <p>県が処分または勧告等を行う権限を持っていない法令違反行為については、国や市町村等、権限を持つ行政機関を教示することになります。</p>		
群馬県警察本部 公益通報窓口・相 談窓口	027-243-0800	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日8:30~17:15 (祝祭日及び年末年始等を除く) 群馬県公安委員会及び群馬県警察が処分又は勧告等の権限を有するものに限り、受け付けます。</p>		

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
法務省 入国管理局	03-3580-4111 (代表)	〒100-8977 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館 A棟
東京入国管理局	03-5796-7111 (代表)	〒108-8255 東京都港区 港南5-5-30
外国人在留総合イン フォメーション センター	0570-013904 (全国统一受付番号) 03-5796-7112 (東京入国管理局)	
<p>(相談概要)</p> <p>地方入国管理局・支局に「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しております。ここでは、電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。また、札幌、高松及び那覇の各地方入国管理局・支局には相談員を配置し、電話や訪問によるお問い合わせに対応していますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>受付時間 平日 8:30~17:15</p>		

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
ワンストップ型相談センター		
外国人総合相談支援センター	03-3202-5535	〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康センター 「ハイジア」 11階 しんじゅく多文化共生 プラザ内
<p>(相談概要)</p> <p>地方公共団体の相談窓口と連携して、外国人住民が我が国で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供を行うため、ワンストップ型の相談センターを設置しております。</p> <p>ここでは、電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、中国語等）でも対応しています。</p> <p>毎月第2金曜日には、専門家（弁護士・精神科医・社会保険労務士・行政書士・労働相談員等）が個別の相談に対応します（予約制）。</p> <p>対応言語 中国語・英語（月～金（第2第4水曜は除く）） ポルトガル語（木） スペイン語（月・木） ベンガル語（火） インドネシア語（火） ベトナム語（木・金）。</p> <p>受付時間 平日 9：00～16：00 （毎月第2・4水曜日及び土日祝日、年末年始は休館です。）</p> <p>※特定非営利活動法人国際活動市民中心（CINGA）に運営委託（法務省委託事業）</p>		

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
外国人総合相談支援センター 埼玉	048-833-3296	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階
<p>(相談概要)</p> <p>生活全般に関する相談のほか、労働相談、入国・在留手続きに関する入管相談、法律相談を行っています。</p> <p>対応言語 英語 スペイン語 中国語 ポルトガル語 ハングル(韓国・朝鮮語) タガログ語 タイ語 ベトナム語 やさしい日本語</p> <p>専門相談の場合、状況によっては対応できない言語があります。</p> <p>一般(生活)相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活全般に関する相談に対応 ・多言語で埼玉県の情報を提供 ・専門相談の予約受付 <p>専門家による対面相談(予約が必要です。)</p> <p>○労働相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者の経歴や技能、日本語能力などを確認しながら、県内の雇用情勢を踏まえた就業に関するアドバイスを提供 ・失業手当の受給手続きに関する相談、賃金未払いや突然の解雇に関する相談に対応 ・相談は、社会保険労務士が対応(埼玉県社会保険労務士会と連携) ・毎月第3火曜日実施 <p>○入管相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民が国内で生活するために必要な、入国・在留手続きに関する相談に対応 ・相談は、法務省東京入国管理局が対応 ・週3日(月、水、金)実施 <p>○法律相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族関係などの法律的助言を必要とする外国人からの相談に対応 ・相談は、弁護士が対応(埼玉弁護士会と連携) ・毎月1回実施 <p>相談時間 平日 9:00～16:00 (祝日及び12/29～1/3を除く)</p> <p>※公益財団法人埼玉県国際交流協会に運営委託(法務省委託事業)</p>		

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
法務省人権擁護局		
外国語人権相談ダイヤル	0570-090911 (全国共通番号)	
<p>(相談概要) 日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話(ナビダイヤル)を設置しています。全国どこからでもこの電話番号にかけていただくことにより人権相談をお受けします(民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局(群馬県の場合は、前橋法務局)につながります)。 対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語(タガログ語)、ポルトガル語及びベトナム語 対応時間 平日9:00~17:00(祝日及び年末年始を除く)</p>		
東京法務局 外国人のための 人権相談所	03-5213-1372	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎12階
<p>(相談概要) 対応言語及び時間 英語及び独語 火曜日、木曜日 13:30~16:00 中国語 月曜日 13:30~16:00 (いずれも、祝日及び年末年始を除く)</p>		
厚生労働省		
外国人労働者向け 相談ダイヤル	<p>〔いずれも全国共通番号〕 0570-001701 (英語) (月~金) 0570-001702 (中国語) (月~金) 0570-001703 (ポルトガル語) (月~金) 0570-001704 (スペイン語) (火、木、金) 0570-001705 (タガログ語) (火、木) 0570-001706 (ベトナム語) (水、金)</p>	
<p>(相談概要) 「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行います(民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の都道府県労働局外国人労働者相談コーナー(群馬県の場合は、太田労働基準監督署)につながります)。</p>		

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東京労働局 東京外国人雇用 サービスセン ター	03-5339-8625	〒163-0721 東京都新宿区 西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル 21階
(相談概要) ・日本で就職を希望する外国人留学生の方の相談・紹介 ・専門的・技術的分野の在留資格の方の相談・紹介 ・在留資格に関する相談 ・留学生及び既卒者を対象とした求人等の相談/受理 ※英語・中国語の通訳員が配置されていますが、指定された日となりますので、通訳が必要な方は予め電話でご確認ください。 ※※専門的・技術的職業の外国人の求人やアルバイト(学生のアルバイトを含む)の求人は事業所を管轄する職業安定所へご提出ください。		
東京労働局 新宿外国人雇用 支援・指導セン ター	03-3204-8609	〒160-8489 東京都新宿区歌舞伎町 2-42-10 ハローワーク新宿 (歌舞伎町庁舎) 1階
(相談概要) ・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者などの就労に制限のない在留資格の方の相談・紹介 ・アルバイトを希望する外国人留学生・就学生の方の相談・紹介 ・在留資格に関する相談 ※英語・中国語の通訳員が配置されていますが、通訳が必要な場合は完全予約制ですので必ず事前に電話で予約をしてください。 受付時間 平日8:30~17:15(祝日及び年末年始は休み)		
群馬労働局 外国人労働者相談 コーナー (太田労働基準監 督署)	0276-45-9920 (代表)	〒373-0817 太田市飯塚町104-1
(相談概要) 太田労働基準監督署では、ポルトガル語を話す外国人者からの条件に関する相談を受け付けております。 対応言語 ポルトガル語 受付時間 平日10:00~18:00(祝日及び年末年始を除く)		

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公共職業安定所	(注) 公共職業安定所の相談にあたっては、 298ページから299ページの所在地及び管轄区 域をご確認の上、相談をお願いします。	
前橋公共職業安 定所	027-290-2111	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1
(概要) 対応言語及び曜日・時間 ポルトガル語・スペイン語 月～金 10:30～16:00		
伊勢崎公共職業 安定所	0270-23-8609	〒372-0006 伊勢崎市太田町 554-10 伊勢崎地方合同庁舎 1階
(概要) 対応言語及び曜日・時間 ポルトガル語・スペイン語 月～金 9:00～12:00、13:00～16:30 英語 火 9:00～12:00、13:00～15:00 木 9:00～12:00、13:00～16:00		
太田公共職業安 定所	0276-46-8609	〒373-0851 太田市飯田町893
(概要) 対応言語及び曜日・時間 ポルトガル語・スペイン語・英語 月～金 10:00～16:00		
館林公共職業安 定所	0276-75-8609	〒374-0066 館林市大街道1-3-37
(概要) 対応言語及び曜日・時間 ポルトガル語・スペイン語 月～金 9:30～12:00、13:00～16:30		

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本司法支援センター (法テラス) (多言語情報提供サービス)	0570-078377 (全国统一番号)	/
<p>(相談概要)</p> <p>お問合せの内容に応じて、解決に役立つ日本の法制度や弁護士会などの関係機関を無料で紹介します。通訳業者が最寄りの事務所（群馬県の場合は、群馬法律事務所）につなげます。</p> <p>提供言語 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語</p> <p>受付時間 平日9:00~17:00（祝日及び年末年始を除く）”</p>		
群馬県		
群馬県行政県税事務所	(注) 県税の相談にあたっては、349ページから352ページの所在地及び所管区域をご確認の上、相談をお願いします。	
伊勢崎行政県税事務所	0270-24-4350	〒372-0031 伊勢崎市今泉町 1-236 群馬県総合教育センター講堂棟1階
<p>(概要一日曜 外国語 納税窓口)</p> <p>対応言語及び曜日・時間 ポルトガル語・スペイン語 毎月最終日曜 9:00~12:00、13:00~15:30</p>		
太田行政県税事務所	0276-31-3261	〒373-8508 太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎 1階
<p>(概要一日曜 外国語 納税窓口)</p> <p>対応言語及び曜日・時間 ポルトガル語 毎月最終日曜 9:00~17:00</p>		

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等																				
公益財団法人 群馬県観光物産 国際協会	027-243-7271	〒371-0026 前橋市大手町2-1-1 群馬会館3階																				
<p>(多言語情報提供サービス概要)</p> <p>県民や外国人からの生活・観光・国際交流に関する各種問い合わせに対し、日本語を含めた5カ国語で情報提供を行うほか、通訳・翻訳サービスを行っています。</p> <p>対応言語及び曜日・時間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">英語</td> <td style="width: 20%;">火・木</td> <td style="width: 20%;">8:30~17:00</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>ポルトガル語</td> <td>月・火・金</td> <td>8:30~17:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スペイン語</td> <td>月・木</td> <td>9:00~17:30</td> <td>火・金</td> <td>8:30~17:00</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>月・火</td> <td>9:00~17:30</td> <td>木・金</td> <td>8:30~17:00</td> </tr> </table>			英語	火・木	8:30~17:00			ポルトガル語	月・火・金	8:30~17:00			スペイン語	月・木	9:00~17:30	火・金	8:30~17:00	中国語	月・火	9:00~17:30	木・金	8:30~17:00
英語	火・木	8:30~17:00																				
ポルトガル語	月・火・金	8:30~17:00																				
スペイン語	月・木	9:00~17:30	火・金	8:30~17:00																		
中国語	月・火	9:00~17:30	木・金	8:30~17:00																		
社会福祉法人 日本国際社会事 業団	03-5840-5711	〒113-0034 東京都文京区 湯島1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3階																				
<p>(多言語情報提供サービス概要)</p> <p>スタッフおよび社会福祉学や心理学を修めたソーシャルワーカーが日本語・英語・タガログ語・タイ語・ベトナム語で相談に応じ、支援を提供しています。</p> <p>対応言語及び曜日・時間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">英語</td> <td style="width: 20%;">月~金</td> <td style="width: 20%;">10:00~17:00</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>タガログ語</td> <td>月・木</td> <td>10:00~17:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイ語</td> <td>水</td> <td>10:00~17:00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベトナム語</td> <td>火</td> <td>10:00~17:00</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			英語	月~金	10:00~17:00			タガログ語	月・木	10:00~17:00			タイ語	水	10:00~17:00			ベトナム語	火	10:00~17:00		
英語	月~金	10:00~17:00																				
タガログ語	月・木	10:00~17:00																				
タイ語	水	10:00~17:00																				
ベトナム語	火	10:00~17:00																				
<p>(国際結婚・離婚に関する相談概要)</p> <p>国際結婚・離婚の手続きから、配偶者とその子どもの日本への呼び寄せに係る手続きなど、さまざまなご相談にソーシャルワーカーが応じています。</p>																						
<p>(無国籍の子ども - 国籍取得相談概要)</p> <p>「無国籍」状態にある子どもたちの国籍取得の手続きを支援しています。子どもの親が所在不明の場合は、親が残した手がかりを元に、在日外国公館への届出を目指します。</p>																						

外国人の一般相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
特定非営利活動法人 AMDA国際医療 情報センター	03-6233-9266	〒160-0021 東京都新宿区新宿歌舞 伎町郵便局留
(医療関連の相談概要) 外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。 言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。 受付時間 平日 10:00~15:00		
(医療機関向け無料電話通訳の専用ライン概要) 医療通訳として経験を重ねたスタッフが通訳ラインを担当します。英語、中国語、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語の6か国語で対応しますが、月単位で対応言語・曜日が異なります。 平成30年7月の対応言語 英語 月~金 10:00~15:00 韓国語 月 10:00~15:00 タイ語 火 10:00~15:00 スペイン語 水 10:00~15:00 中国語 木 10:00~15:00 ポルトガル語 金 10:00~15:00		
特定非営利活動法人 東京英語いのち の電話	03-5774-0992 (相談専用)	〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター2階
(概要) 英語による無料電話相談や専門家による面談カウンセリングサービスの提供、また、メンタルヘルスに関する様々なワークショップを開催。 相談時間 9:00~23:00 (年中無休) 対応言語 英語 (注) 日本いのちの電話連盟のほか、ライフラインインターナショナルにも加盟している団体		

法律の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本司法支援センター群馬法律事務所（法テラス群馬）	/	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階
法テラス・サポートダイヤル	（法的トラブルでお困りの方は） 0570-078374 （犯罪被害にあわれた方は） 0570-079714	
i8km8		
（無料法律相談）	050-3383-5399 （予約制）	※生活保護受給者等収入が一定基準以下の方対象。事前に電話で問合せが必要。
（概要） 離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般及びクレジット・サラ金相談 相談日時 平日13:00～17:00（祝日・年末年始休業）		
市町村及び市町村社会福祉協議会において、住民対象として、群馬弁護士会及び群馬司法書士会等の協力の基に、法律相談を開設している場合があります。364ページから365ページの市町村一覧を、370ページから373ページの市町村社会福祉協議会一覧をそれぞれご確認ください。		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬弁護士会	027-233-4804	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館
無料電話相談 ガイド	027-233-9333 (専用電話番号)	
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日13:00～16:00 約10分間の無料電話相談ガイドを実施 弁護士に相談するような問題なのかよく分からない、という場合などにお気軽にご利用下さい。</p> <p>なお、電話での相談という性質や時間の制約から、問題解決の方向性を示すのみで、実際に問題が解決するような法的助言はできない場合が数多くあります。 あらかじめ、ご了承ください。</p> <p>(注) 市町村役場等の会場において、出張無料相談を実施している場合があります。</p>		
法律相談センター	027-234-9321 (予約専用電話番号)	予約受付時間 平日9:00～12:00、13:00～ 15:00 (祝祭日除く)
<p>(相談概要)</p> <p>ご相談の際は、事前に電話予約をお願いしています。 30分あたり、5,400円(税込)の相談料がかかります。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●破産、債務整理の相談 ●離婚の相談 ●労働問題の相談(但し、労働者からの相談に限ります) ●交通事故の相談(但し、一部例外があります) <p>については、初回相談料を無料とさせていただきます。</p> <p>相談日 月曜日～土曜日 13:00～16:00 相談会場 群馬弁護士会館 県民法律センター</p>		
紛争解決センター	027-234-9321 (予約専用電話番号)	予約受付時間 平日9:00～12:00、13:00～ 15:00 (祝祭日除く)
<p>(概要)</p> <p>群馬弁護士会が実施する、裁判を使わない紛争解決機関です。 弁護士が、当事者双方から話を聞いて、公正・適切・柔軟な和解案を提示して、紛争の早期解決を目指します。 法律相談の後に、弁護士からの紹介を経て、紛争解決センターへの申立てることができます。</p>		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬司法書士会	027-221-0150	〒371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会館
<p>（相談概要-無料電話相談） 相続をはじめ、登記や借金、成年後見についての問題 受付時間 平日10:00～16:00（祝日を除く）、第2・第4土曜日13:00～16:00</p>		
<p>（相談概要-無料面談相談） 受付時間 第2・第4土曜日13:00～16:00 相談会場 群馬司法書士会館 受付時間 第2土曜日13:00～16:00 相談会場 太田商工会議所（〒373-8521 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館2階）</p>		
労働トラブル無料 電話相談	027-226-6111	群馬司法書士会内
<p>（相談概要） 受付時間 第2・第4火曜日（祝日を除く）18:00～21:00</p>		
公益社団法人 成年後見セン ター・リーガルサ ポート群馬支部	027-224-7773 （相談専用） 027-224-7771 （予約受付電話）	〒371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会館
<p>（相談概要-無料電話相談） 成年後見に関する相談 受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く） 電話にてお申し込みください。 相談員が常駐しておりませんので、その場で直接の相談はできません。 受付をさせていただき、相談電話の手配をいたします。 極力、即日での対応をできるよう手配いたします。</p>		
群馬県行政書士会	027-234-3677	〒371-0017 前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館4階
<p>（注）各支部が市町村役場等の会場において無料相談を実施している場合があります。 詳細はご照会してください。</p>		
関東信越税理士会 群馬県支部連合会	027-234-6131	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館3階
<p>（注）各支部が市町村役場等の会場において無料相談を実施している場合があります。 詳細は各支部又は各市町村役場にしてください。</p>		
前橋支部	（連合会に同じ）	
高崎支部	027-361-7788	〒370-0006 高崎市問屋町3-10-3 問屋町センタービル第2ビル 304号
桐生支部	0277-52-6538	〒376-0013 桐生市広沢町3-4068 石原照久税理士事務所

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
伊勢崎支部	0270-62-4040	〒379-2204 伊勢崎市西久保町 1-46-2 小野朝嗣税理士事務所
沼田支部	0278-22-7516	〒378-0031 沼田市薄根町4462-3 奈良光一郎税理士事務所
館林支部	0276-71-1122	〒374-0023 館林市大手町10-1 館林商工会議所内 関東信越税理士会 群馬県館林支部事務局
藤岡支部	0274-24-5324	〒375-0023 藤岡市本郷903-63 横尾国雄税理士事務所
富岡支部	0274-62-1800	〒370-2343 富岡市七日市408-1 田中和彦税理士事務所
中之条支部	0279-67-3358	〒377-0815 吾妻郡東吾妻町大字岩下329-1 中島哲男税理士事務所
群馬県社会保険労務士会	027-253-5621 (代表)	〒371-0846 前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会館
総合労働相談所	027-255-4864 (予約専用)	予約受付時間 平日9:00～12:00、13:00～ 17:00（祝祭日除く）
<p>（相談概要-無料電話相談） 解雇・賃金・労働時間・休日・時間外労働・セクハラ・男女差別・退職金・労働災害など、労働問題全般のご相談をやさしい手続きで公平・迅速にご指導・助言します。 相談時間 毎月第2木曜日（8月は、第1木曜日） （1）10:00～11:00 （2）11:00～12:00 （3）13:00～14:00 （4）14:00～15:00</p>		
群馬県働き方改革推進支援センター	0120-486-450	群馬県社会保険労務士会館内
<p>（相談概要） 群馬県に所在地を置く中小企業・小規模事業者等を中心に長期間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和に向けた取組を支援するために設置され、商工会議所等の関係機関と連携して事業を実施します（群馬労働局委託事業）。 社会保険労務士が電話、来所、訪問による相談をお受けします。 受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日及び社労士会定休日を除く）</p>		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
医療労務管理相談 コーナー	027-253-5621	群馬県社会保険労務士会館内
<p>（相談概要） 医療機関の経営者・人事労務担当者・医療従事者を対象に、医療スタッフの離職率が高くて困っている等の労働問題の相談に、医療分野に特化した人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が対応します（群馬労働局委託事業）。 社会保険労務士が電話、来所、訪問による相談をお受けします。 受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日及び社労士会定休日を除く）</p>		
労働紛争解決セン ター群馬	027-253-5621	群馬県社会保険労務士会館内
<p>（相談概要） 「裁判外紛争解決手続きの利用促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、個別労働紛争につき労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見を活かし、個別労働紛争を「あっせん」の手続により公正中立の立場から、簡易、迅速、低廉に円満解決する機関です。（この手続きは非公開で行われ、当事者の秘密は厳守されます。） 社労士会労働紛争解決センター群馬で対象とするのは、個別労働紛争（賃金不払い、解雇や出向・配置転換に関する労働契約の問題や、職場でのいじめ、いやがらせなどの個々の労働者と事業主との紛争）に限られます。労働組合と事業主との紛争や私的な金銭貸借問題は対象外となります。 ※平成31年3月31日まで無料 受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日及び社労士会定休日を除く）</p>		
社労士成年後見セン ター群馬	027-253-5621	群馬県社会保険労務士会館内
<p>（概要） 私たち社会保険労務士は、年金、医療、介護等社会保障制度に関わる国家資格の専門職です。 成年後見制度においても、社会保険労務士として有する他の士業にはない知見を活かし、被後見人等（被保佐人・被補助人含む）の財産を適正に管理するとともに、ご本人らしい生活が送れるよう支援いたします。 受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日及び社労士会定休日を除く）</p>		
群馬土地家屋調査 士会	027-288-0033 (代表)	〒379-2141 前橋市鶴光路町19-2
境界問題相談セン ター群馬	027-289-9866	群馬土地家屋調査士会内
<p>（概要） 境界紛争が発生してしまったとき、境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力し、これまで培ったノウハウをいかして話し合いによる穏やかな解決を目指します。</p>		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬県建築士事務所協会	027-255-1333 (代表)	〒371-0846 前橋市元総社町2-23-7
(概要) 場所及び時間 第2土曜日13:00~15:00 太田商工会議所 1階ロビー (住所:太田市浜町3-6) 第4土曜日13:00~15:00 ぐんま住まいの相談センター (住所:前橋市紅雲町1-17-12) ※太田商工会議所の相談会のお問い合わせは、群馬県建築士事務所協会 太田支部 小林 (TEL0276-45-1008) (株)北村建築設計事務所内) まで		
公益社団法人 群馬県不動産鑑定士協会	027-243-3077 (代表)	〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 群馬県住宅公社ビル3階
(概要) 定期的に、無料相談会を開催し、不動産の専門家として、広く個人や企業を対象に、不動産の有効活用や相続等に関するアドバイス、土地の開発計画等のコンサルティングなども行なっております。 受付時間 第1木曜日 13:30~15:30 (1月及び10月は除く)		
公益社団法人 全日本不動産協会 群馬県本部	027-255-6280 (代表)	〒371-0843 前橋市新前橋町19-2 全日群馬会館
(概要) 不動産知識の普及、適正な取引の推進を目的とした不動産に関する無料相談会を開催しております。不動産に関する疑問やトラブルがございましたら、何でも結構ですのでお気軽にご相談ください。当協会の相談員がご相談に応じます。 受付時間 毎月第2・4水曜日 13:30~15:00 (祝日、年末年始、夏季休業期間などを除く)		
一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会	027-243-3388 (代表)	〒379-2154 前橋市天川大島町1-4-37 群馬県不動産会館
(概要) 不動産知識の普及、適正な取引の推進を目的とした不動産に関する無料相談会を開催しております。不動産に関する疑問やトラブルがございましたら、何でも結構ですのでお気軽にご相談ください。当協会の相談員がご相談に応じます。 受付時間 火曜日及び木曜日 10:00~12:00、13:00~17:00 (祝日、年末年始、お盆期間、ゴールデンウィークは休みとなります。また、協会行事等で休みになることもあります。) ※関係書類持参の上、直接来訪ください (電話にて、予約をいただいた方優先となります。)。電話による相談も可能です。		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本弁理士会関東支部	03-3519-2707 (面談予約・電話相談)	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館1階相談室
<p>(相談概要)</p> <p>発明、デザイン、商品・サービス名の権利化、模倣対策、海外進出など知的財産のお悩みにお答えします。相談時間は30分以内です。電話相談についてはご来訪の相談者がいない場合に限りです。限られた時間と資料の範囲内での相談会のため、回答に限度があります。 ※毎週木曜日：著作権相談専門の「著作権相談室」も同時開設中。</p> <p>電話予約受付時間 平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）</p> <p>相談時間 平日 10:00～12:00、14:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）</p>		
一般社団法人 群馬県社会福祉士会	027-212-8388 (代表)	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階
群馬県障害者権利擁護センター	027-289-3127 夜間 080-8910-1011	群馬県社会福祉士会内
<p>(相談概要)</p> <p>○使用者（雇用主等）による虐待の通報・届出の受理 ○虐待を受けた本人、養護者に対する相談機関を紹介 ○虐待の防止に関する広報その他の啓発活動 ○市町村相互間の連絡調整、情報の提供、助言等 ○障害者、養護者支援に関する情報の収集、分析、提供 ○その他障害者虐待の防止等のために必要な支援</p> <p>夜間や休日における使用者による障害者虐待についても、速やかに対応できる体制を確保しています（群馬県委託）。</p> <p>なお、聞き取った虐待の状況から緊急対応が必要であると判断した時は速やかに県警本部へ連絡いたします。</p> <p>一般電話受付時間 平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く。夜間・休日は携帯電話で受付）</p>		
権利擁護センター 「ばあとなあ群馬」	027-212-8388	群馬県社会福祉士会内
<p>(相談概要)</p> <p>福祉サービスは、今や契約により利用する時代です。認知症や知的障がい・精神障がいなどのために、自ら適切な判断をすることが困難な方の場合、自らの権利を擁護しながら、福祉サービスなどの契約を結ぶことができないおそれがあります。</p> <p>このような不安にお応えし、支援するのが、群馬県社会福祉士会の中に設置された「ばあとなあ群馬」です。</p> <p>ご本人が安心して暮らせるように、社会福祉士の専門スキルである相談援助技術を生かし、ご本人に寄り添い、声なき声を受け止めて、ご本人の自己決定を支援します。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く。）</p>		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 日本薬剤師会 消費者薬相談窓口	03-3353-2251 (相談専用)	〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル7階
<p>(相談概要)</p> <p>受付時間 火曜日及び金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
一般社団法人 群馬県薬剤師会 薬事情報センター	027-243-6650	〒371-0013 前橋市西片貝町5-18-36
<p>(相談概要)</p> <p>県民の皆様から、おくすりに関する一般的な質問を電話にてお受けしています。電話相談におきまして、業務統計のため、質問者様のお住まいの地域、年代、性別等をお伺いしております。</p> <p>※薬事情報センターでは、具体的な治療方法、診療内容、治療方針などの相談については応じかねます。</p> <p>また、治療における責任の所在を判定することはできず、医療的な判断や法的な仲裁を行う権限はありません。治療内容、おくすりの選択に関しましては、おかけの医師・薬剤師にご確認ください。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
公益社団法人 日本看護協会	03-5778-8831 (代表)	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル
看護に関する相談 窓口	03-5778-8552	看護開発部 看護業務・医療安全課
<p>(相談概要)</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:30 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
医療安全相談窓口	03-5778-8548	看護開発部 看護業務・医療安全課
<p>(相談概要)</p> <p>日本看護協会では、医療安全をどう推進するか、医療事故後の対応をどうするかなど医療安全に関する相談を受け付けています。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:30 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
<p>※看護職賠償責任保険制度加入者につきましては、専用相談窓口がございます。</p> <p>TEL：0120-088-073【受付時間】10:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日は休業) 担当 「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室</p>		
看護管理者のための 労働時間管理相 談窓口	FAX 03-5253-5285 (相談専用)	労働政策部 看護労働課
ナースのはたらく 時間・相談窓口	FAX 050-3737-2820 (相談専用)	労働政策部 看護労働課

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 日本訪問看護財団 訪問看護等在宅ケ ア相談窓口	03-5778-7007 （相談専用）	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル5階
<p>（相談概要）</p> <p>日本訪問看護財団では、訪問看護等在宅ケアを提供する場合、また皆様がこれらのケアを利用する場合等を感じる様々な疑問・質問にお答えする相談窓口をそなえています。どんな質問でも結構です。困ったときにご利用ください。</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 訪問看護ステーションなどの開設や事業運営 ◦ 訪問看護に関する制度・報酬 ◦ 訪問看護従事者の研修等 ◦ 訪問看護等在宅ケアの利用 ◦ その他 <p>受付時間 毎週 月曜日・水曜日・金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 （祝日及び年末年始を除く。）</p>		

各府省等

行政機関名	電話番号(代表)	所在地等
内閣官房	03-5253-2111	〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣法制局	03-3581-7271	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
人事院	03-3581-5311	〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 中央合同庁舎第5号館別館
内閣府	03-5253-2111	〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
宮内庁	03-3213-1111	〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1
公正取引委員会	03-3581-5471	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟
国家公安委員会 警察庁	03-3581-0141	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
個人情報 保護委員会	03-6457-9680	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階
金融庁 証券取引等監視 委員会	03-3506-6000	〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館西館
消費者庁	03-3507-8800	〒100-8958 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
復興庁	03-6328-1111	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
総務省	03-5253-5111	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
公害等調整委員会	03-3581-9601	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階
消防庁	03-5253-5111	〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

各府省等

行政機関名	電話番号(代表)	所在地等
法務省	03-3580-4111	〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館A棟
最高検察庁	03-3592-5611	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館A棟
公安審査委員会	03-3580-4111	〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館A棟
公安調査庁	03-3592-5711	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館A棟
外務省	03-3580-3311	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
財務省	03-3581-4111	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁	03-3581-4161	〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税不服審判所	03-3581-4101	〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	03-5253-4111	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館
スポーツ庁	03-5253-4111	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館
文化庁	03-5253-4111	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館 (文化庁庁舎)
厚生労働省	03-5253-1111	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館本館
中央労働委員会	03-5403-2111	〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会会館
農林水産省	03-3502-8111	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館
林野庁	03-3502-8111	〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館

各府省等

行政機関名	電話番号(代表)	所在地等
水産庁	03-3502-8111	〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館
経済産業省	03-3501-1511	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	03-3501-1511	〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館
特許庁	03-3581-1101	〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁本庁舎
中小企業庁	03-3501-1511	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館
国土交通省	03-5253-8111	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
国土地理院	029-864-1111	〒305-0811 つくば市北郷1
観光庁	03-5253-8111	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
気象庁	03-3212-8341	〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
運輸安全委員会	03-5253-8486	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館8階
海上保安庁	03-3591-6361	〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
環境省	03-3581-3351	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館本館
原子力規制委員会	03-3581-3352	〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル 2階～9階・13階

各府省等

行政機関名	電話番号(代表)	所在地等
防衛省	03-5366-3111	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	03-3268-3111	〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1
会計検査院	03-3581-3251	〒100-8941 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館

関東管区行政評価局及び管内行政評価事務所・
行政監視行政相談センター等

関係機関 ・相談窓口	電話番号 〔 上段：代表電話 下段：行政苦情110番 〕	所在地等
関東管区 行政評価局	048-600-2300 <u>048-601-1100</u>	〒330-9717 さいたま市中央区1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館19階
茨城行政監視行政 相談センター	029-221-3347 <u>029-253-1100</u>	〒310-0061 水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎2階
栃木行政監視行政 相談センター	028-634-4680 <u>028-633-1100</u>	〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎3階
群馬行政監視行政 相談センター	027-221-1648 <u>027-221-1100</u>	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階
千葉行政監視行政 相談センター	043-246-9821 <u>043-244-1100</u>	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎7階
東京行政評価事務 所	03-5331-1750 <u>03-3363-1100</u>	〒169-0073 新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎2階
神奈川行政評価事 務所	045-641-2832 <u>045-681-1100</u>	〒231-0023 横浜市中区山下町 37- 9 横浜地方合同庁舎3階
新潟行政評価事務 所	025-282-1112 <u>025-282-1100</u>	〒950-8628 新潟市中央区 美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1号館7階
山梨行政監視行政 相談センター	055-252-1496 <u>055-252-1100</u>	〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎9階
長野行政監視行政 相談センター	026-235-5566 <u>026-235-1100</u>	〒380-0846 長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎4階

関東管区行政評価局及び管内行政評価事務所・
行政監視行政相談センター等

関係機関 ・相談窓口	電話番号 〔 上段：代表電話 下段：行政苦情110番 〕	所在地等
東京 総合行政相談所	03-3987-0229	〒171-8569 東京都豊島区 南池袋1-28-1 西武百貨店池袋本店7階
さいたま 総合行政相談所	048-839-8150	〒336-0022 さいたま市南区白幡 5-19-19 「マー シ」2階

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
(人事院)		
関東事務局	048-740-2001 (代表)	〒330-9712 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館6階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県		
(警察庁)		
関東管区警察局	048-600-6000 (代表)	〒330-9726 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館22階～26階 (受付22階)
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県		
群馬県情報通信部	027-243-0110 (群馬県警察本部代表)	〒371-0026 群馬県前橋市 大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎8階
(総務省)		
関東管区行政評価局	048-600-2300 (代表)	〒330-9717 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館19階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県		
群馬行政監視行政相談センター	027-221-1648 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東総合通信局	03-6238-1600 (代表)	〒102-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階・23階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県		
信越総合通信局	026-234-9963 (代表)	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 4階・5階
(管轄区域) 新潟県、長野県		
(法務省)		
東京矯正管区	048-600-1500 (代表)	〒330-9723 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館13階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県		
関東地方更生保護委員会	048-600-0181 (代表)	〒330-9725 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館21階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県		
東京法務局	03-5213-1234 (代表)	〒102-8225 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋地方法務局	027-221-4466 (代表)	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎 4階・5階 (証明交付4階)
(管轄区域) 不動産登記—前橋市 供託、人権擁護、国籍(含む戸籍)及び公証—前橋市、渋川市、北群馬 郡(榛東村、吉岡町) 商 業・法人登記—群馬県内全域		
高崎支局	027-322-6315 (代表)	〒370-0045 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎 南棟1階・2階
(管轄区域) 登記、供託、人権擁護、戸籍及び公証—高崎市、安中市、藤岡市、多 野郡(神流町)		
桐生支局	0277-44-3526 (代表)	〒376-0045 桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎 2階・3階
(管轄区域) 登記、供託、人権擁護、戸籍及び公証—桐生市、みどり市		
伊勢崎支局	0270-25-0758 (代表)	〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎 2階・3階
(管轄区域) 登記、供託、人権擁護、戸籍及び公証—伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		
太田支局	0276-32-6100 (代表)	〒373-0063 太田市鳥山下町387-3 太田地方合同庁舎 1階・2階
(管轄区域) 登記、供託、人権擁護、戸籍及び公証—太田市、館林市、邑楽郡(板 倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
沼田支局	0278-22-2518 (代表)	〒378-0042 沼田市西倉内町701
(管轄区域) 登記、供託、人権擁護、戸籍及び公証—沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
富岡支局	0274-62-0404 (代表)	〒370-2316 富岡市富岡1383-6
(管轄区域) 登記、供託、人権擁護、戸籍及び公証—富岡市、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)、多野郡(上野村)		
渋川出張所	0279-22-0242 (代表)	〒377-0007 渋川市石原1099-1
(管轄区域) 登記—渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
館林法務局証明サービスセンター	0276-32-6125	〒374-8501 館林市城町1-1 館林市役所1階ロビー
藤岡法務局証明サービスセンター	027-322-6326	〒375-8601 藤岡市中栗須327 藤岡市役所1階ロビー

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東京入国管理局	03-5796-7111 (代表)	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
<p>(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県</p>		
高崎出張所	027-328-1154 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町26-5 高崎法務総合庁舎1階
<p>(管轄又は分担区域) [在留関係諸申請] 群馬県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県 原則として、申請人である外国人の住所地を管轄する地方局又は支局若しくは分担する出張所において手続きができます。 [在留資格認定証明書交付申請] 群馬県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県 原則として申請代理人となる受入れ機関の所在地や親族の住所地を管轄する地方局又は支局。なお、一部の在留資格については、在留資格認定証明書交付申請を取り扱っていない出張所がありますので、事前にご確認ください。</p>		
前橋保護観察所	027-237-5010 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎 1階・2階
前橋刑務所	027-221-4247 (代表)	〒371-0805 前橋市南町1-23-7
高崎拘置支所	027-322-5617 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町26-5 高崎法務総合庁舎
太田拘置支所	0276-49-4397 (代表)	〒373-0851 太田市飯田町625
赤城少年院	027-283-2020 (代表)	〒371-0222 前橋市上大屋町60
榛名女子学園	0279-54-3232 (代表)	〒370-3503 北群馬郡榛東村 新井1027-1

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋少年鑑別所	027-233-3183 (代表)	〒371-0035 前橋市岩神町4-5-7
東京高等検察庁	03-3592-5611 (代表)	〒100-8904 東京都千代田区 霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館 A棟
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県		
前橋地方検察庁	027-235-7800 (代表)	〒371-8550 前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎
前橋区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 前橋市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
伊勢崎区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
中之条区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 吾妻郡(中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町)		
前橋地方検察庁 高崎支部	027-322-3561 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町26-5 高崎法務総合庁舎1階
高崎区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 高崎市、安中市		
藤岡区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 藤岡市、多野郡(上野村、神流町)		
群馬富岡区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 富岡市、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)		
前橋地方検察庁 太田支部	0276-45-4000 (代表)	〒373-0853 太田市浜町17-2
太田区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 太田市		
館林区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 館林市、邑楽郡(板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋地方検察庁 桐生支部	0277-54-3716 (代表)	〒376-0011 桐生市相生町 2-371-2
桐生区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 桐生市、みどり市		
前橋地方検察庁沼 田支部	0278-22-2542 (代表)	〒378-0043 沼田市東倉内町569-4
沼田区検察庁	同上	同上
(管轄区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
関東公安調査局	03-3261-8585 (代表)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-10 九段合同庁舎
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県及び静岡県		
長野公安調査事務所	026-234-1275 (代表)	〒380-0846 長野市長野旭町1108 長野法務総合庁舎
(管轄区域) 群馬県、長野県		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
(財務省)		
関東財務局	048-600-1111 (代表)	〒330-9716 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1 号館11階～19階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県		
前橋財務事務所	027-221-4491 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎10階
東京税関	03-3599-6214 (総務課)	〒135-8615 東京都江東区青海2-7- 11 東京港湾合同庁舎
(管轄区域) 山形県、群馬県、埼玉県、千葉県(市川市(原木及び原木1丁目から4 丁目)、成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町)、東京都、新潟県及 び山梨県		
前橋出張所	027-221-5284 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階
太田政令派出所	0276-37-9911 (代表)	〒373-0012 太田市清原町12-1 太田国際貨物ターミナル 内
(管轄区域) 群馬県、埼玉県(秩父市、本庄市、深谷市、秩父郡(横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町、東秩父村)、児玉郡(美里町、神川町、上里町)、 大里郡(寄居町)		
横浜税関	045-212-6053 (税関広報広聴室)	〒231-8401 横浜市中区海岸通1-1
(管轄区域) 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県(東京税関の管轄に属する地 域を除く)、神奈川県		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
関東信越国税局	048-600-3111 (代表)	〒330-9719 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁 舎1号館20階~30階 (総合受付20階)
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県及び長野県		
伊勢崎税務署	0270-25-4045 (代表案内)	〒372-8686 伊勢崎市鹿島町562-1
(管轄区域) 伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		
桐生税務署	0277-22-3121 (代表案内)	〒376-0045 桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎 4階・5階
(管轄区域) 桐生市、みどり市		
高崎税務署	027-322-4711 (代表案内)	〒370-8611 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎北棟
(管轄区域) 高崎市、渋川市、安中市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
館林税務署	0276-72-4373 (代表案内)	〒374-8686 館林市仲町11-12
(管轄区域) 太田市、館林市、邑楽郡(板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)		
富岡税務署	0274-63-2235 (代表案内)	〒370-2391 富岡市富岡2741-1
(管轄区域) 富岡市、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
中之条税務署	0279-75-3355 (代表案内)	〒377-0492 吾妻郡中之条町大字 伊勢町1022-1
(管轄区域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬭恋村、中之条町、長野原町)		
沼田税務署	0278-22-2131 (代表案内)	〒378-8691 沼田市東原新町 1910-2
(管轄区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
藤岡税務署	0274-22-0971 (代表案内)	〒375-8602 藤岡市藤岡668-1
(管轄区域) 藤岡市、多野郡(上野村、神流町)		
前橋税務署	027-224-4371 (代表案内)	〒371-8686 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎2階・ 3階(総合受付2階)
(管轄区域) 前橋市		
東京国税局	03-3542-2111 (代表)	〒104-8449 東京都中央区 築地5-3-1
(管轄区域) 千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県		
関東信越国税不服 審判所	048-600-3221 (代表)	〒330-9719 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1 号館21階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県及び長野県		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
東京国税不服審判所	03-3239-7181 (代表)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
(管轄区域) 千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県		
(厚生労働省)		
関東信越厚生局	048-740-0711 (代表)	〒330-9713 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館5階・7階
同 (麻薬取締部)	03-3512-8688 (代表)	〒102-8309 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎17階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県		
群馬事務所	027-896-0488 (代表)	〒371-0024 前橋市表町2-2-6 前橋ファーストビルディング7階
群馬労働局 (総務部、労働基準部、雇用環境・均等室)	027-896-4732 (総務課)	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8・9階
同 (職業安定部)	027-210-5007 (職業安定課) 027-210-5105 (需給調整事業室) 027-210-5008 (職業対策課) 027-897-3612 (訓練室)	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
高崎労働基準監督署	027-322-4661 (代表)	〒370-0045 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎南棟 3階
(管轄区域) 高崎市(藤岡労働基準監督署の管轄区域を除く。)、富岡市、安中市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
前橋労働基準監督署	027-896-3019 (方面(労働条件、解雇、賃金)) 027-896-4536 (安全衛生課) 027-896-4537 (労災課)	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階
(管轄区域) 前橋市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		
前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎	0270-25-3363 (代表)	〒372-0024 伊勢崎市下植木町517
(管轄区域) 伊勢崎市、佐波郡(玉村町)、前橋市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
桐生労働基準監督署	0277-44-3523 (代表)	〒376-0045 桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎1階
(管轄区域) 桐生市、みどり市		
太田労働基準監督署	0276-45-9920 (代表)	〒373-0817 太田市飯塚町104-1
(管轄区域) 太田市、館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
沼田労働基準監督署	0278-23-0323 (代表)	〒378-0031 沼田市薄根町4468-4
(管轄区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
藤岡労働基準監督署	0274-22-1418 (代表)	〒375-0014 藤岡市下栗須124-10
(管轄区域) 藤岡市、高崎市のうち新町及び吉井町、多野郡(上野村、神流町)		
中之条労働基準監督署	0279-75-3034 (代表)	〒377-0424 吾妻郡中之条町 大字中之条町664-1
(管轄区域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町)		
前橋公共職業安定所	027-290-2111 (代表案内)	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1
(管轄区域) 前橋市		
高崎公共職業安定所	027-327-8609 (代表案内)	〒370-0842 高崎市北双葉町5-17
(管轄区域) 高崎市(藤岡公共職業安定所の管轄区域を除く。)		
安中出張所	027-382-8609 (代表案内)	〒379-0116 安中市安中1-1-26
(管轄区域) 安中市		
桐生公共職業安定所	0277-22-8609 (代表案内)	〒376-0023 桐生市錦町2-11-14
(管轄区域) 桐生市、みどり市		
伊勢崎公共職業安定所	0270-23-8609 (代表案内)	〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎1階
(管轄区域) 伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
太田公共職業安定所	0276-46-8609 (代表案内)	〒373-0851 太田市飯田町893
(管轄区域) 太田市		
館林公共職業安定所	0276-75-8609 (代表案内)	〒374-0066 館林市大街道1-3-37
(管轄区域) 館林市、 邑楽郡 (板倉町、 邑楽町、 大泉町、 千代田町、 明和町)		
沼田公共職業安定所	0278-22-8609 (代表案内)	〒378-0031 沼田市薄根町3167-4
(管轄区域) 沼田市、 利根郡 (片品村、 川場村、 昭和村、 みなかみ町)		
群馬富岡公共職業安定所	0274-62-8609 (代表案内)	〒370-2316 富岡市富岡1414-14
(管轄区域) 富岡市、 甘楽郡 (甘楽町、 下仁田町、 南牧村)		
藤岡公共職業安定所	0274-22-8609 (代表案内)	〒375-0054 藤岡市上大塚368-1
(管轄区域) 藤岡市、 高崎市のうち新町及び吉井町、 多野郡 (上野村、 神流町)		
渋川公共職業安定所	0279-22-2636 (代表案内)	〒377-0008 渋川市渋川1696-15
(管轄区域) 渋川市、 北群馬郡 (榛東村、 吉岡町)		
中之条出張所	0279-75-2227 (代表案内)	〒377-0425 吾妻郡中之条町 大字西中之条207
(管轄区域) 吾妻郡 (東吾妻町、 草津町、 高山村、 嬬恋村、 中之条町、 長野原町)		
ぐんま新卒応援ハローワーク	027-327-8609 (代表)	〒370-0842 高崎市北双葉町5-17 高崎職業安定所庁舎2階

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬わかものハローワーク	027-256-9321 (代表)	〒371-0854 前橋市大渡町2-3-15 ジョブセンターまえばし内
国立療養所栗生楽泉園	0279-88-3030 (代表)	〒377-1711 吾妻郡草津町 大字草津乙647
(農林水産省)		
関東農政局	048-600-0600 (代表)	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館6階・10階～12階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県		
群馬県拠点	027-221-1181 (代表)	〒371-0025 前橋市紅雲町1-2-2
利根川水系土地改良調査管理事務所	04-7131-7141 (代表)	〒277-0831 柏市根戸471-65
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都		
利根川上流支所	027-370-7021 (代表)	〒370-0073 高崎市緑町4-10-1 高商ビル2階
(管轄区域) 施設応急対策事業「鐮川地区」 (高崎市、富岡市、藤岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町)) 国営農地再編整備事業「孺恋田代地域」 (吾妻郡(孺恋村))		
赤城西麓支所	0279-26-2082 (代表)	〒370-0007 渋川市石原320-2 北毛開発ビル2階
(管轄区域) 施設応急対策事業「赤城西麓地区」 (前橋市、沼田市、渋川市、利根郡(昭和村))		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
北陸農政局	076-263-2161 (代表)	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
(管轄区域) 新潟県、富山県、石川県及び福井県		
関東森林管理局	027-210-1155 (代表)	〒371-8508 前橋市岩神町4-16-25
(管轄区域) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県		
群馬森林管理署	027-210-1203 (代表)	〒371-8508 前橋市岩神町4-16-25
(管轄区域) 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)、佐波郡(玉村町)、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
利根沼田森林管理署	0278-24-5535 (代表)	〒378-0018 沼田市鍛冶町3923-1
(管轄区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
吾妻森林管理署	0279-75-3344 (代表)	〒377-0423 吾妻郡中之条町 大字伊勢町771-1
(管轄区域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町)		
中部森林管理局	026-236-2720 (代表)	〒380-8575 長野市栗田715-5
(管轄区域) 富山県、長野県、岐阜県及び愛知県		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
(経済産業省)		
関東経済産業局	048-600-0213 (代表)	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1 号館8階～11階
<p>(管轄区域—一般行政) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県</p>		
<p>(管轄区域—電気) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 静岡県のうち 熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡 ※静岡県 の上記以外の区域及び長野県については、中部経済産業局 が管轄しています。 ※新潟県については、東北経済産業局が管轄しています。</p>		
<p>(管轄区域—ガス) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、 静岡県(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く)、及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る)を除く) ※静岡県(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く)、及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る)を除く)については、中部経済産業局が管轄しています。</p>		
<p>(管轄区域—石炭鉱業(出願及び登録に関するものを除く)) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県及び福島県 ※一般行政区域に加え、福島県も管轄区域となります。</p>		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(管轄区域—けい石及び耐火粘土に係る鉱業(出願及び登録に関するものを除く))</p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、福島県のうち、いわき市、白河市(平成17年11月6日における旧西白河郡表郷村、東村及び大信村の区域に限る)、双葉郡及び西白河郡</p> <p>※一般行政区域に加え、福島県(いわき市、白河市、双葉郡及び西白河郡)も管轄区域となります。</p> <p>※福島県(いわき市、白河市(平成17年11月6日における旧西白河郡表郷村、東村及び大信村の区域に限る)、双葉郡及び西白河郡を除く)については、東北経済産業局が管轄しています。</p>		
関東東北産業保安 監督部	048-600-0433 (代表)	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館11階
<p>(管轄区域—一般行政)</p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県及び静岡県</p>		
<p>(管轄区域—電気)</p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち、熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡</p> <p>※静岡県の上記以外の区域及び長野県については、中部近畿産業保安監督部が管轄しています。</p> <p>※新潟県については、関東東北産業保安監督部東北支部が管轄しています。</p>		
<p>(管轄区域—ガス)</p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く)、及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る)を除く)</p> <p>※静岡県(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く)、及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る)を除く)については、中部近畿産業保安監督部が管轄しています。</p>		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>(管轄区域－石炭鉱業) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県及び福島県 ※一般行政区域に加え、福島県も管轄区域となります。</p>		
<p>(管轄区域－けい石及び耐火粘土に係る鉱業) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、 福島県のうち、いわき市、白河市（平成17年11月6日における旧西白河郡表郷村、東村及び大信村の区域に限る）、双葉郡及び西白河郡 ※一般行政区域に加え、福島県（いわき市、白河市、双葉郡及び西白河郡）も管轄区域となります。 ※福島県（いわき市、白河市（平成17年11月6日における旧西白河郡表郷村、東村及び大信村の区域に限る）、双葉郡及び西白河郡を除く）については、関東東北産業保安監督部東北支部が管轄しています。</p>		
(国土交通省)		
国土地理院関東地方測量部	03-5213-2051 (代表)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎9階
<p>(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県</p>		
国土地理院北陸地方測量部	076-441-0888 (代表)	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎5階
<p>(管轄区域) 新潟県、富山県、石川県及び福井県</p>		
関東地方整備局	048-601-3151 (代表)	〒330-9724 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館6階・14階～20階
同 (港湾空港関係)	045-211-7406 (代表)	〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
<p>(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県（港湾・空港関係業務を除く）</p>		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
利根川上流河川事務所	0480-52-3952 (代表)	〒349-1198 久喜市栗橋北2-19-1
(管轄区域) 利根川中流部の伊勢崎市国道354号線(五料橋)から取手市国道6号(大利根橋)付近までの管理・整備		
八斗島出張所	0270-32-0168 (代表)	〒372-0827 伊勢崎市八斗島町乙913
(管轄区域) 利根川 左岸 伊勢崎市柴町字小泉1555番地から太田市地先(大泉町との行政境) 右岸 佐波郡玉村町小泉玉前260番の1から熊谷市地先(行田市との行政境) 広瀬川 左岸 伊勢崎市境中島字向川原7番地先から伊勢崎市(利根川への合流点) 右岸 伊勢崎市境島村字向818番地から伊勢崎市境平地先(利根川への合流点) 小山川 左岸 深谷市高島字前久保50番の1地先(神明橋下流端)から熊谷市間々田地先(利根川への合流点) 右岸 同上 早川 左岸 太田市前島字明光71番の1地先(県道前島橋下流端)から熊谷市小島地先(利根川への合流点) 右岸 同上		
川俣出張所	048-563-1992 (代表)	〒348-0051 羽生市本川俣840
(管轄区域) 利根川 左岸 太田市地先(大泉町との行政境)から板倉町地先(茨城県との行政境) 右岸 熊谷市地先(行田市との行政境)から羽生市地先(加須市との行政境)		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
渡良瀬遊水池出張所	0280-62-2420 (代表)	〒349-1203 加須市柏戸字宮345
(管轄区域) 渡良瀬遊水池の管理、整備 (板倉町、栃木県栃木市(旧藤岡町)及び野木町、埼玉県加須市)		
渡良瀬川河川事務所	0284-73-5551 (代表)	〒326-0822 足利市田中町661-3
(管轄区域) 河川管理関連 草木ダム：萬年橋(みどり市東町)～沢入橋(みどり市東町) 砂防工事関連 渡良瀬川流域のうち、群馬県みどり市東町、大間々町、桐生市黒保根町及び桐生市の一部		
桐生出張所	0277-44-3724 (代表)	〒376-0004 桐生市小梅町1-7
(管轄区域) 渡良瀬川 桐生川合流点(足利市・桐生市)～高津戸橋(みどり市大間々町) 桐生川 渡良瀬川合流点(足利市・桐生市)～桐生市菱町地先		
大間々砂防出張所	0277-72-1664 (代表)	〒376-0101 みどり市大間々町 大間々1204
(管轄区域等) 河川管理関連 草木ダム：萬年橋(県みどり市東町)～沢入橋(みどり市東町) 砂防工事関連 渡良瀬川流域のうち、みどり市東町、大間々町、桐生市黒保根町及び桐生市の一部		
高崎河川国道事務所	027-345-6000 (代表)	〒370-0841 高崎市栄町6-41
(管轄区域) 【河川】 烏川、神流川、鐺川及び碓氷川各河川の改修、維持管理、水防警報 【道路】 一般国道17号、18号及び50号の改築及び維持管理等。		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
高崎出張所	027-322-2597 (代表)	〒370-0045 高崎市東町187-10
(管轄区域) 烏川、神流川、鍬川及び碓氷川(直轄管理区間)の改修、維持、管理 及びダム区間(矢木沢、須田貝、下久保及び奈良俣)の管理		
碓氷出張所	027-393-1527 (代表)	〒379-0222 安中市松井田町 松井田6-1
(管轄区域) 国道17号高崎市新町陣場～高崎市並榎町、国道18号高崎市並榎町～長 野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字境新田釜戸山下の改築、維持、修 繕及び管理		
前橋出張所	027-251-2828 (代表)	〒371-0846 前橋市元総社町335-8
(管轄区域) 国道17号高崎市並榎町～渋川市白井(吾妻新橋まで)、国道17号(上 武道路)前橋市今井町(今井第一跨道橋より)～前橋市上細井町、国 道17号(前橋渋川バイパス)前橋市田口町～渋川市半田、国道17号 (鯉沢バイパス旧道)渋川市渋川字関下～渋川市金井(吾妻橋詰ま で)、国道17号(渋川西バイパス)渋川市中村～渋川市石原、国道50 号前橋市本町～前橋市今井町の改築、維持、修繕及び管理		
沼田維持修繕出張 所	0278-22-2656 (代表)	〒378-0031 沼田市薄根町3700
(管轄区域) 国道17号渋川市白井(吾妻新橋詰より)～新潟県南魚沼郡湯沢町大字 三国(立岩橋東詰まで)、国道17号(鯉沢バイパス旧道)渋川市金井 (吾妻橋より)～渋川市上白井字長坂の改築、維持、修繕及び管理		
桐生国道維持出張 所	027-393-1527 (代表)	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1485-1
(管轄区域) 国道17号(上武道路)埼玉県深谷市高島字本郷～前橋市今井町(今井 第一跨道橋橋詰まで)、国道50号前橋市今井町～太田市植木野町の改 築、維持、修繕及び管理		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
利根川水系砂防事務所	0279-22-4177 (代表)	〒377-8566 渋川市渋川121-1
(管轄区域等) (1) 利根川流域（鬼怒川及び渡良瀬川流域を除く。）の砂防工事及び地すべり防止工事 (2) 浅間山（利根川流域を除く。）の砂防工事及び地すべり防止工事 (3) 草津白根山（利根川流域を除く。）の砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）		
長野原出張所	0279-82-2138 (代表)	〒377-1304 吾妻郡長野原町大字 長野原1346-8
(管轄区域等) 吾妻川流域の砂防工事		
榛名出張所	027-344-0929 (代表)	〒370-3334 高崎市本郷町2246-7
(管轄区域等) 烏川流域及び神流川流域の砂防工事		
片品出張所	0278-58-2061 (代表)	〒378-0415 利根郡片品村大字 鎌田3952
(管轄区域等) 片品川流域の砂防工事		
浅間山出張所	0267-58-1080 (代表)	〒384-2104 佐久市甲1399 佐久市役所浅科支所庁舎 3階
(管轄区域等) 浅間山火山砂防事業（火山噴火緊急減災対策）		
ハッ場ダム工事事務所	0279-82-2311 (代表)	〒377-1395 吾妻郡長野原町 大字与喜屋11
(管轄区域等) (1) 吾妻川ハッ場ダムの建設工事 (2) 吾妻川ハッ場ダムに係る河川の管理		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
利根川ダム統合管理事務所	027-251-2021 (代表)	〒371-0846 前橋市元総社町593-1
(管轄区域等)		
(1) 利根川上流ダム群（利根川八木沢ダム及び藤原ダム、楢俣川奈良俣ダム、赤谷川相俣ダム、片品川藺原ダム、神流川下久保ダム並びに渡良瀬川草木ダム）の操作その他の管理調整		
(2) 利根川藤原ダム、赤谷川相俣ダム及び片品川藺原ダムの維持及び管理		
(3) 利根川藤原ダム、赤谷川相俣ダム及び片品川藺原ダムに係る河川の管理		
(4) 利根川上流の水理調査		
(5) 利根川上流の総合開発事業の調査		
藤原ダム管理支所	0278-75-2006 (代表)	〒379-1722 利根郡みなかみ町 夜後26
(管轄区域等)		
藤原ダムの操作、維持、管理等		
相俣ダム管理支所	0278-66-0034 (代表)	〒379-1404 利根郡みなかみ町 相俣1493
(管轄区域等)		
相俣ダムの操作、維持、管理等		
藺原ダム管理支所	0278-54-8012 (代表)	〒378-0324 沼田市利根町園原2378
(管轄区域等)		
藺原ダムの操作、維持、管理等		
品木ダム水質管理所	0279-88-5677 (代表)	〒377-1711 吾妻郡草津町大字 草津604-1
(管轄区域等)		
(1) 湯川品木ダムその他の水質管理施設の維持及び管理		
(2) 湯川品木ダムに係る河川の管理		
長野営繕事務所	026-235-3481 (代表)	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎4階
(管轄区域)		
長野県及び群馬県		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
北陸地方整備局	025-280-8880 (代表)	〒950-8801 新潟市中央区 美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
(管轄区域) 新潟県、富山県、石川県、長野県(港湾・空港関係業務)、福井県(港湾・空港関係業務)		
関東運輸局	045-211-7204 (総務部総務課)	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県		
群馬運輸支局	027-263-4440 (企画輸送・監査部門)	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
北陸信越運輸局	025-285-9000 (総務部総務課)	〒950-8537 新潟市中央区 美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 5階・6階
(管轄区域) 新潟県、長野県、富山県及び石川県		
東京航空局	03-5275-9292 (総務部総務課)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 12階～14階
(管轄区域) 東京都、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県		
東京航空交通管制部	04-2992-1181 (代表)	〒359-0042 所沢市並木1-12
(管轄区域) 航空交通管制部組織規則第1条に定める区域(概ね、宮城県・山形県以南から鳥取県・岡山県以東の空域-茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県は包含される。)		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
国土地理院関東地方測量部	03-5213-2051 (代表)	〒102-0074 東京都千代田区 九段南1-1-15 九段第2合同庁舎9階
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 及び長野県		
国土地理院北陸地方測量部	076-441-0888 (代表)	〒930-0856 富山県富山市 牛島新町11-7 富山合同庁舎5階
(管轄区域) 新潟県、富山県、石川県及び福井県		
東京管区气象台	03-3212-8341 (気象庁代表)	〒100-0004 東京都千代田区 大手町1-3-4
(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟 県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知 県及び三重県		
前橋地方气象台	027-896-1190 (総務担当)	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎11階
第三管区海上保安本部	045-211-1118 (代表)	〒231-8818 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
(管轄区域) 神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨 県、静岡県の区域並びにその沿岸水域		
第九管区海上保安本部	025-285-0118 (代表)	〒950-8543 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 7階・8階
(管轄区域) 新潟県、富山県、石川県、長野県の区域並びにその沿岸水域（沖合い水 域は東北地方の日本海側も担当）		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
横浜地方海難審判所	045-201-7501 (代表)	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎4階
<p>(管轄区域) 神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及びこれらに接する領海並びに国外水域の一部</p>		
(環境省)		
関東地方環境事務所	048-600-0516	〒330-6018 さいたま市中央区 新都心11-2 明治安田生命さいたま 新都心ビル18階
<p>※平成31年度に、さいたま新都心合同庁舎1号館5階に移転予定</p>		
<p>(管轄区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県</p>		
<p>(管轄区域の特例) 【国立公園】 福島県に係る日光国立公園の区域並びに長野県に係る秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園の区域 ※新潟県に係る磐梯朝日国立公園の区域及び新潟県に係る国指定大鳥朝日鳥獣保護区の区域は、管轄区域の特例として、東北地方環境事務所が管轄 ※群馬県に係る上信越高原国立公園の区域並びに新潟県に係る上信越高原国立公園及び中部山岳国立公園の区域、群馬県に係る国指定浅間鳥獣保護区の区域は、管轄区域の特例として、信越環境事務所が管轄</p>		
片品自然保護官事務所	0278-58-9145	〒378-0415 利根郡片品村大字 鎌田字下半瀬3885-1
<p>(管轄区域) 利根川源流部自然環境保全地域(みなかみ町) 尾瀬国立公園の群馬県地域(片品村)</p>		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
中部地方環境事務所	052-955-2130 (総務課)	〒460-0001 名古屋市中区 三の丸2-5-2 中部産業経済局総合庁舎 1階
<p>(管轄区域) 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県</p>		
<p>(管轄区域の特例) 【国立公園】 群馬県に係る上信越高原国立公園の区域並びに新潟県に係る上信越高原国立公園及び中部山岳国立公園の区域 【国指定鳥獣保護区】 群馬県に係る国指定浅間鳥獣保護区の区域</p>		
信越自然環境事務所	026-231-6570 (代表)	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階
<p>(管轄区域) 富山県及び長野県</p>		
<p>(管轄区域の特例) 中部地方環境事務所と同じ</p>		
谷川自然保護官事務所	0278-62-0300	〒379-1313 利根郡みなかみ町 月夜野1744-1 みなかみ町観光センター 2階
<p>(管轄区域) 上信越高原国立公園谷川・苗場地域(群馬県(みなかみ町)、新潟県(南魚沼市、十日町市、湯沢町、津南町))</p>		
万座自然保護官事務所	0278-58-9145	〒377-1526 吾妻郡嬭恋村 大字三原679-3 嬭恋村商工会館2階
<p>(管轄区域) 上信越高原国立公園の群馬県地域 (安中市、みなかみ町、中之条町、草津町、長野原町、嬭恋村) 上信越高原国立公園の長野県地域の一部 (上田市、東御市、小諸市、御代田町、軽井沢町) 国指定浅間鳥獣保護区 (群馬県長野原町、嬭恋村、長野県上田市、東御市、小諸市、御代田町、軽井沢町)</p>		

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
(防衛省)		
北関東防衛局	048-600-1800 (代表)	〒330-9721 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館7階～9階
(管轄区域) 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県		
前橋防衛事務所	027-221-5351 (代表)	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階
南関東防衛局	045-211-7100 (総務部総務課)	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 9階～13階
(管轄区域) 神奈川県、山梨県及び静岡県		
陸上自衛隊東部方面隊 (総監部)	048-460-1711 (朝霞駐屯地代表)	朝霞駐屯地 〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
(警備区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県		
関東補給処 (本処)	029-842-1211 (霞ヶ浦駐屯地代表)	霞ヶ浦駐屯地 〒300-8619 土浦市右糶町2410
関東補給処吉井弾薬支処	048-460-1711 (吉井分屯地代表)	吉井分屯地 〒370-2104 高崎市吉井町馬庭2529

国の出先機関一覧

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
第12旅団 (司令部)	0279-54-2011 (相馬原駐屯地代表)	相馬原駐屯地 〒370-3594 北群馬郡榛東村大字 新井1017-2
(警備区域) 群馬県、栃木県、新潟県及び長野県		
相馬原駐屯地 (0279-54-2011代表) 第12ヘリコプター隊、第12偵察隊、第12通信隊、第12高射特科中隊、第12化学防護隊、第12音楽隊		相馬原駐屯地 〒370-3594 北群馬郡榛東村大字 新井1017-2
新町駐屯地 (0274-42-1121代表) 第12後方支援隊、第12施設隊、第12対戦車中隊、新町駐屯地業務隊 等		新町駐屯地 〒370-1394 高崎市新町1080
自衛隊群馬地方協力本部	027-221-4471 (代表)	〒371-0805 前橋市南町3-64-12
太田出張所	0276-45-5563 (代表)	〒373-0851 太田市飯田町1297
(担当区域) 太田市、桐生市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
前橋募集案内所	027-233-8960 (代表)	〒371-0016 前橋市城東町2-1-9
(担当区域) 前橋市、伊勢崎市、佐波郡(玉村町)、北群馬郡(吉岡町、榛東村)		
高崎地域事務所	027-326-1761 (代表)	〒370-0831 群馬県高崎市あら町5-5
(担当区域) 高崎市、安中市、富岡市、藤岡市、多野郡(神流町、上野村)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
沼田地域事務所	0278-23-4111 (代表)	〒378-0043 沼田市東倉内町227 セシニータカーサ1階
(担当区域) 渋川市、沼田市、吾妻郡(草津町、中之条町、長野原町、東吾妻町、嬬恋村、高山村)、利根郡(みなかみ町、片品村、川場村、昭和村)		

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
(内閣府)		
独立行政法人 国立公文書館	03-3214-0621	〒102-0091 東京都千代田区 北の丸公園3-2
独立行政法人 北方領土問題対策 協会	03-3843-3630	〒110-0014 東京都台東区 北上野1-9-12 住友不動産上野ビル9階
国立研究開発法人 日本医療研究開発 機構	03-6870-2200	〒100-0004 東京都千代田区 大手町1-7-1 読売新聞ビル20階 (総合受付)
(消費者庁)		
独立行政法人 国民生活センター	042-758-3161 (受付案内)	〒252-0229 相模原市中央区 弥栄3-1-1
(総務省)		
国立研究開発法人 情報通信研究機構	042-327-7429	〒184-8795 小金井市貫井北町 4-2-1
独立行政法人 統計センター	03-5273-1200	〒162-8668 東京都新宿区 若松町19-1 総務省第2庁舎
独立行政法人 郵便貯金・簡易生 命保険管理機構	03-5472-7101	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
(外務省)		
独立行政法人 国際協力機構	03-5226-6660	〒102-8012 東京都千代田区 二番町5-25 二番町センタービル 3階～6階
東京国際センター	03-3485-7051	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5
(所管地区) 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県 ただし、日系研修員受入事業は横浜国際センター（〒231-0001 横浜市中区新港2-3-1 TEL045-663-3251）が所管		
独立行政法人 国際交流基金	03-5369-6075 (コミュニケー ションセンター)	〒160-0004 東京都新宿区 四谷4-4-1 (本部所在地)
(財務省)		
独立行政法人 酒類総合研究所	082-420-0800	〒739-0046 東広島市鏡山3-7-1
独立行政法人 造幣局	06-6351-5361	〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79
独立行政法人 国立印刷局	03-3587-4210	〒105-8445 東京都港区 虎ノ門2-2-5 共同通信会館6階～8階 (本部所在地)
(文部科学省)		
独立行政法人 国立特別支援教育 総合研究所	046-839-6803	〒239-8585 横須賀市野比5-1-1
独立行政法人 大学入試センター	03-3468-3311	〒153-8501 東京都目黒区 駒場2-19-23
独立行政法人 国立青少年教育振 興機構	03-3467-7201	〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園 町3-1 (本部所在地)

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
独立行政法人 国立女性教育会館	0493-62-6711	〒355-0292 比企郡嵐山町菅谷728
独立行政法人 国立科学博物館	03-5777-8600	〒110-8718 東京都台東区 上野公園7-20
国立研究開発法人 物資・材料研究機構	029-859-2000	〒305-0047 つくば市千現1-2-1 (本部所在地)
国立研究開発法人 防災科学技術研究所	029-851-1611	〒305-0006 つくば市天王台3-1 (本所所在地)
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構	043-382-8001	〒263-8555 千葉市稲毛区穴川 4-9-1 (本部所在地)
独立行政法人 国立美術館	03-3214-2561	〒102-8322 東京都千代田区 北の丸公園3-1 東京国立近代美術館内 (本部所在地)
独立行政法人 国立文化財機構	03-3822-1196	〒110-8712 東京都台東区上野公園 13-9 (本部所在地)
独立行政法人 教職員支援機構	029-879-6613	〒305-0802 つくば市立原3 (本部所在地)
国立研究開発法人 科学技術振興機構	048-226-5601	〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル14階 (本部所在地)
独立行政法人 日本学術振興会	03-3263-1722 (総務部総務課)	〒102-0083 東京都千代田区 麴町5-3-1 麴町ビジネスセンター 5階～7階、9階～11階 (本部所在地)
国立研究開発法人 理化学研究所	048-462-1111 (本部代表)	〒351-0198 和光市広沢2-1 (本部所在地)

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発 機構	0422-40-3000	〒182-8522 調布市深大寺東町 7-44-1 (本部所在地)
独立行政法人 日本スポーツ振興 センター	03-5410-9124	〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35 (本部所在地)
独立行政法人 日本芸術文化振興 会	03-3265-7411	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 国立劇場本館内 (本部所在地)
独立行政法人 日本学生支援機構	045-924-0812	〒226-8503 横浜市緑区 長津田町4259 S-3 (本部所在地)
関東甲信越支部	03-4330-0635	〒153-8503 東京都目黒区 駒場4-5-29
(担当区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県		
国立研究開発法人 海洋研究開発機構	046-866-3811	〒237-0061 横須賀市夏島町2-15 (本部所在地)
独立行政法人 国立高等専門学校 機構	042-662-3120	〒193-0834 八王子市東浅川町 701-2 (本部所在地)
群馬工業高等専門 学校	027-254-9000	〒371-8530 前橋市烏羽町 580
独立行政法人 大学改革支援・学 位授与機構	042-307-1500	〒187-8587 小平市学園西町 1-29-1 (本館所在地)
国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構	029-282-1122	〒319-1184 那珂郡東海村大字舟石川 765-1 (本部所在地)

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
(厚生労働省)		
独立行政法人 勤労者退職金共済 機構	03-6907-1275 (総務部)	〒170-8055 東京都豊島区 東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル 17階～20階
独立行政法人 高齢・障害・求職 者雇用支援機構	043-213-6000 (総務部)	〒261-8558 千葉市美浜区若葉3-1-2 (本部所在地)
群馬支部	027-347-3333	〒370-1213 高崎市山名町918 群馬職業能力開発促進セ ンター内
群馬障害者職業セ ンター	027-290-2540	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1 前橋公共職業安定所庁舎 3階
独立行政法人 福祉医療機構	03-3438-0211	〒105-8486 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9階・10階
独立行政法人 国立重度知的障害 者総合施設のぞみ の園	027-325-1501	〒370-0865 高崎市寺尾町2120-2
独立行政法人 労働政策研究・研 修機構	03-5903-6111	〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23 (本部所在地)

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
独立行政法人 労働者健康安全機構	044-431-8600 (総務部)	〒211-0021 川崎市中原区 木月住吉町1-1 労働者健康安全機構事務 管理棟（本部所在地）
群馬産業保健総合 支援センター	027-347-3333	〒371-0022 前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンター 2階
前橋地域産業保健 センター	027-233-2261	〒371-0035 前橋市岩神町2-3-5 前橋市医師会館内
(担当地域) 前橋市、渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）		
高崎地域産業保健 センター	027-323-3966	〒371-0829 高崎市高松町5-28 高崎市医師会内
(担当地域) 高崎市、安中市、富岡市、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）		
桐生地域産業保健 センター	0277-47-2500	〒376-0027 桐生市元宿町18-2 桐生市医師会内
(担当地域) 桐生市、みどり市		
伊勢崎佐波地域産 業保健センター	0270-25-5316	〒372-0024 伊勢崎市下植木町481 伊勢崎佐波医師会内
(担当地域) 伊勢崎市、佐波郡（玉村町）		
東毛太田地域産業 保健センター	0276-48-9291	〒373-0851 太田市飯田町818 太田市医師会内
(担当地域) 太田市		

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
藤岡多野地域産業 保健センター	0274-22-0251	〒375-0024 藤岡市藤岡1860-1 藤岡多野医師会内
(担当地域) 藤岡市、多野郡(上野村、神流町)		
吾妻地域産業保健 センター	0279-75-3334	〒377-0423 吾妻郡中之条町伊勢町 25-9 吾妻郡医師会内
(担当地域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬭恋村、中之条町、長野原町)		
沼田利根地域産業 保健センター	0278-23-2058	〒378-0051 沼田市上原町1801-68 沼田利根医師会内
(担当地域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
東毛館林邑楽地域 産業保健センター	0276-72-1132	〒374-0043 館林市苗木町2497 館林市邑楽郡医師会内
(担当地域) 館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
独立行政法人 国立病院機構	03-5712-5050	〒152-8621 東京都目黒区 東が丘2-5-21
高崎総合医療セン ター	027-322-5901	〒370-0829 高崎市高松町36
沼田病院	0278-23-2181	〒378-0051 沼田市上原町1551-4
渋川医療センター	0279-23-1010	〒377-0280 渋川市白井383
独立行政法人 医薬品医療機器総 合機構	03-3506-9506 (業務照会対応)	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-3-2 新霞が関ビル3階・4 階、6階～14階、18階

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
独立行政法人 医薬基盤・健康・ 栄養研究所	072-641-9811	〒567-0085 茨木市彩都あさぎ7-6-8
独立行政法人 地域医療機能推進 機構	03-5791-8220	〒108-8583 東京都港区 高輪3-22-12 (本部所在地)
東日本地区事務所	03-3445-0800	〒108-0074 東京都港区 高輪3-22-12
(管轄病院所在都県) 宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東 京都、神奈川県及び山梨県		
群馬中央病院	027-221-8165	〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-13
年金積立金管理運 用独立行政法人	03-3502-2480	〒105-6377 東京都港区 虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー 7階
国立研究開発法人 国立がん研究セン ター	03-3542-2511	〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1 (本部所在地)
国立研究開発法人 国立循環器病研究 センター	06-6833-5012	〒565-8565 吹田市藤白台5-7-1 (本部所在地)
国立研究開発法人 国立精神・神経医 療研究センター	042-341-2711	〒187-8551 小平市小川東町4-1-1 (本部所在地)

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
国立研究開発法人 国立国際医療研究 センター	03-3202-7181	〒162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1 (本部所在地)
国立研究開発法人 国立成育医療研究 センター	03-3416-0181	〒157-8535 東京都世田谷区 大蔵2-10-1
国立研究開発法人 国立長寿医療研究 センター	0562-46-2311	〒474-8511 大府市森岡町7-430
(農林水産省)		
独立行政法人 農林水産消費安全 技術センター	050-3797-1830	〒330-9731 さいたま中央区新都心2- 1 さいたま新都心合同庁舎 検査棟 (本部所在地)
独立行政法人 家畜改良センター	0248-25-2231	〒961-8511 西白河郡西郷村 大字小田倉字小田倉原1 (本所所在地)
国立研究開発法人 農業・食品産業技 術総合研究機構	029-838-8998 (広報課)	〒305-8517 つくば市観音台3-1-1 (本部所在地)
国立研究開発法人 国際農林水産業研 究センター	029-838-6313	〒305-8686 つくば市大わし1-1 (本所所在地)
国立研究開発法人 森林研究・整備機 構	029-873-3211	〒305-8687 つくば市松の里1 (本所所在地)
森林整備セン ター	044-543-2500	〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル11階
関東整備局	044-542-5545	〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル11階
(管轄区域) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神 奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県		

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
前橋水源林整備事務所	027-254-5177	〒371-0847 前橋市大友町3-8-7 東傳ビル1階
国立研究開発法人 水産研究・教育機構	045-227-2600	〒220-6115 横浜市西区 みなとみらい2-3-3 クィーンズタワーB棟15 階（本部所在地）
独立行政法人 農畜産業振興機構	03-3583-8196	〒106-8635 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル南館3階
独立行政法人 農業者年金基金	03-3502-3941	〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF虎ノ門ビル5階
独立行政法人 農林漁業信用基金	03-3294-4481	〒101-8506 東京都千代田区内神田1- 1-12 コープビル5階・11階

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
(経済産業省)		
独立行政法人 経済産業研究所	03-3501-1363	〒100-8901 東京都千代田区 霞が関1-3-1 経済産業省別館11階
独立行政法人 工業所有権情報・ 研修館	03-3501-5765	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関3-4-3 特許庁庁舎2階
独立行政法人 産業技術総合研究 所	03-5501-0900	〒100-8921 東京都千代田区 霞が関1-3-1 経済産業省別館10階 (東京本部所在地)
独立行政法人 製品評価技術基盤 機構	03-3481-1921 (企画管理部総務 課)	〒151-0066 東京都渋谷区 西原2-49-10 (本所所在地)
国立研究開発法人 新エネルギー・産 業技術総合開発機 構	044-520-5100	〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミュージア川崎セントラル タワー (総合案内6階)
独立行政法人 日本貿易振興機構	03-3582-5511 (総合案内)	〒107-6006 東京都港区 赤坂1-12-32 アーク森ビル (総合案内6階)
群馬貿易情報セン ター	027-310-5205	〒370-0849 高崎市八島町222 高崎モントレー2階
独立行政法人 情報処理推進機構	03-5978-7501	〒113-6591 東京都文京区 本駒込2-28-8 文京グリーンコートセン ターオフィス15・16・18 階 (総合受付13階)

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
独立行政法人 石油天然ガス・金 属鉱物資源機構	03-6758-8000	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門2-10-1 虎ノ門ツインビルディン グ13階～20階及び西棟 2階（総合受付16階） （本部所在地）
独立行政法人 中小企業基盤整備 機構	03-3433-8811	〒105-8453 東京都港区 虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル2階～8 階（総合受付2階）
関東本部	03-5470-1509	〒105-8453 東京都港区 虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階
（対象エリア） 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神 奈川県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県		

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
(国土交通省)		
国立研究開発法人 土木研究所	029-879-6700	〒305-8516 つくば市南原1-6 (本部所在地)
国立研究開発法人 建築研究所	029-864-2151 (代表)	〒305-0802 茨城県つくば市立原1
国立研究開発法人 海上・港湾・航空 技術研究所	0422-41-3013 (海上技術安全研 究所代表)	〒181-0004 東京都三鷹市新川 6-38-1 (本部所在地)
独立行政法人 海技教育機構	045-211-7303 (総務部総務課)	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎20階 (本部所在地)
独立行政法人 航空大学校	0985-51-1211	〒880-8580 宮崎市大字赤江字飛江田 652-2
独立行政法人 自動車技術総合 機構	03-5363-3441	〒160-0003 東京都新宿区 四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階 (本部所在地)
群馬事務所	027-290-2222	〒371-0007 前橋市上泉町399-1
独立行政法人 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	045-222-9100	〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー24 階 (本社所在地)
独立行政法人 国際観光振興機構 (通称：日本政府 観光局)	03-6691-4850	〒160-0004 東京都新宿区 四谷4-4-1 四谷国際ビル3階～4階

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
独立行政法人 水資源機構	048-600-6500	〒330-6008 さいたま市中央区 新都心11-2 明治安田生命さいたま新 都心ビル6階～8階 (総合受付6階)
沼田総合管理所	0278-24-5711	〒378-0031 沼田市沼田市 上原町1682
(所掌事務) 八木沢ダム及び奈良俣ダムの管理及び災害復旧工事		
草木ダム管理所	0277-97-2131	〒376-0303 みどり市東町 座間564-6
(所掌事務) 草木ダムの管理及び災害復旧工事		
群馬用水管理所	027-251-4266	〒371-0844 前橋市古市町386
(所掌事務) 群馬用水施設の管理及び災害復旧工事(給水対象地域・・・前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、佐波郡(玉村町))		
独立行政法人 自動車事故対策機構	03-5608-7560	〒130-0013 東京都墨田区 錦糸3-2-1 アルカイースト19階
東京主管支所	03-3621-9941	〒130-0013 東京都墨田区 錦糸1-2-1 アルカセントラルビル 8階
(管轄区域) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県及び山梨県		
群馬支所	027-365-2770	〒370-0006 高崎市問屋町4-5-4 高崎トラック会館2階

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
独立行政法人 空港周辺整備 機構	092-472-4591	〒812-0013 福岡市博多区 博多駅東2-17-5 ARKビル9階
独立行政法人 都市再生機構	045-650-0111	〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー 5階～14階 (総合受付5階)
東日本都市再生本 部	045-650-0111	〒163-1321 東京都新宿区 西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 13階・15階 (受付：13階)
(業務区域) 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、 長野県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、秋田県、山形県、宮 城県、岩手県、福島県、青森県及び北海道における都市再生業務		
東日本賃貸住宅本 部	045-650-0111	〒163-1321 東京都新宿区 西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 16階～19階 (受付：19階)
(業務区域) 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、 長野県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、秋田県、山形県、宮 城県、岩手県、福島県、青森県及び北海道における賃貸住宅業務		
首都圏ニュータウ ン本部	03-3347-0411	〒163-1321 東京都新宿区 西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 21階・22階 (受付：21階)
(業務区域) 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、 長野県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、秋田県、山形県、宮 城県、岩手県、福島県、青森県及び北海道におけるニュータウン 業務		

独立行政法人

独立行政法人名	電話番号 (代表)	所在地等
独立行政法人 奄美群島振興開発 基金	0997-52-4511	〒894-0026 鹿児島県奄美市 名瀬港町1-5
独立行政法人 日本高速道路保 有・債務返済機構	045-228-5977	〒220-0011 横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング 5階
独立行政法人 住宅金融支援機構	03-3812-1111	〒112-8570 東京都文京区 後楽1-4-10
首都圏広域事業本 部地域業務第一部		
(業務区域) 茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県及び沖縄県		
首都圏広域事業本 部地域業務第二部	048-650-2111	〒330-0854 さいたま市大宮区 桜木町1-11-20 大宮JPビルディング11 階
(担当区域) 栃木県・群馬県・埼玉県・新潟県・長野県		
(環境省)		
国立研究開発法人 国立環境研究所	029-850-2314	〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2
独立行政法人 環境再生保全機構	044-520-9501 (総務部)	〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミュージア川崎セントラル タワー8階・9階
(防衛省)		
独立行政法人 駐留軍等労働者労 務管理機構	03-5730-2163	〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田MTビル6階

独立行政法人に準ずる法人

独立行政法人等名	電話番号 (代表)	所在地等
(文部科学省)	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）に基づく法人	
国立大学法人 群馬大学	027-220-7111 (荒牧キャンパス・昭和キャンパス代表)	〒371-8510 前橋市荒牧町4-2
(文部科学省)	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第七十四号）に基づく法人	
日本私立学校振興・共済事業団 (法人本部・私学振興事業本部)	0248-25-2231	〒102-8145 東京都千代田区 富士見1-10-12
(法務省)	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）に基づく法人	
日本司法支援センター (通称：法テラス)	0503383-5333	〒164-8721 東京都中野区 本町1-32-2 ハーモニータワー8階
法テラス群馬法律事務所	0503383-5399	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階

- (注) 1. 国立大学法人のうち、群馬大学を除く各大学及び国立大学共同利用期間法人は、記載を省略した。
2. 日本私立学校振興・共済事業団の助成業務（私学振興事業本部）について独立行政法人に準じた管理手法が導入されているため、本項目に記載し、共済事業分は特殊法人の項目に記載しています。

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
(内閣府)		
沖縄振興開発金融 公庫	098-941-1700	〒900-8520 那覇市おもろまち 1-2-26
沖縄科学技術大学 院大学学園	098-966-8711	〒904-0495 国頭郡恩納村 字谷茶1919-1
(総務省)		
日本電信電話株式 会社 (NTT)	03-6838-5111	〒100-8116 東京都千代田区 大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー14階
東日本電信電話株 式会社 (NTT東日 本)	03-5359-5111	〒163-8019 東京都新宿区 西新宿3-19-2 NTT東日本本社ビル
<p>(事業内容) 東日本地域における地域電気通信業務およびこれに附帯する業務、目的達成業務、活用業務 (サービス提供地域) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県</p>		
群馬支店	027-326-0131 (企画総務部 総務広報担当)	〒370-0829 高崎市高松町3
西日本電信電話株 式会社 (NTT西日 本)	06-4793-9111	〒540-8511 大阪市中央区 馬場町3-15 NTT西日本本社ビル
<p>(事業内容) 西日本地域における地域電気通信業務およびこれに附帯する業務、目的達成業務、活用業務 (サービス提供地域) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県</p>		

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
日本放送協会 (NNK)	03-3465-1111	〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1
前橋放送局	027-251-1711	〒371-8555 前橋市元総社町189
日本郵政株式会社	03-3504-4411 (日本郵政グループ代表番号)	〒100-8798 東京都千代田区 霞が関1-3-2 日本郵政ビル
かんぽの宿 磯部	027-385-6321	〒379-0135 安中市郷原22
日本郵政株式会社	03-3504-4411 (日本郵政グループ代表番号)	〒100-8798 東京都千代田区 霞が関1-3-2 日本郵政ビル
監査部群馬監査室	027-234-5527	〒371-0016 前橋市城東1-5-6 前橋中央郵便局内
関東支社	048-600-2006 (経営管理本部経営管理部)	〒330-9797 さいたま市中央区 新都心3-1 日本郵政グループさいたまビル
(受持区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県		
東京支社	03-5574-9655 (経営管理本部)	〒106-8797 東京都港区 麻布台1-6-19 日本郵政グループ飯倉ビル
(受持区域) 東京都		
南関東支社	044-280-9011 (経営管理本部経営管理部)	〒210-8797 川崎市川崎区榎町1-2 川崎中央郵便局内
(受持区域) 神奈川県、山梨県		

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
信越支社	026-231-2239 (経営企画部(経営企画担当))	〒380-8797 長野市栗田801 日本郵政グループ長野ビル
(受持区域) 新潟県、長野県		
※郵便局は、省略している。		
(財務省)		
日本たばこ産業株式会社	03-3582-3111	〒105-8422 東京都港区虎ノ門2-2-1 日本たばこビル
上信越支社	027-322-5152 (たばこ小売業許可担当)	〒370-8550 高崎市東町126-7 日本たばこ高崎ビル
(受持区域) 群馬県、長野県及び新潟県		
群馬第一支店	027-322-5152 (たばこ営業担当代表)	〒370-8550 高崎市東町126-7 日本たばこ高崎ビル
(受持区域等) 前橋市、高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)、吾妻郡(中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
群馬第二支店	027-322-5152 (たばこ営業担当代表・電話番号は第一支店と同一)	〒370-8550 高崎市東町126-7 日本たばこ高崎ビル
(受持区域等) 桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、佐波郡(玉村町)、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
北関東支社	048-645-5279 (たばこ小売業許可担当)	〒330-0844 さいたま市大宮区 下町1-55-1
(受持区域) 埼玉県及び栃木県		

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
東関東支社	043-331-6304 (たばこ小売業許可担当)	〒261-7105 千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト5階
(受持区域) 茨城県及び千葉県		
東京支社	03-6703-7704 (たばこ小売業許可担当)	〒150-6008 東京都渋谷区 恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイス タワー8階
(受持区域) 東京都、山梨県		
神奈川支社	045-522-3780 (たばこ小売業許可担当)	〒221-0056 横浜市神奈川区 金港町3-1 コンカード横浜5階
(受持区域) 神奈川県		
株式会社日本政策 金融公庫	03-3270-0636	〒100-0004 東京都千代田区 大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシ ティ ノースタワー3階～18階
前橋支店	027-223-7311 (国民生活事業) 027-243-0050 (中小企業事業) 027-243-6061 (農林水産事業等)	〒371-0023 前橋市本町1-6-19 2階・・・国民生活事業 4階・・・中小企業事業 5階・・・農林水産事業等
(業務区域) 国民生活事業・・・前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、 館林市、渋川市のうち北橋町・赤城町、みどり市、利根郡(片品 村、川場村、昭和村、みなかみ町)、佐波郡(玉村町)、邑楽郡 (板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町) 中小企業事業・・・群馬県全域 農林水産事業及び農業・食品産業・・・群馬県全域		

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
高崎支店	027-326-1621 (国民生活事業)	〒370-0826 高崎市連雀町81 日本生命高崎ビル5階
(業務区域) 国民生活事業・・・高崎市、渋川市(北橋町・赤城町を除く)、藤岡市、富岡市、安中市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(下仁田町、南牧村、甘楽町)、吾妻郡(中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町)		
株式会社日本政策 投資銀行	03-3270-0636	〒100-0004 東京都千代田区 大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシ ティ サウスタワー27階～34階
輸出入・港湾関連 情報処理センター 株式会社	044-520-6233 (総務部総務課)	〒212-0013 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館8階
株式会社国際協力 銀行	03-5218-3100	〒100-8144 東京都千代田区 大手町1-4-1
(文部科学省)		
日本私立学校振 興・共済事業団(共 済事業本部)	03-3813-5321	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス4・5 階
放送大学学園	043-276-5111 (総合受付)	〒261-8586 千葉市美浜区若葉2-11
群馬学習センター	027-230-1085 (代表)	〒371-0032 前橋市若宮町1-13-2

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
(厚生労働省)		
日本年金機構	03-5344-1100	〒168-8505 東京都杉並区 高井戸西3-5-24
(事業推進部門担当区域) 北関東・信越地域第一部・・・埼玉県、茨城県、栃木県 北関東・信越地域第二部・・・群馬県、新潟県、長野県 南関 東地域第一部・・・東京都23区・島嶼部 南関東地域第二部・・・千葉県、東京都地区、神奈川県、山梨県		
高崎広域事務センター	027-395-6110	〒370-8533 高崎市宮元町212 高崎宮元町ビル8階
(管轄区域) 栃木県内及び群馬県内の年金事務所に係る電算処理		
前橋年金事務所	027-231-1719 (自動音声案内)	〒371-0033 前橋市国領町2-19-12
(管轄区域) 厚生年金及び国民年金・・・前橋市、伊勢崎市、佐波郡(玉村町) 船員保険・・・群馬県内全域		
桐生年金事務所	0277-44-2311 (自動音声案内)	〒376-0023 桐生市錦町2-11-19
(管轄区域) 厚生年金及び国民年金・・・桐生市、みどり市		
高崎年金事務所	027-322-4299 (自動音声案内)	〒370-8567 高崎市栄町10-1
(管轄区域) 厚生年金及び国民年金・・・高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(神流町、上野村)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
渋川年金事務所	0279-22-1614 (自動音声案内)	〒377-8588 渋川市石原143-7
(管轄区域) 厚生年金及び国民年金・・・渋川市、沼田市、吾妻郡(草津町、中之条町、長野原町、東吾妻町、嬭恋村)、利根郡(みなかみ町、片品村、川場村、昭和村、高山村)		
太田年金事務所	0276-49-3716 (自動音声案内)	〒373-8642 太田市小舞木町262
(管轄区域) 厚生年金及び国民年金・・・太田市、館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
(農林水産省)		
日本中央競馬会	03-3591-5251	〒106-0032 東京都港区 六本木6-11-1 六本木ヒルズゲートタ ワー3階～9階
(経済産業省)		
日本アルコール産 業株式会社	03-5641-5255	〒103-0024 東京都中央区日本橋 小舟町6-6 小倉ビル6階
株式会社日本貿易 保険	03-3512-7650	〒101-8359 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル 東館5階
株式会社商工組合 中央金庫	03-3272-6111	〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-10-17
前橋支店	027-224-8151	〒371-0023 前橋市本町1-1-11
(国土交通省)		
新関西国際空港株式 会社	072-455-4030	〒549-0011 泉南郡田尻町泉州空港 中1 関西国際空港航空会社 南ビル4階
北海道旅客鉄道株 式会社	011-700-5732	〒060-8644 札幌市中央区北11条西 15丁目1-1 JR北海道本社ビル
四国旅客鉄道株式 会社	087-825-1600 (本社受付)	〒760-8580 高松市浜ノ町8-33

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
日本貨物鉄道株式会社	03-5367-7396 (営業部)	〒151-0051 東京都渋谷区 千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿 3階～5階
	03-5793-9082 (営業部)	〒141-0022 東京都品川区 東五反田1-11-15 電波ビル5階
	027-322-5464	〒370-0840 高崎市栄町6-26 JR東日本高崎支社ビル 5階
東京地下鉄株式会社	03-3847-7041 (総務部総務課)	〒110-8614 東京都台東区 東上野3-19-6 東京地下鉄本社ビル
成田国際空港株式会社	0476-34-5400	〒282-8601 成田市古込字古込1-1 成田国際空港株式会社 本社ビル

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
東日本高速道路株式会社	03-3506-0111	〒100-8979 東京都千代田区 霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング 14階～16階 (総合受付15階)
関東支社	048-631-0001	〒330-0854 さいたま市大宮区 桜木町1-11-20 大宮JPビルディング (総合受付 17階)
<p>(業務区域) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び長野県の高 速道路や有料自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕、改良、災害復旧その 他の管理と料金サービス</p>		
宇都宮管理事務所	0289-76-3135	〒322-0026 鹿沼市茂呂24-2
<p>(業務区域) 東北自動車道(佐野藤岡IC～宇都宮IC)の維持管理・料金サービス 北関東自動車道(太田桐生IC～岩舟JCT)の維持管理・料金サービス 北関東自動車道(栃木都賀JCT～桜川筑西IC)の維持管理・料金サービス</p>		
高崎管理事務所	027-353-0211	〒370-0015 高崎市島野町831
<p>(業務区域) 関越自動車道(本庄児玉IC～水上IC)の維持管理・料金サービス 上信越自動車道(藤岡JCT～富岡IC)の維持管理・料金サービス 北関東自動車道(高崎JCT～太田桐生IC)の維持管理・料金サービス</p>		
佐久管理事務所	0267-68-8861	〒385-0022 佐久市岩村田116
<p>(業務区域) 上信越自動車道(富岡IC～坂城IC)の維持管理・料金サービス 中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影料金所)の維持管理・料金サ ービス</p>		
新潟支社	025-241-5111	〒950-0917 新潟市中央区天神1-1 新潟プラーカ3(4階)
<p>(業務区域) 新潟県及び富山県の高速道路の新設、改築、維持、修繕、改良、災害復旧そ 他の管理と料金サービス</p>		

特殊法人

特殊法人名	電話番号 (代表)	所在地等
湯沢管理事務所 <small>(業務区域)</small> 関越自動車道(水上IC~小千谷IC)の維持管理・料金サービス	025-784-3921	〒949-6102 南魚沼郡湯沢町大字神立 1159
中日本高速道路株式会社	052-222-1620	〒460-0003 名古屋市中区 錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル 8階~14階 (総合受付8階)
西日本高速道路株式会社	06-6344-4000	〒530-0003 大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ18階・19 階
首都高速道路株式会社	03-3502-7311	〒100-8930 東京都千代田区 霞が関1-4-1 日土地ビル5階~10階
阪神高速道路株式会社	06-6252-8121	〒541-0056 大阪市中央区 久太郎町4-1-3 大阪センタービル11階・ 12階
本州四国連絡高速 道路株式会社	078-291-1000	〒651-0088 神戸市中央区 小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮ビル
(環境省)		
中間貯蔵・環境安 全事業株式会社	03-5765-1911	〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館 4階

- (注) 1. 全国健康保険協会は、特殊法人ではないが、政府管掌健康保険事業を担っていることから、本項目に加えてある。
2. 日本私立学校振興・共済事業団の助成業務(私学振興事業本部)について独立行政法人に準じた管理手法が導入されているため、「独立行政法人に準ずる法人」項目に記載し、共済事業分は本項目に記載している。

国会

関係機関 ・相談窓口	電話番号 (代表)	所在地等
衆議院	03-3581-5111	〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院	03-3581-3111	〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1

裁判所

関係機関 ・相談窓口	電話番号（代表）	所在地等
最高裁判所	03-3264-8111	〒102-8651 東京都千代田区隼町 4-2
東京高等裁判所	03-3581-5411	〒100-8933 東京都千代田区 霞が関1-1-4 裁判所合同庁舎
知的財産高等裁判所	03-3581-1710	〒100-8933 東京都千代田区 霞が関1-1-4 裁判所合同庁舎17階
前橋地方裁判所 前橋検察審査会 前橋簡易裁判所 前橋家庭裁判所	027-231-4275	〒371-0026 前橋市大手町3-1-34
（前橋簡易裁判所の管轄区域） 前橋市、渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）		
前橋家庭裁判所中 之条出張所 中之条簡易裁判所	0279-75-2138	〒377-0424 吾妻郡中之条町 大字中之条町719-2
（中之条簡易裁判所の管轄区域） 吾妻郡（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）		
伊勢崎簡易裁判所	0270-25-4275	〒372-0031 伊勢崎市今泉町 1-1216-1
（伊勢崎簡易裁判所の管轄区域） 伊勢崎市、佐波郡（玉村町）		
前橋地方裁判所沼田 支部 沼田簡易裁判所	0278-22-2709	〒378-0045 沼田市材木町甲150
（沼田簡易裁判所の管轄区域） 沼田市、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）		

裁判所

関係機関 ・相談窓口	電話番号（代表）	所在地等
前橋地方裁判所太田 支部 太田検察審査会 太田簡易裁判所	0276-45-7751	〒373-8531 太田市浜町17-5
（太田簡易裁判所の管轄区域） 太田市		
館林簡易裁判所	0276-72-3011	〒374-0029 館林市仲町2-36
（館林簡易裁判所の管轄区域） 館林市、邑楽郡（板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）		
前橋地方裁判所桐生 支部 桐生簡易裁判所	0277-53-2391	〒376-8531 桐生市相生町2-371-5
（桐生簡易裁判所の管轄区域） 桐生市、みどり市		
前橋地方裁判所高崎 支部 高崎検察審査会 高崎簡易裁判所	027-322-3541	〒370-8531 高崎市高松町26-2
（高崎簡易裁判所の管轄区域） 高崎市、安中市		
藤岡簡易裁判所	0274-22-0279	〒375-0024 藤岡市藤岡812-4
（藤岡簡易裁判所の管轄区域） 藤岡市、多野郡（上野村、神流町）		
群馬富岡簡易裁判 所	0274-62-2258	〒370-2316 富岡市富岡1383-1
（群馬富岡簡易裁判所の管轄区域） 富岡市、甘楽郡（下仁田町、南牧村、甘楽町）		

（注）事件の種類等によっては、管轄が異なる場合がありますので、申立ての際には、お近くの裁判所にご確認ください。

公証役場

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
前橋公証人合同 役場	027-223-8277	〒371-0023 前橋市本町1-3-6
高崎公証人合同役 場	027-325-1574	〒370-0849 高崎市八島町20-1 武蔵屋ビル4階
桐生公証役場	0277-54-2168	〒376-0011 桐生市相生町2-376-13
伊勢崎公証役場	0270-24-3252	〒372-0014 伊勢崎市昭和町3919 伊勢崎商工会議所会館 3階
太田公証役場	0276-45-8469	〒373-0851 太田市飯田町1245-1 清水ビル1階
富岡公証役場	0274-64-1075	〒370-2316 富岡市富岡1477-1 富岡市水道会館1階

(注) 1. 公証人は、法務省の地方支分部局である法務局又は地方法務局に所属し、法務大臣が指定する所属法務局の管轄区域内に公証役場を設置して事務を行います。

公証人の職務は、原則としてこの公証役場として開設した事務所で行うことになっています。

ただし、病院や嘱託人の自宅で遺言公正証書を作成するときや、当然職務の内容が他の場所で行われる貸金庫の開披、土地・建物の形状などについての事実実検公正証書を作成する場合には公証役場以外で執務を行うこととなります。

2. 公証人は、自己が所属する法務局・地方法務局の管轄外で職務を行うことはできないことになっています。したがって、群馬県内にある公証役場の公証人は、群馬県内であれば出張できますが、県外には出張できません。もっとも、管轄区域外に居住する嘱託人が他の管轄地にある公証役場に赴いて公正証書を作成することは可能です。ですから、九州に住む嘱託人でも、北海道の公証役場に訪れてくれれば、当該公証役場の公証人が公証業務を行うことができることとなります。

なお、会社等法人設立のための定款の認証ですが、会社・法人の本店所在地を管轄する法務局・地方法務局の公証人でなければ取り扱うことができないことになっています。したがって、群馬県内の公証役場の公証人が定款認証できるのは、本店所在地が群馬県内にある法人についてのみということになります。

関東甲信越都県

都県名	電話番号 (代表)	所在地等
群馬県	027-223-1111	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
茨城県	029-301-1111	〒310-8555 水戸市笠原町978-6
栃木県	028-623-2323	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
埼玉県	048-824-2111	〒330-9301 さいたま市浦和区 高砂3-15-1
千葉県	043-223-2110	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
東京都	03-5321-1111	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
神奈川県	045-210-1111	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
新潟県	025-285-5511	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
山梨県	055-237-1111	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県	026-232-0111	〒380-8570 長野市大字南長野 字幅下692-2

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
前橋行政県税事務所	027-234-1800	〒371-8501 前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋合同庁舎1階
<p>(所管区域)</p> <p>前橋市</p> <p>※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管</p> <p>※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管</p> <p>(特別所管区域-法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税等)</p> <p>前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、佐波郡(玉村町)</p> <p>(特別所管区域-電気工事業)</p> <p>前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、佐波郡(玉村町)</p>		
渋川行政県税事務所	0279-22-4050	〒377-0027 渋川市金井395 群馬県渋川合同庁舎1階
<p>(所管区域)</p> <p>渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)</p> <p>※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管</p> <p>※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管</p> <p>※※※法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税については、前橋行政県税事務所が所管</p> <p>※※※※電気工事業については、前橋行政県税事務所が所管</p>		
伊勢崎行政県税事務所	0270-24-4350	〒372-0031 伊勢崎市今泉町1-236 群馬県総合教育センター 講堂棟1階
<p>(所管区域)</p> <p>伊勢崎市、佐波郡(玉村町)</p> <p>※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管</p> <p>※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管</p> <p>※※※法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税については、前橋行政県税事務所が所管</p> <p>※※※※電気工事業については、前橋行政県税事務所が所管</p>		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
高崎行政県税事務所	027-322-6297	〒370-0805 高崎市台町4-3 群馬県高崎合同庁舎1階
<p>(所管区域) 高崎市、安中市 ※自動車取得税については、自動車税事務所が所管 (特別所管区域-県たばこ税、県鉱区税) 群馬県全域 (特別所管区域-法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税等) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村) (特別所管区域-電気工事業) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)</p>		
藤岡行政県税事務所	0274-22-1442	〒370-0014 藤岡市下栗須124-5 群馬県藤岡合同庁舎1階
<p>(所管区域) 藤岡市、多野郡(上野村、神流町) ※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管 ※※※法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※※※電気工事業については、高崎行政県税事務所が所管</p>		
富岡行政県税事務所	0274-63-2245	〒370-2454 富岡市田島343-1 群馬県富岡合同庁舎1階
<p>(所管区域) 富岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村) ※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管 ※※※法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※※※電気工事業については、高崎行政県税事務所が所管</p>		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
吾妻行政県税事務所	0279-75-3300	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字 中之条町646 群馬県中之条合同庁舎 1階
<p>(所管区域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町) ※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管</p>		
利根沼田行政県税事務所	0279-75-3300	〒378-0031 沼田市薄根町4412 群馬県利根沼田振興局 庁舎1階
<p>(所管区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町) ※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管</p>		
太田行政県税事務所	0276-31-3261	〒373-8508 太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎1階
<p>(所管区域) 太田市 ※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管 (特別所管区域-法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税等) 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町) (特別所管区域-電気工事業) 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)</p>		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
桐生行政県税事務所	0277-53-2113	〒376-0011 桐生市相生町2-331 群馬県桐生合同庁舎1階
(所管区域) 桐生市、みどり市 ※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管 ※※※法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税については、太田行政県税事務所が所管 ※※※※電気工事業については、太田行政県税事務所が所管		
館林行政県税事務所	0276-72-4461	〒374-0029 館林市仲町11-10 群馬県館林合同庁舎2階
(所管区域) 館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町) ※県たばこ税、県鉱区税については、高崎行政県税事務所が所管 ※※自動車取得税については、自動車税事務所が所管 ※※※法人の県民税・事業税、ゴルフ事業税、軽油取引税、狩猟税については、太田行政県税事務所が所管 ※※※※電気工事業については、太田行政県税事務所が所管		
自動車税事務所	027-263-4343	〒371-8507 前橋市上泉町397-5
(所管区域) 群馬県全域		
中央児童相談所	027-261-1000	〒379-2166 前橋市野中町360-1
(所管区域) 前橋市、伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		
北部支所	0279-20-1010	〒377-0027 渋川市金井394 群馬県渋川保健福祉 事務所内
(所管区域) 沼田市、渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、孺恋村、中之条町、長野原町)、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
西部児童相談所	027-322-2498	〒370-0829 高崎市高松町6
(所管区域) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）		
東部児童相談所	0276-31-3721	〒373-0033 太田市西本町41-34
(所管区域) 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）		
渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	〒377-0027 渋川市金井394
(所管区域) 渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町） （特別所管区域-障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当） 北群馬郡（榛東村、吉岡町）		
伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	〒372-0024 伊勢崎市下植木町499
(所管区域) 伊勢崎市、佐波郡（玉村町） （特別所管区域-介護保険事業、戦傷病者、戦没者遺族等の援護） 前橋市、伊勢崎市、佐波郡（玉村町） （特別所管区域-障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当） 佐波郡（玉村町） （特別所管区域-生活保護） 北群馬郡（榛東村、吉岡町）、佐波郡（玉村町）		
安中保健福祉事務所	027-381-0345	〒379-0132 安中市高別当336-8
(所管区域) 安中市		
藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	〒375-0012 藤岡市下戸塚2-5
(所管区域) 藤岡市、多野郡（上野村、神流町）		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	〒370-2454 富岡市田島343-1
(所管区域) 富岡市、多野郡(上野村、神流町) (特別所管区域-介護保険事業、戦傷病者、戦没者遺族等の援護) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村) (特別所管区域-障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当) 多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	〒377-0425 吾妻郡中之条町 西中之条183-1
(所管区域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町)		
利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185	〒378-0031 沼田市薄根町4412 群馬県利根沼田振興局 庁舎1階
(所管区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町) (特別所管区域-障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当) 利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
太田保健福祉事務所	0276-31-8241	〒373-0033 太田市西本町41-34
(所管区域) 太田市 (特別所管区域-介護保険事業、戦傷病者、戦没者遺族等の援護) 桐生市、太田市、みどり市		
桐生保健福祉事務所	0277-53-4131	〒376-0011 桐生市相生町2-351
(所管区域) 桐生市、みどり市		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
館林保健福祉事務所	0276-72-3230	〒374-0066 館林市大街道1-2-25
(所管区域) 館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町) (特別所管区域-障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当) 邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
※前橋市及び高崎市は、保健所設置市ですので、県の保健福祉事務所 (保健所関係)及び動物愛護センターの業務については、以下の市保 健所にご照会ください。		
前橋市保健所	027-220-5781 (保健総務課総務 企画係)	〒371-0014 前橋市朝日町3-36-17
高崎市保健所	027-381-6111 (保健医療総務 課)	〒370-0829 高崎市高松町5-28 高崎市総合保健センター 4階
動物愛護センター	0270-75-1718	〒370-1103 佐波郡玉村町樋越305-7 群馬県食肉衛星検査所敷 地内
(所管区域-動物取扱業の登録、特定動物飼養許可等) 群馬県内全域〔前橋市及び高崎市を除く〕 (所管区域-狂犬病対策、犬の捕獲・収容等) 伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		
北部出張所	0279-25-8852	〒377-0027 渋川市金井394 渋川保健福祉事務所内
(所管区域-狂犬病対策、犬の捕獲・収容等) 渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)、吾妻郡(東吾妻町、草津 町、高山村、孺恋村、中之条町、長野原町)、沼田市、利根郡(片 品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
西部出張所	0274-67-7677	〒370-2454 富岡市田島343-1 富岡保健福祉事務所内
(所管区域-狂犬病対策、犬の捕獲・収容等) 安中市、藤岡市、多野郡(上野村、神流町)、富岡市、甘楽郡(甘 楽町、下仁田町、南牧村)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
東部出張所	0276-55-0731	〒373-0033 太田市西本町41-34 太田保健福祉事務所内
(所管区域-狂犬病対策、犬の捕獲・収容等) 太田市、桐生市、みどり市、館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
中部環境事務所	027-219-2020	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋合同庁舎2階
(所管区域) 前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡(玉村町)、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
渋川森林事務所	0279-22-2763	〒377-0027 渋川市金井395 群馬県渋川合同庁舎3階
(所管区域) 前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡(玉村町)、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
西部環境森林事務所	027-323-4021	〒370-0805 高崎市台町4-3 群馬県高崎合同庁舎 2階・4階
(所管区域-環境部門) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村) (所管区域-森林部門) 高崎市、安中市		
藤岡森林事務所	0274-22-2253	〒375-0014 藤岡市下栗須124-5 群馬県藤岡合同庁舎3階
(所管区域) 藤岡市、多野郡(上野村、神流町)		
富岡森林事務所	0274-62-1535	〒370-2454 富岡市田島343-1 群馬県富岡合同庁舎2階
(所管区域) 藤岡市、多野郡(上野村、神流町)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
吾妻環境森林事務所	0279-75-4611	〒377-0424 吾妻郡中之条町 大字中之条町664 群馬県中之条合同庁舎 2階
(所管区域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町)		
利根沼田環境森林事務所	0278-22-4481	〒378-0031 沼田市薄根町4412 群馬県利根沼田振興局 庁舎2階
(所管区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
東部環境事務所	0276-31-2517	〒373-0033 太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎 東庁舎1階
(所管区域) 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
桐生森林事務所	0277-52-7373	〒376-0011 桐生市相生町2-331 群馬県桐生合同庁舎2階
(所管区域) 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
中部農業事務所	027-233-2011 (農業振興課) 027-233-9255 (普及指導課) 027-233-0501 (農村整備課)	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋合同庁舎 3階・4階
	027-261-0314 (家畜保健衛生課)	〒379-2165 前橋市上長磯町315
(所管区域) 前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡(玉村町)、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
渋川地区農業指導センター (所管区域) 渋川市、北群馬郡 (榛東村、吉岡町)	0279-23-1321	〒377-0027 渋川市金井395 群馬県渋川合同庁舎1階
伊勢崎地区農業指導センター (所管区域) 伊勢崎市、佐波郡 (玉村町)	0270-25-1252	〒372-0031 伊勢崎市今泉町1-236 群馬県総合教育センター 講堂棟1階
渋川農村整備センター (所管区域) 渋川市、北群馬郡 (榛東村、吉岡町) (特別所管区域) 相馬原地区障害防止事業、赤城西麓地区県営農業農村整備事業	0279-22-4040	〒377-0027 渋川市金井395 群馬県渋川合同庁舎2階
西部農業事務所	027-322-0539 (農業振興課) 027-321-3600 (普及指導課) 027-322-5697 (農村整備課)	〒370-0805 高崎市台町4-3 群馬県高崎合同庁舎3階
	027-362-2261 (家畜保健衛生課)	〒370-0074 高崎市下小鳥町233
(所管区域) 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡 (上野村、神流町)、甘楽郡 (甘楽町、下仁田町、南牧村)		
藤岡地区農業指導センター (所管区域) 藤岡市、多野郡 (上野村、神流町)、高崎市のうち新町及び吉井町	0274-23-4555	〒375-0014 藤岡市下栗須124-5 群馬県藤岡合同庁舎1階

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
富岡地区農業指導センター	0274-63-6711	〒370-2454 富岡市田島343-1 群馬県富岡合同庁舎3階
(所管区域) 富岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
吾妻農業事務所	0279-75-2311 (農業振興課)	〒377-0424 吾妻郡中之条町 大字中之条町664 群馬県中之条合同庁舎 3階
	0279-75-2364 (普及指導課)	
	0279-75-7006 (農村整備課)	
	0279-75-2240 (家畜保健衛生課)	〒377-0425 吾妻郡中之条町大字 西中之条50
(所管区域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬭恋村、中之条町、長野原町)		
利根沼田農業事務所	0278-23-0188 (農業振興課)	〒378-0031 沼田市薄根町4412 群馬県利根沼田振興局 庁舎3階
	0278-23-0338 (普及指導課)	
	0278-23-0377 (農村整備課)	
	0278-24-3888 (家畜保健衛生課)	
(所管区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
東部農業事務所	0276-31-3824 (農業振興課)	〒373-0033 太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎3階
	0276-31-2212 (普及指導課)	
	0276-31-8384 (農村整備課)	
	0276-45-2041 (家畜保健衛生課)	〒373-0805 太田市八重笠町361-3
(所管区域) 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
桐生地区農業指導センター	0277-76-2047	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1912-1
(所管区域) 桐生市、みどり市		
館林地区農業指導センター	0276-74-2257	〒374-0029 館林市仲町11-10 群馬県館林合同庁舎3階
(所管区域) 館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
館林農村整備センター	0276-72-2855	〒374-0029 館林市仲町11-10 群馬県館林合同庁舎3階
(所管区域) 館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
前橋土木事務所	027-234-4224	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋合同庁舎 4階・5階
(所管区域) 前橋市 (特別所管区域-河川) 高崎市のうち利根川の河川区域 (特別所管区域-建築士法の施行ほか) 伊勢崎市、渋川市、佐波郡(玉村町)、北群馬郡(榛東村、吉岡町) (特別所管区域-建築基準法、バリアフリー法の施行ほか) 渋川市、佐波郡(玉村町)、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
渋川土木事務所	0279-22-4055	〒377-0027 渋川市金井395 群馬県渋川合同庁舎2階
(所管区域) 渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町) (特別所管区域-河川) 吾妻郡東吾妻町のうち沼尾川の河川区域		
伊勢崎土木事務所	0270-25-4010	〒372-0007 伊勢崎市安堀町247-1
(所管区域) 伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
高崎土木事務所	027-322-4186	〒370-0805 高崎市台町4-3 群馬県高崎合同庁舎2階
(所管区域) 高崎市 (特別所管区域-建築士法の施行ほか) 藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村) (特別所管区域-建築基準法、バリアフリー法の施行ほか) 藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
榛名事業所	027-374-1266	〒370-3345 高崎市上里見町229
(所管区域) 高崎市のうち倉渕町及び榛名町		
安中土木事務所	027-382-1350	〒379-0116 安中市安中3711-1
(所管区域) 安中市		
藤岡土木事務所	0274-22-2156	〒375-0014 藤岡市下栗須124-5 群馬県藤岡合同庁舎2階
(所管区域) 藤岡市、多野郡(上野村、神流町)		
万場事業所	0274-57-2101	〒370-1504 多野郡神流町大字万場 21-3
(所管区域) 多野郡(上野村、神流町)		
富岡土木事務所	0274-63-2255	〒370-2454 富岡市田島343-1 群馬県富岡合同庁舎3階
(所管区域) 富岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
下仁田事業所	0274-82-3117	〒370-2604 甘楽郡下仁田町大字 吉崎167-1
(所管区域) 甘楽郡(下仁田町、南牧村)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
中之条土木事務所	0279-75-3047	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字 中之条町709-1
(所管区域) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬭恋村、中之条町、長野原町)		
三原事業所	0279-97-3022	〒377-1526 吾妻郡嬭恋村大字 三原876-9
(所管区域) 吾妻郡(嬭恋村、草津町)		
長野原事業所	0279-82-2040	〒377-1304 吾妻郡長野原町大字 長野原1003
(所管区域) 吾妻郡(中之条町のうち六合村、長野原町)		
沼田土木事務所	0278-24-5511	〒378-0031 沼田市薄根町4412 群馬県利根沼田振興局 庁舎5階
(所管区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
鎌田事業所	0278-58-2511	〒378-0415 利根郡片品村大字 鎌田3952-7
(所管区域) 沼田市のうち東村、利根郡(片品村)		
水上事業所	0278-72-2093	〒379-1612 利根郡みなかみ町大字 小日向416
(所管区域) 利根郡(みなかみ町のうち水上町)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
太田土木事務所	0276-32-2345	〒373-0033 太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎2階
(所管区域) 太田市 (特別所管区域-建築士法の施行ほか) 桐生市、館林市、みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町) (特別所管区域-建築基準法、バリアフリー法の施行ほか) みどり市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
桐生土木事務所	0277-53-0121	〒376-0011 桐生市相生町2-331
(所管区域) 桐生市、みどり市		
館林土木事務所	0276-72-4355	〒374-0052 館林市栄町23-1
(所管区域) 館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町)		
中部教育事務所	027-232-6511	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋合同庁舎6階
(所管区域) 前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡(玉村町)、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
西部教育事務所	027-322-5864	〒370-0805 高崎市台町4-3 群馬県高崎合同庁舎4階
(所管区域) 藤岡市、富岡市、安中市、多野郡(上野村、神流町)、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
吾妻教育事務所	0279-75-3370	〒377-0424 吾妻郡中之条町 大字中之条町664 群馬県中之条合同庁舎 2階
吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬭恋村、中之条町、長野原町)		

群馬県の地域機関等

地域機関名	電話番号 (代表)	所在地等
利根教育事務所	0278-23-0165	〒378-0031 沼田市薄根町4412 群馬県利根沼田振興局 庁舎4階
(所管区域) 沼田市、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）		
東部教育事務所	0276-31-7151	〒373-0033 太田市西本町60-27 群馬県太田合同庁舎2階
(所管区域) 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）		

群馬県内市町村一覧及び広域行政機構一覧

市町村等名	電話番号 (代表)	所在地等
市町村一覧		
前橋市	027-224-1111	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1
高崎市	027-321-1111	〒370-8501 高崎市高松町35-1
桐生市	0277-46-1111	〒376-8501 桐生市織姫町1-1
伊勢崎市	0270-24-5111	〒372-8501 伊勢崎市今泉町2-410
太田市	0276-47-1111	〒373-8718 太田市浜町2-35
沼田市	0278-23-2111	〒378-8501 沼田市西倉内町780
(注) 2019年5月7日に、市役所新庁舎(沼田市下之町字滝棚888)に移転予定		
館林市	0276-72-4111	〒374-8501 館林市城町1-1
渋川市	0279-22-2111	〒377-8501 渋川市石原80
藤岡市	0274-22-1211	〒375-8601 藤岡市中栗須327
富岡市	0274-62-1511	〒370-2392 富岡市富岡1460-1
安中市	027-382-1111	〒379-0192 安中市安中1-23-13
みどり市	0277-76-2111	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952
榛東村	0279-54-2211	〒370-3593 北群馬郡榛東村新井790-1
吉岡町	0279-54-3111	〒370-3692 北群馬郡吉岡町大字下野田560
上野村	0274-59-2111	〒370-1614 多野郡上野村大字川和11
神流町	0274-57-2111	〒370-1592 多野郡神流町大字万場90-6
下仁田町	0274-82-2111	〒370-2601 甘楽郡下仁田町大字下仁田682
南牧村	0274-87-2011	〒370-2806 甘楽郡南牧村大字大日向1098
甘楽町	0274-74-3131	〒370-2292 甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

群馬県内市町村一覧及び広域行政機構一覧

市町村等名	電話番号 (代表)	所在地等
中之条町	0279-75-2111	〒377-0494 吾妻郡中之条町大字中之条町 1091
長野原町	0279-82-2244	〒377-1392 吾妻郡長野原町大字長野原 1034-1
(注) 平成30年12月25日、新庁舎に移転		
嬭恋村	0279-96-0511	〒377-1692 吾妻郡嬭恋村大字大前110
草津町	0279-88-0001	〒377-1792 吾妻郡草津町大字草津28
高山村	0279-63-2111	〒377-0792 吾妻郡高山村大字中山2856-1
東吾妻町	0279-68-2111	〒377-0892 吾妻郡東吾妻町大字原町1046
(注) 平成31年1月1日、新庁舎に移転		
片品村	0278-58-2111	〒378-0498 利根郡片品村大字鎌田3967-3
川場村	0278-52-2111	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地2390-2
昭和村	0278-24-5111	〒379-1298 利根郡昭和村大字糸井388
みなかみ町	0278-62-2111	〒379-1393利根郡みなかみ町後閑
玉村町	0270-65-2511	〒370-1192 佐波郡玉村町大字下新田201
板倉町	0276-82-1111	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1
(注) 平成31年2月12日、新庁舎に移転		
明和町	0276-84-3111	〒370-0795 邑楽郡明和町新里250-1
千代田町	0276-86-2111	〒370-0598 邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1
大泉町	0276-63-3111	〒370-0595 邑楽郡大泉町日の出55-1
邑楽町	0276-88-5511	〒370-0692 邑楽郡邑楽町大字中野2570-1
広域行政機構一覧		
群馬県後期高齢者 医療広域連合	027-256-7171	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6階

群馬県内市町村一覧及び広域行政機構一覧

市町村等名	電話番号 (代表)	所在地等
利根沼田広域市町村圏振興整備組合	0278-22-3691	〒378-0051 沼田市上原町1801-2 利根沼田文化会館管理棟4階
渋川地区広域市町村圏振興整備組合	0279-60-5200	〒377-0007 渋川市石原1434-1
富岡甘梁広域市町村圏振興整備組合	0274-62-5261	〒370-2316 富岡市富岡2486-7
吾妻広域市町村圏振興整備組合	0279-75-4700	〒377-0425 中之条町大字西中之条135 バイテック文化ホール（中之条町文化会館）内
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	0274-24-1621	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6 多野郡町村会館内

群馬県警察本部・警察署一覧

警察署名	電話番号 (代表)	所在地等
群馬県警察本部	027-243-0110	〒371-8580 前橋市大手町1-1-1 群馬県警察本部庁舎
前橋警察署	027-252-0110	〒371-0853 前橋市総社町1-9-3
(管轄区域) 前橋市のうち前橋東警察署の管轄区域を除く区域		
前橋東警察署	027-225-0110	〒379-2154 前橋市天川大島町1-8-1
(管轄区域) 前橋市のうち朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目、 文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、文京町四丁目、天川町、天川 原町一丁目、天川原町二丁目、上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下 町、三俣町一丁目、三俣町二丁目、三俣町三丁目、西片貝町一丁目、西片貝 町二丁目、西片貝町三丁目、西片貝町四丁目、西片貝町五丁目、東片貝町、 幸塚町、下沖町、上沖町、江木町、堤町、島町、朝倉町、朝倉町一丁目、朝 倉町二丁目、朝倉町三丁目、朝倉町四丁目、広瀬町一丁目、広瀬町二丁目、 広瀬町三丁目、後閑町、上佐烏町、下佐烏町、宮地町、西善町、山王町、山 王町一丁目、山王町二丁目、中内町、東善町、公田町、鶴光路町、新堀町、 亀里町、横手町、下川町、力丸町、房丸町、徳丸町、下阿内町、五代町、端 気町、鳥取町、小坂子町、小神明町、勝沢町、嶺町、金丸町、高花台一丁 目、高花台二丁目、上大島町、天川大島町、天川大島町一丁目、天川大島町 二丁目、天川大島町三丁目、野中町、女屋町、東上野町、上長磯町、下長磯 町、小島田町、駒形町、下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町、西大 室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、筑井町、小屋原 町、上増田町、下増田町、下大島町、鶴が谷町、神沢の森、大胡町、茂木 町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町、鼻 毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町、粕川 町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆 戸、粕川町深津、粕川町女洲、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田 面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳		
高崎警察署	027-328-0110	〒370-0805 高崎市台町4-3
(管轄区域) 高崎市		
藤岡警察署	0274-22-0110	〒375-0024 藤岡市藤岡1683-1
(管轄区域) 藤岡市、多野郡(上野村、神流町)		

群馬県警察本部・警察署一覧

警察署名	電話番号 (代表)	所在地等
富岡警察署	0274-62-0110	〒370-2316 富岡市富岡1198
(管轄区域) 富岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
安中警察署	027-381-0110	〒379-0133 安中市原市707-2
(管轄区域) 安中市		
伊勢崎警察署	0270-26-0110	〒372-0015 伊勢崎市鹿島町534-1
(管轄区域) 伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		
太田警察署	0276-33-0110	〒373-0063 太田市鳥山下町400-5
(管轄区域) 太田市		
大泉警察署	0276-62-0110	〒370-0514 邑楽郡大泉町朝日2-27-1
(管轄区域) 邑楽郡(大泉町、千代田町、邑楽町)		
館林警察署	0276-75-0110	〒374-0013 館林市赤生田町1828-2
(管轄区域) 館林市、邑楽郡(板倉町、明和町)		
桐生警察署	0277-43-0110	〒376-0026 桐生市清瀬町1-16
(管轄区域) 桐生市、みどり市		
渋川警察署	0279-23-0110	〒377-0006 渋川市行幸田351-1
(管轄区域) 渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
沼田警察署	0278-22-0110	〒378-0051 沼田市上原町1738-1
(管轄区域) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
吾妻警察署	0279-68-0110	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町大字原町21-1
(管轄区域) 吾妻郡(中之条町、高山村、東吾妻町)		

群馬県警察本部・警察署一覧

警察署名	電話番号 (代表)	所在地等
長野原警察署	0279-82-0110	〒377-1304 吾妻郡長野原町大字長野原 1520-4
(管轄区域) 吾妻郡(長野原町、嬭恋村、草津町)		

社会福祉協議会一覧

市町村等名	電話番号 (代表)	所在地等
社会福祉法人 全国社会福祉協議会	03-3581-7851	〒371-8601 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル2階
社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	027-255-6033	〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合セン ター4階
社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会	027-237-1112	371-0017 前橋市日吉町2-17-10 前橋市総合福祉会館 3階
社会福祉法人 高崎市社会福祉協議会	027-370-8855	〒370-0065 高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター 3階
社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会	0277-46-4165	〒376-0006 桐生市新宿3-3-19 桐生市総合福祉センター 1階
社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会	0270-23-6317	〒372-0045 伊勢崎市上泉町151 伊勢崎市社会福祉会館
社会福祉法人 太田市社会福祉協議会	0276-46-6208	〒373-0817 太田市飯塚町1549 太田市福祉会館1階
社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会	0278-22-1990	〒378-0053 沼田市東原新町1801-72 沼田市保健福祉センター 3階
社会福祉法人 館林市社会福祉協議会	0276-75-7111	〒374-0043 館林市苗木町2452-1 館林市総合福祉センター 1階
社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会	0279-25-0500	〒377-0008 渋川市渋川1760-1 渋川ほっとプラザ3階
社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会	0274-22-5647	〒375-0024 藤岡市藤岡1485 藤岡市総合学習センター 南棟1階

社会福祉協議会一覧

市町村等名	電話番号 (代表)	所在地等
社会福祉法人 富岡市社会福祉協議会	0274-70-2232	〒370-2316 富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ1階
社会福祉法人 安中市社会福祉協議会	027-382-8397	〒379-0116 安中市安中3-19-27 安中市地域福祉支援センター内
社会福祉法人 みどり市社会福祉協議会	0277-76-4111	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿250
社会福祉法人 榛東村社会福祉協議会	0279-55-5294	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字 新井507-3 ふれあい館内
社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会	0279-54-3930	〒370-3604 北群馬郡吉岡町大字 南下1333-4 吉岡町老人福祉センター 1階
社会福祉法人 上野村社会福祉協議会	0274-59-2592	〒370-1616 多野郡上野村大字 乙父630-1 上野村介護福祉施設内
社会福祉法人 神流町社会福祉協議会	0274-58-2781	〒370-1602 多野郡神流町大字 神ヶ原430-1 神流町保健福祉センター 1階
社会福祉法人 下仁田町社会福祉協議会	0274-82-5491	〒370-2622 甘楽郡下仁田町大字 中小坂608
社会福祉法人 南牧村社会福祉協議会	0274-87-2676	〒370-2804 甘楽郡南牧村大字 磐戸207 南牧村活性化センター内
社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	0274-74-5700	〒370-2213 甘楽郡甘楽町大字 白倉1395-1 甘楽町総合福祉センター内
社会福祉法人 中之条町社会福祉協議会	0279-75-8839	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字 中之条1091 中之条町役場別館

社会福祉協議会一覧

市町村等名	電話番号 (代表)	所在地等
社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会	0279-82-4487	〒377-1305 吾妻郡長野原町大字 与喜屋1624 長野原町老人福祉センター 内
社会福祉法人 嬭恋村社会福祉協議会	0279-96-1611	〒377-1612 吾妻郡嬭恋村大字 大前1110-1 嬭恋村デイサービスセン ター内
社会福祉法人 草津町社会福祉協議会	0279-88-1050	〒377-1711 吾妻郡草津町大字 草津464-28 草津町総合保健福祉セン ター内
社会福祉法人 高山村社会福祉協議会	0279-63-2075	〒377-0702 吾妻郡高山村大字 中山3410 高山村保健福祉センター内
社会福祉法人 東吾妻町社会福祉協議会	0279-68-2772	〒377-0802 吾妻郡東吾妻町大字 川戸233-1
社会福祉法人 片品村社会福祉協議会	0278-58-4812	〒378-0415 利根郡片品村大字 鎌田4051-4
社会福祉法人 川場村社会福祉協議会	0278-50-1122	〒378-0101 利根郡川場村大字 谷地3086-1 ふれあい館内
社会福祉法人 昭和村社会福祉協議会	0278-20-1126	〒379-1203 利根郡昭和村大字 系井624 昭和村総合福祉センター内
社会福祉法人 みなかみ町社会福祉協議 会	0278-62-0081	〒379-1313 利根郡みなかみ町月夜野 118 みなかみ町保健福祉セン ター内
社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会	0270-65-8864	〒370-1132 佐波郡玉村町大字 下新田602 まちなか交流館・スマイル 1階

社会福祉協議会一覧

市町村等名	電話番号 (代表)	所在地等
社会福祉法人 坂倉町社会福祉協議会	0276-82-3900	〒374-0132 群馬県邑楽郡板倉町大字 板倉3411-1417 板倉町総合老人福祉セン ター1階
社会福祉法人 明和町社会福祉協議会	0276-84-4013	〒370-0708 邑楽郡明和町新里311-3 明和町老人福祉センター内
社会福祉法人 千代田町社会福祉協議会	0276-86-6181	〒370-0503 邑楽郡千代田町大字 赤岩2119-5 千代田町総合福祉センター 内
社会福祉法人 大泉町社会福祉協議会	0276-63-2294	〒370-0523 邑楽郡大泉町大字 吉田2465 大泉町保健福祉総合セン ター内
社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会	0276-88-2408	〒370-0603 邑楽郡邑楽町大字 中野1341-1
社会福祉法人 吾妻郡社会福祉協議会	0279-75-7781	〒377-0425 吾妻郡中之条町西中之条 183-1 吾妻保健福祉事務所庁舎内
<p>(概要)</p> <p>吾妻郡社会福祉協議会は、町村社協の連絡調整を主に組織されており、町村社協の役員・職員等の業務向上をめざした会議や研修会を行ったり、福祉への啓発活動に努めています。 平成18年度から福祉団体の事務局を担当しています。</p>		

群馬県内消防本部一覧及び市町村等消防団所管課一覧

消防本部等名	電話番号(代表)	所在地等
群馬県内消防本部一覧		
前橋市消防局	027-220-4500	〒371-0014 前橋市朝日町4-22-2
(管轄市町村) 前橋市		
高崎市等広域消防局	027-322-2391	〒370-0861 高崎市八千代町1-13-10
(管轄市町村) 高崎市、安中市 ※ただし、高崎市のうち吉井町については、多野藤岡広域消防本部の管轄となる。		
桐生市消防本部	0277-47-1700	〒376-0027 桐生市元宿町13-38
(管轄市町村) 桐生市、みどり市		
伊勢崎市消防本部	0270-25-3510	〒372-0031 伊勢崎市今泉町2-895
(管轄市町村) 伊勢崎市、佐波郡(玉村町)		
太田市消防本部	0276-33-0119	〒373-0063 太田市鳥山下町409-1
(管轄市町村) 太田市、邑楽郡(大泉町)		
利根沼田広域消防本部	0278-22-0119	〒378-0056 沼田市高橋場町2049-1
(管轄市町村) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		
館林地区消防組合 消防本部	0276-72-3171	〒374-0039 館林市美園町7-3
(管轄市町村) 館林市、邑楽郡(板倉町、邑楽町、千代田町、明和町)		
利根沼田広域消防本部	0276-78-0119	〒378-0056 沼田市高橋場町2049-1
(管轄市町村) 沼田市、利根郡(片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)		

群馬県内消防本部一覧及び市町村等消防団所管課一覧

消防本部等名	電話番号(代表)	所在地等
渋川広域消防本部	0279-25-0119	〒377-0013 渋川市渋川1815-51
(管轄市町村) 渋川市、北群馬郡(榛東村、吉岡町)		
多野藤岡広域消防本部	0274-22-1306	〒375-0024 藤岡市藤岡982
(管轄市町村) 藤岡市、高崎市のうち吉井町、多野郡(上野村、神流町)		
富岡甘楽広域消防本部	0274-62-4325	〒370-2316 富岡市富岡1922-7
(管轄市町村) 富岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)		
吾妻広域消防本部	0279-68-0119	〒377-0801 吾妻郡東吾妻町大字原町35
(管轄市町村) 吾妻郡(東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町)		
群馬県内市町村等消防団所管課一覧		
前橋市消防局総務課企画係	027-220-4504	〒371-0014 前橋市朝日町4-22-2
(管轄消防団) 前橋市消防団第一方面団～第六方面団		
高崎市等広域消防局警防課	027-324-2216	〒370-0861 高崎市八千代町1-13-10
(管轄消防団) 高崎市東部方面隊、西部方面隊、南部方面隊、北部方面隊		
高崎市倉渕支所地域振興課	027-378-4521	〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303
(管轄消防団) 高崎市倉渕方面隊		
高崎市箕郷支所地域振興課	027-371-6263	〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋702-4
(管轄消防団) 高崎市箕郷方面隊		

群馬県内消防本部一覧及び市町村等消防団所管課一覧

消防本部等名	電話番号(代表)	所在地等
高崎市群馬支所 地域振興課	027-373-1212	〒370-3531 高崎市足門町1658
(管轄消防団) 高崎市群馬方面隊		
高崎市新町支所 地域振興課	0274-42-1234	〒370-1301 高崎市新町3152
(管轄消防団) 高崎市新町方面隊		
高崎市榛名支所 地域振興課	027-374-5117	〒370-3342 高崎市下室田町900-1
(管轄消防団) 高崎市榛名方面隊		
高崎市吉井支所 地域振興課	027-387-3111	〒370-2133 高崎市吉井町吉井川371
(管轄消防団) 高崎市吉井方面隊		
安中市市民部 安心安全課	027-382-1111 (内線1135、 1137)	〒379-0192 安中市安中1-23-13
桐生市消防本部 総務課	0277-47-1701	〒376-0027 桐生市元宿町13-38
(管轄消防団) 桐生市消防団		
みどり市危機管理 課危機管理係	0277-76-0961	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952
伊勢崎市消防本部 総務課	0270-25-3511	〒372-0031 伊勢崎市今泉町2-895
(管轄消防団) 伊勢崎市消防団		
玉村町生活環境 安全課	0270-64-7708	〒370-1192 佐波郡玉村町下新田201
太田市消防本部 消防団課	0276-33-0201	〒373-0063 太田市鳥山下町409-1
(管轄消防団) 太田市消防団		

群馬県内消防本部一覽及び市町村等消防団所管課一覽

消防本部等名	電話番号(代表)	所在地等
大泉町消防団事務局	0276-40-3403	〒370-0535 邑楽郡大泉町寄木戸614-1
沼田市総務部防災対策課消防係	0278-23-2111 (内線3363)	〒378-8501 沼田市西倉内町780
(注) 平成31年5月7日、新庁舎(沼田市下之町字滝棚888)に移転 予定		
片品村総務課 消防担当	0278-58-2111	〒378-0498 利根郡片品村鎌田3967-3
川場村総務課	0278-52-2111	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地2390-2
昭和村総務課	0278-24-5111	〒379-1298 利根郡昭和村大字系井388
みなかみ町総務課 消防・防災グループ	0278-25-5002	〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑318
館林地区消防組合 消防本部警防課	0276-72-3171	〒374-0039 館林市美園町7-3
(管轄消防団) 館林消防団、板倉消防団、邑楽消防団、千代田消防団、明和消防団		
渋川市防災安全課	0279-22-2112	〒377-8501 渋川市石原80
榛東村総務課	0279-54-2211	〒370-3593 北群馬郡榛東村山子田1258-1
吉岡町町民生活課 生活環境室消防担当	0279-54-3111 (内線142)	〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560

群馬県内消防本部一覧及び市町村等消防団所管課一覧

消防本部等名	電話番号(代表)	所在地等
藤岡市総務部地域安全課消防防災係	0274-22-7444	〒375-8601 藤岡市中栗須327
上野村総務課	0274-59-2111	〒370-1614 多野郡上野村川和11
神流町総務課	0274-57-2111	〒370-1504 多野郡神流町大字万場90-6
富岡甘楽広域消防本部警防課消防団事務担当	0274-62-4333	〒370-2316 富岡市富岡1922-7
(管轄消防団) 富岡市消防団		
下仁田町総務課地域安全係	0274-82-2111 (内線303)	〒370-2601 甘楽郡下仁田町下仁田682
南牧村総務課	0274-87-2011	〒370-2806 甘楽郡南牧村大日向1098
甘楽町総務課庶務係	0274-74-3131 (内線211)	〒370-2292 甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
中之条町総務課	0279-75-2111	〒377-0494 吾妻郡中之条町中之条1091
長野原町総務課総務係	0279-82-2244	〒377-1392 吾妻郡長野原町大字長野原1034-1
(注) 平成30年12月25日、新庁舎に移転		
嬭恋村総務課	0279-96-0511	〒377-1692 吾妻郡嬭恋村大前110
草津町総務課	0279-88-0001	〒377-1711 吾妻郡草津町草津28
高山村総務課	0279-63-2111	〒377-0792 吾妻郡高山村中山2856-1
東吾妻町総務課	0279-68-2111	〒377-0892 吾妻郡東吾妻町大字原町1046
(注) 平成31年1月1日、新庁舎に移転		

(注) 広域消防本部は、消防の管轄市町村と管轄消防団の範囲が異なっている場合がある。

〈参考〉

行政相談の対応と記録のポイント

1 行政相談の対応

(1) 事情を聴取する際の注意

行政相談は「相談者との応接」と「事案の処理」で成り立っていますが、相談者との応接の仕方いかんが事案処理に大きく影響します。

そのための心構えとして、「相談者の立場を理解する」ことが特に重要です。

相談者は十人十色であり、また、相談内容も様々であるので、相談者の外観や単なる言葉だけで判断することなく、行政相談で何をしてもらいたいのかを十二分に聞き出すことが必要です。このため、相談者が、なぜ行政相談に来たのかをよく理解してあげることです。

応接のポイント

- 相談者に話させる。話の途中で相談の内容を批判せず、よい聞き手になること。質問は適時、適切に行うよう心掛けること。
- その問題又は不平、不満について関心または同情を示し、理解する聞き手となること。しかし、いたずらに安易な同情心に左右され、安請け合いしないこと。
- 相談者の省こうとしたことや、言おうとしてうまく表現できないことに注意を向け、できるだけ相談者の立場に立って考え、話の筋道を外れないように相談者を導くこと。

(2) 相談内容の整理と確認

相談者から苦情を聴取する際に、聞き落としした事柄が、その苦情を解決するために重要であることがしばしばあるものです。

そこで事情聴取をする際には、次のような事項及び分野別の聴取すべき事項（後述）を必ず明らかにして、「メモ」を取り、整理しておくことが必要です。

相談人本人の情報・・・相談者本人の氏名、住所、電話番号を伺っておくと、後で問い合わせをしたり、結果を連絡するのが可能となります。おっしゃりたくないという方もありますので、相談事案の処理に必要な範囲で、申出をしていただくこととなります。

不服申立て、訴訟の有無・・・相談者が、既に関係行政機関等に行政不服審査法又は他の法令に基づく不服申立てをしていたり、裁判所に訴えていたりする場合、それらの審査、裁決又は決定を尊重し、行政相談の対象としません。

時・・・相談の原因となった事柄の発生、経緯等に関する時点のことです。年、月、日を明確にし、場合によっては「時分」を必要とすることがあります。

場所・・・相談の原因となった事柄に関係のある場所のことで、市町村名はもちろん「字」名等、また、河川、道路等に関するものである場合には、目標となる施設等その地点を特定するのに必要な情報、略図などを書いておくと、その後の確認も役立ちます。

者・・・相談の原因となった事柄に関係のある個人（複数の場合は、関係図で整理した方が良いでしょう。）、団体、国、県、市町村（それぞれ部課、担当者名の把握も必要）のことです。どのような関与をして

いるのかも合わせて整理する必要があります。

物・・・相談の原因となった事柄に関係のある動産、不動産のことです。例えば、「何の」補償金、年金なのかその額、権利関係（不動産の登記の有無、名義人等）を確かめておく必要があります。

原因・・・「どうしてそうなったか」ということは特に大切な事項です。できるだけ具体的にきいておくことが必要です。例えば、工事の跡かたづけが悪かった、ということだけでなく、砂とか、鉄材がそのままになっていて交通に支障があるというように詳しく聞いておくことが必要です。

目的・・・「どうしてもらいたい」という目的をはっきり言わない場合、相談者の目的を確認しておくことが必要です。

文書・・・相談の原因となった事柄に関係のある文書のことです。例えば、許認可の申請等、関係行政機関等、団体等に提出した文書、回答書の「写」があればよいと思います。なお、関係行政機関等、団体等から回答がない場合にも何らかの対応があったかどうかを確認しておくことが必要です。

記録のポイント

- 相談のやりとりを、終了後、できるだけ早めに記録する。
- 焦点がぼやけないように、必要な情報のみ記載する。
- 事実と意見や推測を明確に区分して書く。なお、相談者が語った事実は書くことにより、その背後にある問題の解決につながるヒントが得られる場合があります。

次に相談の多い分野について、聴取すべき基本事項を参考までに列記すると次のとおりです。

〔恩給関係〕

- ① 本人（戦死者等）の本籍地、住所、氏名、性別、生年月日
- ② 戦死者等の兵暦（特に、陸海軍別の最終兵暦）
- ③ 恩給の種類（普通恩給、普通扶助料、傷病年金等）
- ④ 証書の記号番号
- ⑤ 具体的な相談事項

〔国民年金関係〕

- ① 本人の住所、氏名、性別、生年月日
- ② 年金の種類（老齢年金、傷害年金、遺族年金等）
- ③ その他公的年金受給の有無
- ④ 基礎年金番号、証書の記号番号
- ⑤ 市町村又は年金（社会保険）事務所への申請年月日
- ⑥ 具体的な相談事項

〔厚生年金保険等関係〕

- ① 本人の住所、氏名、性別、生年月日
- ② 年金の種類（老齢年金、傷害年金、遺族年金等）
- ③ 基礎年金番号、証書の記号番号
- ④ 年金（社会保険）事務所への申請年月日
- ⑤ （必要に応じて）勤務先の名称、所在地、勤務先での身分
- ⑥ 具体的な相談事項

〔健康保険又は国民健康保険関係〕

- ① 本人の住所、氏名、性別、生年月日
- ② 健康保険（協会けんぽ（政府管掌、組合）、国民健康保険（市町村、後期高齢者、組合）等の別
- ③ 保険証（保険者番号、名称、記号、番号）
- ④ 具体的な相談事項

〔生活保護関係〕

- ① 要保護者又は被保護者の住所、氏名、性別、生年月日
- ② 家族構成、収入及び資産の状況
- ③ 基礎年金番号、証書の記号番号
- ④ 市町村への申立又は手続きの状況
- ⑤ 保護の種類（生活扶助、教育扶助、医療扶助）
- ⑥ 具体的な相談事項

〔労働基準関係〕

- ① 対象者本人の住所、氏名、性別、生年月日
- ② 勤務先の名称、所在地、従業員数
- ③ 対象者の勤務先での職種・身分
- ④ 年金（社会保険）事務所への申請年月日
- ⑤ （解雇）年月日、解雇予告（通知方法（口頭、文書の別）、年月日）
- ⑥ （時間外労働の強制）超過勤務時間（1日何時間で月に何日程度など）

〔労働者災害補償関係〕

- ① 被災、死亡等した対象者本人の住所、氏名、性別、生年月日
- ② 勤務先の名称、所在地、従業員数（支店・出張所の場合、本社（本店）の名称、所在地）
- ③ 対象者の勤務先での職種・身分
- ④ 労働基準監督署の名称、申請年月日
- ⑤ 負傷又は発病年月日、災害の原因、発生状況

〔農地関係〕

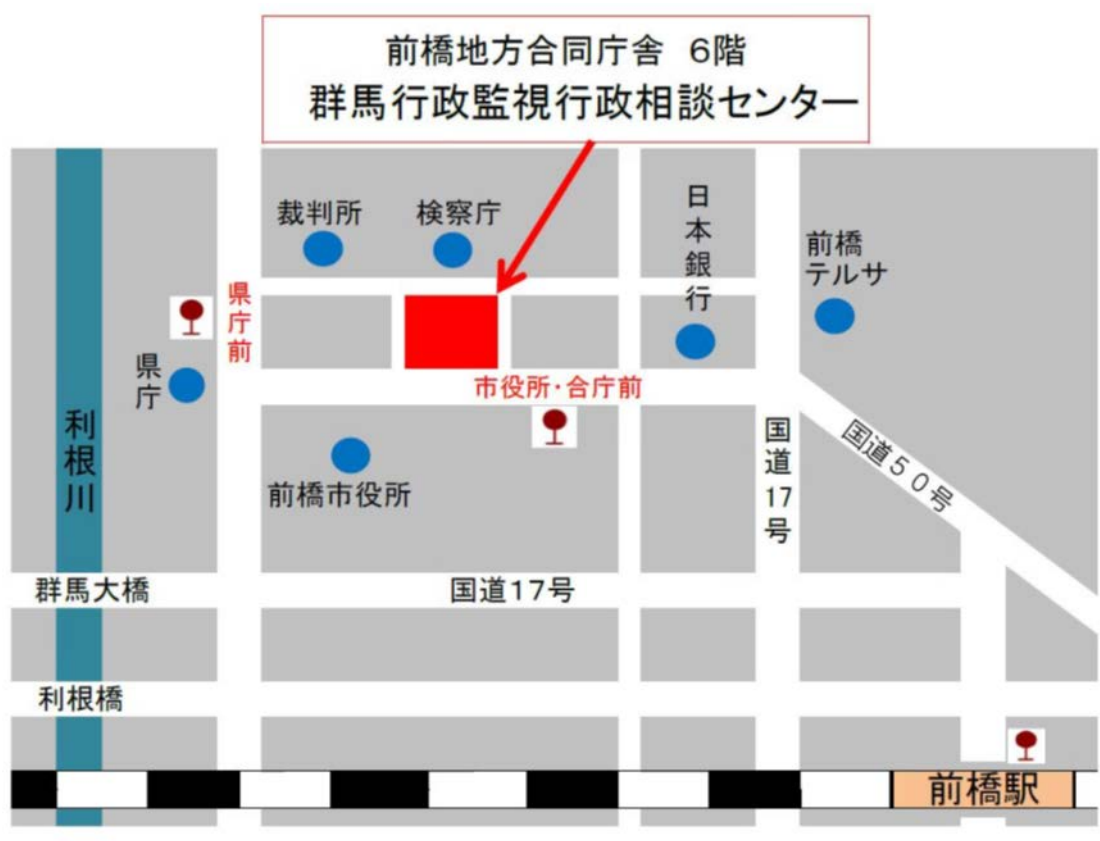
- ① 所在地、地目、地積、地番
- ② 所有者・耕作者の氏名、住所
- ③ 耕作（権利）関係、略図
- ④ （転用等申請）申請年月日

〔児童扶養手当関係〕

- ① 対象となる親子の氏名、住所
- ② 児童の生年月日（就学の場合は、学年）
- ③ 公的年金受給の有無、遺族補償の有無
- ④ 児童の監護者又は養育者の前年度所得額
- ⑤ 監護者の障害の程度又は生死不明となった年月日

群馬行政監視行政相談センターのご案内

関東管区行政評価局の現地拠点として、行政課題に応じた現場での行政情報の収集・分析と行政相談に取り組んでいます。



平成31年3月25日 初版（暫定版）発行

* 本冊子は必要に応じて内容の更新を行いますので、間違い、追加すべき情報等何かお気づきの点がありましたら以下へ御連絡ください。

総務省 群馬行政監視行政相談センター

住所：〒371-0026

前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階

電話：027-221-1648

FAX：027-221-1649

e-mail：gunma30@soumu.go.jp

行政相談委員制度 50 周年記念標語(平成 22 年 10 月 29 日発表)

「困ったら 一人で悩まず 行政相談」

まくみみ群馬



総務省行政相談センター

行政苦情 110 番  0570-090110

おこまりなら まる まる くじょーひゃくとうばん